

<h2 style="margin: 0;">告 示</h2>

告示第 1 5 1 号

平成 2 8 年 3 月 1 6 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日	その他
2月23日	はり札等	3	楡木・龍田弓削・画図町上無田	2月24日	
2月29日	はり札等	7	健軍・白山・大江・御幸西無田	3月1日	
3月1日	はり札等	10	新南部・月出・楠・黒髪	3月2日	
3月3日	はり札等	1	北千反畑町	3月4日	
3月4日	はり札等	1	清水亀井町	3月5日	
3月8日	はり札等	3	黒髪・上南部	3月9日	
3月10日	はり札等	1	京町	3月11日	
3月11日	はり札等	2	下南部・湖東	3月12日	
3月14日	はり札等	8	帯山・山ノ内・ 戸島西	3月15日	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）					

告示第 1 5 4 号

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和 6 0 年条例第 3 1 号) 第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年 3 月 1 1 日規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項
別表のとおり 登載省略
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 2 8 年 3 月 2 2 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 1 3 0 台

告 示 第 1 5 5 号

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

登載省略

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 1 5 8 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 9 0 1 0 1 7 0 9	グループホームふれあい 熊本市南区近見八丁目 1 4 番 5 9 号	株式会社勇幸社 熊本市南区近見八丁目 1 4 番 5 5 号 代表取締役 糸木 勇喜	平成 2 8 年 4 月 1 日	認知症対応型 共同生活介護
4 3 9 0 1 0 1 7 0 9	グループホームふれあい 熊本市南区近見八丁目 1 4 番 5 9 号	株式会社勇幸社 熊本市南区近見八丁目 1 4 番 5 5 号 代表取締役 糸木 勇喜	平成 2 8 年 4 月 1 日	介護予防 認知症対応型 共同生活介護

告 示 第 1 5 9 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
そうごう薬局 西里店 熊本市北区碓川町 1 1 3 1 総合メディカル株式会社 代表取締役 田代 五男	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成 28 年 3 月 14 日
学研ココファン小峯ヘルパーセンター	訪問介護・介護予防訪問	平成 28 年 3 月 1 日

熊本市東区小峯三丁目 1 番 10 号 株式会社 学研ココファン 代表取締役 五郎丸 徹	介護	
ふなつデンタルクリニック 熊本市南区八分字町 81-3 院長 船津 雅彦	介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 10 月 1 日
くすのきハロー歯科診療所 熊本市北区橋六丁目 1-37 医療法人社団 友志会 理事長 長 也寸志	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成 27 年 2 月 1 日
さくらんぼ薬局 熊本市中央区妙体寺町 2-5-101 有限会社 ミッテル 理事長 篠原 節	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成 26 年 7 月 1 日
レインボー薬局 熊本市北区山室六丁目 532-4 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役社長 岡山 善郎	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成 28 年 2 月 1 日
ケアプラス居宅介護支援センター 熊本市中央区神水二丁目 7-12 株式会社 ケアプラス 代表取締役 河野 淑孝	居宅介護支援	平成 28 年 2 月 12 日
居宅介護支援事業所 まごころ 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 8-15 エクセルハイム 1F 株式会社 dream factory 代表取締役 亀井 信一郎	居宅介護支援	平成 28 年 3 月 1 日

告示第 160 号
平成 28 年 3 月 25 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、同法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
医療法人社団 至福会 添島歯科医院 熊本市中央区桜町 1-28-205 添島 義樹	介護予防居宅療養管理指導	平成 28 年 3 月 2 日

告示第 161 号
平成 28 年 3 月 25 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
訪問看護ステーションみゆきの里 熊本市南区江越二丁目 7-1 医療法人 博光会 理事長 富島 三貴	平成 27 年 11 月 1 日	所在地変更

告示第 162 号
平成 28 年 3 月 25 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から

廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
けあらーず薬園指定訪問介護事業所 熊本市中央区薬園町 1 2 番 5 号 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成 28 年 3 月 31 日
ひまわり薬局 熊本市中央区神水 1 - 2 0 - 7 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純	平成 28 年 3 月 31 日
くすの木薬局 熊本市北区龍田 5 - 1 - 4 3 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純	平成 28 年 3 月 31 日
すみれ薬局 熊本市中央区本荘 2 - 1 4 - 1 3 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純	平成 28 年 3 月 31 日
福祉用具貸与事業所ひまわり 熊本市中央区神水 1 - 2 1 - 6 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純	平成 28 年 3 月 31 日

告 示 第 1 6 3 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 7 8 条及び法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに法第 1 1 5 条の 1 0 及び法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 1 8 9 2	ヘルパーステーション熊本東 熊本市東区三郎一丁目 1 0 - 1 8	株式会社 真和福祉会 熊本県宇城市松橋町久具 9 9 番地 代表取締役 田端 誠四郎	平成 2 8 年 3 月 2 5 日	訪問介護
4 3 7 0 1 1 1 8 9 2	ヘルパーステーション熊本東 熊本市東区三郎一丁目 1 0 - 1 8	株式会社 真和福祉会 熊本県宇城市松橋町久具 9 9 番地 代表取締役 田端 誠四郎	平成 2 8 年 3 月 2 5 日	介護予防訪問 介護

告 示 第 1 6 4 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- | | | |
|---|------------------|---|
| ア | 平成 28 年 2 月 29 日 | 銀座通りエリア,手取エリア,西区春日 3 丁目熊本駅前,中央区手取本町市役所南側 |
| イ | 平成 28 年 3 月 1 日 | 中央区九品寺 2 丁目 2 |
| ウ | 平成 28 年 3 月 2 日 | 手取エリア,辛島エリア,南区近見 1 丁目 10 |
| エ | 平成 28 年 3 月 3 日 | 手取エリア,新市街エリア,中央区出水 1 丁目 2 |
| オ | 平成 28 年 3 月 4 日 | 北区龍田弓削 1 丁目龍田出張所 |
| カ | 平成 28 年 3 月 7 日 | 銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア |
| キ | 平成 28 年 3 月 8 日 | 手取エリア |
| ク | 平成 28 年 3 月 9 日 | 西区上熊本 2 丁目 18 |
| ケ | 平成 28 年 3 月 11 日 | 中央区手取本町 1-1 市庁舎東側,中央区渡鹿 8 丁目東海学園前
駅前駐輪場,北区龍田町弓削 671 光の森駐輪場 |
| コ | 平成 28 年 3 月 14 日 | 銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,南区荒尾 2 丁目ア
クアドームくまもと |
| サ | 平成 28 年 3 月 15 日 | 銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,辛島エリア,並木坂
エリア |
| シ | 平成 28 年 3 月 16 日 | 中央区新屋敷 3 丁目 2 |
| ス | 平成 28 年 3 月 17 日 | 熊本駅高架下南側駐輪場,熊本駅高架下北側駐輪場,熊本駅駐
輪場 |
| セ | 平成 28 年 3 月 18 日 | 銀座通りエリア,手取エリア,上通自転車駐輪場,新市街エリア,
中央区白山 3 丁目 8 |

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 28 年 6 月 25 日まで

2 移動・保管台数

自転車 140 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096 - 370 - 5606）

熊本市中央区平成 2 丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示第 165 号

平成 28 年 3 月 25 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

- (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
ア 平成 28 年 3 月 17 日 西区上熊本 3 丁目上熊本仮設駐輪場
- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成 28 年 6 月 25 日まで
- 2 移動・保管台数
原動機付自転車 2 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成自転車保管所（電話 096 - 364 - 3910）
熊本市中央区平成 2 丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示第 166 号

平成 28 年 3 月 25 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
17-421	島町 3 丁目 第 5 号線	南区島町 3 丁目 2 番 2 地先から 南区島町 3 丁目 7 番 3 地先まで	旧	12.0~13.4	82.7
		南区島町 3 丁目 2 番 2 地先から 南区島町 3 丁目 7 番 2 地先まで	新	12.0~22.9	82.7
17-438	島町 4 丁目 第 13 号 線	南区島町 4 丁目 4 番地先から 南区島町 4 丁目 10 番 3 地先まで	旧	13.5~26.7	97.0
		南区島町 4 丁目 4 番地先から 南区島町 4 丁目 10 番 1 地先まで	新	14.0~31.4	97.0
17-439	刈草 2 丁目 島町 4 丁目 第 1 号線	南区刈草 2 丁目 100 番地先から 南区島町 4 丁目 2 番地先まで	旧	9.1~14.3	14.3
		南区刈草 2 丁目 100 番地先から 南区島町 4 丁目 2 番地先まで	新	9.1~106.7	14.3

告 示 第 1 6 7 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
9 - 1 0 7 4	清水新地 5 丁目 第 2 号線	北区清水新地 5 丁目 1 9 0 0 番 1	地先	
		北区清水新地 5 丁目 1 9 0 0 番 7	地先	
1 0 - 8 0 2	龍田 5 丁目 第 1 2 号線	北区龍田 5 丁目 1 7 0 0 番 2 1	地先	
		北区龍田 5 丁目 1 7 0 0 番 1 6	地先	
1 2 - 1 1 4 2	山ノ神 1 丁目 第 3 号線	東区山ノ神 1 丁目 3 2 8 5 番 1 0	地先	
		東区山ノ神 1 丁目 3 2 8 5 番 1 6	地先	
1 2 - 1 1 4 3	新生 1 丁目 第 2 4 号線	東区新生 1 丁目 2 1 0 番 1	地先	
		東区新生 1 丁目 2 1 0 番 1 2	地先	
1 2 - 1 1 4 4	佐土原 2 丁目 第 6 号線	東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 5 1	地先	
		東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 1 3	地先	
1 2 - 1 1 4 5	佐土原 2 丁目 第 7 号線	東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 4 3	地先	
		東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 5 2	地先	
1 2 - 1 1 4 6	佐土原 2 丁目 第 8 号線	東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 5 6	地先	
		東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 7 2	地先	
1 2 - 1 1 4 7	佐土原 2 丁目 第 9 号線	東区佐土原 2 丁目 5 0 4 番 4	地先	
		東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 1 5	地先	
1 2 - 1 1 3 4	佐土原 2 丁目 第 4 号線	東区佐土原 2 丁目 5 0 1 番 1	地先	
		東区佐土原 2 丁目 4 8 9 番	地先	
1 2 - 1 1 4 8	佐土原 3 丁目 第 1 1 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 9	地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 3 9	地先	
1 2 - 1 1 4 9	佐土原 3 丁目 第 1 2 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 1 0	地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 1 9	地先	
1 2 - 1 1 5 0	佐土原 3 丁目 第 1 3 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 4 8	地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 2 7	地先	

17 - 504	野口3丁目 第10号線	南区野口3丁目960番4	地先
		南区野口3丁目960番2	地先
23 - 907	戸島本町 第5号線	東区戸島本町3994番16	地先
		東区戸島本町3994番2	地先
24 - 511	鶴羽田4丁目 第3号線	北区鶴羽田4丁目1217番1	地先
		北区鶴羽田4丁目1215番5	地先
9 - 1075	榆木2丁目 第5号線	北区榆木2丁目1507番5	地先
		北区榆木2丁目1507番9	地先
12 - 1151	京塚本町 第39号線	東区京塚本町1791番11	地先
		東区京塚本町1796番10	地先
13 - 485	秋津1丁目 第5号線	東区秋津1丁目2155番	地先
		東区秋津1丁目2159番	地先
19 - 161	池上町 第51号線	西区池上町2239番47	地先
		西区池上町2239番28	地先
23 - 908	長嶺南6丁目 第9号線	東区長嶺南6丁目1887番3	地先
		東区長嶺南6丁目1887番11	地先
24 - 481	貢町 第15号線	北区貢町1219番1	地先
		北区貢町2064番1	地先
24 - 512	貢町 第16号線	北区貢町2024番	地先
		北区貢町2034番2	地先

告 示 第 1 6 8 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
12 - 1134	佐土原2丁目 第4号線	東区佐土原2丁目501番1	地先
		東区佐土原2丁目478番1	地先
24 - 481	貢町	貢町1219番1	地先

	第 1 5 号線	貢町 2 0 2 3 番	地先	
7 - 2 2 3	島崎 6 丁目 第 3 号線	島崎 6 丁目 1 2 9 番	地先	
		島崎 6 丁目 1 4 9 番	地先	

告 示 第 1 6 9 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		路面幅員 (m)	延長 (m)
		終 点			
9 - 1 0 7 4	清水新地 5 丁目 第 2 号線	北区清水新地 5 丁目 1 9 0 0 番 1	地先	4 . 0 ~	3 5 . 0
		北区清水新地 5 丁目 1 9 0 0 番 7	地先	9 . 0	
1 0 - 8 0 2	龍田 5 丁目 第 1 2 号線	北区龍田 5 丁目 1 7 0 0 番 2 1	地先	5 . 0 ~	4 7 . 1
		北区龍田 5 丁目 1 7 0 0 番 1 6	地先	1 5 . 0	
1 2 - 1 1 4 2	山ノ神 1 丁目 第 3 号線	東区山ノ神 1 丁目 3 2 8 5 番 1 0	地先	5 . 0 ~	5 0 . 6
		東区山ノ神 1 丁目 3 2 8 5 番 1 6	地先	1 5 . 0	
1 2 - 1 1 4 3	新生 1 丁目 第 2 4 号線	東区新生 1 丁目 2 1 0 番 1	地先	6 . 0 ~	5 6 . 3
		東区新生 1 丁目 2 1 0 番 1 2	地先	1 1 . 0	
1 2 - 1 1 4 4	佐土原 2 丁目 第 6 号線	東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 5 1	地先	6 . 0 ~	4 0 1 . 6
		東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 1 3	地先	1 0 . 5	
1 2 - 1 1 4 5	佐土原 2 丁目 第 7 号線	東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 4 3	地先	6 . 0 ~	1 5 6 . 3
		東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 5 2	地先	1 0 . 4	
1 2 - 1 1 4 6	佐土原 2 丁目 第 8 号線	東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 5 6	地先	6 . 0 ~	3 0 . 4
		東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 7 2	地先	1 0 . 3	
1 2 - 1 1 4 7	佐土原 2 丁目 第 9 号線	東区佐土原 2 丁目 5 0 4 番 4	地先	6 . 0 ~	2 9 . 5
		東区佐土原 2 丁目 4 7 4 番 1 5	地先	1 0 . 4	
1 2 - 1 1 3 4	佐土原 2 丁目 第 4 号線	東区佐土原 2 丁目 5 0 1 番 1	地先	1 . 7 ~	1 6 5 . 5
		東区佐土原 2 丁目 4 8 9 番	地先	3 . 7	
1 2 - 1 1 4 8	佐土原 3 丁目 第 1 1 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 9	地先	6 . 0 ~	9 8 . 6
		東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 3 9	地先	1 0 . 3	

告 示 第 1 7 0 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規

定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
9 - 1074	清水新地5丁目 第2号線	北区清水新地5丁目1900番1	地先	
		北区清水新地5丁目1900番7	地先	
10 - 802	龍田5丁目 第12号線	北区龍田5丁目1700番21	地先	
		北区龍田5丁目1700番16	地先	
12 - 1142	山ノ神1丁目 第3号線	東区山ノ神1丁目3285番10	地先	
		東区山ノ神1丁目3285番16	地先	
12 - 1143	新生1丁目 第24号線	東区新生1丁目210番1	地先	
		東区新生1丁目210番12	地先	
12 - 1144	佐土原2丁目 第6号線	東区佐土原2丁目474番51	地先	
		東区佐土原2丁目474番13	地先	
12 - 1145	佐土原2丁目 第7号線	東区佐土原2丁目474番43	地先	
		東区佐土原2丁目474番52	地先	
12 - 1146	佐土原2丁目 第8号線	東区佐土原2丁目474番56	地先	
		東区佐土原2丁目474番72	地先	
12 - 1147	佐土原2丁目 第9号線	東区佐土原2丁目504番4	地先	
		東区佐土原2丁目474番15	地先	
12 - 1134	佐土原2丁目 第4号線	東区佐土原2丁目501番1	地先	
		東区佐土原2丁目489番	地先	
12 - 1148	佐土原3丁目 第11号線	東区佐土原3丁目3460番9	地先	
		東区佐土原3丁目3460番39	地先	
12 - 1149	佐土原3丁目 第12号線	東区佐土原3丁目3460番10	地先	
		東区佐土原3丁目3460番19	地先	
12 - 1150	佐土原3丁目 第13号線	東区佐土原3丁目3460番48	地先	
		東区佐土原3丁目3460番27	地先	
17 - 504	野口3丁目 第10号線	南区野口3丁目960番4	地先	
		南区野口3丁目960番2	地先	

23 - 907	戸島本町 第5号線	東区戸島本町3994番16	地先
		東区戸島本町3994番2	地先
24 - 511	鶴羽田4丁目 第3号線	北区鶴羽田4丁目1217番1	地先
		北区鶴羽田4丁目1215番5	地先
9 - 1075	榆木2丁目 第5号線	北区榆木2丁目1507番5	地先
		北区榆木2丁目1507番9	地先
12 - 1151	京塚本町 第39号線	東区京塚本町1791番11	地先
		東区京塚本町1796番10	地先
19 - 161	池上町 第51号線	西区池上町2239番47	地先
		西区池上町2239番28	地先
23 - 908	長嶺南6丁目 第9号線	東区長嶺南6丁目1887番3	地先
		東区長嶺南6丁目1887番11	地先
24 - 481	貢町 第15号線	北区貢町1219番1	地先
		北区貢町2064番1	地先
24 - 512	貢町 第16号線	北区貢町2024番	地先
		北区貢町2034番2	地先

供用開始の期日

平成28年3月25日

告 示 第 1 7 1 号

平成28年3月25日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
5026	兎谷1丁目榆木1丁目第1号線	北区兎谷1丁目582番6	地先
		北区榆木1丁目1207番1	地先
5035	龍田2丁目楠4丁目第1号線	北区龍田2丁目748番3	地先
		北区楠4丁目12番2	地先

9 - 442	清水新地 3 丁目第 1 号線	北区清水新地 3 丁目 845 番 2	地先
		北区清水新地 3 丁目 809 番	地先
9 - 450	清水新地 6 丁目麻生田 2 丁目第 1 号線	北区清水新地 6 丁目 1860 番 4	地先
		北区麻生田 2 丁目 1165 番	地先
9 - 487	麻生田 3 丁目第 6 号線	北区麻生田 3 丁目 972 番 1	地先
		北区麻生田 3 丁目 975 番 1	地先
9 - 490	清水新地 6 丁目第 1 号線	北区清水新地 6 丁目 1029 番 5	地先
		北区清水新地 6 丁目 1070 番 7	地先
9 - 776	清水新地 3 丁目第 2 号線	北区清水新地 3 丁目 810 番 3	地先
		北区清水新地 3 丁目 813 番 15	地先
9 - 1037	清水新地 4 丁目第 3 号線	北区清水新地 4 丁目 806 番 3	地先
		北区清水新地 4 丁目 1882 番 3	地先
10 - 6	弓削第 2 号線	北区龍田弓削 721 番 1	地先
		北区龍田弓削 392 番 2	地先
10 - 245	龍田弓削 1 丁目第 6 号線	北区龍田弓削 1 丁目 41 番	地先
		北区龍田弓削 1 丁目 1224 番 6	地先

告 示 第 1 7 2 号

平成 28 年 3 月 25 日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
5026	兎谷 1 丁目楡木 1 丁目第 1 号線	兎谷 1 丁目 582 番 6	地先
		楡木 1 丁目 1207 番 3	地先
5035	龍田 2 丁目龍田 8 丁目第 1 号線	龍田 2 丁目 748 番 3	地先
		龍田 8 丁目 1279 番 1	地先

9 - 4 4 2	新地第 2 2 号線	清水町新地 8 4 5 番 2	地先
		清水町新地 1 0 3 6 番 1	地先
9 - 4 5 0	新地第 3 0 号線	清水町新地 1 8 6 0 番 3	地先
		清水町麻生田 1 1 6 5 番	地先
9 - 4 8 7	麻生田第 1 3 号線	清水町麻生田 1 0 0 4 番 1	地先
		清水町麻生田 9 7 5 番	地先
9 - 4 8 8	麻生田新地第 3 号線	清水町麻生田 1 0 0 2 番	地先
		清水町新地 1 0 6 3 番	地先
9 - 4 9 0	新地第 4 8 号線	清水町新地 1 0 3 7 番 1	地先
		清水町新地 1 0 7 0 番 2	地先
9 - 7 7 6	新地第 8 7 号線	清水新地町 8 1 0 番 2	地先
		清水新地町 8 1 3 番 1 5	地先
9 - 8 4 4	大窪第 6 4 号線	清水町大窪 4 番 1	地先
		清水町大窪 5 番 2	地先
9 - 1 0 3 7	清水新地 4 丁目第 2 号線	清水新地 4 丁目 1 8 6 3 番 1	地先
		清水新地 4 丁目 1 8 8 2 番 3	地先
1 0 - 6	弓削第 2 号線	龍田町弓削 7 2 1 番 6	地先
		龍田町弓削 3 9 2 番 2	地先
1 0 - 2 4 5	弓削第 3 6 号線	龍田町弓削 4 1 番	地先
		龍田町弓削 1 2 2 4 番 2	地先

告 示 第 1 7 3 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点	路面幅員 (m)	延長 (m)
		終 点		
5 0 2 6	兎谷 1 丁目楡木 1 丁目第 1 号線	北区兎谷 1 丁目 5 8 2 番 6	1 . 8 ~	2 4 3 2 . 7
		北区楡木 1 丁目 1 2 0 7 番 1	1 0 . 0	
5 0 3 5	龍田 2 丁目楠 4 丁目第 1 号	北区龍田 2 丁目 7 4 8 番 3	3 . 4 ~	2 0 3 1 . 7

	線	北区楠4丁目12番2	地先	16.4	
9 - 4 4 2	清水新地3丁目第1号線	北区清水新地3丁目845番2	地先	4.0~	441.3
		北区清水新地3丁目809番	地先	9.8	
9 - 4 5 0	清水新地6丁目麻生田2丁目第1号線	北区清水新地6丁目1860番4	地先	2.9~	709.6
		北区麻生田2丁目1165番	地先	5.3	
9 - 4 8 7	麻生田3丁目第6号線	北区麻生田3丁目972番1	地先	3.0~	110.5
		北区麻生田3丁目975番1	地先	6.1	
9 - 4 9 0	清水新地6丁目第1号線	北区清水新地6丁目1029番5	地先	0.9~	240.5
		北区清水新地6丁目1070番7	地先	4.0	
9 - 7 7 6	清水新地3丁目第2号線	北区清水新地3丁目810番3	地先	4.0~	74.4
		北区清水新地3丁目813番15	地先	6.5	
9 - 1 0 37	清水新地4丁目第3号線	北区清水新地4丁目806番3	地先	2.3~	537.8
		北区清水新地4丁目1882番3	地先	8.6	
10 - 6	弓削第2号線	北区龍田弓削721番1	地先	3.4~	754.1
		北区龍田弓削392番2	地先	11.7	
10 - 2 45	龍田弓削1丁目第6号線	北区龍田弓削1丁目41番	地先	1.5~	181.2
		北区龍田弓削1丁目1224番6	地先	6.3	

告 示 第 1 7 4 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
5026	兎谷1丁目楡木1丁目第1号線	北区兎谷1丁目582番6	地先	
		北区楡木1丁目1207番1	地先	
5035	龍田2丁目楠4丁目第1号線	北区龍田2丁目748番3	地先	
		北区楠4丁目12番2	地先	

9 - 4 4 2	清水新地 3 丁目第 1 号線	北区清水新地 3 丁目 8 4 5 番 2	地先
		北区清水新地 3 丁目 8 0 9 番	地先
9 - 4 5 0	清水新地 6 丁目麻生田 2 丁目第 1 号線	北区清水新地 6 丁目 1 8 6 0 番 4	地先
		北区麻生田 2 丁目 1 1 6 5 番	地先
9 - 4 8 7	麻生田 3 丁目第 6 号線	北区麻生田 3 丁目 9 7 2 番 1	地先
		北区麻生田 3 丁目 9 7 5 番 1	地先
9 - 4 9 0	清水新地 6 丁目第 1 号線	北区清水新地 6 丁目 1 0 2 9 番 5	地先
		北区清水新地 6 丁目 1 0 7 0 番 7	地先
9 - 7 7 6	清水新地 3 丁目第 2 号線	北区清水新地 3 丁目 8 1 0 番 3	地先
		北区清水新地 3 丁目 8 1 3 番 1 5	地先
9 - 1 0 3 7	清水新地 4 丁目第 3 号線	北区清水新地 4 丁目 8 0 6 番 3	地先
		北区清水新地 4 丁目 1 8 8 2 番 3	地先
1 0 - 6	弓削第 2 号線	北区龍田弓削 7 2 1 番 1	地先
		北区龍田弓削 3 9 2 番 2	地先
1 0 - 2 4 5	龍田弓削 1 丁目第 6 号線	北区龍田弓削 1 丁目 4 1 番	地先
		北区龍田弓削 1 丁目 1 2 2 4 番 6	地先

供用開始の期日

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

告 示 第 1 7 5 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
4 1 1 7	滴水豊岡第 1 号線	北区植木町滴水 1 0 4 3 番 3	地先
		北区植木町豊岡 1 4 4 1 番 1	地先

4 1 1 8	岩野大井第 1 号線	北区植木町岩野 1 9 9 7 番 1	地先	
		北区植木町大井 3 7 7 番	地先	
4 1 1 9	正清米塚第 1 号線	北区植木町正清 1 0 6 6 番 8	地先	
		北区植木町米塚 7 3 番 1	地先	
4 1 2 0	米塚田底第 1 号線	北区植木町米塚 9 5 6 番 1	地先	
		北区植木町田底 3 3 3 番	地先	
4 1 2 1	亀甲内第 1 号線	北区植木町亀甲 2 1 4 番 2	地先	
		北区植木町内 5 5 番	地先	
4 1 2 2	山本第 1 号線	北区植木町山本 7 4 4 番 1	地先	
		北区植木町山本 1 2 2 9 番 1	地先	
4 1 2 4	滴水轟第 1 号線	北区植木町滴水 1 4 8 0 番 1	地先	
		北区植木町轟 1 7 8 0 番 2	地先	
4 1 2 5	富応山本第 1 号線	北区植木町富応 1 2 2 3 番 1	地先	
		北区植木町山本 4 3 7 番	地先	
4 1 2 6	平原米塚第 1 号線	北区植木町平原 5 7 0 番 1	地先	
		北区植木町米塚 1 0 1 1 番 1	地先	
4 1 2 7	鞍掛第 1 号線	北区植木町鞍掛 1 番 3	地先	
		北区植木町鞍掛 3 6 番 1	地先	
4 1 2 8	正清第 1 号線	北区植木町正清 1 0 9 番 1	地先	
		北区植木町正清 4 9 9 番 3	地先	
4 1 2 9	轟第 1 号線	北区植木町轟 1 3 3 5 番 1	地先	
		北区植木町轟 1 3 2 8 番 1	地先	
4 1 3 0	山本第 2 号線	北区植木町山本 1 4 2 0 番 2	地先	
		北区植木町山本 1 1 0 3 番 1	地先	
4 1 3 1	山本第 3 号線	北区植木町山本 1 4 0 3 番 3	地先	
		北区植木町山本 1 4 2 0 番 2	地先	
4 1 3 2	色出第 1 号線	北区植木町色出 5 1 2 番	地先	
		北区植木町色出 3 4 7 番 4	地先	
4 1 3 3	色出第 2 号線	北区植木町色出 5 4 0 番 1	地先	
		北区植木町色出 5 5 0 番 1	地先	

5 1 4 9	清水第 1 号線	北区植木町清水 3 7 9 6 番 3	地先	
		北区植木町清水 2 3 2 7 番 1	地先	
5 1 5 0	清水第 2 号線	北区植木町清水 2 7 2 4 番 1	地先	
		北区植木町清水 3 5 4 8 番 1	地先	
5 1 5 1	清水第 3 号線	北区植木町清水 4 1 9 9 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 0 4 4 番	地先	
5 1 5 2	清水第 4 号線	北区植木町清水 1 1 4 9 番	地先	
		北区植木町清水 2 1 1 9 番 1	地先	
5 1 5 3	清水第 5 号線	北区植木町清水 1 1 4 6 番 3	地先	
		北区植木町清水 1 6 6 9 番 2	地先	
5 1 5 4	内山本第 1 号線	北区植木町内 8 0 7 番 2	地先	
		北区植木町山本 7 5 1 番	地先	
5 1 5 5	味取岩野第 1 号線	北区植木町味取 3 6 0 番 1	地先	
		北区植木町岩野 3 1 5 8 番 2	地先	
5 1 5 6	岩野第 1 号線	北区植木町岩野 6 0 番	地先	
		北区植木町岩野 2 6 2 9 番	地先	
5 1 5 7	小野広住第 1 号線	北区植木町小野 1 2 2 8 番 6	地先	
		北区植木町広住 1 2 9 2 番 2	地先	
5 1 5 8	有泉小野第 1 号線	北区植木町有泉 8 3 2 番 1	地先	
		北区植木町小野 8 7 番 1	地先	
5 1 5 9	石川第 1 号線	北区植木町石川 7 9 2 番 1	地先	
		北区植木町石川 4 5 0 番 1	地先	
5 1 6 0	豊田今藤第 1 号線	北区植木町豊田 6 0 2 番 1	地先	
		北区植木町今藤 1 0 1 7 番	地先	
5 1 6 1	平井古閑第 1 号線	北区植木町平井 7 5 8 番 4	地先	
		北区植木町古閑 8 8 7 番 1	地先	
5 1 6 3	田底伊知坊第 1 号線	北区植木町田底 1 6 3 8 番	地先	
		北区植木町伊知坊 4 4 5 番 2	地先	
5 1 6 4	田底第 1 号線	北区植木町田底 3 9 5 番	地先	
		北区植木町田底 1 0 5 番 2	地先	

5 1 6 5	正清田底第 1 号線	北区植木町正清 7 8 1 番 1	地先	
		北区植木町田底 2 8 8 7 番 1	地先	
5 1 6 6	田底第 2 号線	北区植木町田底 2 6 6 9 番	地先	
		北区植木町田底 2 6 6 0 番	地先	
5 1 6 7	富応轟第 1 号線	北区植木町富応 1 3 2 7 番 1	地先	
		北区植木町轟 1 8 8 5 番 2	地先	
5 1 6 8	豊岡第 1 号線	北区植木町豊岡 5 7 4 番 1	地先	
		北区植木町豊岡 6 2 7 番	地先	
5 1 6 9	木留第 1 号線	北区植木町木留 1 5 4 番 1	地先	
		北区植木町木留 2 1 5 番 2	地先	
5 1 7 0	木留第 2 号線	北区植木町木留 7 7 3 番 1	地先	
		北区植木町木留 1 4 8 0 番 1	地先	
5 1 7 1	木留第 3 号線	北区植木町木留 1 0 5 7 番 1	地先	
		北区植木町木留 1 1 8 5 番	地先	
5 1 7 2	鑑田第 1 号線	北区植木町鑑田 1 9 2 9 番	地先	
		北区植木町鑑田 1 4 3 4 番	地先	
5 1 7 3	滴水轟第 2 号線	北区植木町滴水 1 2 0 5 番 1	地先	
		北区植木町轟 6 1 6 番 1	地先	
5 1 7 4	清水第 6 号線	北区植木町清水 3 9 4 5 番 2	地先	
		北区植木町清水 3 9 6 5 番	地先	
5 1 7 5	清水第 7 号線	北区植木町清水 1 7 6 8 番 1	地先	
		北区植木町清水 1 6 6 4 番 1	地先	
5 1 7 6	山本第 4 号線	北区植木町山本 7 8 1 番	地先	
		北区植木町山本 1 0 6 8 番	地先	
5 1 7 7	岩野第 2 号線	北区植木町岩野 2 3 5 0 番 1	地先	
		北区植木町岩野 2 4 1 9 番 1	地先	
5 1 7 8	岩野第 3 号線	北区植木町岩野 1 7 2 1 番 9	地先	
		北区植木町岩野 1 6 5 6 番 3	地先	
5 1 7 9	有泉第 1 号線	北区植木町有泉 8 2 7 番 1	地先	
		北区植木町有泉 9 3 3 番 1	地先	

5180	有泉小野第2号線	北区植木町有泉1031番	地先	
		北区植木町小野52番1	地先	
5181	有泉第2号線	北区植木町有泉909番3	地先	
		北区植木町有泉902番4	地先	
5185	富応第1号線	北区植木町富応1335番1	地先	
		北区植木町富応1338番5	地先	
5186	鑑田第2号線	北区植木町鑑田1945番2	地先	
		北区植木町鑑田1996番	地先	
5187	鑑田第3号線	北区植木町鑑田1903番	地先	
		北区植木町鑑田712番	地先	
5188	滴水第1号線	北区植木町滴水974番1	地先	
		北区植木町滴水953番1	地先	
30-1	鑑田第4号線	北区植木町鑑田420番	地先	
		北区植木町鑑田277番1	地先	
30-2	鑑田第5号線	北区植木町鑑田102番5	地先	
		北区植木町鑑田205番	地先	
30-3	鑑田第6号線	北区植木町鑑田1993番1	地先	
		北区植木町鑑田75番	地先	
30-4	鑑田第7号線	北区植木町鑑田1646番1	地先	
		北区植木町鑑田1555番4	地先	
30-5	鑑田第8号線	北区植木町鑑田1475番1	地先	
		北区植木町鑑田1368番1	地先	
30-6	鑑田第9号線	北区植木町鑑田765番8	地先	
		北区植木町鑑田765番4	地先	
30-7	鑑田第10号線	北区植木町鑑田680番1	地先	
		北区植木町鑑田1243番1	地先	
30-8	鑑田第11号線	北区植木町鑑田1144番6	地先	
		北区植木町鑑田1144番20	地先	
30-9	鑑田第12号線	北区植木町鑑田704番	地先	
		北区植木町鑑田712番	地先	

30 - 10	鑑田第 13 号線	北区植木町鑑田 1341 番	地先	
		北区植木町鑑田 828 番 1	地先	
30 - 11	鑑田第 14 号線	北区植木町鑑田 1325 番 2	地先	
		北区植木町鑑田 1312 番 1	地先	
30 - 12	鑑田第 15 号線	北区植木町鑑田 1829 番	地先	
		北区植木町鑑田 1810 番 1	地先	
30 - 13	鑑田第 16 号線	北区植木町鑑田 1822 番	地先	
		北区植木町鑑田 1819 番	地先	
30 - 14	鑑田第 17 号線	北区植木町鑑田 1350 番	地先	
		北区植木町鑑田 1800 番	地先	
30 - 15	鑑田第 18 号線	北区植木町鑑田 1368 番 1	地先	
		北区植木町鑑田 1757 番 1	地先	
30 - 16	鑑田第 19 号線	北区植木町鑑田 879 番	地先	
		北区植木町鑑田 883 番	地先	
30 - 17	鑑田第 20 号線	北区植木町鑑田 72 番	地先	
		北区植木町鑑田 98 番 1	地先	
30 - 18	鑑田荻白第 1 号線	北区植木町鑑田 654 番 3	地先	
		北区植木町荻白 139 番	地先	
30 - 19	鑑田荻白第 2 号線	北区植木町鑑田 619 番	地先	
		北区植木町荻白 230 番	地先	
30 - 20	鑑田滴水第 1 号線	北区植木町鑑田 836 番 1	地先	
		北区植木町滴水 50 番 1	地先	
30 - 21	鑑田投刀塚第 1 号線	北区植木町鑑田 1698 番 1	地先	
		北区植木町投刀塚 484 番 1	地先	
30 - 22	有泉第 3 号線	北区植木町有泉 1106 番 2	地先	
		北区植木町有泉 808 番 3	地先	
30 - 23	有泉第 4 号線	北区植木町有泉 1204 番	地先	
		北区植木町有泉 351 番	地先	
30 - 24	有泉第 5 号線	北区植木町有泉 780 番	地先	
		北区植木町有泉 756 番 1	地先	

30 - 25	有泉第 6 号線	北区植木町有泉 7 3 3 番	地先	
		北区植木町有泉 7 3 4 番 1	地先	
30 - 26	有泉第 7 号線	北区植木町有泉 7 8 6 番 6	地先	
		北区植木町有泉 7 9 3 番	地先	
30 - 27	有泉第 8 号線	北区植木町有泉 7 7 6 番	地先	
		北区植木町有泉 7 5 0 番	地先	
30 - 28	有泉第 9 号線	北区植木町有泉 7 3 5 番	地先	
		北区植木町有泉 7 4 2 番 1	地先	
30 - 29	有泉第 10 号線	北区植木町有泉 6 3 2 番 3	地先	
		北区植木町有泉 6 7 9 番	地先	
30 - 30	有泉第 11 号線	北区植木町有泉 6 2 6 番	地先	
		北区植木町有泉 6 1 3 番	地先	
30 - 31	有泉第 12 号線	北区植木町有泉 6 2 6 番	地先	
		北区植木町有泉 4 3 0 番 2	地先	
30 - 32	有泉第 13 号線	北区植木町有泉 6 0 0 番 1	地先	
		北区植木町有泉 6 8 6 番	地先	
30 - 33	有泉第 14 号線	北区植木町有泉 5 4 7 番	地先	
		北区植木町有泉 4 9 2 番	地先	
30 - 34	有泉第 15 号線	北区植木町有泉 4 2 0 番	地先	
		北区植木町有泉 4 9 6 番	地先	
30 - 35	有泉第 16 号線	北区植木町有泉 5 0 2 番 1	地先	
		北区植木町有泉 4 9 3 番	地先	
30 - 36	有泉第 17 号線	北区植木町有泉 3 7 8 番	地先	
		北区植木町有泉 3 7 0 番	地先	
30 - 37	有泉第 18 号線	北区植木町有泉 3 5 4 番	地先	
		北区植木町有泉 3 3 5 番	地先	
30 - 38	有泉第 19 号線	北区植木町有泉 7 6 6 番	地先	
		北区植木町有泉 7 1 8 番	地先	
30 - 39	有泉第 20 号線	北区植木町有泉 9 7 2 番 1	地先	
		北区植木町有泉 1 0 0 4 番 1	地先	

30 - 40	有泉石川第 1 号線	北区植木町有泉 1 2 6 5 番 2	地先	
		北区植木町石川 5 2 2 番 1	地先	
30 - 41	有泉岩野第 1 号線	北区植木町有泉 6 5 2 番 6	地先	
		北区植木町岩野 2 7 7 0 番 2	地先	
30 - 42	有泉小野第 3 号線	北区植木町有泉 1 3 3 8 番 1	地先	
		北区植木町小野 6 0 番 1	地先	
30 - 43	有泉古閑第 1 号線	北区植木町有泉 6 0 7 番 1	地先	
		北区植木町古閑 3 0 2 番 1	地先	
30 - 45	石川有泉第 1 号線	北区植木町石川 7 8 2 番 1	地先	
		北区植木町有泉 9 7 1 番 1	地先	
30 - 46	石川小野第 1 号線	北区植木町石川 5 5 番 1	地先	
		北区植木町小野 4 0 6 番 1	地先	
30 - 47	伊知坊第 2 号線	北区植木町伊知坊 5 4 2 番 7	地先	
		北区植木町伊知坊 7 5 2 番	地先	
30 - 48	伊知坊第 3 号線	北区植木町伊知坊 4 1 8 番 2 4	地先	
		北区植木町伊知坊 4 3 1 番 6	地先	
30 - 49	伊知坊第 4 号線	北区植木町伊知坊 1 2 番	地先	
		北区植木町伊知坊 2 0 番 1	地先	
30 - 50	伊知坊第 5 号線	北区植木町伊知坊 2 5 2 番 1	地先	
		北区植木町伊知坊 9 0 番 1	地先	
30 - 51	伊知坊第 6 号線	北区植木町伊知坊 3 7 0 番 4	地先	
		北区植木町伊知坊 2 5 5 番	地先	
30 - 52	伊知坊第 7 号線	北区植木町伊知坊 3 5 3 番	地先	
		北区植木町伊知坊 3 5 1 番 1	地先	
30 - 53	伊知坊第 8 号線	北区植木町伊知坊 3 4 3 番 1	地先	
		北区植木町伊知坊 3 3 3 番 3	地先	
30 - 54	伊知坊第 9 号線	北区植木町伊知坊 5 2 2 番	地先	
		北区植木町伊知坊 5 0 8 番	地先	
30 - 55	伊知坊第 10 号線	北区植木町伊知坊 4 3 1 番 3 7	地先	
		北区植木町伊知坊 4 3 1 番 7	地先	

30 - 56	伊知坊第 1 号線	北区植木町伊知坊 5 8 4 番	地先	
		北区植木町伊知坊 6 2 3 番	地先	
30 - 57	伊知坊第 1 2 号線	北区植木町伊知坊 4 1 8 番 2 3	地先	
		北区植木町伊知坊 4 1 0 番 1 7	地先	
30 - 58	伊知坊第 1 3 号線	北区植木町伊知坊 4 1 8 番 2 3	地先	
		北区植木町伊知坊 4 1 8 番 1 0	地先	
30 - 59	伊知坊第 1 4 号線	北区植木町伊知坊 4 1 0 番 1 8	地先	
		北区植木町伊知坊 4 1 8 番 1 4	地先	
30 - 60	伊知坊平井第 1 号線	北区植木町伊知坊 9 9 番	地先	
		北区植木町平井 1 2 9 2 番	地先	
30 - 61	伊知坊舟島第 1 号線	北区植木町伊知坊 5 0 3 番	地先	
		北区植木町舟島 3 9 8 番 2	地先	
30 - 62	伊知坊米塚第 1 号線	北区植木町伊知坊 3 3 2 番 3	地先	
		北区植木町米塚 1 8 5 番 4	地先	
30 - 63	伊知坊米塚第 2 号線	北区植木町伊知坊 4 4 5 番 2	地先	
		北区植木町米塚 4 3 1 番 2	地先	
30 - 64	今藤第 1 号線	北区植木町今藤 8 1 2 番 1	地先	
		北区植木町今藤 7 2 9 番	地先	
30 - 65	今藤第 2 号線	北区植木町今藤 3 0 2 番 1	地先	
		北区植木町今藤 1 5 4 番 5	地先	
30 - 66	今藤第 3 号線	北区植木町今藤 4 8 8 番	地先	
		北区植木町今藤 3 4 0 番 1	地先	
30 - 67	今藤第 4 号線	北区植木町今藤 1 1 番 1	地先	
		北区植木町今藤 1 5 番 1	地先	
30 - 68	今藤第 5 号線	北区植木町今藤 3 8 番	地先	
		北区植木町今藤 4 4 番	地先	
30 - 69	今藤第 6 号線	北区植木町今藤 6 4 番	地先	
		北区植木町今藤 6 1 番	地先	
30 - 70	今藤第 7 号線	北区植木町今藤 7 0 番	地先	
		北区植木町今藤 2 5 0 番	地先	

30-71	今藤第8号線	北区植木町今藤193番1	地先	
		北区植木町今藤207番3	地先	
30-72	今藤第9号線	北区植木町今藤563番2	地先	
		北区植木町今藤543番12	地先	
30-73	今藤第10号線	北区植木町今藤336番1	地先	
		北区植木町今藤342番1	地先	
30-74	今藤第11号線	北区植木町今藤844番	地先	
		北区植木町今藤846番2	地先	
30-75	今藤第12号線	北区植木町今藤169番1	地先	
		北区植木町今藤173番1	地先	
30-76	今藤第13号線	北区植木町今藤29番1	地先	
		北区植木町今藤31番	地先	
30-77	今藤亀甲第1号線	北区植木町今藤231番1	地先	
		北区植木町亀甲442番2	地先	
30-78	今藤清水第1号線	北区植木町今藤986番1	地先	
		北区植木町清水4865番3	地先	
30-79	岩野第4号線	北区植木町岩野1515番1	地先	
		北区植木町岩野970番1	地先	
30-80	岩野第5号線	北区植木町岩野187番1	地先	
		北区植木町岩野1289番1	地先	
30-81	岩野第6号線	北区植木町岩野138番1	地先	
		北区植木町岩野1464番1	地先	
30-82	岩野第7号線	北区植木町岩野311番9	地先	
		北区植木町岩野362番1	地先	
30-83	岩野第8号線	北区植木町岩野438番4	地先	
		北区植木町岩野440番1	地先	
30-84	岩野第9号線	北区植木町岩野2025番30	地先	
		北区植木町岩野1405番	地先	
30-85	岩野第10号線	北区植木町岩野238番9	地先	
		北区植木町岩野236番1	地先	

30 - 86	岩野第 11 号線	北区植木町岩野 9 9 0 番 3	地先	
		北区植木町岩野 9 3 9 番 4	地先	
30 - 87	岩野第 12 号線	北区植木町岩野 9 3 2 番 2	地先	
		北区植木町岩野 9 3 2 番 1 0	地先	
30 - 88	岩野第 13 号線	北区植木町岩野 1 3 5 8 番 2	地先	
		北区植木町岩野 1 3 1 7 番	地先	
30 - 89	岩野第 14 号線	北区植木町岩野 8 9 7 番 1	地先	
		北区植木町岩野 8 9 3 番 8	地先	
30 - 90	岩野第 15 号線	北区植木町岩野 8 6 5 番 1 7	地先	
		北区植木町岩野 9 0 1 番 1	地先	
30 - 91	岩野第 16 号線	北区植木町岩野 3 3 5 9 番 1	地先	
		北区植木町岩野 3 3 7 0 番 1	地先	
30 - 92	岩野第 17 号線	北区植木町岩野 3 1 1 番 1 7	地先	
		北区植木町岩野 3 1 1 番 2 0	地先	
30 - 93	岩野第 18 号線	北区植木町岩野 2 8 5 番 1	地先	
		北区植木町岩野 5 3 9 番 3	地先	
30 - 94	岩野第 19 号線	北区植木町岩野 1 6 3 6 番 1	地先	
		北区植木町岩野 1 6 3 1 番 1 1	地先	
30 - 95	岩野第 20 号線	北区植木町岩野 9 3 2 番 2	地先	
		北区植木町岩野 9 3 2 番 1 0	地先	
30 - 96	岩野第 21 号線	北区植木町岩野 8 6 5 番 2 1	地先	
		北区植木町岩野 8 6 5 番 4 3	地先	
30 - 97	岩野第 22 号線	北区植木町岩野 8 6 5 番 3 5	地先	
		北区植木町岩野 8 6 5 番 3 9	地先	
30 - 98	岩野第 23 号線	北区植木町岩野 8 6 5 番 4 0	地先	
		北区植木町岩野 8 6 5 番 5 0	地先	
30 - 99	岩野小野第 1 号線	北区植木町岩野 5 2 3 番 2	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 6 番 3	地先	
30 - 100	岩野広住第 1 号線	北区植木町岩野 7 9 9 番 1	地先	
		北区植木町広住 4 8 1 番 4	地先	

30 - 101	植木第1号線	北区植木町植木121番2	地先	
		北区植木町植木119番1	地先	
30 - 102	植木第2号線	北区植木町植木211番1	地先	
		北区植木町植木211番4	地先	
30 - 103	植木第3号線	北区植木町植木157番7	地先	
		北区植木町植木163番3	地先	
30 - 104	植木第4号線	北区植木町植木177番3	地先	
		北区植木町植木180番	地先	
30 - 105	植木滴水第1号線	北区植木町植木22番3	地先	
		北区植木町滴水360番1	地先	
30 - 106	植木滴水第2号線	北区植木町植木233番	地先	
		北区植木町滴水64番1	地先	
30 - 107	植木一木第1号線	北区植木町植木110番1	地先	
		北区植木町一木182番1	地先	
30 - 108	植木広住第1号線	北区植木町植木233番	地先	
		北区植木町広住425番6	地先	
30 - 109	植木広住第2号線	北区植木町植木151番	地先	
		北区植木町広住12番9	地先	
30 - 110	植木舞尾第1号線	北区植木町植木76番1	地先	
		北区植木町舞尾600番11	地先	
30 - 111	上古閑第1号線	北区植木町上古閑118番	地先	
		北区植木町上古閑542番	地先	
30 - 112	上古閑円台寺第1号線	北区植木町上古閑87番1	地先	
		北区植木町円台寺141番4	地先	
30 - 113	上古閑大和第1号線	北区植木町上古閑43番4	地先	
		北区植木町大和76番	地先	
30 - 114	後古閑第1号線	北区植木町後古閑235番1	地先	
		北区植木町後古閑300番1	地先	
30 - 115	後古閑第2号線	北区植木町後古閑65番	地先	
		北区植木町後古閑78番	地先	

30 - 116	後古閑第3号線	北区植木町後古閑140番1	地先	
		北区植木町後古閑118番1	地先	
30 - 117	内第1号線	北区植木町内736番1	地先	
		北区植木町内1148番1	地先	
30 - 118	内第2号線	北区植木町内669番1	地先	
		北区植木町内705番1	地先	
30 - 119	内第3号線	北区植木町内1436番	地先	
		北区植木町内1421番5	地先	
30 - 120	内第4号線	北区植木町内991番2	地先	
		北区植木町内172番1	地先	
30 - 121	内第5号線	北区植木町内427番1	地先	
		北区植木町内828番	地先	
30 - 122	内第6号線	北区植木町内877番1	地先	
		北区植木町内861番2	地先	
30 - 123	内第7号線	北区植木町内176番1	地先	
		北区植木町内327番	地先	
30 - 124	内第8号線	北区植木町内1144番1	地先	
		北区植木町内1437番1	地先	
30 - 125	内第9号線	北区植木町内1618番1	地先	
		北区植木町内1612番2	地先	
30 - 126	内第10号線	北区植木町内1606番2	地先	
		北区植木町内1610番	地先	
30 - 127	内第11号線	北区植木町内1594番	地先	
		北区植木町内1598番	地先	
30 - 128	内第12号線	北区植木町内1579番	地先	
		北区植木町内1592番	地先	
30 - 129	内第13号線	北区植木町内1584番	地先	
		北区植木町内1587番	地先	
30 - 130	内第14号線	北区植木町内1472番2	地先	
		北区植木町内1478番	地先	

30 - 131	内第15号線	北区植木町内1484番	地先	
		北区植木町内1469番1	地先	
30 - 132	内第16号線	北区植木町内656番1	地先	
		北区植木町内743番1	地先	
30 - 133	内第17号線	北区植木町内1416番3	地先	
		北区植木町内1408番	地先	
30 - 134	内第18号線	北区植木町内359番8	地先	
		北区植木町内324番1	地先	
30 - 135	内第19号線	北区植木町内1445番1	地先	
		北区植木町内1447番5	地先	
30 - 136	内今藤第1号線	北区植木町内1144番1	地先	
		北区植木町今藤875番1	地先	
30 - 137	内今藤第2号線	北区植木町内1692番1	地先	
		北区植木町今藤949番1	地先	
30 - 138	内平井第1号線	北区植木町内426番1	地先	
		北区植木町平井1364番1	地先	
30 - 139	内山本第2号線	北区植木町内553番	地先	
		北区植木町山本2014番	地先	
30 - 140	円台寺第1号線	北区植木町円台寺568番1	地先	
		北区植木町円台寺336番3	地先	
30 - 141	円台寺第2号線	北区植木町円台寺265番2	地先	
		北区植木町円台寺147番	地先	
30 - 142	円台寺第3号線	北区植木町円台寺721番	地先	
		北区植木町円台寺713番	地先	
30 - 143	円台寺第4号線	北区植木町円台寺1093番2	地先	
		北区植木町円台寺1027番	地先	
30 - 144	円台寺上古閑第1号線	北区植木町円台寺767番1	地先	
		北区植木町上古閑102番	地先	
30 - 145	円台寺木留第1号線	北区植木町円台寺585番	地先	
		北区植木町木留994番1	地先	

30 - 146	円台寺滴水第1号線	北区植木町円台寺2番5	地先	
		北区植木町滴水1607番1	地先	
30 - 147	円台寺轟第1号線	北区植木町円台寺22番1	地先	
		北区植木町轟667番2	地先	
30 - 148	大井第1号線	北区植木町大井436番1	地先	
		北区植木町大井462番1	地先	
30 - 149	大井第2号線	北区植木町大井376番1	地先	
		北区植木町大井368番	地先	
30 - 150	大井第3号線	北区植木町大井96番	地先	
		北区植木町大井165番	地先	
30 - 151	大井豊田第1号線	北区植木町大井92番1	地先	
		北区植木町豊田826番21	地先	
30 - 152	大井豊田第2号線	北区植木町大井481番	地先	
		北区植木町豊田348番1	地先	
30 - 153	荻迫第1号線	北区植木町荻迫513番2	地先	
		北区植木町荻迫571番2	地先	
30 - 154	荻迫第2号線	北区植木町荻迫252番	地先	
		北区植木町荻迫254番5	地先	
30 - 155	荻迫第3号線	北区植木町荻迫91番	地先	
		北区植木町荻迫101番	地先	
30 - 156	荻迫第4号線	北区植木町荻迫33番	地先	
		北区植木町荻迫82番	地先	
30 - 157	荻迫第5号線	北区植木町荻迫55番	地先	
		北区植木町荻迫58番	地先	
30 - 158	荻迫鑑田第1号線	北区植木町荻迫789番8	地先	
		北区植木町鑑田679番17	地先	
30 - 159	荻迫木留第1号線	北区植木町荻迫285番1	地先	
		北区植木町木留346番1	地先	
30 - 160	荻迫木留第2号線	北区植木町荻迫372番1	地先	
		北区植木町木留336番2	地先	

30 - 161	荻垣大和第 1 号線	北区植木町荻垣 3 7 3 番	地先	
		北区植木町大和 7 4 番 1 3	地先	
30 - 162	荻垣大和第 2 号線	北区植木町荻垣 5 7 1 番 1	地先	
		北区植木町大和 8 1 番 5	地先	
30 - 163	荻垣滴水第 1 号線	北区植木町荻垣 6 3 1 番 4	地先	
		北区植木町滴水 2 2 6 9 番 5	地先	
30 - 164	荻垣辺田野第 1 号線	北区植木町荻垣 6 4 3 番 5	地先	
		北区植木町辺田野 5 2 4 番	地先	
30 - 165	小野第 1 号線	北区植木町小野 1 0 4 0 番 2	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 0 番 1 8	地先	
30 - 166	小野第 2 号線	北区植木町小野 1 1 0 1 番 2	地先	
		北区植木町小野 4 8 番	地先	
30 - 167	小野第 3 号線	北区植木町小野 1 2 9 7 番 1	地先	
		北区植木町小野 1 1 3 2 番	地先	
30 - 168	小野第 4 号線	北区植木町小野 1 0 5 0 番 1 3	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 0 番 5	地先	
30 - 169	小野第 5 号線	北区植木町小野 1 0 3 3 番 1 1	地先	
		北区植木町小野 1 0 3 3 番 7	地先	
30 - 170	小野第 6 号線	北区植木町小野 7 6 1 番	地先	
		北区植木町小野 6 7 7 番	地先	
30 - 171	小野第 7 号線	北区植木町小野 1 0 2 2 番 1 7	地先	
		北区植木町小野 9 7 0 番 2	地先	
30 - 172	小野第 8 号線	北区植木町小野 8 9 7 番	地先	
		北区植木町小野 1 0 8 2 番	地先	
30 - 173	小道第 2 号線	北区植木町小野 4 4 5 番 1	地先	
		北区植木町小野 5 0 6 番 1	地先	
30 - 174	二塚第 1 号線	北区植木町石川 2 3 5 番	地先	
		北区植木町小野 4 1 5 番 1	地先	
30 - 175	二塚第 2 号線	北区植木町石川 2 5 4 番	地先	
		北区植木町小野 4 9 4 番 1	地先	

30 - 176	植木町広住線	北区植木町石川234番1	地先	
		北区植木町石川256番	地先	
30 - 177	小野第9号線	北区植木町小野1056番20	地先	
		北区植木町小野1056番17	地先	
30 - 178	小野第10号線	北区植木町小野1056番29	地先	
		北区植木町小野1056番26	地先	
30 - 179	小野第11号線	北区植木町小野1056番36	地先	
		北区植木町小野1056番3	地先	
30 - 180	小野第12号線	北区植木町小野1022番74	地先	
		北区植木町小野1022番55	地先	
30 - 181	小野第13号線	北区植木町小野1040番2	地先	
		北区植木町小野1022番45	地先	
30 - 182	小野第14号線	北区植木町小野1033番27	地先	
		北区植木町小野1033番31	地先	
30 - 183	小野第15号線	北区植木町小野1033番33	地先	
		北区植木町小野1033番26	地先	
30 - 184	小野有泉第1号線	北区植木町小野325番1	地先	
		北区植木町有泉1568番	地先	
30 - 185	小野岩野第1号線	北区植木町小野1104番	地先	
		北区植木町岩野781番2	地先	
30 - 186	亀甲第1号線	北区植木町亀甲2082番1	地先	
		北区植木町亀甲175番1	地先	
30 - 187	亀甲第2号線	北区植木町亀甲402番	地先	
		北区植木町亀甲358番	地先	
30 - 188	亀甲第3号線	北区植木町亀甲433番2	地先	
		北区植木町亀甲1160番2	地先	
30 - 189	亀甲第4号線	北区植木町亀甲570番	地先	
		北区植木町亀甲505番	地先	
30 - 190	亀甲第5号線	北区植木町亀甲1914番1	地先	
		北区植木町亀甲1845番	地先	

30 - 191	亀甲第6号線	北区植木町亀甲1221番1	地先	
		北区植木町亀甲1306番1	地先	
30 - 192	亀甲第7号線	北区植木町亀甲843番1	地先	
		北区植木町亀甲1860番	地先	
30 - 193	亀甲第8号線	北区植木町亀甲309番	地先	
		北区植木町亀甲327番1	地先	
30 - 194	亀甲第9号線	北区植木町亀甲1570番1	地先	
		北区植木町亀甲1582番2	地先	
30 - 195	亀甲第10号線	北区植木町亀甲1549番1	地先	
		北区植木町亀甲1556番2	地先	
30 - 196	亀甲第11号線	北区植木町亀甲1537番1	地先	
		北区植木町亀甲1531番1	地先	
30 - 197	亀甲第12号線	北区植木町亀甲1628番1	地先	
		北区植木町亀甲1636番1	地先	
30 - 198	亀甲第13号線	北区植木町亀甲1659番	地先	
		北区植木町亀甲1640番1	地先	
30 - 199	亀甲第14号線	北区植木町亀甲1481番	地先	
		北区植木町亀甲1487番4	地先	
30 - 200	亀甲第15号線	北区植木町亀甲1461番	地先	
		北区植木町亀甲1470番2	地先	
30 - 201	亀甲第16号線	北区植木町亀甲1443番	地先	
		北区植木町亀甲1456番2	地先	
30 - 202	亀甲第17号線	北区植木町亀甲261番7	地先	
		北区植木町亀甲2043番6	地先	
30 - 203	亀甲第18号線	北区植木町亀甲422番3	地先	
		北区植木町亀甲386番2	地先	
30 - 204	亀甲第19号線	北区植木町亀甲558番	地先	
		北区植木町亀甲556番	地先	
30 - 205	亀甲第20号線	北区植木町亀甲738番1	地先	
		北区植木町亀甲706番	地先	

30-206	亀甲有泉第1号線	北区植木町亀甲2074番	地先	
		北区植木町有泉1265番1	地先	
30-207	亀甲今藤第1号線	北区植木町亀甲2047番1	地先	
		北区植木町今藤321番1	地先	
30-208	亀甲今藤第2号線	北区植木町亀甲2047番1	地先	
		北区植木町今藤290番1	地先	
30-209	亀甲岩野第1号線	北区植木町亀甲2087番1	地先	
		北区植木町岩野3596番	地先	
30-210	亀甲岩野第2号線	北区植木町亀甲2087番1	地先	
		北区植木町岩野3340番1	地先	
30-211	亀甲大井第1号線	北区植木町亀甲1914番1	地先	
		北区植木町大井82番1	地先	
30-212	亀甲豊田第1号線	北区植木町亀甲780番	地先	
		北区植木町豊田790番1	地先	
30-213	亀甲味取第1号線	北区植木町亀甲208番4	地先	
		北区植木町味取333番8	地先	
30-214	亀甲味取第2号線	北区植木町亀甲2127番5	地先	
		北区植木町味取333番2	地先	
30-215	木留第4号線	北区植木町木留2番2	地先	
		北区植木町木留997番1	地先	
30-216	木留第5号線	北区植木町木留554番1	地先	
		北区植木町木留716番1	地先	
30-217	木留第6号線	北区植木町木留1800番1	地先	
		北区植木町木留608番1	地先	
30-218	木留第7号線	北区植木町木留1067番1	地先	
		北区植木町木留1488番91	地先	
30-219	木留第8号線	北区植木町木留1040番5	地先	
		北区植木町木留1306番	地先	
30-220	木留第9号線	北区植木町木留375番1	地先	
		北区植木町木留1124番	地先	

30 - 221	木留第10号線	北区植木町木留330番1	地先	
		北区植木町木留330番6	地先	
30 - 222	木留第11号線	北区植木町木留14番1	地先	
		北区植木町木留1801番1	地先	
30 - 223	木留第12号線	北区植木町木留631番1	地先	
		北区植木町木留1479番	地先	
30 - 224	木留第13号線	北区植木町木留1823番	地先	
		北区植木町木留1742番	地先	
30 - 225	木留第14号線	北区植木町木留1820番	地先	
		北区植木町木留1802番1	地先	
30 - 226	木留円台寺第1号線	北区植木町木留1792番	地先	
		北区植木町円台寺720番	地先	
30 - 227	木留荻垣第1号線	北区植木町木留90番1	地先	
		北区植木町荻垣806番13	地先	
30 - 228	木留大和第1号線	北区植木町木留310番1	地先	
		北区植木町大和43番5	地先	
30 - 229	木留大和第2号線	北区植木町木留310番1	地先	
		北区植木町大和42番8	地先	
30 - 230	木留滴水第1号線	北区植木町木留124番1	地先	
		北区植木町滴水1693番5	地先	
30 - 231	清水第8号線	北区植木町清水2690番1	地先	
		北区植木町清水2865番4	地先	
30 - 232	清水第9号線	北区植木町清水3795番2	地先	
		北区植木町清水4406番5	地先	
30 - 233	清水第10号線	北区植木町清水3729番2	地先	
		北区植木町清水3029番	地先	
30 - 235	清水第12号線	北区植木町清水2731番1	地先	
		北区植木町清水2327番1	地先	
30 - 236	清水第13号線	北区植木町清水3892番	地先	
		北区植木町清水1476番	地先	

30 - 237	清水第14号線	北区植木町清水345番	地先	
		北区植木町清水1528番1	地先	
30 - 238	清水第15号線	北区植木町清水1651番	地先	
		北区植木町清水1662番1	地先	
30 - 239	清水第16号線	北区植木町清水992番	地先	
		北区植木町清水840番	地先	
30 - 240	清水第17号線	北区植木町清水2874番2	地先	
		北区植木町清水3780番	地先	
30 - 241	清水第18号線	北区植木町清水2708番	地先	
		北区植木町清水3859番1	地先	
30 - 242	清水第19号線	北区植木町清水3023番	地先	
		北区植木町清水2838番	地先	
30 - 243	清水第20号線	北区植木町清水1730番4	地先	
		北区植木町清水2051番	地先	
30 - 244	清水第21号線	北区植木町清水1388番1	地先	
		北区植木町清水1290番	地先	
30 - 245	清水第22号線	北区植木町清水1748番2	地先	
		北区植木町清水1854番2	地先	
30 - 246	清水第23号線	北区植木町清水4201番	地先	
		北区植木町清水4304番	地先	
30 - 247	清水第24号線	北区植木町清水1747番	地先	
		北区植木町清水4529番	地先	
30 - 248	清水第25号線	北区植木町清水1689番1	地先	
		北区植木町清水1686番	地先	
30 - 249	清水第26号線	北区植木町清水1683番1	地先	
		北区植木町清水1678番	地先	
30 - 250	清水第27号線	北区植木町清水1676番3	地先	
		北区植木町清水1674番3	地先	
30 - 251	清水第28号線	北区植木町清水1663番4	地先	
		北区植木町清水1662番1	地先	

30 - 252	清水第29号線	北区植木町清水1856番	地先	
		北区植木町清水1855番2	地先	
30 - 253	清水第30号線	北区植木町清水1852番1	地先	
		北区植木町清水1851番	地先	
30 - 254	清水第31号線	北区植木町清水1852番1	地先	
		北区植木町清水1853番3	地先	
30 - 255	清水第32号線	北区植木町清水1843番2	地先	
		北区植木町清水1840番5	地先	
30 - 256	清水第33号線	北区植木町清水1837番	地先	
		北区植木町清水1848番	地先	
30 - 257	清水第34号線	北区植木町清水2835番1	地先	
		北区植木町清水2804番	地先	
30 - 258	清水第35号線	北区植木町清水2783番	地先	
		北区植木町清水2818番	地先	
30 - 259	清水第36号線	北区植木町清水2778番2	地先	
		北区植木町清水2798番2	地先	
30 - 260	清水第37号線	北区植木町清水2775番	地先	
		北区植木町清水2799番1	地先	
30 - 261	清水第38号線	北区植木町清水2722番2	地先	
		北区植木町清水2688番	地先	
30 - 262	清水第39号線	北区植木町清水2726番2	地先	
		北区植木町清水2749番1	地先	
30 - 263	清水第40号線	北区植木町清水2732番5	地先	
		北区植木町清水2744番1	地先	
30 - 264	清水第41号線	北区植木町清水2657番1	地先	
		北区植木町清水2597番2	地先	
30 - 265	清水第42号線	北区植木町清水2662番1	地先	
		北区植木町清水2656番1	地先	
30 - 266	清水第43号線	北区植木町清水2685番	地先	
		北区植木町清水2689番	地先	

30 - 267	清水第44号線	北区植木町清水2706番2	地先	
		北区植木町清水2697番1	地先	
30 - 268	清水第45号線	北区植木町清水2708番	地先	
		北区植木町清水2864番2	地先	
30 - 269	清水第46号線	北区植木町清水2852番	地先	
		北区植木町清水2840番	地先	
30 - 270	清水第47号線	北区植木町清水2846番2	地先	
		北区植木町清水2844番	地先	
30 - 271	清水第48号線	北区植木町清水2959番1	地先	
		北区植木町清水2879番1	地先	
30 - 272	清水第49号線	北区植木町清水2864番	地先	
		北区植木町清水2870番	地先	
30 - 273	清水第50号線	北区植木町清水2864番	地先	
		北区植木町清水2853番1	地先	
30 - 274	清水第51号線	北区植木町清水3621番1	地先	
		北区植木町清水3626番	地先	
30 - 275	清水第52号線	北区植木町清水3632番	地先	
		北区植木町清水3675番	地先	
30 - 276	清水第53号線	北区植木町清水3641番	地先	
		北区植木町清水3637番	地先	
30 - 277	清水第54号線	北区植木町清水3663番	地先	
		北区植木町清水3645番	地先	
30 - 278	清水第55号線	北区植木町清水3670番	地先	
		北区植木町清水3660番	地先	
30 - 279	清水第56号線	北区植木町清水3673番	地先	
		北区植木町清水3672番1	地先	
30 - 280	清水第57号線	北区植木町清水3285番	地先	
		北区植木町清水3532番	地先	
30 - 281	清水第58号線	北区植木町清水3522番	地先	
		北区植木町清水3548番1	地先	

30 - 282	清水第 59 号線	北区植木町清水 4537 番	地先	
		北区植木町清水 5004 番 4	地先	
30 - 283	清水第 60 号線	北区植木町清水 4739 番	地先	
		北区植木町清水 4750 番 1	地先	
30 - 284	清水第 61 号線	北区植木町清水 1627 番 2	地先	
		北区植木町清水 2002 番	地先	
30 - 285	清水第 62 号線	北区植木町清水 4304 番	地先	
		北区植木町清水 4481 番	地先	
30 - 286	清水第 63 号線	北区植木町清水 4508 番	地先	
		北区植木町清水 3892 番	地先	
30 - 287	清水第 64 号線	北区植木町清水 1607 番 1	地先	
		北区植木町清水 1028 番 2	地先	
30 - 288	清水第 65 号線	北区植木町清水 1623 番 1	地先	
		北区植木町清水 1203 番	地先	
30 - 289	清水第 66 号線	北区植木町清水 1238 番	地先	
		北区植木町清水 1305 番 3	地先	
30 - 290	清水第 67 号線	北区植木町清水 873 番	地先	
		北区植木町清水 851 番 1	地先	
30 - 291	清水第 68 号線	北区植木町清水 4334 番 1	地先	
		北区植木町清水 4456 番	地先	
30 - 292	清水第 69 号線	北区植木町清水 4406 番 1	地先	
		北区植木町清水 4422 番	地先	
30 - 293	清水第 70 号線	北区植木町清水 3862 番 2	地先	
		北区植木町清水 2615 番 6	地先	
30 - 294	清水第 71 号線	北区植木町清水 1446 番	地先	
		北区植木町清水 1350 番 2	地先	
30 - 295	清水第 72 号線	北区植木町清水 2409 番 2	地先	
		北区植木町清水 2374 番 1	地先	
30 - 296	清水第 73 号線	北区植木町清水 724 番	地先	
		北区植木町清水 586 番 1	地先	

30-297	清水第74号線	北区植木町清水2847番	地先	
		北区植木町清水2969番	地先	
30-298	清水第75号線	北区植木町清水1853番3	地先	
		北区植木町清水1851番	地先	
30-299	清水第76号線	北区植木町清水3511番	地先	
		北区植木町清水3354番	地先	
30-300	清水内第1号線	北区植木町清水1753番	地先	
		北区植木町内1680番	地先	
30-301	鞍掛第2号線	北区植木町鞍掛1479番1	地先	
		北区植木町鞍掛1498番25	地先	
30-302	鞍掛第3号線	北区植木町鞍掛600番1	地先	
		北区植木町鞍掛584番	地先	
30-303	鞍掛第4号線	北区植木町鞍掛322番	地先	
		北区植木町鞍掛318番	地先	
30-304	鞍掛第5号線	北区植木町鞍掛333番	地先	
		北区植木町鞍掛326番	地先	
30-305	鞍掛第6号線	北区植木町鞍掛538番	地先	
		北区植木町鞍掛351番	地先	
30-306	鞍掛第7号線	北区植木町鞍掛549番	地先	
		北区植木町鞍掛556番	地先	
30-307	鞍掛第8号線	北区植木町鞍掛408番5	地先	
		北区植木町鞍掛371番1	地先	
30-308	鞍掛第9号線	北区植木町鞍掛410番4	地先	
		北区植木町鞍掛305番	地先	
30-309	鞍掛第10号線	北区植木町鞍掛755番1	地先	
		北区植木町鞍掛665番1	地先	
30-310	鞍掛第11号線	北区植木町鞍掛1821番3	地先	
		北区植木町鞍掛97番2	地先	
30-311	鞍掛第12号線	北区植木町鞍掛64番9	地先	
		北区植木町鞍掛36番4	地先	

30-312	鞍掛第13号線	北区植木町鞍掛1111番1	地先	
		北区植木町鞍掛1134番4	地先	
30-313	鞍掛後古閑第1号線	北区植木町鞍掛1817番	地先	
		北区植木町後古閑113番2	地先	
30-314	鞍掛富応第1号線	北区植木町鞍掛776番2	地先	
		北区植木町富応292番	地先	
30-315	鞍掛富応第2号線	北区植木町鞍掛1015番	地先	
		北区植木町富応864番	地先	
30-316	鞍掛富応第3号線	北区植木町鞍掛1027番	地先	
		北区植木町富応821番	地先	
30-317	鞍掛投刀塚第1号線	北区植木町鞍掛1548番1	地先	
		北区植木町投刀塚81番1	地先	
30-318	鞍掛広住第1号線	北区植木町鞍掛1409番4	地先	
		北区植木町広住469番8	地先	
30-319	古閑第1号線	北区植木町古閑1157番1	地先	
		北区植木町古閑822番3	地先	
30-320	古閑第2号線	北区植木町古閑1212番1	地先	
		北区植木町古閑1031番	地先	
30-321	古閑有泉第1号線	北区植木町古閑881番1	地先	
		北区植木町有泉1539番3	地先	
30-322	色出第3号線	北区植木町色出919番	地先	
		北区植木町色出1285番1	地先	
30-323	色出第4号線	北区植木町色出411番	地先	
		北区植木町色出5番3	地先	
30-324	色出第5号線	北区植木町色出502番2	地先	
		北区植木町色出505番	地先	
30-325	色出第6号線	北区植木町色出1078番	地先	
		北区植木町色出1024番	地先	
30-326	色出第7号線	北区植木町色出1084番	地先	
		北区植木町色出1085番2	地先	

30 - 327	色出第8号線	北区植木町色出1128番1	地先	
		北区植木町色出1104番	地先	
30 - 328	色出第9号線	北区植木町色出1126番	地先	
		北区植木町色出1100番	地先	
30 - 329	色出第10号線	北区植木町色出1127番	地先	
		北区植木町色出1116番	地先	
30 - 330	色出第11号線	北区植木町色出734番	地先	
		北区植木町色出729番	地先	
30 - 331	色出第12号線	北区植木町色出745番1	地先	
		北区植木町色出877番1	地先	
30 - 332	色出第13号線	北区植木町色出1351番	地先	
		北区植木町色出1363番	地先	
30 - 333	色出第14号線	北区植木町色出1326番1	地先	
		北区植木町色出1346番	地先	
30 - 334	色出第15号線	北区植木町色出1323番	地先	
		北区植木町色出1313番	地先	
30 - 335	色出第16号線	北区植木町色出1315番	地先	
		北区植木町色出1300番	地先	
30 - 336	色出第17号線	北区植木町色出1273番	地先	
		北区植木町色出1270番	地先	
30 - 337	色出第18号線	北区植木町色出1282番3	地先	
		北区植木町色出1266番4	地先	
30 - 338	色出第19号線	北区植木町色出262番	地先	
		北区植木町色出949番1	地先	
30 - 339	色出第20号線	北区植木町色出1352番	地先	
		北区植木町色出1346番	地先	
30 - 340	色出豊田第1号線	北区植木町色出492番3	地先	
		北区植木町豊田1196番1	地先	
30 - 341	色出米塚第1号線	北区植木町色出256番1	地先	
		北区植木町米塚970番1	地先	

30 - 342	色出米塚第2号線	北区植木町色出549番7	地先	
		北区植木町米塚1131番	地先	
30 - 343	色出米塚第3号線	北区植木町色出1050番4	地先	
		北区植木町米塚974番1	地先	
30 - 344	正清第2号線	北区植木町正清1021番1	地先	
		北区植木町正清977番1	地先	
30 - 345	正清第3号線	北区植木町正清1642番	地先	
		北区植木町正清1724番	地先	
30 - 346	正清第4号線	北区植木町正清1442番1	地先	
		北区植木町正清1663番	地先	
30 - 347	正清第5号線	北区植木町正清1218番1	地先	
		北区植木町正清1218番9	地先	
30 - 348	正清第6号線	北区植木町正清124番2	地先	
		北区植木町正清118番1	地先	
30 - 349	正清第7号線	北区植木町正清991番2	地先	
		北区植木町正清33番1	地先	
30 - 350	正清第8号線	北区植木町正清983番2	地先	
		北区植木町正清57番1	地先	
30 - 352	正清第10号線	北区植木町正清1218番22	地先	
		北区植木町正清1218番26	地先	
30 - 353	正清第11号線	北区植木町正清1218番16	地先	
		北区植木町正清1218番17	地先	
30 - 355	正清田底第1号線	北区植木町正清635番	地先	
		北区植木町田底1720番	地先	
30 - 356	正清田底第2号線	北区植木町正清645番	地先	
		北区植木町田底1178番	地先	
30 - 357	正清田底第3号線	北区植木町正清818番2	地先	
		北区植木町田底1143番1	地先	
30 - 358	正清田底第4号線	北区植木町正清805番	地先	
		北区植木町田底1114番	地先	

30 - 359	正清田底第 5 号線	北区植木町正清 7 2 2 番	地先	
		北区植木町田底 1 6 5 7 番	地先	
30 - 360	正清田底第 6 号線	北区植木町正清 7 3 6 番	地先	
		北区植木町田底 1 7 1 9 番	地先	
30 - 361	正清宮原第 1 号線	北区植木町正清 1 0 7 8 番 2	地先	
		北区植木町宮原 2 1 4 番 1	地先	
30 - 362	正清宮原第 2 号線	北区植木町正清 1 0 4 番 1	地先	
		北区植木町宮原 5 7 6 番 2	地先	
30 - 363	正清宮原第 3 号線	北区植木町正清 7 8 2 番 1	地先	
		北区植木町宮原 5 0 0 番 4	地先	
30 - 364	正清米塚第 2 号線	北区植木町正清 1 0 7 5 番 3	地先	
		北区植木町米塚 6 6 7 番	地先	
30 - 365	正清米塚第 3 号線	北区植木町正清 1 3 4 9 番 2	地先	
		北区植木町米塚 1 2 4 7 番 1	地先	
30 - 366	鈴麦第 1 号線	北区植木町鈴麦 2 0 7 番 1	地先	
		北区植木町鈴麦 4 0 9 番 1	地先	
30 - 367	鈴麦第 2 号線	北区植木町鈴麦 7 9 3 番 1	地先	
		北区植木町鈴麦 8 2 9 番	地先	
30 - 368	鈴麦第 3 号線	北区植木町鈴麦 7 5 2 番	地先	
		北区植木町鈴麦 8 0 2 番	地先	
30 - 369	鈴麦第 4 号線	北区植木町鈴麦 7 6 4 番	地先	
		北区植木町鈴麦 7 6 1 番	地先	
30 - 370	鈴麦平原第 1 号線	北区植木町鈴麦 2 8 番 2	地先	
		北区植木町平原 5 6 9 番 1	地先	
30 - 371	鈴麦平原第 2 号線	北区植木町鈴麦 3 5 番 1	地先	
		北区植木町平原 4 1 2 番	地先	
30 - 372	大和第 1 号線	北区植木町大和 4 8 番 1 2	地先	
		北区植木町大和 3 番 1	地先	
30 - 373	大和第 2 号線	北区植木町大和 8 番 1 2	地先	
		北区植木町大和 1 番 1	地先	

30 - 374	大和第3号線	北区植木町大和6番10	地先	
		北区植木町大和4番12	地先	
30 - 375	大和第4号線	北区植木町大和9番1	地先	
		北区植木町大和8番7	地先	
30 - 376	大和第5号線	北区植木町大和11番1	地先	
		北区植木町大和4番11	地先	
30 - 377	大和第6号線	北区植木町大和10番14	地先	
		北区植木町大和10番11	地先	
30 - 378	大和第7号線	北区植木町大和86番2	地先	
		北区植木町大和23番13	地先	
30 - 379	大和第8号線	北区植木町大和81番1	地先	
		北区植木町大和2番14	地先	
30 - 380	大和第9号線	北区植木町大和14番1	地先	
		北区植木町大和17番8	地先	
30 - 381	大和第10号線	北区植木町大和19番1	地先	
		北区植木町大和20番7	地先	
30 - 382	大和第11号線	北区植木町大和18番1	地先	
		北区植木町大和19番7	地先	
30 - 383	大和第12号線	北区植木町大和14番5	地先	
		北区植木町大和16番7	地先	
30 - 384	大和第13号線	北区植木町大和14番6	地先	
		北区植木町大和15番8	地先	
30 - 385	大和第14号線	北区植木町大和20番6	地先	
		北区植木町大和30番10	地先	
30 - 386	大和第15号線	北区植木町大和13番6	地先	
		北区植木町大和15番5	地先	
30 - 387	大和第16号線	北区植木町大和27番1	地先	
		北区植木町大和24番1	地先	
30 - 388	大和第17号線	北区植木町大和31番1	地先	
		北区植木町大和28番5	地先	

30 - 389	大和第18号線	北区植木町大和35番1	地先	
		北区植木町大和33番10	地先	
30 - 390	大和第19号線	北区植木町大和34番9	地先	
		北区植木町大和34番1	地先	
30 - 391	大和第20号線	北区植木町大和36番1	地先	
		北区植木町大和43番8	地先	
30 - 392	大和第21号線	北区植木町大和38番6	地先	
		北区植木町大和49番	地先	
30 - 393	大和第22号線	北区植木町大和49番	地先	
		北区植木町大和50番8	地先	
30 - 394	大和第23号線	北区植木町大和46番3	地先	
		北区植木町大和47番1	地先	
30 - 395	大和第24号線	北区植木町大和42番1	地先	
		北区植木町大和41番3	地先	
30 - 396	大和第25号線	北区植木町大和61番1	地先	
		北区植木町大和45番6	地先	
30 - 397	大和第26号線	北区植木町大和6番1	地先	
		北区植木町大和51番9	地先	
30 - 398	大和第27号線	北区植木町大和89番1	地先	
		北区植木町大和55番9	地先	
30 - 399	大和第28号線	北区植木町大和57番1	地先	
		北区植木町大和56番9	地先	
30 - 400	大和第29号線	北区植木町大和64番17	地先	
		北区植木町大和54番16	地先	
30 - 401	大和第30号線	北区植木町大和59番1	地先	
		北区植木町大和60番5	地先	
30 - 402	大和第31号線	北区植木町大和58番31	地先	
		北区植木町大和59番6	地先	
30 - 403	大和第32号線	北区植木町大和65番6	地先	
		北区植木町大和63番13	地先	

30 - 404	大和第33号線	北区植木町大和75番	地先	
		北区植木町大和74番8	地先	
30 - 405	大和第34号線	北区植木町大和70番1	地先	
		北区植木町大和69番9	地先	
30 - 406	大和第35号線	北区植木町大和70番22	地先	
		北区植木町大和70番13	地先	
30 - 407	大和第36号線	北区植木町大和82番5	地先	
		北区植木町大和80番16	地先	
30 - 408	大和第37号線	北区植木町大和87番1	地先	
		北区植木町大和82番7	地先	
30 - 409	大和木留第1号線	北区植木町大和36番7	地先	
		北区植木町木留254番1	地先	
30 - 410	大和木留第2号線	北区植木町大和72番6	地先	
		北区植木町木留325番1	地先	
30 - 411	大和木留第3号線	北区植木町大和64番1	地先	
		北区植木町木留317番4	地先	
30 - 412	大和滴水第1号線	北区植木町大和22番1	地先	
		北区植木町滴水1795番1	地先	
30 - 413	田底第3号線	北区植木町田底2060番1	地先	
		北区植木町田底805番2	地先	
30 - 414	田底第4号線	北区植木町田底2261番	地先	
		北区植木町田底2224番	地先	
30 - 415	田底第5号線	北区植木町田底330番1	地先	
		北区植木町田底1135番	地先	
30 - 416	田底第6号線	北区植木町田底1625番1	地先	
		北区植木町田底1677番	地先	
30 - 417	田底第7号線	北区植木町田底991番2	地先	
		北区植木町田底1145番	地先	
30 - 418	田底第8号線	北区植木町田底907番	地先	
		北区植木町田底908番	地先	

30 - 419	滴水第2号線	北区植木町滴水1646番2	地先	
		北区植木町滴水905番2	地先	
30 - 420	滴水第3号線	北区植木町滴水67番1	地先	
		北区植木町滴水2148番1	地先	
30 - 421	滴水第4号線	北区植木町滴水1646番5	地先	
		北区植木町滴水1413番1	地先	
30 - 422	滴水第5号線	北区植木町滴水1146番3	地先	
		北区植木町滴水1153番4	地先	
30 - 423	滴水第6号線	北区植木町滴水1010番2	地先	
		北区植木町滴水626番	地先	
30 - 424	滴水第7号線	北区植木町滴水501番20	地先	
		北区植木町滴水493番1	地先	
30 - 425	滴水第8号線	北区植木町滴水451番4	地先	
		北区植木町滴水346番2	地先	
30 - 426	滴水第9号線	北区植木町滴水269番1	地先	
		北区植木町滴水706番3	地先	
30 - 427	滴水第10号線	北区植木町滴水860番6	地先	
		北区植木町滴水860番18	地先	
30 - 428	滴水第11号線	北区植木町滴水176番1	地先	
		北区植木町滴水203番2	地先	
30 - 429	滴水第12号線	北区植木町滴水246番15	地先	
		北区植木町滴水203番12	地先	
30 - 430	滴水第13号線	北区植木町滴水246番8	地先	
		北区植木町滴水205番12	地先	
30 - 431	滴水第14号線	北区植木町滴水246番6	地先	
		北区植木町滴水205番2	地先	
30 - 432	滴水第15号線	北区植木町滴水205番6	地先	
		北区植木町滴水2082番6	地先	
30 - 433	滴水第16号線	北区植木町滴水219番7	地先	
		北区植木町滴水203番13	地先	

30 - 434	滴水第17号線	北区植木町滴水1375番	地先	
		北区植木町滴水1372番	地先	
30 - 435	滴水第18号線	北区植木町滴水1865番4	地先	
		北区植木町滴水1913番1	地先	
30 - 436	滴水第19号線	北区植木町滴水1842番2	地先	
		北区植木町滴水1922番1	地先	
30 - 437	滴水第20号線	北区植木町滴水1849番3	地先	
		北区植木町滴水1925番1	地先	
30 - 438	滴水第21号線	北区植木町滴水1860番2	地先	
		北区植木町滴水1930番	地先	
30 - 439	滴水第22号線	北区植木町滴水1992番2	地先	
		北区植木町滴水1971番	地先	
30 - 440	滴水第23号線	北区植木町滴水2018番2	地先	
		北区植木町滴水1969番2	地先	
30 - 441	滴水第24号線	北区植木町滴水610番4	地先	
		北区植木町滴水623番1	地先	
30 - 442	滴水第25号線	北区植木町滴水580番6	地先	
		北区植木町滴水580番7	地先	
30 - 443	滴水第26号線	北区植木町滴水2038番2	地先	
		北区植木町滴水260番2	地先	
30 - 444	滴水第27号線	北区植木町滴水2050番1	地先	
		北区植木町滴水2054番	地先	
30 - 445	滴水第28号線	北区植木町滴水2050番1	地先	
		北区植木町滴水2097番1	地先	
30 - 446	滴水第29号線	北区植木町滴水2124番2	地先	
		北区植木町滴水2108番	地先	
30 - 447	滴水第30号線	北区植木町滴水2071番	地先	
		北区植木町滴水2072番	地先	
30 - 448	滴水第31号線	北区植木町滴水493番8	地先	
		北区植木町滴水494番21	地先	

30 - 449	滴水第32号線	北区植木町滴水552番5	地先	
		北区植木町滴水520番1	地先	
30 - 450	滴水第33号線	北区植木町滴水1050番7	地先	
		北区植木町滴水1048番20	地先	
30 - 451	滴水第34号線	北区植木町滴水1756番4	地先	
		北区植木町滴水1756番11	地先	
30 - 452	滴水第35号線	北区植木町滴水2207番1	地先	
		北区植木町滴水2182番1	地先	
30 - 453	滴水第36号線	北区植木町滴水953番1	地先	
		北区植木町滴水912番1	地先	
30 - 454	滴水第37号線	北区植木町滴水1015番2	地先	
		北区植木町滴水1017番12	地先	
30 - 455	滴水第38号線	北区植木町滴水1031番1	地先	
		北区植木町滴水501番18	地先	
30 - 456	滴水第39号線	北区植木町滴水57番	地先	
		北区植木町滴水49番9	地先	
30 - 457	滴水第40号線	北区植木町滴水1597番1	地先	
		北区植木町滴水1434番3	地先	
30 - 458	滴水鑿田第1号線	北区植木町滴水2277番1	地先	
		北区植木町鑿田765番1	地先	
30 - 459	滴水植木第1号線	北区植木町滴水48番2	地先	
		北区植木町植木48番1	地先	
30 - 460	滴水荻田第1号線	北区植木町滴水2263番1	地先	
		北区植木町荻田698番2	地先	
30 - 461	滴水轟第3号線	北区植木町滴水501番6	地先	
		北区植木町轟1282番	地先	
30 - 462	滴水投刀塚第1号線	北区植木町滴水442番6	地先	
		北区植木町投刀塚378番1	地先	
30 - 463	轟第2号線	北区植木町轟2250番1	地先	
		北区植木町轟2107番1	地先	

30 - 464	轟第3号線	北区植木町轟1718番1	地先	
		北区植木町轟1665番3	地先	
30 - 465	轟第4号線	北区植木町轟1532番1	地先	
		北区植木町轟1592番40	地先	
30 - 466	轟第5号線	北区植木町轟304番2	地先	
		北区植木町轟115番	地先	
30 - 467	轟第6号線	北区植木町轟1163番1	地先	
		北区植木町轟1185番	地先	
30 - 468	轟第7号線	北区植木町轟334番	地先	
		北区植木町轟822番1	地先	
30 - 469	轟第8号線	北区植木町轟1422番7	地先	
		北区植木町轟2517番1	地先	
30 - 470	轟第9号線	北区植木町轟2265番1	地先	
		北区植木町轟2123番1	地先	
30 - 471	轟第10号線	北区植木町轟2578番2	地先	
		北区植木町轟2538番	地先	
30 - 472	轟第11号線	北区植木町轟2529番4	地先	
		北区植木町轟2486番	地先	
30 - 473	轟第12号線	北区植木町轟203番1	地先	
		北区植木町轟210番1	地先	
30 - 474	轟第13号線	北区植木町轟549番2	地先	
		北区植木町轟904番1	地先	
30 - 475	轟第14号線	北区植木町轟890番1	地先	
		北区植木町轟1736番1	地先	
30 - 476	轟第15号線	北区植木町轟858番	地先	
		北区植木町轟850番	地先	
30 - 477	轟第16号線	北区植木町轟847番	地先	
		北区植木町轟842番	地先	
30 - 478	轟第17号線	北区植木町轟2428番	地先	
		北区植木町轟2433番	地先	

30 - 479	轟第18号線	北区植木町轟2425番1	地先	
		北区植木町轟2436番	地先	
30 - 480	轟第19号線	北区植木町轟2145番	地先	
		北区植木町轟2256番1	地先	
30 - 481	轟第20号線	北区植木町轟279番1	地先	
		北区植木町轟290番1	地先	
30 - 482	轟第21号線	北区植木町轟1122番1	地先	
		北区植木町轟1130番2	地先	
30 - 483	轟第22号線	北区植木町轟2488番4	地先	
		北区植木町轟2502番1	地先	
30 - 484	轟第23号線	北区植木町轟538番3	地先	
		北区植木町轟541番1	地先	
30 - 485	轟滴水第1号線	北区植木町轟161番1	地先	
		北区植木町滴水1365番	地先	
30 - 486	轟滴水第2号線	北区植木町轟167番	地先	
		北区植木町滴水1445番1	地先	
30 - 487	轟那知第1号線	北区植木町轟2689番1	地先	
		北区植木町那知708番	地先	
30 - 488	轟那知第2号線	北区植木町轟2785番	地先	
		北区植木町那知797番1	地先	
30 - 489	富応第2号線	北区植木町富応1026番1	地先	
		北区植木町富応861番1	地先	
30 - 490	富応第3号線	北区植木町富応1029番1	地先	
		北区植木町富応883番4	地先	
30 - 491	富応第4号線	北区植木町富応1327番1	地先	
		北区植木町富応1171番1	地先	
30 - 492	富応第5号線	北区植木町富応1308番1	地先	
		北区植木町富応1266番1	地先	
30 - 493	富応第6号線	北区植木町富応1697番1	地先	
		北区植木町富応609番1	地先	

30 - 494	富応第7号線	北区植木町富応1308番1	地先	
		北区植木町富応1299番15	地先	
30 - 495	富応第8号線	北区植木町富応1611番1	地先	
		北区植木町富応1301番1	地先	
30 - 496	富応第9号線	北区植木町富応1563番1	地先	
		北区植木町富応1578番9	地先	
30 - 497	富応第10号線	北区植木町富応1375番2	地先	
		北区植木町富応1390番2	地先	
30 - 498	富応第11号線	北区植木町富応1371番1	地先	
		北区植木町富応1375番2	地先	
30 - 499	富応第12号線	北区植木町富応1020番	地先	
		北区植木町富応1034番	地先	
30 - 500	富応第13号線	北区植木町富応1033番1	地先	
		北区植木町富応1057番	地先	
30 - 501	富応第14号線	北区植木町富応946番1	地先	
		北区植木町富応854番	地先	
30 - 502	富応第15号線	北区植木町富応843番	地先	
		北区植木町富応823番	地先	
30 - 503	富応第16号線	北区植木町富応719番1	地先	
		北区植木町富応778番1	地先	
30 - 504	富応第17号線	北区植木町富応1799番1	地先	
		北区植木町富応1650番2	地先	
30 - 505	富応第18号線	北区植木町富応589番	地先	
		北区植木町富応10番2	地先	
30 - 506	富応第19号線	北区植木町富応1297番15	地先	
		北区植木町富応1297番53	地先	
30 - 507	富応第20号線	北区植木町富応1297番15	地先	
		北区植木町富応1297番29	地先	
30 - 508	富応第21号線	北区植木町富応1297番49	地先	
		北区植木町富応1297番53	地先	

30 - 509	富応第22号線	北区植木町富応1299番21	地先	
		北区植木町富応1299番16	地先	
30 - 510	富応第23号線	北区植木町富応1299番19	地先	
		北区植木町富応1299番9	地先	
30 - 511	富応第24号線	北区植木町富応1578番13	地先	
		北区植木町富応1578番1	地先	
30 - 512	富応第25号線	北区植木町富応1578番33	地先	
		北区植木町富応1578番10	地先	
30 - 513	富応第26号線	北区植木町富応851番	地先	
		北区植木町富応826番	地先	
30 - 514	富応第27号線	北区植木町富応796番	地先	
		北区植木町富応818番	地先	
30 - 515	富応鞍掛第1号線	北区植木町富応1147番1	地先	
		北区植木町鞍掛1291番1	地先	
30 - 516	富応鞍掛第2号線	北区植木町富応832番	地先	
		北区植木町鞍掛1673番	地先	
30 - 517	富応豊岡第1号線	北区植木町富応1303番1	地先	
		北区植木町豊岡2927番4	地先	
30 - 518	富応豊岡第2号線	北区植木町富応1688番1	地先	
		北区植木町豊岡2577番1	地先	
30 - 519	富応山本第2号線	北区植木町富応146番1	地先	
		北区植木町山本1220番	地先	
30 - 520	豊岡第2号線	北区植木町豊岡1435番2	地先	
		北区植木町豊岡2199番	地先	
30 - 521	豊岡第3号線	北区植木町豊岡2901番1	地先	
		北区植木町豊岡2395番	地先	
30 - 522	豊岡第4号線	北区植木町豊岡953番1	地先	
		北区植木町豊岡807番1	地先	
30 - 523	豊岡第5号線	北区植木町豊岡320番1	地先	
		北区植木町豊岡139番	地先	

30 - 524	豊岡第6号線	北区植木町豊岡427番1	地先	
		北区植木町豊岡39番1	地先	
30 - 525	豊岡第7号線	北区植木町豊岡912番1	地先	
		北区植木町豊岡918番2	地先	
30 - 526	豊岡第8号線	北区植木町豊岡2516番1	地先	
		北区植木町豊岡2509番1	地先	
30 - 527	豊岡第9号線	北区植木町豊岡437番1	地先	
		北区植木町豊岡1326番2	地先	
30 - 528	豊岡内第1号線	北区植木町豊岡2916番9	地先	
		北区植木町内449番1	地先	
30 - 529	豊岡鈴麦第1号線	北区植木町豊岡216番1	地先	
		北区植木町鈴麦223番1	地先	
30 - 530	豊岡富応第1号線	北区植木町豊岡834番1	地先	
		北区植木町富応1670番1	地先	
30 - 531	豊岡平原第1号線	北区植木町豊岡1723番	地先	
		北区植木町平原423番1	地先	
30 - 532	豊岡平原第2号線	北区植木町豊岡1853番	地先	
		北区植木町平原351番2	地先	
30 - 533	豊田第1号線	北区植木町豊田1158番1	地先	
		北区植木町豊田1289番	地先	
30 - 534	豊田第2号線	北区植木町豊田883番2	地先	
		北区植木町豊田1274番	地先	
30 - 535	豊田第3号線	北区植木町豊田818番6	地先	
		北区植木町豊田484番	地先	
30 - 536	豊田第4号線	北区植木町豊田1061番2	地先	
		北区植木町豊田1020番1	地先	
30 - 537	豊田第5号線	北区植木町豊田65番1	地先	
		北区植木町豊田48番1	地先	
30 - 538	豊田第6号線	北区植木町豊田500番15	地先	
		北区植木町豊田500番27	地先	

30 - 539	豊田第7号線	北区植木町豊田273番1	地先	
		北区植木町豊田362番6	地先	
30 - 540	豊田第8号線	北区植木町豊田743番1	地先	
		北区植木町豊田753番1	地先	
30 - 541	豊田第9号線	北区植木町豊田557番1	地先	
		北区植木町豊田562番1	地先	
30 - 542	豊田第10号線	北区植木町豊田407番1	地先	
		北区植木町豊田71番1	地先	
30 - 543	豊田第11号線	北区植木町豊田105番1	地先	
		北区植木町豊田392番3	地先	
30 - 544	豊田第12号線	北区植木町豊田500番16	地先	
		北区植木町豊田500番19	地先	
30 - 545	投刀塚第1号線	北区植木町投刀塚477番	地先	
		北区植木町投刀塚380番1	地先	
30 - 546	那知第1号線	北区植木町那知188番4	地先	
		北区植木町那知704番	地先	
30 - 547	那知第2号線	北区植木町那知20番	地先	
		北区植木町那知225番2	地先	
30 - 548	那知第3号線	北区植木町那知213番1	地先	
		北区植木町那知409番4	地先	
30 - 549	那知第4号線	北区植木町那知391番3	地先	
		北区植木町那知481番1	地先	
30 - 550	那知第5号線	北区植木町那知451番1	地先	
		北区植木町那知452番4	地先	
30 - 551	那知第6号線	北区植木町那知455番	地先	
		北区植木町那知466番	地先	
30 - 552	那知第7号線	北区植木町那知425番1	地先	
		北区植木町那知453番	地先	
30 - 553	那知第8号線	北区植木町那知142番	地先	
		北区植木町那知283番	地先	

30 - 554	一木第1号線	北区植木町一木149番1	地先	
		北区植木町一木71番3	地先	
30 - 555	一木第2号線	北区植木町一木675番1	地先	
		北区植木町一木670番27	地先	
30 - 556	一木第3号線	北区植木町一木188番3	地先	
		北区植木町一木168番9	地先	
30 - 557	一木第4号線	北区植木町一木623番6	地先	
		北区植木町一木624番14	地先	
30 - 558	一木第5号線	北区植木町一木150番1	地先	
		北区植木町一木227番6	地先	
30 - 559	一木第6号線	北区植木町一木585番2	地先	
		北区植木町一木623番1	地先	
30 - 560	一木第7号線	北区植木町一木171番2	地先	
		北区植木町一木150番5	地先	
30 - 561	一木第8号線	北区植木町一木673番4	地先	
		北区植木町一木673番10	地先	
30 - 562	一木第9号線	北区植木町一木670番12	地先	
		北区植木町一木670番16	地先	
30 - 563	一木第10号線	北区植木町一木670番23	地先	
		北区植木町一木670番16	地先	
30 - 564	一木第11号線	北区植木町一木670番7	地先	
		北区植木町一木670番11	地先	
30 - 565	一木第12号線	北区植木町一木624番12	地先	
		北区植木町一木624番22	地先	
30 - 566	一木第13号線	北区植木町一木624番17	地先	
		北区植木町一木624番25	地先	
30 - 567	一木第14号線	北区植木町一木180番4	地先	
		北区植木町一木181番	地先	
30 - 568	一木植木第1号線	北区植木町一木111番	地先	
		北区植木町植木94番	地先	

30 - 569	一木鞍掛第1号線	北区植木町一木323番1	地先	
		北区植木町鞍掛779番1	地先	
30 - 570	一木鞍掛第2号線	北区植木町一木248番14	地先	
		北区植木町鞍掛309番1	地先	
30 - 571	一木山本第1号線	北区植木町一木2番1	地先	
		北区植木町山本894番1	地先	
30 - 572	平井第2号線	北区植木町平井488番1	地先	
		北区植木町平井787番1	地先	
30 - 573	平井第3号線	北区植木町平井35番1	地先	
		北区植木町平井156番	地先	
30 - 574	平井第4号線	北区植木町平井1303番1	地先	
		北区植木町平井1171番2	地先	
30 - 575	平井第5号線	北区植木町平井1364番1	地先	
		北区植木町平井1643番1	地先	
30 - 576	平井第6号線	北区植木町平井559番1	地先	
		北区植木町平井24番	地先	
30 - 577	平井第7号線	北区植木町平井1497番1	地先	
		北区植木町平井1351番1	地先	
30 - 578	平井第8号線	北区植木町平井1558番	地先	
		北区植木町平井1330番1	地先	
30 - 579	平井第9号線	北区植木町平井1207番1	地先	
		北区植木町平井1318番1	地先	
30 - 580	平井第10号線	北区植木町平井1177番1	地先	
		北区植木町平井1249番	地先	
30 - 581	平井第11号線	北区植木町平井915番	地先	
		北区植木町平井900番1	地先	
30 - 582	平井第12号線	北区植木町平井877番	地先	
		北区植木町平井855番1	地先	
30 - 583	平井第13号線	北区植木町平井1358番1	地先	
		北区植木町平井1364番1	地先	

30 - 584	平井第14号線	北区植木町平井685番	地先	
		北区植木町平井663番	地先	
30 - 585	平井第15号線	北区植木町平井693番3	地先	
		北区植木町平井667番1	地先	
30 - 586	平井第16号線	北区植木町平井670番	地先	
		北区植木町平井717番	地先	
30 - 587	平井第17号線	北区植木町平井1531番	地先	
		北区植木町平井1195番	地先	
30 - 588	平井第18号線	北区植木町平井537番2	地先	
		北区植木町平井521番1	地先	
30 - 589	平井第19号線	北区植木町平井537番1	地先	
		北区植木町平井549番2	地先	
30 - 590	平井第20号線	北区植木町平井596番	地先	
		北区植木町平井577番2	地先	
30 - 591	平井第21号線	北区植木町平井48番3	地先	
		北区植木町平井46番	地先	
30 - 592	平井亀甲第1号線	北区植木町平井372番7	地先	
		北区植木町亀甲981番1	地先	
30 - 593	平井亀甲第2号線	北区植木町平井18番	地先	
		北区植木町亀甲1306番1	地先	
30 - 594	平野第1号線	北区植木町平野88番2	地先	
		北区植木町平野444番1	地先	
30 - 595	平野第2号線	北区植木町平野145番1	地先	
		北区植木町平野432番	地先	
30 - 596	平野第3号線	北区植木町平野244番1	地先	
		北区植木町平野411番1	地先	
30 - 597	平野第4号線	北区植木町平野151番5	地先	
		北区植木町平野304番1	地先	
30 - 598	平野滴水第1号線	北区植木町平野6番	地先	
		北区植木町滴水1552番1	地先	

30 - 599	平原第1号線	北区植木町平原167番2	地先	
		北区植木町平原147番1	地先	
30 - 600	平原第2号線	北区植木町平原212番	地先	
		北区植木町平原1294番1	地先	
30 - 601	平原第3号線	北区植木町平原319番1	地先	
		北区植木町平原221番2	地先	
30 - 602	平原第4号線	北区植木町平原504番1	地先	
		北区植木町平原505番1	地先	
30 - 603	平原第5号線	北区植木町平原258番	地先	
		北区植木町平原537番1	地先	
30 - 604	平原富応第1号線	北区植木町平原147番1	地先	
		北区植木町富応1735番1	地先	
30 - 605	広住第1号線	北区植木町広住541番28	地先	
		北区植木町広住766番1	地先	
30 - 606	広住第2号線	北区植木町広住187番1	地先	
		北区植木町広住800番1	地先	
30 - 607	広住第3号線	北区植木町広住763番5	地先	
		北区植木町広住1535番1	地先	
30 - 608	広住第4号線	北区植木町広住1495番1	地先	
		北区植木町広住1401番1	地先	
30 - 609	広住第5号線	北区植木町広住56番4	地先	
		北区植木町広住56番1	地先	
30 - 610	広住第6号線	北区植木町広住419番24	地先	
		北区植木町広住397番1	地先	
30 - 611	広住第7号線	北区植木町広住339番63	地先	
		北区植木町広住419番82	地先	
30 - 612	広住第8号線	北区植木町広住461番8	地先	
		北区植木町広住461番22	地先	
30 - 613	広住第9号線	北区植木町広住577番1	地先	
		北区植木町広住541番1	地先	

30 - 6 1 4	広住第 10 号線	北区植木町広住 4 9 8 番 7	地先	
		北区植木町広住 3 5 2 番 2	地先	
30 - 6 1 5	広住第 11 号線	北区植木町広住 5 8 4 番 7	地先	
		北区植木町広住 5 8 4 番 1 2	地先	
30 - 6 1 6	広住第 12 号線	北区植木町広住 3 8 7 番 7	地先	
		北区植木町広住 9 2 番 6	地先	
30 - 6 1 7	広住第 13 号線	北区植木町広住 1 1 0 8 番 2	地先	
		北区植木町広住 1 0 3 6 番	地先	
30 - 6 1 8	広住第 14 号線	北区植木町広住 1 1 2 5 番 1	地先	
		北区植木町広住 1 2 9 3 番 2	地先	
30 - 6 1 9	広住第 15 号線	北区植木町広住 1 1 1 7 番	地先	
		北区植木町広住 1 1 4 6 番	地先	
30 - 6 2 0	広住第 16 号線	北区植木町広住 3 8 8 番 2	地先	
		北区植木町広住 9 6 番 4	地先	
30 - 6 2 1	広住第 17 号線	北区植木町広住 1 8 7 番 1	地先	
		北区植木町広住 1 7 8 番 2 6	地先	
30 - 6 2 2	広住第 18 号線	北区植木町広住 1 2 6 1 番 1	地先	
		北区植木町広住 8 7 5 番 6	地先	
30 - 6 2 3	広住第 19 号線	北区植木町広住 1 3 7 1 番 3	地先	
		北区植木町広住 1 3 6 1 番	地先	
30 - 6 2 4	広住第 20 号線	北区植木町広住 4 1 9 番 1 2	地先	
		北区植木町広住 4 1 9 番 1 0 1	地先	
30 - 6 2 5	広住第 21 号線	北区植木町広住 4 7 3 番 1	地先	
		北区植木町広住 4 1 9 番 9	地先	
30 - 6 2 6	広住第 22 号線	北区植木町広住 4 1 9 番 4 9	地先	
		北区植木町広住 4 1 9 番 4 8	地先	
30 - 6 2 7	広住第 23 号線	北区植木町広住 4 1 9 番 7 3	地先	
		北区植木町広住 4 1 9 番 5 8	地先	
30 - 6 2 8	広住第 24 号線	北区植木町広住 4 1 9 番 4 1	地先	
		北区植木町広住 3 9 7 番 5	地先	

30 - 629	広住第25号線	北区植木町広住419番33	地先	
		北区植木町広住397番3	地先	
30 - 630	広住第26号線	北区植木町広住339番26	地先	
		北区植木町広住397番9	地先	
30 - 631	広住第27号線	北区植木町広住339番42	地先	
		北区植木町広住397番12	地先	
30 - 632	広住第28号線	北区植木町広住397番14	地先	
		北区植木町広住397番18	地先	
30 - 633	広住第29号線	北区植木町広住541番10	地先	
		北区植木町広住541番1	地先	
30 - 634	広住第30号線	北区植木町広住541番11	地先	
		北区植木町広住541番17	地先	
30 - 635	広住第31号線	北区植木町広住541番25	地先	
		北区植木町広住541番21	地先	
30 - 636	広住第32号線	北区植木町広住541番44	地先	
		北区植木町広住541番45	地先	
30 - 637	広住第33号線	北区植木町広住510番7	地先	
		北区植木町広住510番2	地先	
30 - 638	広住第34号線	北区植木町広住488番6	地先	
		北区植木町広住488番9	地先	
30 - 639	広住第35号線	北区植木町広住1089番1	地先	
		北区植木町広住1084番	地先	
30 - 640	広住第36号線	北区植木町広住1211番2	地先	
		北区植木町広住1211番1	地先	
30 - 641	広住植木第1号線	北区植木町広住461番8	地先	
		北区植木町植木139番4	地先	
30 - 642	舟島第2号線	北区植木町舟島273番	地先	
		北区植木町舟島592番1	地先	
30 - 643	舟島第3号線	北区植木町舟島451番1	地先	
		北区植木町舟島441番1	地先	

30 - 644	舟島第4号線	北区植木町舟島313番	地先	
		北区植木町舟島327番1	地先	
30 - 645	辺田野第1号線	北区植木町辺田野101番1	地先	
		北区植木町辺田野848番2	地先	
30 - 646	辺田野第2号線	北区植木町辺田野1110番	地先	
		北区植木町辺田野996番2	地先	
30 - 647	辺田野第3号線	北区植木町辺田野67番1	地先	
		北区植木町辺田野273番	地先	
30 - 648	辺田野第4号線	北区植木町辺田野136番	地先	
		北区植木町辺田野154番1	地先	
30 - 649	辺田野第5号線	北区植木町辺田野160番3	地先	
		北区植木町辺田野168番	地先	
30 - 650	辺田野第6号線	北区植木町辺田野326番	地先	
		北区植木町辺田野198番2	地先	
30 - 651	辺田野第7号線	北区植木町辺田野340番4	地先	
		北区植木町辺田野207番	地先	
30 - 652	辺田野第8号線	北区植木町辺田野359番3	地先	
		北区植木町辺田野220番2	地先	
30 - 653	辺田野第9号線	北区植木町辺田野383番	地先	
		北区植木町辺田野232番	地先	
30 - 654	辺田野第10号線	北区植木町辺田野402番1	地先	
		北区植木町辺田野248番	地先	
30 - 655	辺田野第11号線	北区植木町辺田野326番	地先	
		北区植木町辺田野250番	地先	
30 - 656	辺田野第12号線	北区植木町辺田野43番1	地先	
		北区植木町辺田野185番3	地先	
30 - 657	辺田野第13号線	北区植木町辺田野699番1	地先	
		北区植木町辺田野1159番1	地先	
30 - 658	辺田野第14号線	北区植木町辺田野872番1	地先	
		北区植木町辺田野1203番	地先	

30 - 659	辺田野第15号線	北区植木町辺田野117番1	地先	
		北区植木町辺田野85番1	地先	
30 - 660	辺田野第16号線	北区植木町辺田野28番1	地先	
		北区植木町辺田野68番1	地先	
30 - 661	辺田野木留第1号線	北区植木町辺田野596番1	地先	
		北区植木町木留565番1	地先	
30 - 662	味取内第1号線	北区植木町味取27番4	地先	
		北区植木町内1487番	地先	
30 - 663	味取内第2号線	北区植木町味取22番2	地先	
		北区植木町内43番2	地先	
30 - 664	宮原第1号線	北区植木町宮原682番	地先	
		北区植木町宮原1141番1	地先	
30 - 665	宮原第2号線	北区植木町宮原834番1	地先	
		北区植木町宮原273番3	地先	
30 - 666	宮原第3号線	北区植木町宮原901番1	地先	
		北区植木町宮原618番1	地先	
30 - 667	宮原第4号線	北区植木町宮原536番	地先	
		北区植木町宮原190番	地先	
30 - 668	宮原第5号線	北区植木町宮原841番	地先	
		北区植木町宮原652番	地先	
30 - 669	宮原第6号線	北区植木町宮原777番	地先	
		北区植木町宮原777番	地先	
30 - 670	宮原第7号線	北区植木町宮原310番1	地先	
		北区植木町宮原399番	地先	
30 - 671	宮原第8号線	北区植木町宮原142番	地先	
		北区植木町宮原1073番1	地先	
30 - 672	宮原第9号線	北区植木町宮原915番	地先	
		北区植木町宮原886番	地先	
30 - 673	宮原第10号線	北区植木町宮原470番1	地先	
		北区植木町宮原653番	地先	

30 - 674	宮原第11号線	北区植木町宮原884番1	地先	
		北区植木町宮原859番	地先	
30 - 675	宮原第12号線	北区植木町宮原451番1	地先	
		北区植木町宮原447番	地先	
30 - 676	宮原第13号線	北区植木町宮原900番1	地先	
		北区植木町宮原98番1	地先	
30 - 677	宮原第14号線	北区植木町宮原837番	地先	
		北区植木町宮原859番	地先	
30 - 678	宮原第15号線	北区植木町宮原512番	地先	
		北区植木町宮原511番2	地先	
30 - 679	宮原第16号線	北区植木町宮原764番	地先	
		北区植木町宮原764番	地先	
30 - 681	宮原正清第2号線	北区植木町宮原216番3	地先	
		北区植木町正清770番	地先	
30 - 682	宮原正清第3号線	北区植木町宮原151番2	地先	
		北区植木町正清1039番1	地先	
30 - 683	舞尾第1号線	北区植木町舞尾740番3	地先	
		北区植木町舞尾226番	地先	
30 - 684	舞尾第2号線	北区植木町舞尾582番3	地先	
		北区植木町舞尾510番1	地先	
30 - 685	舞尾第3号線	北区植木町舞尾541番1	地先	
		北区植木町舞尾464番	地先	
30 - 686	舞尾第4号線	北区植木町舞尾469番5	地先	
		北区植木町舞尾469番13	地先	
30 - 687	舞尾第5号線	北区植木町舞尾1番2	地先	
		北区植木町舞尾681番1	地先	
30 - 688	舞尾第6号線	北区植木町舞尾718番1	地先	
		北区植木町舞尾814番3	地先	
30 - 689	舞尾第7号線	北区植木町舞尾664番9	地先	
		北区植木町舞尾665番2	地先	

30 - 690	舞尾第8号線	北区植木町舞尾541番1	地先	
		北区植木町舞尾294番1	地先	
30 - 691	舞尾第9号線	北区植木町舞尾536番12	地先	
		北区植木町舞尾536番16	地先	
30 - 692	舞尾第10号線	北区植木町舞尾536番5	地先	
		北区植木町舞尾536番9	地先	
30 - 693	舞尾第11号線	北区植木町舞尾540番2	地先	
		北区植木町舞尾536番20	地先	
30 - 694	舞尾第12号線	北区植木町舞尾536番17	地先	
		北区植木町舞尾534番7	地先	
30 - 695	舞尾第13号線	北区植木町舞尾469番10	地先	
		北区植木町舞尾469番7	地先	
30 - 696	舞尾第14号線	北区植木町舞尾481番1	地先	
		北区植木町舞尾504番8	地先	
30 - 697	舞尾第15号線	北区植木町舞尾484番1	地先	
		北区植木町舞尾484番5	地先	
30 - 698	舞尾第16号線	北区植木町舞尾507番6	地先	
		北区植木町舞尾484番6	地先	
30 - 699	舞尾第17号線	北区植木町舞尾507番9	地先	
		北区植木町舞尾484番8	地先	
30 - 700	舞尾第18号線	北区植木町舞尾481番3	地先	
		北区植木町舞尾481番22	地先	
30 - 701	舞尾第19号線	北区植木町舞尾585番7	地先	
		北区植木町舞尾585番8	地先	
30 - 702	舞尾植木第1号線	北区植木町舞尾612番1	地先	
		北区植木町植木107番1	地先	
30 - 703	舞尾滴水第1号線	北区植木町舞尾670番	地先	
		北区植木町滴水170番1	地先	
30 - 704	舞尾滴水第2号線	北区植木町舞尾636番2	地先	
		北区植木町滴水14番2	地先	

30 - 705	山本第5号線	北区植木町山本638番1	地先	
		北区植木町山本463番	地先	
30 - 706	山本第6号線	北区植木町山本411番1	地先	
		北区植木町山本291番8	地先	
30 - 707	山本第7号線	北区植木町山本168番2	地先	
		北区植木町山本132番	地先	
30 - 708	山本第8号線	北区植木町山本783番1	地先	
		北区植木町山本687番	地先	
30 - 709	山本第9号線	北区植木町山本1933番1	地先	
		北区植木町山本1796番	地先	
30 - 710	山本第10号線	北区植木町山本961番1	地先	
		北区植木町山本783番1	地先	
30 - 711	山本第11号線	北区植木町山本349番1	地先	
		北区植木町山本338番3	地先	
30 - 712	山本第12号線	北区植木町山本927番	地先	
		北区植木町山本970番	地先	
30 - 713	山本第13号線	北区植木町山本1183番1	地先	
		北区植木町山本1181番	地先	
30 - 714	山本第14号線	北区植木町山本1165番	地先	
		北区植木町山本1169番2	地先	
30 - 715	山本第15号線	北区植木町山本877番3	地先	
		北区植木町山本876番	地先	
30 - 716	山本第16号線	北区植木町山本869番	地先	
		北区植木町山本854番	地先	
30 - 717	山本第17号線	北区植木町山本752番4	地先	
		北区植木町山本757番	地先	
30 - 718	山本第18号線	北区植木町山本688番8	地先	
		北区植木町山本695番1	地先	
30 - 719	山本第19号線	北区植木町山本766番	地先	
		北区植木町山本765番	地先	

30 - 720	山本第20号線	北区植木町山本766番	地先	
		北区植木町山本770番	地先	
30 - 721	山本第21号線	北区植木町山本363番1	地先	
		北区植木町山本684番	地先	
30 - 722	山本第22号線	北区植木町山本2009番	地先	
		北区植木町山本2233番	地先	
30 - 723	山本第23号線	北区植木町山本2244番	地先	
		北区植木町山本2204番	地先	
30 - 724	山本第24号線	北区植木町山本2111番	地先	
		北区植木町山本2105番	地先	
30 - 725	山本第25号線	北区植木町山本2099番	地先	
		北区植木町山本2037番	地先	
30 - 726	山本第26号線	北区植木町山本2021番	地先	
		北区植木町山本2029番	地先	
30 - 727	山本第27号線	北区植木町山本1862番2	地先	
		北区植木町山本1947番1	地先	
30 - 728	山本第28号線	北区植木町山本95番1	地先	
		北区植木町山本246番1	地先	
30 - 729	山本第29号線	北区植木町山本1768番	地先	
		北区植木町山本1753番1	地先	
30 - 730	山本岩野第1号線	北区植木町山本738番1	地先	
		北区植木町岩野3番1	地先	
30 - 731	山本味取第1号線	北区植木町山本638番1	地先	
		北区植木町味取4番1	地先	
30 - 732	米塚第1号線	北区植木町米塚789番1	地先	
		北区植木町米塚828番2	地先	
30 - 733	米塚第2号線	北区植木町米塚448番	地先	
		北区植木町米塚413番1	地先	
30 - 734	米塚第3号線	北区植木町米塚510番2	地先	
		北区植木町米塚221番	地先	

30 - 735	米塚第4号線	北区植木町米塚133番	地先	
		北区植木町米塚40番1	地先	
30 - 736	米塚第5号線	北区植木町米塚724番	地先	
		北区植木町米塚1016番1	地先	
30 - 737	米塚第6号線	北区植木町米塚890番1	地先	
		北区植木町米塚737番	地先	
30 - 738	米塚第7号線	北区植木町米塚407番6	地先	
		北区植木町米塚407番16	地先	
30 - 739	米塚第8号線	北区植木町米塚781番	地先	
		北区植木町米塚801番1	地先	
30 - 740	米塚第9号線	北区植木町米塚574番	地先	
		北区植木町米塚618番	地先	
30 - 741	米塚第10号線	北区植木町米塚271番	地先	
		北区植木町米塚353番	地先	
30 - 742	米塚第11号線	北区植木町米塚332番	地先	
		北区植木町米塚247番1	地先	
30 - 743	米塚第12号線	北区植木町米塚890番1	地先	
		北区植木町米塚856番33	地先	
30 - 744	米塚第13号線	北区植木町米塚856番57	地先	
		北区植木町米塚856番41	地先	
30 - 745	米塚第14号線	北区植木町米塚742番	地先	
		北区植木町米塚846番1	地先	
30 - 746	米塚第15号線	北区植木町米塚407番16	地先	
		北区植木町米塚407番60	地先	
30 - 747	米塚第16号線	北区植木町米塚407番31	地先	
		北区植木町米塚407番60	地先	
30 - 748	米塚第17号線	北区植木町米塚407番47	地先	
		北区植木町米塚407番56	地先	
30 - 749	米塚第18号線	北区植木町米塚407番54	地先	
		北区植木町米塚422番12	地先	

30 - 750	米塚色出第1号線	北区植木町米塚1234番3	地先
		北区植木町色出1285番1	地先
30 - 751	米塚田底第2号線	北区植木町米塚486番1	地先
		北区植木町田底485番1	地先

告 示 第 1 7 6 号

平成 28 年 3 月 25 日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
30 - 10101	田原坂線	大字滴水字三角1054番	地先	
		大字豊岡字岡林1442番3	地先	
30 - 10102	上岩野～大井線	大字岩野字早田202番1	地先	
		大字大井字東原377番	地先	
30 - 10103	正清～芝生口線	大字正清字山ノ下1069番	地先	
		大字米塚字二塚73番	地先	
30 - 10104	慈恩寺～平島橋線	大字米塚字箇川956番	地先	
		大字田底字北岡330番	地先	
30 - 10105	平尾～山本橋線	大字味取字金山道下333番	地先	
		大字内字扇子82番2	地先	
30 - 10107	五両～知田線	大字山本字東原743番	地先	
		大字山本字前田1229番1	地先	
30 - 10109	石橋～七本線	大字滴水字ヲスギ1480番1	地先	
		大字轟字亀甲1780番2	地先	
30 - 10110	市尾～山本橋線	北区植木町富心1225番1	地先	
		北区植木町山本437番	地先	
30 - 10111	大平～色出線	大字平原字下原545番4	地先	
		大字色出字松葉459番2	地先	
30 -	北原～臼井線	大字清水字北原3800番	地先	

20201		大字清水字小園2327番1	地先	
30 - 20202	駄ノ原～乙貝線	大字清水字南古閑2723番	地先	
		大字清水字三十六5002番	地先	
30 - 20203	臼井～長沼線	大字清水字長沼ノ上2326番	地先	
		大字清水字長沼2145番2	地先	
30 - 20204	南古閑～長沼線	大字清水字六ツ川重1446番	地先	
		大字清水字長沼2141番	地先	
30 - 20205	宮本～丸山線	大字清水字豆疵1149番	地先	
		大字清水字下原1682番	地先	
30 - 20206	今古閑～大盤若塚線	大字内字浦尾807番	地先	
		大字山本字今古閑751番	地先	
30 - 20207	味取～山口線	大字味取字町屋敷34番2	地先	
		大字岩野字山口3159番1	地先	
30 - 20208	五両～大井線	大字岩野字堂ノ前66番1	地先	
		大字岩野字中楚利2652番1	地先	
30 - 20209	小野～小道線	大字小野字居屋敷1260番	地先	
		大字広住字水堀1295番2	地先	
30 - 20210	永野～小野線	大字岩野字南原2418番1	地先	
		大字小野字七国87番1	地先	
30 - 20212	石川～西合志線	大字石川字東原431番	地先	
		大字石川字東原450番1	地先	
30 - 20213	加茂小屋～結線	大字豊田字後原622番5	地先	
		大字今藤字向原1017番	地先	
30 - 20214	余内～古閑線	大字平井字前田758番	地先	
		大字古閑字鶴田966番3	地先	
30 - 20216	芦原～伊知坊線	大字田底字苗代田121番2	地先	
		大字伊知坊字室岡445番	地先	
30 - 20217	平島～七城線	大字田底字北岡330番	地先	
		大字田底字上河原106番	地先	
30 -	宮原～芦原線	大字正清字溝入784番2	地先	

20218		大字田底字松ノ本2898番	地先	
30 - 20219	玉ノ本~高田線	大字田底字玉ノ本2553番	地先	
		大字田底字高田2823番	地先	
30 - 20220	市尾~七本線	大字富応字外土井1339番	地先	
		大字轟字田子山1885番	地先	
30 - 20221	天堤線	大字豊岡字天堤575番4	地先	
		大字豊岡字天堤625番3	地先	
30 - 20222	木留住宅団地線	大字木留字三角155番	地先	
		大字木留字狐塚212番	地先	
30 - 20223	木留~吉次線	大字木留字中土井643番	地先	
		大字円台寺字大迫1183番1	地先	
30 - 20224	荒平~山口線	大字木留字荒平1035番3	地先	
		大字木留字山口屋敷1276番	地先	
30 - 20225	鐙田~向坂線	大字鐙田字屋敷1937番2	地先	
		大字鐙田字出口1436番1	地先	
30 - 20226	滴水~堂山線	大字滴水字西屋敷975番1	地先	
		大字轟字乘尾616番2	地先	
30 - 30301	広線	大字清水字南古閑2723番	地先	
		大字清水字芹迫2882番	地先	
30 - 30302	北原~乙貝線	大字清水字北原3795番	地先	
		大字清水字無苦水4422番	地先	
30 - 30303	北原~中尾線	大字清水字北原3781番	地先	
		大字清水字垣ノ内2966番	地先	
30 - 30305	色出~水原線	大字色出字大久保973番	地先	
		大字色出字芋扱1286番	地先	
30 - 30306	上色出~諏訪尾線	大字色出字古井川245番2	地先	
		大字米塚字筒川970番	地先	
30 - 30307	諏訪尾~国道線	大字色出字諏訪尾381番	地先	
		大字色出字瀬割5番4	地先	
30 -	下色出~横尾線	大字色出字本村358番	地先	

30308		大字豊田字乗越1196番1	地先
30 - 30309	結~下田線	大字清水字丸山1753番	地先
		大字内字六ツ辻1614番	地先
30 - 30311	臼井線	大字清水字松ノ木平1409番2	地先
		大字清水字長沼ノ上2326番	地先
30 - 30312	中尾~長沼線	大字清水字南古閑2613番1	地先
		大字清水字六ツ重1476番1	地先
30 - 30313	小清水線	大字清水字中嶋416番	地先
		大字清水字小清水1528番1	地先
30 - 30314	長沼線	大字清水字烏帽子形1651番	地先
		大字清水字下原1662番	地先
30 - 30315	砥石~宮本線	大字清水字前畑995番	地先
		大字清水字市安原840番	地先
30 - 30316	小塚線	大字内字本村735番	地先
		大字内字北井川1148番	地先
30 - 30317	本村線	大字内字本村673番1	地先
		大字内字本村743番1	地先
30 - 30318	今宿線	大字内字今宿1436番1	地先
		大字内字今宿1421番1	地先
30 - 30319	今宿~今藤線	大字内字北井川1144番1	地先
		大字今藤字向田877番1	地先
30 - 30320	内村~下田線	大字内字前畑907番	地先
		大字内字下田178番	地先
30 - 30321	平田~下田線	大字内字平田428番	地先
		大字内字清水口324番	地先
30 - 30322	清水口~内村線	大字内字前畑914番	地先
		大字内字高木原870番	地先
30 - 30323	味取~榎ノ木線	大字味取字町屋敷20番1	地先
		大字内字野中1488番1	地先
30 -	味取線	大字味取字町屋敷16番1	地先

30324		大字内字扇子52番1	地先	
30 - 30325	五両~西ノ原線	大字岩野字保立前58番4	地先	
		大字岩野字保立2番2	地先	
30 - 30326	西ノ原線	大字山本字西ノ原638番1	地先	
		大字山本字浦田457番	地先	
30 - 30327	向原線	大字山本字向原411番1	地先	
		大字山本字向原291番8	地先	
30 - 30328	宮ノ前線	大字山本字宮ノ前156番1	地先	
		大字山本字宮ノ前132番	地先	
30 - 30329	今古閑~県道線	大字山本字今古閑777番2	地先	
		大字山本字東原687番1	地先	
30 - 30330	北原線	大字清水字垣ノ内3017番2	地先	
		大字清水字北原3770番	地先	
30 - 30331	中尾~駄ノ原線	大字清水字南古閑2716番	地先	
		大字清水字北原3859番1	地先	
30 - 30332	北原~駄ノ原線	大字清水字垣ノ内2981番1	地先	
		大字清水字北原2867番1	地先	
30 - 30333	丸山~長沼線	大字清水字長畑1738番1	地先	
		大字清水字長畑2100番	地先	
30 - 30334	蚕試~草葉線	大字広住字瀬迫503番3	地先	
		大字広住字西原763番5	地先	
30 - 30335	石川~大津県道線	大字石川字松葉55番	地先	
		大字小野字二塚406番1	地先	
30 - 30337	栗尾~金山線	大字小野字前田1104番	地先	
		大字岩野字横山1388番	地先	
30 - 30338	小山~試験場線	大字岩野字小山801番	地先	
		大字広住字瀬迫481番2	地先	
30 - 30339	上岩野~北広住線	大字岩野字市場1282番2	地先	
		大字岩野字浄行寺970番1	地先	
30 -	一木~市場線	大字岩野字白塚188番1	地先	

30340		大字岩野字市場128番1	地先	
30 - 30341	一木~三丁目線	大字一木字叶松86番1	地先	
		大字植木字三丁目94番	地先	
30 - 30343	一木~鞍掛第2線	大字一木字屋敷326番1	地先	
		大字鞍掛字阿弥陀堂782番	地先	
30 - 30344	一木~上岩野線	大字一木字山ノ本149番1	地先	
		大字一木字叶松66番	地先	
30 - 30345	上岩野~中原線	大字岩野字西原167番	地先	
		大字岩野字塘ノ下1463番1	地先	
30 - 30346	有泉~出目線	大字有泉字本村1141番	地先	
		大字有泉字出口808番	地先	
30 - 30347	石川~出目線	大字石川字居屋敷744番1	地先	
		大字有泉字出目975番2	地先	
30 - 30348	有泉~小野線	大字有泉字前田1338番	地先	
		大字小野字七国59番3	地先	
30 - 30349	有泉~西合志線	大字有泉字前田1331番	地先	
		大字石川字小迫528番	地先	
30 - 30350	居屋敷~小笹線	大字古閑字屋敷1158番1	地先	
		大字古閑字八尺棒822番1	地先	
30 - 30351	南原~古閑線	大字有泉字宮ノ上684番1	地先	
		大字古閑字野田302番1	地先	
30 - 30352	本村~石仏線	大字有泉字本村1271番	地先	
		大字有泉字土器園351番	地先	
30 - 30353	永野~山口線	大字有泉字小畑652番1	地先	
		大字岩野字永田2770番	地先	
30 - 30354	出目線	大字有泉字出口786番6	地先	
		大字有泉字南原756番1	地先	
30 - 30355	小山線	大字岩野字松山304番1	地先	
		大字岩野字狐塚366番1	地先	
30 -	インター~山口線	大字亀甲字木笠2090番2	地先	

30356		大字岩野字北原3596番	地先	
30 - 30357	国道~平尾線	大字亀甲字西池上2083番2	地先	
		大字亀甲字中島175番1	地先	
30 - 30358	中原~今藤第一線	大字亀甲字西池上2042番	地先	
		大字今藤字本村321番	地先	
30 - 30359	今藤~小竹線	大字今藤字西田812番1	地先	
		大字今藤字小山729番	地先	
30 - 30360	今藤~住宅団地線	大字今藤字本村304番	地先	
		大字今藤字神丸170番3	地先	
30 - 30361	中原~今藤第2線	大字亀甲字堀ノ内431番	地先	
		大字今藤字本村290番	地先	
30 - 30362	笠松~太郎丸線	大字亀甲字笠松404番3	地先	
		大字亀甲字太郎丸367番	地先	
30 - 30363	中原~宝田線	大字亀甲字堀ノ内433番6	地先	
		大字亀甲字東平1163番1	地先	
30 - 30364	大井~豊田線	大字大井字木笠93番	地先	
		大字豊田字宗像826番	地先	
30 - 30365	新村~中学校線	大字亀甲字堂附635番	地先	
		大字亀甲字堀ノ内507番2	地先	
30 - 30366	亀甲中~大井線	大字亀甲字東池上1959番	地先	
		大字大井字木笠83番1	地先	
30 - 30367	新村~大井線	大字亀甲字上野原1914番	地先	
		大字大井字迎田140番1	地先	
30 - 30368	大井~有泉線	大字亀甲字士林1813番	地先	
		大字亀甲字小包1303番1	地先	
30 - 30369	横尾線	大字豊田字丸尾1105番	地先	
		大字豊田字西原1289番	地先	
30 - 30370	立山~結線	大字豊田字宗像883番	地先	
		大字豊田字西原1262番	地先	
30 -	豊田北~小学校線	大字豊田字宗像830番7	地先	

30371		大字豊田字中原482番	地先	
30 - 30372	亀甲中~加茂宮線	大字亀甲字貝音780番	地先	
		大字豊田字宗像790番1	地先	
30 - 30373	平井線	大字平井字本村488番1	地先	
		大字平井字坂口786番1	地先	
30 - 30374	平井~東古閑線	大字平井字上ノ原372番	地先	
		大字亀甲字東古閑981番1	地先	
30 - 30375	夏目線	大字平井字本村569番	地先	
		大字亀甲字松本1405番1	地先	
30 - 30376	平井~田島線	大字平井字井出下1319番1	地先	
		大字平井字南無田1171番2	地先	
30 - 30377	余内~舟島線	大字舟島字余内597番	地先	
		大字舟島字野中38番	地先	
30 - 30378	伊知坊~色出線	大字伊知坊字有町443番1	地先	
		大字伊知坊字黒立752番	地先	
30 - 30379	インター~太郎丸線	大字亀甲字山野下208番4	地先	
		大字味取字金山道下333番	地先	
30 - 30380	中尾~豊田北線	大字色出字中尾207番	地先	
		大字豊田字中尾1020番1	地先	
30 - 30382	城山団地線	大字豊田字上ノ原56番	地先	
		大字豊田字上ノ原92番	地先	
30 - 30383	伊知坊~平井線	大字伊知坊字竹ノ子31番1	地先	
		大字平井字井出下1294番	地先	
30 - 30385	松葉~辻線	大字米塚字筒川1012番1	地先	
		大字米塚字辻1137番	地先	
30 - 30386	慈恩寺線	大字米塚字大力685番1	地先	
		大字米塚字松葉833番	地先	
30 - 30387	慈恩寺~温泉第1線	大字米塚字竹ノ下475番	地先	
		大字米塚字河原211番	地先	
30 -	慈恩寺~温泉第2線	大字米塚字塚園504番	地先	

30388		大字米塚字河原218番	地先	
30 - 30389	竹ノ下~八郎丸線	大字米塚字竹ノ下448番	地先	
		大字田底字八郎丸484番	地先	
30 - 30390	向田~野間線	大字米塚字向田1590番1	地先	
		大字米塚字藤瀬40番1	地先	
30 - 30391	芦原~八反田線	大字田底字古閑2304番	地先	
		大字田底字水足805番	地先	
30 - 30392	小路~大力線	大字正清字山ノ下1068番	地先	
		大字米塚字大力668番2	地先	
30 - 30394	山ノ下~大坪線	大字正清字山ノ下1078番1	地先	
		大字宮原字大坪217番7	地先	
30 - 30395	正清橋~箱根崎線	大字正清字小路142番	地先	
		大字正清字箱根崎977番1	地先	
30 - 30396	正清~久野線	大字正清字正清536番1	地先	
		大字宮原字迫ノ下564番	地先	
30 - 30397	浦田~大迫線	大字宮原字浦田679番	地先	
		大字宮原字大迫1141番1	地先	
30 - 30398	藤坂~大坪線	大字宮原字大坪192番	地先	
		大字宮原字大坪272番1	地先	
30 - 30399	北原~西宮原線	大字宮原字前田171番	地先	
		大字宮原字迫ノ下620番	地先	
30 - 30400	芦原中線	大字田底字古閑2261番	地先	
		大字田底字古閑2224番	地先	
30 - 30401	慈恩寺~野毛電線	大字米塚字大力722番	地先	
		大字米塚字辻1201番1	地先	
30 - 30402	大坪~迫ノ下線	大字宮原字迫ノ下536番	地先	
		大字宮原字大坪190番	地先	
30 - 30403	藤坂線	大字宮原字藤坂803番	地先	
		大字宮原字浦田688番2	地先	
30 -	改良住宅団地線	大字宮原字藤坂783番	地先	

30404		大字宮原字藤坂782番	地先	
30 - 30405	温泉～芦原線	大字田底字北岡330番2	地先	
		大字田底字砂蓋口1530番2	地先	
30 - 30407	平原～山本橋線	大字平原字西鶴162番1	地先	
		大字山本字向原442番	地先	
30 - 30408	鞍掛～蚕試線	大字鞍掛字原口1409番2	地先	
		大字広住字躰迫469番1	地先	
30 - 30409	萩尾～鏡田住宅線	大字鞍掛字萩尾屋敷1788番	地先	
		大字鏡田字桜井764番2	地先	
30 - 30410	鞍掛～西山線	大字鞍掛字古閑迫776番2	地先	
		大字富心字辻迫292番	地先	
30 - 30411	市尾～鞍掛線	大字富心字芝原1146番2	地先	
		大字鞍掛字原口1291番1	地先	
30 - 30412	諏訪神社線	大字鞍掛字諏訪原1478番2	地先	
		大字鞍掛字諏訪原1498番26	地先	
30 - 30413	萩尾～後古閑線	大字鞍掛字萩尾屋敷1818番2	地先	
		大字後古閑字南畑104番2	地先	
30 - 30414	後古閑線	大字後古閑字迎原126番	地先	
		大字後古閑字田中原255番2	地先	
30 - 30415	中尾線	大字富心字久保1026番	地先	
		大字富心字六反田861番1	地先	
30 - 30416	富心～中尾線	大字富心字久保1031番	地先	
		大字富心字中野尾883番1	地先	
30 - 30417	市尾第1線	大字富心字五反田1563番	地先	
		大字富心字西原1271番	地先	
30 - 30418	市尾第2線	大字富心字西原1273番1	地先	
		大字富心字西原1267番	地先	
30 - 30419	迎原～西山線	大字富心字柳浦1695番1	地先	
		大字富心字西山624番4	地先	
30 -	市尾～石塔山線	大字富心字西原1303番1	地先	

30420		大字豊岡字羽山2916番4	地先	
30 - 30421	小畑線	大字平原字西鶴146番1	地先	
		大字富心字五反田1650番	地先	
30 - 30422	比沙門~大平線	大字平原字西鶴213番4	地先	
		大字平原字大平1231番	地先	
30 - 30423	平原~大平線	大字平原字西鶴188番1	地先	
		大字平原字下原537番1	地先	
30 - 30424	上鈴麦線	大字鈴麦字下ノ田29番1	地先	
		大字平原字下原569番1	地先	
30 - 30425	中谷線	大字鈴麦字下ノ田19番1	地先	
		大字平原字中谷472番	地先	
30 - 30426	下鈴麦線	大字鈴麦字開田204番1	地先	
		大字鈴麦字百把409番1	地先	
30 - 30427	谷線	大字豊岡字岡林1433番2	地先	
		大字豊岡字宮原2199番	地先	
30 - 30428	本村線	大字豊岡字ウリ平2914番1	地先	
		大字豊岡字休居2243番	地先	
30 - 30429	宿~迎原線	大字豊岡字堂出830番	地先	
		大字富心字柳浦1670番1	地先	
30 - 30430	舟底~中久保線	大字豊岡字舟底924番3	地先	
		大字豊岡字堂出807番2	地先	
30 - 30432	七本線	大字轟字七本2249番	地先	
		大字轟字多尾2118番1	地先	
30 - 30433	埋原線	大字轟字埋原屋敷1718番1	地先	
		大字轟字埋原屋敷1665番	地先	
30 - 30434	埋原~赤尾線	大字轟字松山1532番1	地先	
		大字轟字埋原畑1562番	地先	
30 - 30435	赤尾線	大字轟字牛ヶ迫2785番2	地先	
		大字那知字夫婦木786番	地先	
30 -	那知~二保線	大字那知字本村188番4	地先	

30436		大字那知字夫婦木704番	地先	
30 - 30437	生野~那知線	大字那知字向原20番	地先	
		大字那知字本村227番1	地先	
30 - 30438	生野線	大字円台寺字生野原568番	地先	
		大字円台寺字妙見前343番	地先	
30 - 30439	五次郎丸線	大字轟字久保382番1	地先	
		大字轟字下道丸117番	地先	
30 - 30440	内目線	大字轟字前原畑1162番	地先	
		大字轟字前原畑1183番	地先	
30 - 30441	内目~平野線	大字轟字下滴161番	地先	
		大字滴水字神ノ木1363番	地先	
30 - 30442	桜井~上古閑線	大字木留字前鶴4番2	地先	
		大字木留字中道997番1	地先	
30 - 30443	菱形児童館線	大字上古閑字東受86番1	地先	
		大字円台寺字迫畑141番4	地先	
30 - 30444	木留~円台寺線	大字木留字前鶴13番2	地先	
		大字円台寺字原古閑713番	地先	
30 - 30445	木留~中原線	大字木留字南中原671番1	地先	
		大字木留字南中原716番	地先	
30 - 30446	木留線	大字木留字本村屋敷1799番	地先	
		大字木留字中土井609番	地先	
30 - 30447	円台寺~吉次線	大字円台寺字菱形585番	地先	
		大字木留字中道993番1	地先	
30 - 30448	吉次~パイロット線	大字木留字中道1066番3	地先	
		大字木留字葛山1024番3	地先	
30 - 30449	パイロット~山口線	大字木留字葛山1040番1	地先	
		大字木留字山口屋敷1306番	地先	
30 - 30450	辺田野~山口線	大字辺田野字坂口101番1	地先	
		大字辺田野字向山848番2	地先	
30 -	辺田野線	大字辺田野字宮ノ前995番	地先	

30451		大字辺田野字宅地1207番	地先
30- 30452	木留～滴水線	大字滴水字向原1755番 大字滴水字東屋敷904番2	地先 地先
30- 30454	円台寺～ニュータウン線	大字上古閑字東受49番2 大字大和76番	地先 地先
30- 30455	木留～停車場線	大字木留字中鶴90番1 大字萩白字前田75番	地先 地先
30- 30456	赤尾橋線	大字轟字立花木2522番 大字那知字夫婦木789番1	地先 地先
30- 30457	内目～七本線	大字轟字久保382番1 大字轟字田中原824番	地先 地先
30- 30458	辺田野～木留線	大字辺田野字桜木153番1 大字木留字北中原556番1	地先 地先
30- 30459	舞尾～石橋線	大字滴水字三角1038番1 大字轟字石橋1285番1	地先 地先
30- 30460	平野～石橋線	大字滴水字猿川2144番2 大字滴水字ラスキ1573番1	地先 地先
30- 30461	停車場～山口線	大字木留字大下415番 大字木留字山口迫1165番	地先 地先
30- 30462	萩白～鬼塚線	大字萩白字萩原285番2 大字木留字嵐316番	地先 地先
30- 30463	萩白線	大字萩白字前畑513番2 大字萩白字亀甲571番1	地先 地先
30- 30464	萩白～西里線	大字萩白字四ツ塚643番1 大字辺田野字峠524番	地先 地先
30- 30465	鑑田～辺田野線	大字鑑田字迫420番 大字鑑田字久福神276番2	地先 地先
30- 30466	鑑田～中尾線	大字鑑田字辻102番1 大字鑑田字請地204番	地先 地先
30-	鑑田線	大字鑑田字屋敷1992番	地先

30467		大字鑑田字南原75番	地先	
30- 30468	北中尾~中無田線	大字鑑田字柳ノ本1646番	地先	
		大字鑑田字町原1555番4	地先	
30- 30469	北中尾~鑑田線	大字鑑田字奥田1474番	地先	
		大字鑑田字井川谷1368番	地先	
30- 30470	向坂~投刀塚線	大字鑑田字出口1460番	地先	
		大字投刀塚字屋敷488番	地先	
30- 30471	投刀塚中線	大字投刀塚字屋敷452番	地先	
		大字投刀塚字出口380番1	地先	
30- 30472	投刀塚~松原線	大字鑑田字中無田850番1	地先	
		大字滴水字大塚石147番1	地先	
30- 30473	松原~滴水線	大字滴水字松原53番8	地先	
		大字滴水字杉之元2035番	地先	
30- 30474	松原~停車場線	大字滴水字桜井2267番2	地先	
		大字荻白字明神浦698番7	地先	
30- 30475	柿ノ木台場線	大字荻白字八反畑630番3	地先	
		大字荻白字四ツ塚667番1	地先	
30- 30476	荻白~平野第1線	大字平野字東谷71番1	地先	
		大字平野字居屋敷444番	地先	
30- 30477	荻白~平野第2線	大字平野字東原77番1	地先	
		大字平野字居屋敷431番	地先	
30- 30478	荻白~平野第3線	大字平野字西原246番1	地先	
		大字平野字居屋敷411番1	地先	
30- 30479	平野線	大字平野字東中原150番1	地先	
		大字平野字西ノ谷304番1	地先	
30- 30480	荻白~平野第4線	大字平野字二本木1644番1	地先	
		大字滴水字ヲスキ1620番	地先	
30- 30481	鹿南中学校~滴水線	大字滴水字辻畑1147番1	地先	
		大字滴水字辻畑1153番1	地先	
30-	し尿処理場線	大字滴水字東屋敷797番3	地先	

30482		大字滴水字加川原700番	地先
30 - 30483	舞尾~中線	大字舞尾字空ノ上426番	地先
		大字舞尾字西原195番	地先
30 - 30484	舞尾~松原線	大字舞尾字宿畑670番	地先
		大字滴水字大塚ノ元161番1	地先
30 - 30485	千本桜~二丁目線	大字舞尾字石佛636番1	地先
		大字滴水字十三部439番1	地先
30 - 30486	植木西裏線	大字植木字一丁目1番4	地先
		大字一木字山ノ本150番1	地先
30 - 30487	植木東裏線	大字植木字一丁目332番	地先
		大字広住字鱒迫425番6	地先
30 - 30488	十王団地線	大字舞尾字十王512番	地先
		大字舞尾字十王468番2	地先
30 - 30489	鑑田住宅線	大字鑑田字桜井765番1	地先
		大字鑑田字桜井765番1	地先
30 - 30490	停車場線	大字荻白字居屋敷806番	地先
		大字鑑田字嶋田679番5	地先
30 - 30491	松原~円台寺線	大字轟字下滴168番	地先
		大字滴水字ヲスギ1455番	地先
30 - 30492	長浦線	大字植木字二丁目23番2	地先
		大字滴水字長浦屋敷364番2	地先
30 - 30493	植木中央線	大字滴水字十三部442番2	地先
		大字投刀塚字出口378番1	地先
30 - 30494	植木~仁連塔線	大字植木字三丁目85番	地先
		大字広住字五反畑12番1	地先
30 - 30495	仁連塔~草場線	大字広住字五反畑39番2	地先
		大字広住字経塚800番	地先
30 - 30496	草場~小道線	大字広住字屋敷852番	地先
		大字広住字小道屋敷1535番	地先
30 -	小道線	大字広住字水堀1316番1	地先

30498		大字広住字平1401番1	地先	
30- 30499	田原坂ニュータウン 1号線	大字大和1番3	地先	
		大字大和48番12	地先	
30- 30500	田原坂ニュータウン 2号線	大字大和7番6	地先	
		大字大和1番1	地先	
30- 30501	田原坂ニュータウン 3号線	大字大和6番13	地先	
		大字大和4番12	地先	
30- 30502	田原坂ニュータウン 4号線	大字大和7番10	地先	
		大字大和8番7	地先	
30- 30503	田原坂ニュータウン 5号線	大字大和10番9	地先	
		大字大和4番11	地先	
30- 30504	田原坂ニュータウン 6号線	大字大和10番10	地先	
		大字大和10番12	地先	
30- 30505	田原坂ニュータウン 7号線	大字大和86番2	地先	
		大字大和23番13	地先	
30- 30506	田原坂ニュータウン 8号線	大字大和81番1	地先	
		大字大和21番1	地先	
30- 30507	田原坂ニュータウン 9号線	大字大和14番1	地先	
		大字大和17番8	地先	
30- 30508	田原坂ニュータウン 10号線	大字大和19番1	地先	
		大字大和19番6	地先	
30- 30509	田原坂ニュータウン 11号線	大字大和18番1	地先	
		大字大和18番6	地先	
30- 30510	田原坂ニュータウン 12号線	大字大和14番5	地先	
		大字大和15番4	地先	
30- 30511	田原坂ニュータウン 13号線	大字大和14番6	地先	
		大字大和14番8	地先	
30- 30512	田原坂ニュータウン 14号線	大字大和20番6	地先	
		大字大和30番10	地先	
30-	田原坂ニュータウン 15号線	大字大和13番6	地先	

30513		大字大和15番5	地先	
30- 30514	田原坂ニュータウン 16号線	大字大和25番6	地先	
		大字大和24番1	地先	
30- 30515	田原坂ニュータウン 17号線	大字大和27番12	地先	
		大字大和28番5	地先	
30- 30516	田原坂ニュータウン 18号線	大字大和33番18	地先	
		大字大和33番10	地先	
30- 30517	田原坂ニュータウン 19号線	大字大和22番1	地先	
		大字大和22番1	地先	
30- 30518	田原坂ニュータウン 20号線	大字大和34番1	地先	
		大字大和34番9	地先	
30- 30519	田原坂ニュータウン 21号線	大字大和35番14	地先	
		大字大和43番8	地先	
30- 30520	田原坂ニュータウン 22号線	大字大和36番7	地先	
		大字大和73番7	地先	
30- 30521	田原坂ニュータウン 23号線	大字大和38番6	地先	
		大字大和38番10	地先	
30- 30522	田原坂ニュータウン 24号線	大字大和39番10	地先	
		大字大和50番8	地先	
30- 30523	田原坂ニュータウン 25号線	大字大和46番3	地先	
		大字大和46番5	地先	
30- 30524	田原坂ニュータウン 26号線	大字大和41番4	地先	
		大字大和41番3	地先	
30- 30525	田原坂ニュータウン 27号線	大字大和58番1	地先	
		大字大和43番4	地先	
30- 30526	田原坂ニュータウン 28号線	大字大和61番16	地先	
		大字大和43番5	地先	
30- 30527	田原坂ニュータウン 29号線	大字大和6番1	地先	
		大字大和51番9	地先	
30-	田原坂ニュータウン 30号線	大字大和89番1	地先	

30528		大字大和55番9	地先	
30- 30529	田原坂ニュータウン 31号線	大字大和56番16	地先	
		大字大和56番9	地先	
30- 30530	田原坂ニュータウン 32号線	大字大和64番17	地先	
		大字大和54番16	地先	
30- 30531	田原坂ニュータウン 33号線	大字大和59番1	地先	
		大字大和59番4	地先	
30- 30532	田原坂ニュータウン 34号線	大字大和58番17	地先	
		大字大和58番7	地先	
30- 30533	田原坂ニュータウン 35号線	大字大和62番1	地先	
		大字大和42番8	地先	
30- 30534	田原坂ニュータウン 36号線	大字大和65番6	地先	
		大字大和62番6	地先	
30- 30535	田原坂ニュータウン 37号線	大字大和73番1	地先	
		大字大和73番7	地先	
30- 30536	田原坂ニュータウン 38号線	大字大和77番6	地先	
		大字大和74番13	地先	
30- 30537	田原坂ニュータウン 39号線	大字大和69番16	地先	
		大字大和69番9	地先	
30- 30538	田原坂ニュータウン 40号線	大字大和70番1	地先	
		大字大和70番13	地先	
30- 30539	田原坂ニュータウン 41号線	大字大和80番8	地先	
		大字大和79番5	地先	
30- 30540	田原坂ニュータウン 42号線	大字大和87番1	地先	
		大字大和81番4	地先	
30- 30541	田原坂ニュータウン 43号線	大字大和90番1	地先	
		大字大和79番8	地先	
30- 30542	田原坂ニュータウン 44号線	大字大和71番1	地先	
		大字木留字鬼塚325番1	地先	
30-	田原坂ニュータウン 45号線	大字木留字鬼塚330番3	地先	

30543		大字木留字鬼塚330番1	地先	
30 - 30544	田原坂ニュータウン 46号線	大字大和64番1	地先	
		大字木留字嵐317番	地先	
30 - 30545	青葉台線	大字富心字西原1292番	地先	
		大字富心字西原1299番20	地先	
30 - 30546	西畑線	大字一木字西畑673番2	地先	
		大字一木字西畑670番47	地先	
30 - 30547	小野寿線	大字岩野字亀甲523番2	地先	
		大字小野字烏帽子1056番3	地先	
30 - 30548	中原線	大字豊田字中原500番1	地先	
		大字豊田字中原500番1	地先	
30 - 30549	大坪～梅木町第1線	大字宮原字大坪310番3	地先	
		大字宮原字梅木町406番4	地先	
30 - 30550	大坪～梅木町第2線	大字宮原字野伏335番1	地先	
		大字宮原字大坪274番1	地先	
30 - 30551	雇用促進住宅線	大字岩野字苅折428番3	地先	
		大字岩野字苅折428番3	地先	
30 - 30552	宿元線	大字滴水字宿元505番1	地先	
		大字滴水字宿元493番3	地先	
30 - 30553	宝田線	大字平井字井手上1622番	地先	
		大字平井字宇土田1707番1	地先	
30 - 30554	那知～鈴麦線	大字轟字埋原畑1592番44	地先	
		大字鈴麦字洲崎228番1	地先	
30 - 30555	辺田野～鐙田道下線	大字辺田野字坂口84番1	地先	
		大字辺田野字鐙田道下272番	地先	
30 - 30556	米塚～色出線	大字米塚字妙見1234番	地先	
		大字色出字芋扱1262番	地先	
30 - 30558	小清水線支線	大字清水字松ノ木平1388番1	地先	
		大字清水字本村1289番	地先	
30 -	有泉線	大字有泉字南原733番	地先	

30561		大字有泉字南原733番	地先	
30- 30562	上ノ原~葛根迫線	大字正清字上ノ原1642番	地先	
		大字正清字葛根迫1724番	地先	
30- 30563	安種子~葛根迫線	大字正清字安種子1442番	地先	
		大字正清字上ノ原1666番2	地先	
30- 30564	本村~蓼原線	大字宮原字本村143番1	地先	
		大字宮原字蓼原1074番1	地先	
30- 30565	停車場~向坂線	大字鑑田字坂本683番2	地先	
		大字鑑田字才又1248番	地先	
30- 30566	三角オスキ線	大字木留字三角124番	地先	
		大字滴水字ヲスギ1434番	地先	
30- 30568	前畑~襟迫線	大字一木字前畑2番1	地先	
		大字山本字襟迫872番3	地先	
30- 30569	今藤~本村線	大字今藤字本村358番1	地先	
		大字今藤字本村340番1	地先	
30- 30570	六丁目線	大字一木字山ノ本188番7	地先	
		大字一木字山ノ本167番9	地先	
30- 30571	南台団地線	大字米塚字筒川		
		大字米塚字松葉		
30- 30572	有町線	大字伊知坊字有町436番1	地先	
		大字伊知坊字有町410番6	地先	
30- 30573	烏帽子線	大字広住字迎原584番15	地先	
		大字小野字烏帽子1033番7	地先	
30- 30574	早田~塘ノ下線	大字岩野字早田		
		大字岩野字塘ノ下		
30- 30575	嶋田~蝸木線	大字燈田字嶋田		
		大字燈田字蝸木		
30- 30576	結~結小屋線	大字清水字結		
		大字清水字上ノ原		
30-	白井~長沼線支線	大字清水字長沼ノ上		

30577		大字清水字長沼	
30 - 30578	南平～葛根迫線	大字正清字南平1434番	地先
		大字米塚字葛根迫1277番1	地先
30 - 30579	十三部～長浦線	大字滴水字十三部451番4	地先
		大字滴水字長浦屋敷335番1	地先
30 - 30580	小野1号線	大字小野字前田1097番	地先
		大字小野字東ノ前46番2	地先
30 - 30581	北原線	大字宮原字北原912番	地先
		大字宮原字北原886番	地先
30 - 30582	庁舎西側線	大字岩野字花立238番9	地先
		大字岩野字花立236番1	地先
30 - 30583	七本官軍墓地線	大字轟字七本2263番3	地先
		大字轟字多尾2122番	地先
30 - 30584	浦田～神楽淵線	大字宮原字浦田680番	地先
		大字宮原字神楽淵447番	地先
30 - 30585	庁舎北側線	大字岩野字花立243番14	地先
		大字岩野字相田939番1	地先
30 - 30586	舟底～玉東第1線	大字富岡字七ツ坪320番1	地先
		大字富岡字清水127番	地先
30 - 30587	舟底～玉東第2線	大字富岡字早田423番	地先
		大字富岡字山下39番1	地先
30 - 30588	舟底線	大字富岡字舟底933番	地先
		大字富岡字舟底918番1	地先
30 - 30589	インター～中道線	大字大井字木笠2093番1	地先
		大字岩野字中道3319番1	地先
30 - 30590	迎原～田原小学校線	大字富心字五反田1608番4	地先
		大字富心字柴山1801番	地先
30 - 30591	小野線	大字小野字居屋敷1298番	地先
		大字小野字居屋敷1286番5	地先
30 -	宿線	大字富心字柳浦1687番2	地先

30592		大字豊岡字藤原2577番1	地先
30 - 30593	薩軍墓地線	大字轟字立花木2531番3	地先
		大字轟字立花木2540番	地先
30 - 30594	立花木～県道線	大字轟字立花木2416番	地先
		大字轟字立花木2486番2	地先
30 - 30595	長浦～滴水線	大字滴水字山ノ坊268番2	地先
		大字滴水字加川原706番4	地先
30 - 30596	一木～十王団地線	大字一木字正林598番1	地先
		大字舞尾字十王515番1	地先
30 - 30597	結～長沼線	大字清水字結1976番2	地先
		大字清水字坂本4305番	地先
30 - 30598	亀甲東～大井線	大字亀甲字吉松844番1	地先
		大字亀甲字今泉1850番1	地先
30 - 30599	相田線	大字岩野字相田927番4	地先
		大字岩野字相田932番10	地先
30 - 30600	烏帽子第2線	大字小野字烏帽子1050番13	地先
		大字小野字烏帽子1050番7	地先
30 - 30601	北原2号線	大字宮原字北原885番1	地先
		大字宮原字藤坂859番	地先
30 - 30602	結小屋～色出線	大字色出字瓜尾1047番3	地先
		大字色出字諏訪尾452番1	地先
30 - 30603	神楽淵中線	大字宮原字神楽淵471番1	地先
		大字宮原字神楽淵447番	地先
30 - 30604	楠原線	大字山本字草葉1927番3	地先
		大字山本字南楠原1779番	地先
30 - 30605	五霊中学校線	大字植木字西古屋敷118番5	地先
		大字植木字西古屋敷119番1	地先
30 - 30606	一丁目～小糸山線	大字植木字東一丁目211番1	地先
		大字植木字東一丁目211番5	地先
30 -	上岩野～県道線	大字岩野字平松1318番	地先

30607		大字岩野字平松1359番	地先
30- 30608	滴水東屋敷線	大字滴水字東屋敷860番6	地先
		大字滴水字東屋敷860番15	地先
30- 30609	仁連塔レークタウン線	大字広住字仁連塔屋敷178番26	地先
		大字広住字仁連塔屋敷178番7	地先
30- 30610	上岩野グリーンタウン線	大字岩野字相田897番2	地先
		大字岩野字相田893番15	地先
30- 30611	下田線	大字内字下田176番1	地先
		大字内字下田327番	地先
30- 30612	田原団地線	大字平原字下原521番1	地先
		大字平原字下原521番2	地先
30- 30613	広住団地線	大字広住字堀向55番4	地先
		大字広住字堀向63番	地先
30- 30614	烏帽子第3線	大字小野字烏帽子1033番11	地先
		大字小野字烏帽子1033番8	地先
30- 30615	向坂グリーンタウン線	大字鑑田字永割1144番6	地先
		大字鑑田字永割1144番20	地先
30- 30616	植木グリーンタウン線	大字岩野字相田865番17	地先
		大字岩野字相田865番56	地先
30- 30617	サンステージ植木線	大字一木字正林623番6	地先
		大字一木字正林624番10	地先
30- 30618	六殿神社線	大字正清字浦田1218番2	地先
		大字正清字浦田1218番6	地先
30- 30619	那除線	大字那除字本村213番1	地先
		大字那除字新貝409番4	地先
30- 30620	平井中線	大字平井字本村559番1	地先
		大字平井字坂口852番3	地先
30- 30621	今古閑線	大字山本字下襟白962番	地先
		大字山本字今古閑785番1	地先
30-	湯栄長寿団地線	大字米塚字竹ノ下422番5	地先

30622		大字米塚字竹ノ下422番12	地先
30- 30623	二田～鹿本線	大字正清字久保田624番1	地先
		大字田底字古川1724番8	地先
30- 30624	芦原線	大字田底字苗代田1625番	地先
		大字田底字古川1679番2	地先
30- 30625	山本～宝田橋線	大字内字平田426番1	地先
		大字平井字宇土田1708番1	地先
30- 30626	県道～舟島橋線	大字舟島字塘ノ上505番1	地先
		大字平井字前田756番1	地先
30- 30627	石川～小野橋線	大字小野字小野前1180番	地先
		大字小野字東前30番	地先
30- 30628	北広住～県道線	大字広住字蟹迫472番1	地先
		大字植木字東古屋敷140番8	地先
30- 30629	プラントピア植木1号線	大字広住字蟹迫419番10	地先
		大字広住字大道397番2	地先
30- 30630	プラントピア植木2号線	大字広住字上川339番18	地先
		大字広住字蟹迫419番82	地先
30- 30631	国道～六丁目線	大字植木字西古屋敷110番1	地先
		大字一木字山ノ本183番	地先
30- 30632	向原～山本公民館線	大字山本字向原349番1	地先
		大字山本字向原338番3	地先
30- 30633	石橋～原古閑線	大字円台寺字三反田265番3	地先
		大字円台寺字平148番5	地先
30- 30634	木留跨線橋線	大字木留字前鶴14番1	地先
		大字木留字本村屋敷1801番	地先
30- 30635	朝日ヶ丘ニュータウン線	大字広住字蟹迫461番8	地先
		大字広住字蟹迫461番27	地先
30- 30636	河川公園線	大字伊知坊字日渡332番5	地先
		大字米塚字向田187番1	地先
30-	東三丁目線	大字植木字東三丁目157番7	地先

30637		大字植木字東三丁目157番14	地先
30- 30638	今宿2号線	大字内字北井川1144番1	地先
		大字内字今宿1437番1	地先
30- 30639	鳥帽子2号線	大字小野字鳥帽子1022番9	地先
		大字小野字鳥帽子970番20	地先
30- 30640	向原~大久保線	大字今藤字向原986番1	地先
		大字清水字大久保4865番3	地先
30- 30641	植木公民館線	大字舞尾字石佛76番1	地先
		大字舞尾字石佛600番11	地先
30- 30642	植木小学校線	大字植木字東三丁目177番3	地先
		大字植木字東三丁目177番5	地先
30- 30644	円台寺~轟線	大字円台寺字下道22番1	地先
		大字轟字塔ノ本723番2	地先
30- 30645	桜ヶ丘ニュータウン 1号線	大字滴水字野中176番1	地先
		大字滴水字山ノ坊203番3	地先
30- 30646	桜ヶ丘ニュータウン 2号線	大字滴水字山ノ坊246番15	地先
		大字滴水字山ノ坊203番10	地先
30- 30647	桜ヶ丘ニュータウン 3号線	大字滴水字山ノ坊246番8	地先
		大字滴水字山ノ坊205番11	地先
30- 30648	桜ヶ丘ニュータウン 4号線	大字滴水字山ノ坊246番7	地先
		大字滴水字山ノ坊205番43	地先
30- 30649	桜ヶ丘ニュータウン 5号線	大字滴水字山ノ坊205番6	地先
		大字滴水字山ノ坊205番38	地先
30- 30650	桜ヶ丘ニュータウン 6号線	大字滴水字山ノ坊219番2	地先
		大字滴水字山ノ坊203番6	地先
30- 30651	立野橋線	大字岩野字立野3359番2	地先
		大字岩野字立野3365番2	地先
30- 30652	国道~一木線	大字一木字山ノ本	
		大字一木字山ノ本	
30-	大井~平井線	大字大井字屋敷	

30653		大字豊田字服部	
30 - 30654	豊田服部線	大字豊田字服部 大字豊田字服部	
30 - 30655	インター～有泉線	大字亀甲字西池上 大字有泉字本村	
30 - 30656	大井屋敷線	大字大井字屋敷 大字大井字屋敷	
30 - 30657	大井東原線	大字大井字東原 大字大井字東原	
30 - 30658	色出松葉線	大字色出字松葉 大字色出字松葉	
30 - 30659	一木～鞍掛線	大字一木字居屋敷 大字鞍掛字萱原線	
30 - 30660	岩野松山線	大字岩野字松山311番1 地先 大字岩野字松山311番1 地先	
30 - 30661	カーサベルデ北広住線	大字広住字迎原577番1 地先 大字広住字石櫃541番5 地先	
30 - 30662	合志川左岸線	大字伊知坊字有町444番2 地先 大字米塚字竹ノ下429番1 地先	
30 - 30663	太郎丸線	大字亀甲字太郎丸309番 地先 大字亀甲字太郎丸324番2 地先	
30 - 30664	蟹迫団地線	大字広住字蟹迫498番7 地先 大字広住字上川352番2 地先	
30 - 30665	烏帽子3号線	大字広住字迎原584番7 地先 大字広住字迎原584番13 地先	
30 - 30666	広住大道線	大字広住字大道387番7 地先 大字広住字松出92番6 地先	
30 - 30667	木留～半高山線	大字木留字中土井631番1 地先 大字円台寺字内平941番8-1 地先	
30 -	十王団地2号線	大字舞尾字十王515番1 地先	

30668		大字舞尾字十王469番15	地先
30 - 30669	田原台団地線	大字富心字五反田1553番 大字富心字五反田1578番3	地先 地先
30 - 30670	富岡～内線	大字富岡字羽山2916番9 大字内字平田448番2	地先 地先
30 - 30671	伊知坊第3号線	植木町伊知坊431番7 植木町伊知坊431番37	地先 地先
30 - 30672	滴水第17号線	植木町滴水493番8 植木町滴水494番21	地先 地先
30 - 30673	滴水第18号線	植木町滴水522番5 植木町滴水520番1	地先 地先
30 - 30674	小道第2号線	植木町石川254番 植木町小野506番1	地先 地先
30 - 30675	二塚第1号線	植木町石川235番 植木町小野415番1	地先 地先
30 - 30676	二塚第2号線	植木町小野445番1 植木町小野494番1	地先 地先
30 - 30677	植木町広住線	植木町石川234番1 植木町石川256番	地先 地先
30 - 30678	富心第1号線	植木町富心1801番 植木町富心1794番2	地先 地先
30 - 30679	岩野第1号線	北区植木町岩野285番1 北区植木町岩野539番3	地先 地先
30 - 30680	富心第2号線	北区植木町富心589番 北区植木町富心10番	地先 地先
30 - 30681	今藤第6号線	北区植木町今藤563番2 北区植木町今藤543番12	地先 地先
30 - 30682	滴水第19号線	北区植木町滴水1050番7 北区植木町滴水1048番20	地先 地先
30 -	滴水第20号線	北区植木町滴水1756番4	地先

30683		北区植木町滴水1756番11	地先	
30 - 30684	岩野第2号線	北区植木町岩野1636番1	地先	
		北区植木町岩野1631番11	地先	
30 - 31001	辺田野1号線	大字辺田野字桜木138番2	地先	
		大字辺田野字桜木154番	地先	
30 - 31002	辺田野2号線	大字辺田野字桜木162番2	地先	
		大字辺田野字桜木162番2	地先	
30 - 31003	辺田野3号線	大字辺田野字四反畑328番	地先	
		大字辺田野字二反畑198番2	地先	
30 - 31004	辺田野4号線	大字辺田野字四反畑342番	地先	
		大字辺田野字二反畑207番	地先	
30 - 31005	辺田野5号線	大字辺田野字四反畑361番	地先	
		大字辺田野字二反畑220番2	地先	
30 - 31006	辺田野6号線	大字辺田野字御馬下道387番	地先	
		大字辺田野字鑑田道下232番	地先	
30 - 31007	辺田野7号線	大字辺田野字御馬下道403番	地先	
		大字辺田野字鑑田道下248番	地先	
30 - 31008	辺田野8号線	大字辺田野字四反畑326番	地先	
		大字辺田野字鑑田道下250番	地先	
30 - 31009	辺田野9号線	大字辺田野字前畑59番3	地先	
		大字辺田野字二反畑185番3	地先	
30 - 31010	鑑田1号線	大字荻白字下古閑257番	地先	
		大字荻白字下古閑238番	地先	
30 - 31011	鑑田2号線	大字鑑田字永ノ尾619番	地先	
		大字荻白字下古閑230番	地先	
30 - 31012	鑑田3号線	大字荻白字永ノ尾97番	地先	
		大字荻白字永ノ尾101番	地先	
30 - 31013	鑑田4号線	大字荻白字永ノ尾88番	地先	
		大字荻白字永ノ尾82番	地先	
30 -	鑑田5号線	大字荻白字前田55番	地先	

31014		大字荻白前田58番	地先	
30 - 31015	鑑田6号線	大字鑑田字桜井704番	地先	
		大字鑑田字桜井712番	地先	
30 - 31016	鑑田7号線	大字鑑田字梅木町	地先	
		大字鑑田字岩下	地先	
30 - 31017	鑑田8号線	大字鑑田字橋本1312番1	地先	
		大字鑑田字橋本1312番1	地先	
30 - 31018	鑑田9号線	大字鑑田字沓町田1829番	地先	
		大字鑑田字沓町田1813番1	地先	
30 - 31019	鑑田10号線	大字鑑田字沓町田1821番	地先	
		大字鑑田字沓町田1819番	地先	
30 - 31020	鑑田11号線	大字鑑田字梅木町1350番	地先	
		大字鑑田字鈴田1792番	地先	
30 - 31021	鑑田12号線	大字鑑田字井川谷1368番1	地先	
		大字鑑田字井川谷1368番1	地先	
30 - 31022	鑑田13号線	大字鑑田字山ノ浦877番	地先	
		大字鑑田字山ノ浦883番	地先	
30 - 31024	滴水1号線	大字轟字城ノ内203番1	地先	
		大字轟字城ノ内210番2	地先	
30 - 31025	滴水2号線	大字滴水字神ノ木1375番	地先	
		大字滴水字神ノ木1372番	地先	
30 - 31026	滴水3号線	大字滴水字宮田1989番	地先	
		大字滴水字栗底1831番	地先	
30 - 31027	滴水4号線	大字滴水字栗底1845番	地先	
		大字滴水字栗底1922番1	地先	
30 - 31028	滴水5号線	大字滴水字栗底1852番1	地先	
		大字滴水字栗底1925番1	地先	
30 - 31029	滴水6号線	大字滴水字栗底1860番2	地先	
		大字滴水字栗底1930番	地先	
30 -	滴水7号線	大字滴水字宮田1992番3	地先	

31030		大字滴水字栗底1868番	地先	
30 - 31031	滴水8号線	大字滴水字高田2018番2	地先	
		大字滴水字宮ノ下1963番	地先	
30 - 31032	滴水9号線	大字滴水字中島620番	地先	
		大字滴水字中島623番1	地先	
30 - 31033	滴水10号線	大字滴水字長浦谷580番6	地先	
		大字滴水字長浦谷580番7	地先	
30 - 31034	滴水11号線	大字滴水字杉ノ元2038番1	地先	
		大字滴水字山ノ坊260番2	地先	
30 - 31035	滴水12号線	大字滴水字杉ノ元2128番2	地先	
		大字滴水字杉ノ元2054番	地先	
30 - 31036	滴水13号線	大字滴水字杉ノ元2050番2	地先	
		大字滴水字杉ノ元2097番1	地先	
30 - 31037	滴水14号線	大字滴水字杉ノ元2097番1	地先	
		大字滴水字杉ノ元2108番	地先	
30 - 31038	滴水15号線	大字滴水字杉ノ元2071番	地先	
		大字滴水字杉ノ元2072番	地先	
30 - 31040	轟1号線	大字轟字上長谷549番2	地先	
		大字轟字下長谷904番1	地先	
30 - 31041	轟2号線	大字轟字下長谷880番4	地先	
		大字轟字下長谷876番1	地先	
30 - 31042	轟3号線	大字轟字下長谷851番	地先	
		大字轟字下長谷850番	地先	
30 - 31043	轟4号線	大字轟字下長谷841番	地先	
		大字轟字下長谷842番	地先	
30 - 31044	那知1号線	大字那知字新貝401番1	地先	
		大字那知字新貝404番2	地先	
30 - 31045	那知2号線	大字那知字新貝452番4	地先	
		大字那知字新貝451番	地先	
30 -	那知3号線	大字那知字新貝455番	地先	

31046		大字那知字新貝466番	地先	
30 - 31047	那知4号線	大字那知字新貝451番	地先	
		大字那知字新貝453番	地先	
30 - 31048	七本1号線	大字轟字立花木2431番	地先	
		大字轟字立花木2433番	地先	
30 - 31049	七本2号線	大字轟字立花木2425番	地先	
		大字轟字立花木2436番	地先	
30 - 31050	中尾1号線	大字富心字田中原1375番2	地先	
		大字富心字田中原1390番2	地先	
30 - 31051	中尾2号線	大字富心字外土井1350番	地先	
		大字富心字田中原1374番	地先	
30 - 31052	中尾3号線	大字富心字久保1014番	地先	
		大字富心字久保1034番1	地先	
30 - 31053	中尾4号線	大字富心字久保1031番	地先	
		大字富心字久保1057番	地先	
30 - 31054	中尾5号線	大字富心字六反田843番	地先	
		大字富心字六反田853番	地先	
30 - 31055	中尾6号線	大字富心字六反田843番	地先	
		大字富心字六反田823番	地先	
30 - 31056	中尾7号線	大字鞍掛字菖蒲川1015番	地先	
		大字富心字六反田816番	地先	
30 - 31057	中尾8号線	大字鞍掛字菖蒲川1025番	地先	
		大字富心字六反田821番	地先	
30 - 31058	鞍掛1号線	大字鞍掛字野添593番1	地先	
		大字鞍掛字野添584番	地先	
30 - 31059	鞍掛2号線	大字鞍掛字萱原326番	地先	
		大字鞍掛字萱原329番	地先	
30 - 31060	鞍掛3号線	大字鞍掛字萱原329番	地先	
		大字鞍掛字萱原326番	地先	
30 -	鞍掛4号線	大字鞍掛字平申538番	地先	

31061		大字鞍掛字梨木355番4	地先	
30 - 31062	鞍掛5号線	大字鞍掛字平申554番1	地先	
		大字鞍掛字平申556番	地先	
30 - 31063	鞍掛6号線	大字鞍掛字梨木373番1	地先	
		大字鞍掛字梨木371番1	地先	
30 - 31064	大平1号線	大字鈴麦字城ノ尾752番	地先	
		大字鈴麦字城ノ尾802番	地先	
30 - 31065	大平2号線	大字鈴麦字浦田844番	地先	
		大字鈴麦字浦田858番2	地先	
30 - 31066	小道1号線	大字広住字前田1186番1	地先	
		大字広住字浦田1072番	地先	
30 - 31067	小道2号線	大字小野字烏帽子16番1	地先	
		大字小野字烏帽子925番	地先	
30 - 31068	小道3号線	大字広住字前田1125番	地先	
		大字広住字老丁田1223番	地先	
30 - 31069	一木1号線	大字山本字下襟迫927番	地先	
		大字鞍掛字坂本391番1	地先	
30 - 31070	山本1号線	大字富心字宮田146番	地先	
		大字富心字宮田1220番	地先	
30 - 31071	山本2号線	大字山本字前田1178番	地先	
		大字山本字前田1181番	地先	
30 - 31072	山本3号線	大字山本字前田1164番	地先	
		大字山本字前田1165番	地先	
30 - 31073	今古閑1号線	大字山本字襟迫875番	地先	
		大字山本字襟迫876番	地先	
30 - 31075	今古閑3号線	大字山本字襟迫854番	地先	
		大字山本字襟迫854番	地先	
30 - 31076	今古閑4号線	大字山本字今古閑758番	地先	
		大字山本字今古閑757番	地先	
30 -	今古閑5号線	大字山本字東原694番	地先	

31077		大字山本字東原695番2	地先	
30 - 31078	今古閑6号線	大字山本字今古閑759番	地先	
		大字山本字今古閑765番	地先	
30 - 31079	今古閑7号線	大字山本字今古閑773番	地先	
		大字山本字今古閑772番	地先	
30 - 31081	今古閑9号線	大字山本字東原680番	地先	
		大字山本字東原684番	地先	
30 - 31082	正院1号線	大字山本字山口2009番	地先	
		大字山本字正院浦2233番	地先	
30 - 31083	正院2号線	大字山本字正院浦2244番	地先	
		大字山本字正院浦2204番	地先	
30 - 31084	正院3号線	大字山本字山口2111番	地先	
		大字山本字山口2105番	地先	
30 - 31085	正院4号線	大字山本字山口2034番	地先	
		大字山本字山口2037番	地先	
30 - 31086	正院5号線	大字山本字山口2022番	地先	
		大字山本字山口2029番	地先	
30 - 31087	正院6号線	大字山本字山口2024番	地先	
		大字山本字山口2014番	地先	
30 - 31088	清水1号線	大字清水字下原1684番1	地先	
		大字清水字下原1686番	地先	
30 - 31089	清水2号線	大字清水字下原1681番2	地先	
		大字清水字下原1678番	地先	
30 - 31090	清水3号線	大字内字六辻1618番1	地先	
		大字内字六辻1612番2	地先	
30 - 31091	清水4号線	大字清水字下原1670番	地先	
		大字清水字下原1674番2	地先	
30 - 31092	清水5号線	大字内字六辻1607番	地先	
		大字内字六辻1610番	地先	
30 -	清水6号線	大字内字六辻1596番	地先	

31093		大字内字六辻1598番	地先	
30 - 31094	清水7号線	大字内字六辻1592番	地先	
		大字内字六辻1592番	地先	
30 - 31095	清水8号線	大字清水字下原1661番2	地先	
		大字清水字下原1662番1	地先	
30 - 31096	清水9号線	大字内字六辻1582番	地先	
		大字内字六辻1587番	地先	
30 - 31097	清水10号線	大字内字粕道1716番	地先	
		大字内字粕道1703番	地先	
30 - 31098	清水11号線	大字清水字上ノ原1855番1	地先	
		大字清水字上ノ原1855番2	地先	
30 - 31099	清水12号線	大字清水字上ノ原1844番2	地先	
		大字清水字上ノ原1851番	地先	
30 - 31100	清水13号線	大字清水字上ノ原1853番1	地先	
		大字清水字上ノ原1852番1	地先	
30 - 31101	清水14号線	大字清水字上ノ原1838番	地先	
		大字清水字上ノ原1840番4	地先	
30 - 31102	清水15号線	大字清水字上ノ原1837番	地先	
		大字清水字上ノ原1848番	地先	
30 - 31105	三十六3号線	大字色出字瓜尾1050番	地先	
		大字色出字瓜尾1072番2	地先	
30 - 31106	三十六4号線	大字色出字古閑原1086番	地先	
		大字色出字古閑原1086番	地先	
30 - 31107	三十六5号線	大字色出字古閑原1128番1	地先	
		大字色出字古閑原1104番	地先	
30 - 31108	三十六6号線	大字色出字古閑原1127番	地先	
		大字色出字古閑原1100番	地先	
30 - 31109	三十六7号線	大字色出字古閑原1127番	地先	
		大字色出字古閑原1116番	地先	
30 -	北原1号線	大字清水字八久保2835番1	地先	

3 1 1 1 0		大字清水字八久保 2 8 0 4 番	地先	
3 0 - 3 1 1 1 1	北原 2 号線	大字清水字八久保 2 8 3 3 番	地先	
		大字清水字八久保 2 8 1 8 番	地先	
3 0 - 3 1 1 1 2	北原 3 号線	大字清水字八久保 2 7 8 3 番	地先	
		大字清水字八久保 2 8 1 7 番	地先	
3 0 - 3 1 1 1 3	北原 4 号線	大字清水字八久保 2 7 7 8 番 1	地先	
		大字清水字八久保 2 7 7 7 番 2	地先	
3 0 - 3 1 1 1 4	北原 5 号線	大字清水字八久保 2 7 9 0 番 2	地先	
		大字清水字南古閑 2 6 8 8 番	地先	
3 0 - 3 1 1 1 5	北原 6 号線	大字清水字八久保 2 7 4 8 番	地先	
		大字清水字八久保 2 7 4 9 番	地先	
3 0 - 3 1 1 1 6	北原 7 号線	大字清水字八久保 2 7 4 7 番 1	地先	
		大字清水字八久保 2 7 4 4 番 1	地先	
3 0 - 3 1 1 1 7	北原 8 号線	大字清水字南古閑 2 6 5 9 番 2	地先	
		大字清水字南古閑 2 5 9 7 番 2	地先	
3 0 - 3 1 1 1 8	北原 9 号線	大字清水字南古閑 2 6 6 0 番	地先	
		大字清水字南古閑 2 6 5 6 番 1	地先	
3 0 - 3 1 1 1 9	北原 1 0 号線	大字清水字南古閑 2 6 8 7 番	地先	
		大字清水字南古閑 2 6 8 9 番	地先	
3 0 - 3 1 1 2 0	北原 1 1 号線	大字清水字南古閑 2 6 9 8 番 1	地先	
		大字清水字南古閑 2 6 9 7 番 1	地先	
3 0 - 3 1 1 2 1	北原 1 2 号線	大字清水字南古閑 2 7 0 8 番	地先	
		大字清水字南古閑 2 7 1 1 番	地先	
3 0 - 3 1 1 2 2	北原 1 3 号線	大字清水字芹迫 2 8 3 8 番	地先	
		大字清水字芹迫 2 8 4 0 番	地先	
3 0 - 3 1 1 2 3	北原 1 4 号線	大字清水字芹迫 2 8 4 7 番	地先	
		大字清水字芹迫 2 8 4 4 番	地先	
3 0 - 3 1 1 2 4	北原 1 5 号線	大字清水字芹迫 2 8 8 0 番	地先	
		大字清水字芹迫 2 8 7 9 番 1	地先	
3 0 -	北原 1 6 号線	大字清水字芹迫 2 8 7 5 番 1	地先	

31125		大字清水字垣ノ内2959番1	地先	
30 - 31126	北原17号線	大字清水字芹迫2863番3	地先	
		大字清水字芹迫2870番	地先	
30 - 31127	北原18号線	大字清水字芹迫2864番	地先	
		大字清水字芹迫2853番1	地先	
30 - 31128	北原19号線	大字清水字宮ノ上3619番	地先	
		大字清水字宮ノ上3626番	地先	
30 - 31129	北原20号線	大字清水字宮ノ上3625番1	地先	
		大字清水字宮ノ上3676番1	地先	
30 - 31130	北原21号線	大字清水字宮ノ上3633番	地先	
		大字清水字宮ノ上3637番	地先	
30 - 31131	北原22号線	大字清水字宮ノ上3642番2	地先	
		大字清水字宮ノ上3645番	地先	
30 - 31132	北原23号線	大字清水字宮ノ上3663番	地先	
		大字清水字宮ノ上3660番	地先	
30 - 31133	北原24号線	大字清水字宮ノ上3671番1	地先	
		大字清水字宮ノ上3672番1	地先	
30 - 31134	長田1号線	大字清水字立野3279番	地先	
		大字清水字長田平3532番	地先	
30 - 31135	長田2号線	大字清水字長田平3517番	地先	
		大字清水字長田平3548番	地先	
30 - 31136	上色出1号線	大字色出字上竹730番1	地先	
		大字色出字上竹719番	地先	
30 - 31137	上色出2号線	大字色出字上竹745番1	地先	
		大字色出字上竹745番1	地先	
30 - 31138	色出1号線	大字色出字芋扱1351番	地先	
		大字色出字芋扱1346番	地先	
30 - 31139	色出2号線	大字色出字芋扱1349番	地先	
		大字色出字芋扱1346番	地先	
30 -	色出3号線	大字色出字芋扱1327番	地先	

3 1 1 4 0		大字色出字芋扱 1 3 1 3 番	地先	
3 0 - 3 1 1 4 1	色出 4 号線	大字色出字芋扱 1 3 0 2 番	地先	
		大字色出字芋扱 1 3 0 0 番	地先	
3 0 - 3 1 1 4 2	色出 5 号線	大字色出字芋扱 1 2 7 2 番	地先	
		大字色出字芋扱 1 2 7 0 番	地先	
3 0 - 3 1 1 4 3	色出 6 号線	大字色出字芋扱 1 2 8 0 番	地先	
		大字色出字芋扱 1 2 6 6 番 3	地先	
3 0 - 3 1 1 4 4	有泉 1 号線	大字有泉字出口 7 8 7 番 1	地先	
		大字有泉字出口 7 9 3 番	地先	
3 0 - 3 1 1 4 5	有泉 2 号線	大字有泉字出口 7 7 8 番 1	地先	
		大字有泉字南原 7 5 0 番	地先	
3 0 - 3 1 1 4 6	有泉 3 号線	大字有泉字南原 7 3 5 番	地先	
		大字有泉字南原 7 4 2 番	地先	
3 0 - 3 1 1 4 7	有泉 4 号線	大字有泉字小畑 6 2 8 番	地先	
		大字有泉字宮ノ上 6 7 9 番	地先	
3 0 - 3 1 1 4 8	有泉 5 号線	大字有泉字小畑 6 1 0 番	地先	
		大字有泉字小畑 6 1 3 番	地先	
3 0 - 3 1 1 4 9	有泉 6 号線	大字有泉字小畑 6 0 9 番	地先	
		大字有泉字西原 4 3 0 番 2	地先	
3 0 - 3 1 1 5 0	有泉 7 号線	大字有泉字小畑 6 0 5 番	地先	
		大字有泉字宮ノ上 6 8 5 番	地先	
3 0 - 3 1 1 5 1	有泉 8 号線	大字有泉字中尾 5 4 5 番	地先	
		大字有泉字中尾 4 9 2 番	地先	
3 0 - 3 1 1 5 2	有泉 9 号線	大字有泉字中尾 4 8 9 番	地先	
		大字有泉字中尾 4 9 6 番	地先	
3 0 - 3 1 1 5 3	有泉 10 号線	大字有泉字中尾 4 8 9 番	地先	
		大字有泉字中尾 4 9 3 番	地先	
3 0 - 3 1 1 5 4	有泉 11 号線	大字有泉字土器園 3 6 1 番	地先	
		大字有泉字土器園 3 7 7 番	地先	
3 0 -	有泉 12 号線	大字有泉字土器園 3 6 6 番	地先	

31155		大字有泉字土器園335番	地先	
30 - 31156	有泉13号線	大字有泉字南原763番	地先	
		大字有泉字出口771番	地先	
30 - 31157	植木東部1号線	大字亀甲字東田1578番	地先	
		大字亀甲字東田1582番	地先	
30 - 31158	植木東部2号線	大字亀甲字東田1552番2	地先	
		大字亀甲字東田1556番	地先	
30 - 31159	植木東部3号線	大字亀甲字東田1537番1	地先	
		大字亀甲字東田1531番	地先	
30 - 31160	植木東部4号線	大字亀甲字塚田1630番2	地先	
		大字亀甲字塚田1636番1	地先	
30 - 31161	植木東部5号線	大字亀甲字塚田1612番3	地先	
		大字亀甲字塚田1640番1	地先	
30 - 31162	植木東部6号線	大字亀甲字新開1500番	地先	
		大字亀甲字新開1487番3	地先	
30 - 31163	植木東部7号線	大字亀甲字新開1479番	地先	
		大字亀甲字新開1470番	地先	
30 - 31164	植木東部8号線	大字亀甲字新開1458番	地先	
		大字亀甲字新開1456番2	地先	
30 - 31165	植木東部9号線	大字平井字井出上1497番1	地先	
		大字平井字井出下1353番	地先	
30 - 31166	植木東部10号線	大字平井字井出上1481番	地先	
		大字平井字井出下1330番1	地先	
30 - 31167	植木東部11号線	大字平井字南無田1207番1	地先	
		大字平井字井出下1319番5	地先	
30 - 31168	植木東部12号線	大字平井字南無田1178番	地先	
		大字平井字南無田1191番	地先	
30 - 31169	植木東部13号線	大字平井字迎田915番	地先	
		大字平井字迎田897番	地先	
30 -	植木東部14号線	大字平井字迎田875番1	地先	

3 1 1 7 0		大字平井字迎田 8 5 5 番 3	地先	
3 0 - 3 1 1 7 1	植木東部 1 5 号線	大字舟島字年ノ神 3 3 4 番	地先	
		大字舟島字年ノ神 3 2 7 番	地先	
3 0 - 3 1 1 7 2	植木東部 1 6 号線	大字伊知坊字竹ノ子 1 7 番	地先	
		大字伊知坊字竹ノ子 2 1 番	地先	
3 0 - 3 1 1 7 3	植木東部 1 7 号線	大字伊知坊字出目 1 0 3 番	地先	
		大字伊知坊字出目 9 0 番 1	地先	
3 0 - 3 1 1 7 4	植木東部 1 8 号線	大字伊知坊字牛町 2 6 9 番	地先	
		大字伊知坊字牛町 2 5 5 番	地先	
3 0 - 3 1 1 7 5	植木東部 1 9 号線	大字伊知坊字日渡 3 5 0 番	地先	
		大字伊知坊字日渡 3 5 1 番 1	地先	
3 0 - 3 1 1 7 6	植木東部 2 0 号線	大字伊知坊字日渡 3 4 6 番	地先	
		大字伊知坊字日渡 3 3 6 番 2	地先	
3 0 - 3 1 1 7 7	植木東部 2 1 号線	大字平井字井出下 1 3 6 2 番	地先	
		大字平井字井出下 1 3 5 8 番 2	地先	
3 0 - 3 1 1 7 8	平井 1 号線	大字平井字後田 6 8 5 番	地先	
		大字平井字後田 6 2 6 番	地先	
3 0 - 3 1 1 7 9	平井 2 号線	大字平井字後田 6 7 8 番	地先	
		大字平井字後田 6 6 7 番	地先	
3 0 - 3 1 1 8 0	平井 3 号線	大字平井字後田 6 7 2 番	地先	
		大字平井字後田 6 2 3 番	地先	
3 0 - 3 1 1 8 1	平井 4 号線	大字平井字後田 7 4 6 番	地先	
		大字平井字後田 7 5 3 番	地先	
3 0 - 3 1 1 8 2	伊知坊 1 号線	大字伊知坊字室岡 5 2 2 番	地先	
		大字伊知坊字室岡 5 0 8 番	地先	
3 0 - 3 1 1 8 3	伊知坊 2 号線	大字伊知坊字室岡 5 0 3 番	地先	
		大字伊知坊字室岡 4 9 8 番	地先	
3 0 - 3 1 1 8 4	今藤 1 号線	大字今藤字園田 3 5 番	地先	
		大字今藤字園田 1 5 番 1	地先	
3 0 -	今藤 2 号線	大字今藤字園田 5 3 番 1	地先	

31185		大字今藤字園田44番	地先	
30 - 31186	今藤3号線	大字今藤字中尾62番3	地先	
		大字今藤字中尾61番	地先	
30 - 31187	今藤4号線	大字今藤字中尾70番	地先	
		大字今藤字神丸193番1	地先	
30 - 31188	今藤5号線	大字今藤字神丸193番1	地先	
		大字今藤字神丸190番	地先	
30 - 31190	小野川右岸線	大字古閑字雲雀田49番	地先	
		大字有泉字一町田1373番1	地先	
30 - 31191	夏目川左岸線	大字平井字井ノ平6番2	地先	
		大字亀甲字小包1303番2	地先	
30 - 31192	下襟迫～萱原線	大字山本字下襟迫410番4	地先	
		大字鞍掛字萱原305番	地先	
30 - 31193	小道4号線	大字広住字仲間田1117番	地先	
		大字広住字前田1144番2	地先	
30 - 31194	中尾9号線	大字富心字赤迫724番	地先	
		大字富心字六反田869番	地先	
30 - 31195	清水中部1号線	大字清水字百手4537番	地先	
		大字清水字三十六5004番4	地先	
30 - 31196	清水中部2号線	大字清水字百手4739番	地先	
		大字清水字堤ヶ平4750番1	地先	
30 - 31197	清水中部3号線	大字清水字烏帽子形1627番2	地先	
		大字清水字長沼2059番	地先	
30 - 31198	清水中部4号線	大字清水字坂本4305番	地先	
		大字清水字無苦水4481番	地先	
30 - 31199	清水中部5号線	大字清水字百手4505番	地先	
		大字清水字堂ノ上3892番	地先	
30 - 31200	清水中部6号線	大字清水字烏帽子形1607番	地先	
		大字清水字前畑1028番2	地先	
30 -	清水中部7号線	大字清水字烏帽子形1616番1	地先	

3 1 2 0 1		大字清水字豆疵 1 2 0 3 番	地先	
3 0 - 3 1 2 0 2	清水中部 8 号線	大字清水字後田 1 3 3 5 番	地先	
		大字清水字後田 1 3 0 5 番	地先	
3 0 - 3 1 2 0 3	清水中部 9 号線	大字清水字浦田 8 7 3 番	地先	
		大字清水字浦田 8 5 1 番 1	地先	
3 0 - 3 1 2 0 4	植木東部 2 2 号線	大字平井字井出上 1 5 3 4 番 1	地先	
		大字平井字南無田 1 1 9 6 番	地先	
3 0 - 3 1 2 0 5	植木中部 1 0 号線	大字清水字無苦水 4 3 3 4 番 1	地先	
		大字清水字無苦水 4 4 6 8 番	地先	
3 0 - 3 1 2 0 6	内 1 号線	大字内字野中 1 4 7 2 番 2	地先	
		大字内字野中 1 4 7 8 番	地先	
3 0 - 3 1 2 0 7	内 2 号線	大字内字野中 1 4 6 9 番 2 1	地先	
		大字内字野中 1 4 8 5 番	地先	
3 0 - 3 1 2 0 8	田底 1 号線	大字田底字前田 9 9 1 番 2	地先	
		大字田底字荒牧 1 1 4 6 番 3	地先	
3 0 - 3 1 2 0 9	田底 2 号線	大字正清字久保田 6 3 7 番 1	地先	
		大字田底字荒牧 1 1 7 0 番	地先	
3 0 - 3 1 2 1 0	田底 3 号線	大字正清字籾道 8 0 6 番	地先	
		大字田底字荒牧 1 1 4 3 番 1	地先	
3 0 - 3 1 2 1 1	田底 4 号線	大字正清字籾道 7 8 7 番 2	地先	
		大字田底字黒原 1 1 1 0 番	地先	
3 0 - 3 1 2 1 2	田底 5 号線	大字正清字王待 7 2 4 番 1	地先	
		大字田底字西ノ前 1 6 5 7 番 3	地先	
3 0 - 3 1 2 1 3	田底 6 号線	大字正清字王待 7 3 6 番	地先	
		大字田底字古川 1 6 7 9 番 5	地先	
3 0 - 3 1 2 1 5	田底 8 号線	大字宮原字大坪 2 1 6 番 4	地先	
		大字正清字溝入 7 7 9 番 2	地先	
3 0 - 3 1 2 1 6	小野~山東橋線	大字小野字深町 3 3 2 番 5	地先	
		大字有泉字向田 1 8 7 番 1	地先	
3 0 -	大井~井ノ迫橋線	大字大井字迎田 1 2 6 番 1	地先	

31217		大字大井字岡口166番2	地先
-------	--	--------------	----

告 示 第 1 7 7 号

平成 28 年 3 月 25 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		路面幅員 (m)	延長 (m)
		終 点			
4117	滴水豊岡第 1 号線	北区植木町滴水 1043 番 3	地先	4.5~	5046.2
		北区植木町豊岡 1441 番 1	地先	34.8	
4118	岩野大井第 1 号線	北区植木町岩野 1997 番 1	地先	3.8~	1526.7
		北区植木町大井 377 番	地先	20.2	
4119	正清米塚第 1 号線	北区植木町正清 1066 番 8	地先	3.6~	2429.4
		北区植木町米塚 73 番 1	地先	40.8	
4120	米塚田底第 1 号線	北区植木町米塚 956 番 1	地先	2.6~	1850.2
		北区植木町田底 333 番	地先	21.5	
4121	亀甲内第 1 号線	北区植木町亀甲 214 番 2	地先	4.5~	1315.9
		北区植木町内 55 番	地先	20.7	
4122	山本第 1 号線	北区植木町山本 744 番 1	地先	4.4~	1088.6
		北区植木町山本 1229 番 1	地先	23.0	
4124	滴水轟第 1 号線	北区植木町滴水 1480 番 1	地先	3.6~	1302.3
		北区植木町轟 1780 番 2	地先	19.2	
4125	富応山本第 1 号線	北区植木町富応 1223 番 1	地先	3.0~	2858.1
		北区植木町山本 437 番	地先	24.8	
4126	平原米塚第 1 号線	北区植木町平原 570 番 1	地先	3.1~	8250.6
		北区植木町米塚 1011 番 1	地先	15.3	
4127	鞍掛第 1 号線	北区植木町鞍掛 1 番 3	地先	3.0~	136.3
		北区植木町鞍掛 36 番 1	地先	9.0	
4128	正清第 1 号線	北区植木町正清 109 番 1	地先	3.7~	170.1
		北区植木町正清 499 番 3	地先	9.4	
4129	轟第 1 号線	北区植木町轟 1335 番 1	地先	8.5~	75.0
		北区植木町轟 1328 番 1	地先	17.8	
4130	山本第 2 号線	北区植木町山本 1420 番 2	地先	3.1~	322.3

		北区植木町山本 1 1 0 3 番 1	地先	10.2	
4 1 3 1	山本第 3 号線	北区植木町山本 1 4 0 3 番 3	地先	4.3~	116.9
		北区植木町山本 1 4 2 0 番 2	地先	11.5	
4 1 3 2	色出第 1 号線	北区植木町色出 5 1 2 番	地先	2.9~	326.0
		北区植木町色出 3 4 7 番 4	地先	9.2	
4 1 3 3	色出第 2 号線	北区植木町色出 5 4 0 番 1	地先	9.8~	134.1
		北区植木町色出 5 5 0 番 1	地先	19.5	
5 1 4 9	清水第 1 号線	北区植木町清水 3 7 9 6 番 3	地先	3.2~	784.3
		北区植木町清水 2 3 2 7 番 1	地先	15.2	
5 1 5 0	清水第 2 号線	北区植木町清水 2 7 2 4 番 1	地先	2.6~	2301.6
		北区植木町清水 3 5 4 8 番 1	地先	12.9	
5 1 5 1	清水第 3 号線	北区植木町清水 4 1 9 9 番 2	地先	2.4~	656.4
		北区植木町清水 2 0 4 4 番	地先	7.7	
5 1 5 2	清水第 4 号線	北区植木町清水 1 1 4 9 番	地先	2.3~	823.4
		北区植木町清水 2 1 1 9 番 1	地先	10.3	
5 1 5 3	清水第 5 号線	北区植木町清水 1 1 4 6 番 3	地先	3.0~	1571.1
		北区植木町清水 1 6 6 9 番 2	地先	17.8	
5 1 5 4	内山本第 1 号線	北区植木町内 8 0 7 番 2	地先	3.0~	3109.0
		北区植木町山本 7 5 1 番	地先	20.8	
5 1 5 5	味取岩野第 1 号線	北区植木町味取 3 6 0 番 1	地先	3.7~	1325.8
		北区植木町岩野 3 1 5 8 番 2	地先	11.5	
5 1 5 6	岩野第 1 号線	北区植木町岩野 6 0 番	地先	2.5~	2892.2
		北区植木町岩野 2 6 2 9 番	地先	21.9	
5 1 5 7	小野広住第 1 号線	北区植木町小野 1 2 2 8 番 6	地先	3.0~	1084.9
		北区植木町広住 1 2 9 2 番 2	地先	17.7	
5 1 5 8	有泉小野第 1 号線	北区植木町有泉 8 3 2 番 1	地先	3.3~	1003.1
		北区植木町小野 8 7 番 1	地先	15.3	
5 1 5 9	石川第 1 号線	北区植木町石川 7 9 2 番 1	地先	4.6~	310.9
		北区植木町石川 4 5 0 番 1	地先	13.1	
5 1 6 0	豊田今藤第 1 号線	北区植木町豊田 6 0 2 番 1	地先	3.0~	1699.1
		北区植木町今藤 1 0 1 7 番	地先	20.2	
5 1 6 1	平井古閑第 1 号線	北区植木町平井 7 5 8 番 4	地先	3.0~	2268.6
		北区植木町古閑 8 8 7 番 1	地先	31.0	

5163	田底伊知坊第1号線	北区植木町田底1638番	地先	4.2~	1433.9
		北区植木町伊知坊445番2	地先	14.4	
5164	田底第1号線	北区植木町田底395番	地先	2.8~	572.0
		北区植木町田底105番2	地先	10.3	
5165	正清田底第1号線	北区植木町正清781番1	地先	4.5~	1620.9
		北区植木町田底2887番1	地先	28.1	
5166	田底第2号線	北区植木町田底2669番	地先	4.9~	337.3
		北区植木町田底2660番	地先	27.8	
5167	富応轟第1号線	北区植木町富応1327番1	地先	3.3~	1041.9
		北区植木町轟1885番2	地先	18.7	
5168	豊岡第1号線	北区植木町豊岡574番1	地先	2.6~	846.0
		北区植木町豊岡627番	地先	7.9	
5169	木留第1号線	北区植木町木留154番1	地先	4.0~	316.9
		北区植木町木留215番2	地先	12.0	
5170	木留第2号線	北区植木町木留773番1	地先	3.0~	2845.3
		北区植木町木留1480番1	地先	14.8	
5171	木留第3号線	北区植木町木留1057番1	地先	3.5~	1522.1
		北区植木町木留1185番	地先	19.6	
5172	鐙田第1号線	北区植木町鐙田1929番	地先	3.0~	1416.7
		北区植木町鐙田1434番	地先	14.5	
5173	滴水轟第2号線	北区植木町滴水1205番1	地先	3.3~	858.9
		北区植木町轟616番1	地先	12.2	
5174	清水第6号線	北区植木町清水3945番2	地先	1.8~	242.8
		北区植木町清水3965番	地先	6.4	
5175	清水第7号線	北区植木町清水1768番1	地先	3.5~	193.9
		北区植木町清水1664番1	地先	7.4	
5176	山本第4号線	北区植木町山本781番	地先	6.1~	175.3
		北区植木町山本1068番	地先	10.9	
5177	岩野第2号線	北区植木町岩野2350番1	地先	5.2~	202.8

		北区植木町岩野 2 4 1 9 番 1	地先	1 2 . 2	
5 1 7 8	岩野第 3 号線	北区植木町岩野 1 7 2 1 番 9	地先	4 . 3 ~ 8 . 3	1 2 3 . 1
		北区植木町岩野 1 6 5 6 番 3	地先		
5 1 7 9	有泉第 1 号線	北区植木町有泉 8 2 7 番 1	地先	9 . 9 ~ 1 6 . 6	3 1 9 . 4
		北区植木町有泉 9 3 3 番 1	地先		
5 1 8 1	有泉第 2 号線	北区植木町有泉 9 0 9 番 3	地先	3 . 8 ~ 3 . 8	3 8 . 7
		北区植木町有泉 9 0 2 番 4	地先		
5 1 8 5	富心第 1 号線	北区植木町富心 1 3 3 5 番 1	地先	3 . 9 ~ 2 0 . 9	9 5 . 2
		北区植木町富心 1 3 3 8 番 5	地先		
5 1 8 6	鑑田第 2 号線	北区植木町鑑田 1 9 4 5 番 2	地先	4 . 0 ~ 7 . 7	1 9 4 . 4
		北区植木町鑑田 1 9 9 6 番	地先		
5 1 8 7	鑑田第 3 号線	北区植木町鑑田 1 9 0 3 番	地先	2 . 6 ~ 7 . 4	2 1 1 . 2
		北区植木町鑑田 7 1 2 番	地先		
5 1 8 8	滴水第 1 号線	北区植木町滴水 9 7 4 番 1	地先	3 . 0 ~ 6 . 9	4 7 . 9
		北区植木町滴水 9 5 3 番 1	地先		
3 0 - 1	鑑田第 4 号線	北区植木町鑑田 4 2 0 番	地先	2 . 0 ~ 1 0 . 6	7 0 9 . 4
		北区植木町鑑田 2 7 7 番 1	地先		
3 0 - 2	鑑田第 5 号線	北区植木町鑑田 1 0 2 番 5	地先	2 . 2 ~ 1 0 . 6	8 4 7 . 4
		北区植木町鑑田 2 0 5 番	地先		
3 0 - 3	鑑田第 6 号線	北区植木町鑑田 1 9 9 3 番 1	地先	2 . 0 ~ 6 . 9	4 3 7 . 3
		北区植木町鑑田 7 5 番	地先		
3 0 - 4	鑑田第 7 号線	北区植木町鑑田 1 6 4 6 番 1	地先	2 . 0 ~ 1 3 . 7	8 2 0 . 0
		北区植木町鑑田 1 5 5 5 番 4	地先		
3 0 - 5	鑑田第 8 号線	北区植木町鑑田 1 4 7 5 番 1	地先	2 . 5 ~ 1 4 . 6	1 1 1 3 . 4
		北区植木町鑑田 1 3 6 8 番 1	地先		
3 0 - 6	鑑田第 9 号線	北区植木町鑑田 7 6 5 番 8	地先	3 . 2 ~ 9 . 0	1 9 3 . 9
		北区植木町鑑田 7 6 5 番 4	地先		

30-7	鑑田第10号線	北区植木町鑑田680番1	地先	4.8~	964.7
		北区植木町鑑田1243番1	地先	17.0	
30-8	鑑田第11号線	北区植木町鑑田1144番6	地先	5.0~	117.3
		北区植木町鑑田1144番20	地先	9.2	
30-9	鑑田第12号線	北区植木町鑑田704番	地先	3.6~	241.8
		北区植木町鑑田712番	地先	10.5	
30-10	鑑田第13号線	北区植木町鑑田1341番	地先	3.8~	439.8
		北区植木町鑑田828番1	地先	7.9	
30-11	鑑田第14号線	北区植木町鑑田1325番2	地先	3.5~	58.3
		北区植木町鑑田1312番1	地先	7.0	
30-12	鑑田第15号線	北区植木町鑑田1829番	地先	2.5~	340.1
		北区植木町鑑田1810番1	地先	8.3	
30-13	鑑田第16号線	北区植木町鑑田1822番	地先	2.9~	84.8
		北区植木町鑑田1819番	地先	8.0	
30-14	鑑田第17号線	北区植木町鑑田1350番	地先	4.0~	248.0
		北区植木町鑑田1800番	地先	11.3	
30-15	鑑田第18号線	北区植木町鑑田1368番1	地先	3.0~	62.0
		北区植木町鑑田1757番1	地先	7.6	
30-16	鑑田第19号線	北区植木町鑑田879番	地先	3.6~	178.5
		北区植木町鑑田883番	地先	13.7	
30-17	鑑田第20号線	北区植木町鑑田72番	地先	2.0~	135.0
		北区植木町鑑田98番1	地先	4.6	
30-18	鑑田荻迫第1号線	北区植木町鑑田654番3	地先	2.0~	1016.2
		北区植木町荻迫139番	地先	17.6	
30-19	鑑田荻迫第2号線	北区植木町鑑田619番	地先	2.8~	751.6
		北区植木町荻迫230番	地先	11.4	
30-20	鑑田滴水第1号線	北区植木町鑑田836番1	地先	2.3~	1233.9
		北区植木町滴水50番1	地先	9.8	
30-21	鑑田投刀塚第1号線	北区植木町鑑田1698番1	地先	1.3~	1729.8

		北区植木町投刀塚484番1	地先	10.1	
30-22	有泉第3号線	北区植木町有泉1106番2	地先	3.2~ 18.8	892.9
		北区植木町有泉808番3	地先		
30-23	有泉第4号線	北区植木町有泉1204番	地先	3.5~ 8.7	496.0
		北区植木町有泉351番	地先		
30-24	有泉第5号線	北区植木町有泉780番	地先	3.7~ 9.1	391.3
		北区植木町有泉756番1	地先		
30-25	有泉第6号線	北区植木町有泉733番	地先	2.5~ 9.1	50.7
		北区植木町有泉734番1	地先		
30-26	有泉第7号線	北区植木町有泉786番6	地先	2.5~ 6.6	189.1
		北区植木町有泉793番	地先		
30-27	有泉第8号線	北区植木町有泉776番	地先	3.0~ 7.4	346.2
		北区植木町有泉750番	地先		
30-28	有泉第9号線	北区植木町有泉735番	地先	2.9~ 9.0	236.2
		北区植木町有泉742番1	地先		
30-29	有泉第10号線	北区植木町有泉632番3	地先	2.3~ 8.3	707.5
		北区植木町有泉679番	地先		
30-30	有泉第11号線	北区植木町有泉626番	地先	3.7~ 8.6	168.7
		北区植木町有泉613番	地先		
30-31	有泉第12号線	北区植木町有泉626番	地先	3.0~ 8.1	440.3
		北区植木町有泉430番2	地先		
30-32	有泉第13号線	北区植木町有泉600番1	地先	3.5~ 8.8	359.3
		北区植木町有泉686番	地先		
30-33	有泉第14号線	北区植木町有泉547番	地先	3.1~ 7.4	369.1
		北区植木町有泉492番	地先		
30-34	有泉第15号線	北区植木町有泉420番	地先	3.0~ 8.6	237.1
		北区植木町有泉496番	地先		

30 - 35	有泉第 16 号線	北区植木町有泉 502 番 1	地先	4.0~	245.0
		北区植木町有泉 493 番	地先	11.4	
30 - 36	有泉第 17 号線	北区植木町有泉 378 番	地先	3.2~	198.7
		北区植木町有泉 370 番	地先	9.4	
30 - 37	有泉第 18 号線	北区植木町有泉 354 番	地先	4.0~	155.8
		北区植木町有泉 335 番	地先	7.3	
30 - 38	有泉第 19 号線	北区植木町有泉 766 番	地先	4.8~	302.7
		北区植木町有泉 718 番	地先	8.7	
30 - 39	有泉第 20 号線	北区植木町有泉 972 番 1	地先	3.6~	121.3
		北区植木町有泉 1004 番 1	地先	4.8	
30 - 40	有泉石川第 1 号線	北区植木町有泉 1265 番 2	地先	2.7~	782.8
		北区植木町石川 522 番 1	地先	10.3	
30 - 41	有泉岩野第 1 号線	北区植木町有泉 652 番 6	地先	2.9~	723.7
		北区植木町岩野 2770 番 2	地先	8.8	
30 - 42	有泉小野第 3 号線	北区植木町有泉 1338 番 1	地先	2.5~	1269.4
		北区植木町小野 60 番 1	地先	14.5	
30 - 43	有泉古閑第 1 号線	北区植木町有泉 607 番 1	地先	2.5~	2374.1
		北区植木町古閑 302 番 1	地先	12.0	
30 - 45	石川有泉第 1 号線	北区植木町石川 782 番 1	地先	2.0~	798.1
		北区植木町有泉 971 番 1	地先	12.5	
30 - 46	石川小野第 1 号線	北区植木町石川 55 番 1	地先	2.0~	1294.2
		北区植木町小野 406 番 1	地先	11.7	
30 - 47	伊知坊第 2 号線	北区植木町伊知坊 542 番 7	地先	3.0~	1010.9
		北区植木町伊知坊 752 番	地先	16.1	
30 - 48	伊知坊第 3 号線	北区植木町伊知坊 418 番 2 4	地先	5.7~	79.3
		北区植木町伊知坊 431 番 6	地先	16.6	
30 - 49	伊知坊第 4 号線	北区植木町伊知坊 12 番	地先	3.5~	187.7
		北区植木町伊知坊 20 番 1	地先	12.1	
30 - 50	伊知坊第 5 号線	北区植木町伊知坊 252 番 1	地先	3.0~	535.6

		北区植木町伊知坊 9 0 番 1	地先	9 . 4	
3 0 - 5 1	伊知坊第 6 号線	北区植木町伊知坊 3 7 0 番 4	地先	3 . 6 ~	4 1 7 . 6
		北区植木町伊知坊 2 5 5 番	地先	1 0 . 4	
3 0 - 5 2	伊知坊第 7 号線	北区植木町伊知坊 3 5 3 番	地先	3 . 5 ~	8 6 . 1
		北区植木町伊知坊 3 5 1 番 1	地先	8 . 5	
3 0 - 5 3	伊知坊第 8 号線	北区植木町伊知坊 3 4 3 番 1	地先	4 . 9 ~	1 6 3 . 5
		北区植木町伊知坊 3 3 3 番 3	地先	1 2 . 1	
3 0 - 5 4	伊知坊第 9 号線	北区植木町伊知坊 5 2 2 番	地先	3 . 3 ~	4 3 3 . 1
		北区植木町伊知坊 5 0 8 番	地先	8 . 6	
3 0 - 5 5	伊知坊第 1 0 号線	北区植木町伊知坊 4 3 1 番 3 7	地先	6 . 0 ~	1 5 6 . 5
		北区植木町伊知坊 4 3 1 番 7	地先	1 0 . 4	
3 0 - 5 6	伊知坊第 1 1 号線	北区植木町伊知坊 5 8 4 番	地先	4 . 0 ~	2 4 5 . 1
		北区植木町伊知坊 6 2 3 番	地先	8 . 8	
3 0 - 5 7	伊知坊第 1 2 号線	北区植木町伊知坊 4 1 8 番 2 3	地先	5 . 0 ~	5 4 . 8
		北区植木町伊知坊 4 1 0 番 1 7	地先	9 . 3	
3 0 - 5 8	伊知坊第 1 3 号線	北区植木町伊知坊 4 1 8 番 2 3	地先	5 . 0 ~	8 4 . 5
		北区植木町伊知坊 4 1 8 番 1 0	地先	9 . 3	
3 0 - 5 9	伊知坊第 1 4 号線	北区植木町伊知坊 4 1 0 番 1 8	地先	5 . 0 ~	1 2 4 . 6
		北区植木町伊知坊 4 1 8 番 1 4	地先	6 . 7	
3 0 - 6 0	伊知坊平井第 1 号線	北区植木町伊知坊 9 9 番	地先	4 . 7 ~	1 2 3 3 . 6
		北区植木町平井 1 2 9 2 番	地先	1 1 . 2	
3 0 - 6 1	伊知坊舟島第 1 号線	北区植木町伊知坊 5 0 3 番	地先	4 . 0 ~	2 4 8 . 8
		北区植木町舟島 3 9 8 番 2	地先	9 . 0	
3 0 - 6 2	伊知坊米塚第 1 号線	北区植木町伊知坊 3 3 2 番 3	地先	5 . 0 ~	2 1 5 . 7
		北区植木町米塚 1 8 5 番 4	地先	1 6 . 1	
3 0 - 6 3	伊知坊米塚第 2 号線	北区植木町伊知坊 4 4 5 番 2	地先	1 0 . 0 ~	3 0 8 . 8
		北区植木町米塚 4 3 1 番 2	地先	2 6 . 6	

30 - 64	今藤第 1 号線	北区植木町今藤 8 1 2 番 1	地先	2.5 ~ 13.3	461.9
		北区植木町今藤 7 2 9 番	地先		
30 - 65	今藤第 2 号線	北区植木町今藤 3 0 2 番 1	地先	3.1 ~ 11.0	813.8
		北区植木町今藤 1 5 4 番 5	地先		
30 - 66	今藤第 3 号線	北区植木町今藤 4 8 8 番	地先	4.6 ~ 8.9	199.0
		北区植木町今藤 3 4 0 番 1	地先		
30 - 67	今藤第 4 号線	北区植木町今藤 1 1 番 1	地先	3.5 ~ 10.3	184.4
		北区植木町今藤 1 5 番 1	地先		
30 - 68	今藤第 5 号線	北区植木町今藤 3 8 番	地先	4.0 ~ 8.6	127.7
		北区植木町今藤 4 4 番	地先		
30 - 69	今藤第 6 号線	北区植木町今藤 6 4 番	地先	3.0 ~ 9.1	60.4
		北区植木町今藤 6 1 番	地先		
30 - 70	今藤第 7 号線	北区植木町今藤 7 0 番	地先	3.8 ~ 9.5	437.9
		北区植木町今藤 2 5 0 番	地先		
30 - 71	今藤第 8 号線	北区植木町今藤 1 9 3 番 1	地先	4.5 ~ 11.1	3727.4
		北区植木町今藤 2 0 7 番 3	地先		
30 - 72	今藤第 9 号線	北区植木町今藤 5 6 3 番 2	地先	6.0 ~ 14.4	514.6
		北区植木町今藤 5 4 3 番 1 2	地先		
30 - 73	今藤第 10 号線	北区植木町今藤 3 3 6 番 1	地先	3.0 ~ 6.7	103.6
		北区植木町今藤 3 4 2 番 1	地先		
30 - 74	今藤第 11 号線	北区植木町今藤 8 4 4 番	地先	5.5 ~ 8.8	51.7
		北区植木町今藤 8 4 6 番 2	地先		
30 - 75	今藤第 12 号線	北区植木町今藤 1 6 9 番 1	地先	10.0 ~ 55.4	225.9
		北区植木町今藤 1 7 3 番 1	地先		
30 - 76	今藤第 13 号線	北区植木町今藤 2 9 番 1	地先	6.3 ~ 9.8	24.6
		北区植木町今藤 3 1 番	地先		
30 - 77	今藤亀甲第 1 号線	北区植木町今藤 2 3 1 番 1	地先	9.8 ~ 27.3	159.9
		北区植木町亀甲 4 4 2 番 2	地先		

30-78	今藤清水第1号線	北区植木町今藤986番1	地先	9.1~	602.7
		北区植木町清水4865番3	地先	28.5	
30-79	岩野第4号線	北区植木町岩野1515番1	地先	3.2~	1160.6
		北区植木町岩野970番1	地先	10.5	
30-80	岩野第5号線	北区植木町岩野187番1	地先	2.4~	519.0
		北区植木町岩野1289番1	地先	7.7	
30-81	岩野第6号線	北区植木町岩野138番1	地先	2.0~	1171.2
		北区植木町岩野1464番1	地先	9.7	
30-82	岩野第7号線	北区植木町岩野311番9	地先	3.5~	501.1
		北区植木町岩野362番1	地先	14.4	
30-83	岩野第8号線	北区植木町岩野438番4	地先	3.8~	181.0
		北区植木町岩野440番1	地先	11.9	
30-84	岩野第9号線	北区植木町岩野2025番30	地先	4.8~	429.9
		北区植木町岩野1405番	地先	15.8	
30-85	岩野第10号線	北区植木町岩野238番9	地先	8.1~	182.4
		北区植木町岩野236番1	地先	18.7	
30-86	岩野第11号線	北区植木町岩野990番3	地先	6.6~	377.9
		北区植木町岩野939番4	地先	15.9	
30-87	岩野第12号線	北区植木町岩野932番2	地先	4.1~	45.6
		北区植木町岩野932番10	地先	6.6	
30-88	岩野第13号線	北区植木町岩野1358番2	地先	5.5~	249.7
		北区植木町岩野1317番	地先	15.6	
30-89	岩野第14号線	北区植木町岩野897番1	地先	5.0~	188.3
		北区植木町岩野893番8	地先	9.9	
30-90	岩野第15号線	北区植木町岩野865番17	地先	6.0~	190.2
		北区植木町岩野901番1	地先	10.4	
30-91	岩野第16号線	北区植木町岩野3359番1	地先	3.8~	39.2
		北区植木町岩野3370番1	地先	3.8	
30-92	岩野第17号線	北区植木町岩野311番17	地先	5.0~	95.7

		北区植木町岩野311番20	地先	9.5	
30-93	岩野第18号線	北区植木町岩野285番1	地先	5.5~	933.9
		北区植木町岩野539番3	地先	12.5	
30-94	岩野第19号線	北区植木町岩野1636番1	地先	5.0~	57.6
		北区植木町岩野1631番11	地先	10.0	
30-95	岩野第20号線	北区植木町岩野932番2	地先	4.2~	124.5
		北区植木町岩野932番10	地先	7.6	
30-96	岩野第21号線	北区植木町岩野865番21	地先	4.0~	207.5
		北区植木町岩野865番43	地先	8.9	
30-97	岩野第22号線	北区植木町岩野865番35	地先	4.5~	35.5
		北区植木町岩野865番39	地先	9.1	
30-98	岩野第23号線	北区植木町岩野865番40	地先	4.5~	46.7
		北区植木町岩野865番50	地先	8.9	
30-99	岩野小野第1号線	北区植木町岩野523番2	地先	4.0~	150.5
		北区植木町小野1056番3	地先	13.9	
30-100	岩野広住第1号線	北区植木町岩野799番1	地先	4.3~	1037.4
		北区植木町広住481番4	地先	20.2	
30-101	植木第1号線	北区植木町植木121番2	地先	5.7~	63.5
		北区植木町植木119番1	地先	9.5	
30-102	植木第2号線	北区植木町植木211番1	地先	5.0~	33.4
		北区植木町植木211番4	地先	8.7	
30-103	植木第3号線	北区植木町植木157番7	地先	17.5~	29.2
		北区植木町植木163番3	地先	27.0	
30-104	植木第4号線	北区植木町植木177番3	地先	6.0~	23.9
		北区植木町植木180番	地先	8.1	
30-105	植木滴水第1号線	北区植木町植木22番3	地先	3.4~	621.8
		北区植木町滴水360番1	地先	8.4	
30-10	植木滴水第2号線	北区植木町植木233番	地先	5.6~	52.0

6		北区植木町滴水64番1	地先	15.9	
30-10 7	植木一木第1 号線	北区植木町植木110番1	地先	7.0~	184.0
		北区植木町一木182番1	地先	18.4	
30-10 8	植木広住第1 号線	北区植木町植木233番	地先	1.6~	1326.1
		北区植木町広住425番6	地先	15.8	
30-10 9	植木広住第2 号線	北区植木町植木151番	地先	2.5~	619.3
		北区植木町広住12番9	地先	9.2	
30-11 0	植木舞尾第1 号線	北区植木町植木76番1	地先	5.3~	77.9
		北区植木町舞尾600番11	地先	7.5	
30-11 1	上古閑第1号 線	北区植木町上古閑118番	地先	3.3~	136.7
		北区植木町上古閑542番	地先	12.4	
30-11 2	上古閑円台寺 第1号線	北区植木町上古閑87番1	地先	4.0~	282.8
		北区植木町円台寺141番4	地先	13.4	
30-11 3	上古閑大和第 1号線	北区植木町上古閑43番4	地先	8.3~	1731.2
		北区植木町大和76番	地先	30.51	
30-11 4	後古閑第1号 線	北区植木町後古閑235番1	地先	5.5~	536.5
		北区植木町後古閑300番1	地先	16.9	
30-11 5	後古閑第2号 線	北区植木町後古閑65番	地先	2.5~	276.2
		北区植木町後古閑78番	地先	11.6	
30-11 6	後古閑第3号 線	北区植木町後古閑140番1	地先	5.0~	323.6
		北区植木町後古閑118番1	地先	14.5	
30-11 7	内第1号線	北区植木町内736番1	地先	3.3~	831.4
		北区植木町内1148番1	地先	10.3	
30-11 8	内第2号線	北区植木町内669番1	地先	2.9~	221.6
		北区植木町内705番1	地先	7.5	
30-11 9	内第3号線	北区植木町内1436番	地先	3.0~	295.9
		北区植木町内1421番5	地先	8.1	
30-12	内第4号線	北区植木町内991番2	地先	3.1~	1359.5

0		北区植木町内 1 7 2 番 1	地先	10.0	
30 - 12 1	内第 5 号線	北区植木町内 4 2 7 番 1	地先	1.5 ~ 8.7	185.8
		北区植木町内 8 2 8 番	地先		
30 - 12 2	内第 6 号線	北区植木町内 8 7 7 番 1	地先	3.5 ~ 9.5	221.8
		北区植木町内 8 6 1 番 2	地先		
30 - 12 3	内第 7 号線	北区植木町内 1 7 6 番 1	地先	3.2 ~ 9.4	37.8
		北区植木町内 3 2 7 番	地先		
30 - 12 4	内第 8 号線	北区植木町内 1 1 4 4 番 1	地先	4.1 ~ 14.1	312.2
		北区植木町内 1 4 3 7 番 1	地先		
30 - 12 5	内第 9 号線	北区植木町内 1 6 1 8 番 1	地先	2.3 ~ 7.8	115.4
		北区植木町内 1 6 1 2 番 2	地先		
30 - 12 6	内第 10 号線	北区植木町内 1 6 0 6 番 2	地先	3.6 ~ 9.1	196.3
		北区植木町内 1 6 1 0 番	地先		
30 - 12 7	内第 11 号線	北区植木町内 1 5 9 4 番	地先	2.5 ~ 6.7	177.4
		北区植木町内 1 5 9 8 番	地先		
30 - 12 8	内第 12 号線	北区植木町内 1 5 7 9 番	地先	3.6 ~ 5.3	96.2
		北区植木町内 1 5 9 2 番	地先		
30 - 12 9	内第 13 号線	北区植木町内 1 5 8 4 番	地先	2.8 ~ 6.9	145.7
		北区植木町内 1 5 8 7 番	地先		
30 - 13 0	内第 14 号線	北区植木町内 1 4 7 2 番 2	地先	4.2 ~ 10.1	206.3
		北区植木町内 1 4 7 8 番	地先		
30 - 13 1	内第 15 号線	北区植木町内 1 4 8 4 番	地先	3.5 ~ 10.3	360.0
		北区植木町内 1 4 6 9 番 1	地先		
30 - 13 2	内第 16 号線	北区植木町内 6 5 6 番 1	地先	4.4 ~ 9.1	157.7
		北区植木町内 7 4 3 番 1	地先		
30 - 13 3	内第 17 号線	北区植木町内 1 4 1 6 番 3	地先	2.8 ~ 6.6	76.7
		北区植木町内 1 4 0 8 番	地先		
30 - 13	内第 18 号線	北区植木町内 3 5 9 番 8	地先	2.6 ~	623.1

4		北区植木町内 3 2 4 番 1	地先	10.6	
30-13 5	内第 19 号線	北区植木町内 1 4 4 5 番 1	地先	2.7~	105.7
		北区植木町内 1 4 4 7 番 5	地先	9.2	
30-13 6	内今藤第 1 号線	北区植木町内 1 1 4 4 番 1	地先	3.0~	1967.0
		北区植木町今藤 8 7 5 番 1	地先	15.6	
30-13 7	内今藤第 2 号線	北区植木町内 1 6 9 2 番 1	地先	4.0~	262.9
		北区植木町今藤 9 4 9 番 1	地先	6.8	
30-13 8	内平井第 1 号線	北区植木町内 4 2 6 番 1	地先	6.8~	4871.2
		北区植木町平井 1 3 6 4 番 1	地先	23.1	
30-13 9	内山本第 2 号線	北区植木町内 5 5 3 番	地先	2.0~	310.7
		北区植木町山本 2 0 1 4 番	地先	7.4	
30-14 0	円台寺第 1 号線	北区植木町円台寺 5 6 8 番 1	地先	2.7~	798.3
		北区植木町円台寺 3 3 6 番 3	地先	16.4	
30-14 1	円台寺第 2 号線	北区植木町円台寺 2 6 5 番 2	地先	4.6~	769.6
		北区植木町円台寺 1 4 7 番	地先	36.9	
30-14 2	円台寺第 3 号線	北区植木町円台寺 7 2 1 番	地先	2.5~	229.7
		北区植木町円台寺 7 1 3 番	地先	6.4	
30-14 3	円台寺第 4 号線	北区植木町円台寺 1 0 9 3 番 2	地先	3.5~	196.3
		北区植木町円台寺 1 0 2 7 番	地先	5.9	
30-14 4	円台寺上古閑第 1 号線	北区植木町円台寺 7 6 7 番 1	地先	3.0~	153.5
		北区植木町上古閑 1 0 2 番	地先	11.6	
30-14 5	円台寺木留第 1 号線	北区植木町円台寺 5 8 5 番	地先	2.5~	2308.2
		北区植木町木留 9 9 4 番 1	地先	9.3	
30-14 6	円台寺滴水第 1 号線	北区植木町円台寺 2 番 5	地先	4.0~	367.9
		北区植木町滴水 1 6 0 7 番 1	地先	7.5	
30-14 7	円台寺轟第 1 号線	北区植木町円台寺 2 2 番 1	地先	11.4~	1945.3
		北区植木町轟 6 6 7 番 2	地先	31.6	
30-14 8	大井第 1 号線	北区植木町大井 4 3 6 番 1	地先	2.4~	163.3
		北区植木町大井 4 6 2 番 1	地先	6.3	

30 - 14 9	大井第 2 号線	北区植木町大井 3 7 6 番 1	地先	2.0 ~ 7.5	73.4
		北区植木町大井 3 6 8 番	地先		
30 - 15 0	大井第 3 号線	北区植木町大井 9 6 番	地先	3.2 ~ 7.1	929.3
		北区植木町大井 1 6 5 番	地先		
30 - 15 1	大井豊田第 1 号線	北区植木町大井 9 2 番 1	地先	2.6 ~ 14.0	2099.5
		北区植木町豊田 8 2 6 番 2 1	地先		
30 - 15 2	大井豊田第 2 号線	北区植木町大井 4 8 1 番	地先	2.2 ~ 16.9	2160.7
		北区植木町豊田 3 4 8 番 1	地先		
30 - 15 3	荻迫第 1 号線	北区植木町荻迫 5 1 3 番 2	地先	4.6 ~ 11.8	477.4
		北区植木町荻迫 5 7 1 番 2	地先		
30 - 15 4	荻迫第 2 号線	北区植木町荻迫 2 5 2 番	地先	2.5 ~ 7.2	91.2
		北区植木町荻迫 2 5 4 番 5	地先		
30 - 15 5	荻迫第 3 号線	北区植木町荻迫 9 1 番	地先	2.6 ~ 10.4	82.0
		北区植木町荻迫 1 0 1 番	地先		
30 - 15 6	荻迫第 4 号線	北区植木町荻迫 3 3 番	地先	2.5 ~ 7.7	120.8
		北区植木町荻迫 8 2 番	地先		
30 - 15 7	荻迫第 5 号線	北区植木町荻迫 5 5 番	地先	3.8 ~ 11.2	55.3
		北区植木町荻迫 5 8 番	地先		
30 - 15 8	荻迫鑓田第 1 号線	北区植木町荻迫 7 8 9 番 8	地先	4.0 ~ 13.1	307.3
		北区植木町鑓田 6 7 9 番 1 7	地先		
30 - 15 9	荻迫木留第 1 号線	北区植木町荻迫 2 8 5 番 1	地先	3.7 ~ 8.9	991.1
		北区植木町木留 3 4 6 番 1	地先		
30 - 160	荻迫木留第 2 号線	北区植木町荻迫 3 7 2 番 1	地先	5.0 ~ 10.1	158.9
		北区植木町木留 3 3 6 番 2	地先		
30 - 161	荻迫大和第 1 号線	北区植木町荻迫 3 7 3 番	地先	3.0 ~ 7.3	107.9
		北区植木町大和 7 4 番 1 3	地先		
30 - 162	荻迫大和第 2 号線	北区植木町荻迫 5 7 1 番 1	地先	3.4 ~	389.0

		北区植木町大和 8 1 番 5	地先	10.7	
30 - 163	荻迫滴水第 1 号線	北区植木町荻迫 6 3 1 番 4	地先	2.5 ~ 7.4	459.5
		北区植木町滴水 2 2 6 9 番 5	地先		
30 - 164	荻迫辺田野第 1 号線	北区植木町荻迫 6 4 3 番 5	地先	2.0 ~ 12.7	1546.1
		北区植木町辺田野 5 2 4 番	地先		
30 - 165	小野第 1 号線	北区植木町小野 1 0 4 0 番 2	地先	5.9 ~ 12.9	326.7
		北区植木町小野 1 0 5 0 番 1 8	地先		
30 - 166	小野第 2 号線	北区植木町小野 1 1 0 1 番 2	地先	7.9 ~ 22.0	902.8
		北区植木町小野 4 8 番	地先		
30 - 167	小野第 3 号線	北区植木町小野 1 2 9 7 番 1	地先	3.4 ~ 13.4	115.8
		北区植木町小野 1 1 3 2 番	地先		
30 - 168	小野第 4 号線	北区植木町小野 1 0 5 0 番 1 3	地先	5.5 ~ 15.6	64.2
		北区植木町小野 1 0 5 0 番 5	地先		
30 - 169	小野第 5 号線	北区植木町小野 1 0 3 3 番 1 1	地先	5.5 ~ 12.0	128.7
		北区植木町小野 1 0 3 3 番 7	地先		
30 - 170	小野第 6 号線	北区植木町小野 7 6 1 番	地先	2.2 ~ 9.5	1004.7
		北区植木町小野 6 7 7 番	地先		
30 - 171	小野第 7 号線	北区植木町小野 1 0 2 2 番 1 7	地先	5.0 ~ 11.4	355.9
		北区植木町小野 9 7 0 番 2	地先		
30 - 172	小野第 8 号線	北区植木町小野 8 9 7 番	地先	3.0 ~ 9.7	207.7
		北区植木町小野 1 0 8 2 番	地先		
30 - 177	小野第 9 号線	北区植木町小野 1 0 5 6 番 2 0	地先	6.0 ~ 12.1	35.1
		北区植木町小野 1 0 5 6 番 1 7	地先		
30 - 178	小野第 10 号線	北区植木町小野 1 0 5 6 番 2 9	地先	5.0 ~ 11.1	64.0
		北区植木町小野 1 0 5 6 番 2 6	地先		
30 - 179	小野第 11 号線	北区植木町小野 1 0 5 6 番 3 6	地先	5.0 ~ 10.0	114.3
		北区植木町小野 1 0 5 6 番 3	地先		
30 - 180	小野第 12 号線	北区植木町小野 1 0 2 2 番 7 4	地先	5.0 ~ 9.6	196.8
		北区植木町小野 1 0 2 2 番 5 5	地先		

30 - 181	小野第 13 号線	北区植木町小野 1040 番 2	地先	5.0 ~ 10.1	103.2
		北区植木町小野 1022 番 45	地先		
30 - 182	小野第 14 号線	北区植木町小野 1033 番 27	地先	5.0 ~ 9.5	30.6
		北区植木町小野 1033 番 31	地先		
30 - 183	小野第 15 号線	北区植木町小野 1033 番 33	地先	4.0 ~ 9.3	23.2
		北区植木町小野 1033 番 26	地先		
30 - 184	小野有泉第 1 号線	北区植木町小野 325 番 1	地先	6.0 ~ 13.9	1436.7
		北区植木町有泉 1568 番	地先		
30 - 185	小野岩野第 1 号線	北区植木町小野 1104 番	地先	2.5 ~ 11.0	854.5
		北区植木町岩野 781 番 2	地先		
30 - 186	亀甲第 1 号線	北区植木町亀甲 2082 番 1	地先	2.9 ~ 13.8	1436.7
		北区植木町亀甲 175 番 1	地先		
30 - 187	亀甲第 2 号線	北区植木町亀甲 402 番	地先	2.5 ~ 5.9	276.7
		北区植木町亀甲 358 番	地先		
30 - 188	亀甲第 3 号線	北区植木町亀甲 433 番 2	地先	3.2 ~ 28.2	2207.0
		北区植木町亀甲 1160 番 2	地先		
30 - 189	亀甲第 4 号線	北区植木町亀甲 570 番	地先	1.8 ~ 9.6	581.7
		北区植木町亀甲 505 番	地先		
30 - 190	亀甲第 5 号線	北区植木町亀甲 1914 番 1	地先	2.7 ~ 20.6	371.2
		北区植木町亀甲 1845 番	地先		
30 - 191	亀甲第 6 号線	北区植木町亀甲 1221 番 1	地先	4.5 ~ 13.0	495.2
		北区植木町亀甲 1306 番 1	地先		
30 - 192	亀甲第 7 号線	北区植木町亀甲 843 番 1	地先	2.9 ~ 16.5	780.9
		北区植木町亀甲 1860 番	地先		
30 - 193	亀甲第 8 号線	北区植木町亀甲 309 番	地先	2.1 ~ 7.9	221.6
		北区植木町亀甲 327 番 1	地先		
30 - 194	亀甲第 9 号線	北区植木町亀甲 1570 番 1	地先	4.5 ~	88.5

		北区植木町亀甲 1582 番 2	地先	8.7	
30 - 195	亀甲第 10 号線	北区植木町亀甲 1549 番 1	地先	4.5 ~	128.9
		北区植木町亀甲 1556 番 2	地先	8.4	
30 - 196	亀甲第 11 号線	北区植木町亀甲 1537 番 1	地先	2.3 ~	340.2
		北区植木町亀甲 1531 番 1	地先	12.0	
30 - 197	亀甲第 12 号線	北区植木町亀甲 1628 番 1	地先	3.5 ~	161.2
		北区植木町亀甲 1636 番 1	地先	12.3	
30 - 198	亀甲第 13 号線	北区植木町亀甲 1659 番	地先	3.9 ~	271.6
		北区植木町亀甲 1640 番 1	地先	10.4	
30 - 199	亀甲第 14 号線	北区植木町亀甲 1481 番	地先	4.0 ~	213.0
		北区植木町亀甲 1487 番 4	地先	9.1	
30 - 200	亀甲第 15 号線	北区植木町亀甲 1461 番	地先	4.0 ~	238.4
		北区植木町亀甲 1470 番 2	地先	8.9	
30 - 201	亀甲第 16 号線	北区植木町亀甲 1443 番	地先	4.7 ~	174.8
		北区植木町亀甲 1456 番 2	地先	9.8	
30 - 202	亀甲第 17 号線	北区植木町亀甲 261 番 7	地先	3.3 ~	302.1
		北区植木町亀甲 2043 番 6	地先	8.0	
30 - 203	亀甲第 18 号線	北区植木町亀甲 422 番 3	地先	2.8 ~	198.3
		北区植木町亀甲 386 番 2	地先	9.8	
30 - 204	亀甲第 19 号線	北区植木町亀甲 558 番	地先	2.7 ~	41.3
		北区植木町亀甲 556 番	地先	6.8	
30 - 205	亀甲第 20 号線	北区植木町亀甲 738 番 1	地先	2.1 ~	278.9
		北区植木町亀甲 706 番	地先	8.8	
30 - 206	亀甲有泉第 1 号線	北区植木町有泉 2074 番	地先	2.6 ~	2845.0
		北区植木町有泉 1265 番 1	地先	10.3	
30 - 207	亀甲今藤第 1 号線	北区植木町今藤 2047 番 1	地先	2.1 ~	1747.3
		北区植木町今藤 321 番 1	地先	36.6	
30 - 208	亀甲今藤第 2 号線	北区植木町今藤 2047 番 1	地先	3.1 ~	986.0

		北区植木町今藤 290 番 1	地先	25.2	
30-209	亀甲岩野第 1 号線	北区植木町亀甲 2087 番 1	地先	1.8~	876.9
		北区植木町岩野 3596 番	地先	8.5	
30-210	亀甲岩野第 2 号線	北区植木町亀甲 2087 番 1	地先	3.2~	1027.7
		北区植木町岩野 3340 番 1	地先	9.7	
30-211	亀甲大井第 1 号線	北区植木町亀甲 1914 番 1	地先	4.6~	387.8
		北区植木町大井 82 番 1	地先	14.5	
30-212	亀甲豊田第 1 号線	北区植木町亀甲 780 番	地先	4.3~	1678.8
		北区植木町豊田 790 番 1	地先	20.4	
30-213	亀甲味取第 1 号線	北区植木町亀甲 208 番 4	地先	3.0~	432.4
		北区植木町味取 333 番 8	地先	9.0	
30-214	亀甲味取第 2 号線	北区植木町亀甲 2127 番 5	地先	3.0~	204.4
		北区植木町味取 333 番 2	地先	14.0	
30-215	木留第 4 号線	北区植木町木留 2 番 2	地先	3.6~	1588.4
		北区植木町木留 997 番 1	地先	30.1	
30-216	木留第 5 号線	北区植木町木留 554 番 1	地先	3.0~	726.8
		北区植木町木留 716 番 1	地先	16.9	
30-217	木留第 6 号線	北区植木町木留 1800 番 1	地先	2.5~	495.4
		北区植木町木留 608 番 1	地先	12.7	
30-218	木留第 7 号線	北区植木町木留 1067 番 1	地先	4.4~	1147.8
		北区植木町木留 1488 番 9 1	地先	18.5	
30-219	木留第 8 号線	北区植木町木留 1040 番 5	地先	1.0~	2320.5
		北区植木町木留 1306 番	地先	12.9	
30-220	木留第 9 号線	北区植木町木留 375 番 1	地先	2.5~	3094.8
		北区植木町木留 1124 番	地先	20.2	
30-221	木留第 10 号線	北区植木町木留 330 番 1	地先	3.8~	59.2
		北区植木町木留 330 番 6	地先	4.5	

30 - 222	木留第 11 号線	北区植木町木留 14 番 1	地先	6.2 ~ 16.1	262.0
		北区植木町木留 1801 番 1	地先		
30 - 223	木留第 12 号線	北区植木町木留 631 番 1	地先	7.2 ~ 27.6	2698.0
		北区植木町木留 1479 番	地先		
30 - 224	木留第 13 号線	北区植木町木留 1823 番	地先	3.0 ~ 5.1	107.8
		北区植木町木留 1742 番	地先		
30 - 225	木留第 14 号線	北区植木町木留 1820 番	地先	4.0 ~ 8.5	171.2
		北区植木町木留 1802 番 1	地先		
30 - 226	木留円台寺第 1 号線	北区植木町木留 1792 番	地先	4.1 ~ 11.6	696.4
		北区植木町円台寺 720 番	地先		
30 - 227	木留荻迫第 1 号線	北区植木町木留 90 番 1	地先	4.3 ~ 29.6	1479.3
		北区植木町荻迫 806 番 13	地先		
30 - 228	木留大和第 1 号線	北区植木町木留 310 番 1	地先	6.0 ~ 6.6	546.5
		北区植木町大和 43 番 5	地先		
30 - 229	木留大和第 2 号線	北区植木町木留 310 番 1	地先	5.9 ~ 15.7	600.0
		北区植木町大和 42 番 8	地先		
30 - 230	木留滴水第 1 号線	北区植木町木留 124 番 1	地先	4.5 ~ 15.7	412.9
		北区植木町滴水 1693 番 5	地先		
30 - 231	清水第 8 号線	北区植木町清水 2690 番 1	地先	2.7 ~ 12.6	1261.9
		北区植木町清水 2865 番 4	地先		
30 - 232	清水第 9 号線	北区植木町清水 3795 番 2	地先	2.7 ~ 12.6	1261.9
		北区植木町清水 4406 番 5	地先		
30 - 233	清水第 10 号線	北区植木町清水 3729 番 2	地先	2.7 ~ 13.4	611.0
		北区植木町清水 3029 番	地先		
30 - 235	清水第 12 号	北区植木町清水 2731 番 1	地先	3.7 ~	1024.9

	線	北区植木町清水2327番1	地先	9.5	
30-236	清水第13号線	北区植木町清水3892番	地先	3.2~	541.0
		北区植木町清水1476番	地先	14.9	
30-237	清水第14号線	北区植木町清水345番	地先	2.2~	1073.6
		北区植木町清水1528番1	地先	10.7	
30-238	清水第15号線	北区植木町清水1651番	地先	3.0~	362.3
		北区植木町清水1662番1	地先	8.8	
30-239	清水第16号線	北区植木町清水992番	地先	2.7~	936.4
		北区植木町清水840番	地先	12.5	
30-240	清水第17号線	北区植木町清水2874番2	地先	2.4~	541.5
		北区植木町清水3780番	地先	8.1	
30-241	清水第18号線	北区植木町清水2708番	地先	2.4~	704.1
		北区植木町清水3859番1	地先	10.6	
30-242	清水第19号線	北区植木町清水3023番	地先	3.7~	404.9
		北区植木町清水2838番	地先	7.1	
30-243	清水第20号線	北区植木町清水1730番4	地先	3.5~	278.4
		北区植木町清水2051番	地先	12.2	
30-244	清水第21号線	北区植木町清水1388番1	地先	3.5~	176.8
		北区植木町清水1290番	地先	8.0	
30-245	清水第22号線	北区植木町清水1748番2	地先	2.5~	507.8
		北区植木町清水1854番2	地先	9.7	
30-246	清水第23号線	北区植木町清水4201番	地先	1.7~	414.9
		北区植木町清水4304番	地先	11.0	
30-247	清水第24号線	北区植木町清水1747番	地先	4.0~	359.7
		北区植木町清水4529番	地先	8.9	
30-248	清水第25号線	北区植木町清水1689番1	地先	3.0~	244.6
		北区植木町清水1686番	地先	9.1	
30-249	清水第26号線	北区植木町清水1683番1	地先	2.5~	161.0
		北区植木町清水1678番	地先	5.6	
30-250	清水第27号線	北区植木町清水1676番3	地先	3.0~	191.2
		北区植木町清水1674番3	地先	9.1	
30-251	清水第28号線	北区植木町清水1663番4	地先	2.8~	143.8

		北区植木町清水1662番1	地先	6.0	
30-252	清水第29号線	北区植木町清水1856番	地先	3.9~	97.2
		北区植木町清水1855番2	地先	7.6	
30-253	清水第30号線	北区植木町清水1852番1	地先	2.4~	181.7
		北区植木町清水1851番	地先	5.0	
30-254	清水第31号線	北区植木町清水1852番1	地先	2.4~	42.6
		北区植木町清水1853番3	地先	8.0	
30-255	清水第32号線	北区植木町清水1843番2	地先	4.0~	171.3
		北区植木町清水1840番5	地先	8.0	
30-256	清水第33号線	北区植木町清水1837番	地先	2.0~	311.0
		北区植木町清水1848番	地先	13.9	
30-257	清水第34号線	北区植木町清水2835番1	地先	3.3~	283.3
		北区植木町清水2804番	地先	9.2	
30-258	清水第35号線	北区植木町清水2783番	地先	2.6~	248.8
		北区植木町清水2818番	地先	6.3	
30-259	清水第36号線	北区植木町清水2778番2	地先	2.1~	497.7
		北区植木町清水2798番2	地先	10.1	
30-260	清水第37号線	北区植木町清水2775番	地先	2.6~	162.2
		北区植木町清水2799番1	地先	6.7	
30-261	清水第38号線	北区植木町清水2722番2	地先	3.0~	934.1
		北区植木町清水2688番	地先	12.7	
30-262	清水第39号線	北区植木町清水2726番2	地先	2.3~	104.9
		北区植木町清水2749番1	地先	3.9	
30-263	清水第40号線	北区植木町清水2732番5	地先	2.1~	262.4
		北区植木町清水2744番1	地先	7.4	
30-264	清水第41号線	北区植木町清水2657番1	地先	3.0~	102.3
		北区植木町清水2597番2	地先	6.7	
30-265	清水第42号線	北区植木町清水2662番1	地先	3.6~	215.0
		北区植木町清水2656番1	地先	8.0	
30-266	清水第43号線	北区植木町清水2685番	地先	2.5~	100.1

		北区植木町清水2689番	地先	5.9	
30-267	清水第44号線	北区植木町清水2706番2	地先	4.0~	124.0
		北区植木町清水2697番1	地先	9.6	
30-268	清水第45号線	北区植木町清水2708番	地先	3.7~	124.7
		北区植木町清水2864番2	地先	7.1	
30-269	清水第46号線	北区植木町清水2852番	地先	2.5~	122.9
		北区植木町清水2840番	地先	9.7	
30-270	清水第47号線	北区植木町清水2846番2	地先	3.4~	140.3
		北区植木町清水2844番	地先	9.1	
30-271	清水第48号線	北区植木町清水2959番1	地先	3.8~	100.0
		北区植木町清水2879番1	地先	8.3	
30-272	清水第49号線	北区植木町清水2864番	地先	2.5~	148.7
		北区植木町清水2870番	地先	7.1	
30-273	清水第50号線	北区植木町清水2864番	地先	5.0~	126.5
		北区植木町清水2853番1	地先	10.1	
30-274	清水第51号線	北区植木町清水3621番1	地先	3.2~	90.1
		北区植木町清水3626番	地先	8.1	
30-275	清水第52号線	北区植木町清水3632番	地先	2.6~	853.6
		北区植木町清水3675番	地先	9.3	
30-276	清水第53号線	北区植木町清水3641番	地先	2.8~	214.2
		北区植木町清水3637番	地先	7.1	
30-277	清水第54号線	北区植木町清水3663番	地先	2.7~	197.6
		北区植木町清水3645番	地先	12.1	
30-278	清水第55号線	北区植木町清水3670番	地先	3.3~	173.2
		北区植木町清水3660番	地先	7.4	
30-279	清水第56号線	北区植木町清水3673番	地先	3.1~	80.4
		北区植木町清水3672番1	地先	7.3	
30-280	清水第57号線	北区植木町清水3285番	地先	2.5~	1445.8
		北区植木町清水3532番	地先	11.2	
30-281	清水第58号線	北区植木町清水3522番	地先	3.0~	420.9
		北区植木町清水3548番1	地先	9.7	

30 - 282	清水第 59 号線	北区植木町清水 4537 番	地先	3.7 ~	1307.5
		北区植木町清水 5004 番 4	地先	11.6	
30 - 283	清水第 60 号線	北区植木町清水 4739 番	地先	3.0 ~	417.8
		北区植木町清水 4750 番 1	地先	12.2	
30 - 284	清水第 61 号線	北区植木町清水 1627 番 2	地先	4.0 ~	835.6
		北区植木町清水 2002 番	地先	11.3	
30 - 285	清水第 62 号線	北区植木町清水 4304 番	地先	2.7 ~	1240.5
		北区植木町清水 4481 番	地先	7.4	
30 - 286	清水第 63 号線	北区植木町清水 4508 番	地先	2.0 ~	1252.7
		北区植木町清水 3892 番	地先	9.4	
30 - 287	清水第 64 号線	北区植木町清水 1607 番 1	地先	3.0 ~	838.4
		北区植木町清水 1028 番 2	地先	9.8	
30 - 288	清水第 65 号線	北区植木町清水 1623 番 1	地先	3.0 ~	446.6
		北区植木町清水 1203 番	地先	12.9	
30 - 289	清水第 66 号線	北区植木町清水 1238 番	地先	3.8 ~	467.8
		北区植木町清水 1305 番 3	地先	14.0	
30 - 290	清水第 67 号線	北区植木町清水 873 番	地先	4.0 ~	481.5
		北区植木町清水 851 番 1	地先	11.6	
30 - 291	清水第 68 号線	北区植木町清水 4334 番 1	地先	2.9 ~	527.2
		北区植木町清水 4456 番	地先	14.3	
30 - 292	清水第 69 号線	北区植木町清水 4406 番 1	地先	0.9 ~	293.1
		北区植木町清水 4422 番	地先	7.5	
30 - 293	清水第 70 号線	北区植木町清水 3862 番 2	地先	3.7 ~	97.2
		北区植木町清水 2615 番 6	地先	8.1	
30 - 294	清水第 71 号線	北区植木町清水 1446 番	地先	2.0 ~	216.7
		北区植木町清水 1350 番 2	地先	5.4	
30 - 295	清水第 72 号線	北区植木町清水 2409 番 2	地先	5.0 ~	317.5
		北区植木町清水 2374 番 1	地先	16.3	
30 - 296	清水第 73 号線	北区植木町清水 724 番	地先	1.9 ~	292.1
		北区植木町清水 586 番 1	地先	6.4	
30 - 297	清水第 74 号線	北区植木町清水 2847 番	地先	5.2 ~	100.2

		北区植木町清水2969番	地先	8.2	
30-298	清水第75号線	北区植木町清水1853番3	地先	3.5~	118.9
		北区植木町清水1851番	地先	5.0	
30-299	清水第76号線	北区植木町清水3511番	地先	2.1~	40.8
		北区植木町清水3354番	地先	5.3	
30-300	清水内第1号線	北区植木町清水1753番	地先	3.0~	592.7
		北区植木町内1680番	地先	13.6	
30-301	鞍掛第2号線	北区植木町鞍掛1479番1	地先	2.5~	345.4
		北区植木町鞍掛1498番25	地先	8.5	
30-302	鞍掛第3号線	北区植木町鞍掛600番1	地先	3.9~	181.0
		北区植木町鞍掛584番	地先	22.7	
30-303	鞍掛第4号線	北区植木町鞍掛322番	地先	4.0~	66.2
		北区植木町鞍掛318番	地先	5.5	
30-304	鞍掛第5号線	北区植木町鞍掛333番	地先	3.5~	132.1
		北区植木町鞍掛326番	地先	12.7	
30-305	鞍掛第6号線	北区植木町鞍掛538番	地先	2.2~	556.7
		北区植木町鞍掛351番	地先	9.3	
30-306	鞍掛第7号線	北区植木町鞍掛549番	地先	4.6~	73.1
		北区植木町鞍掛556番	地先	8.4	
30-307	鞍掛第8号線	北区植木町鞍掛408番5	地先	5.0~	103.4
		北区植木町鞍掛371番1	地先	9.1	
30-308	鞍掛第9号線	北区植木町鞍掛410番4	地先	2.4~	1484.7
		北区植木町鞍掛305番	地先	9.5	
30-309	鞍掛第10号線	北区植木町鞍掛755番1	地先	3.5~	197.4
		北区植木町鞍掛665番1	地先	12.4	
30-310	鞍掛第11号線	北区植木町鞍掛1821番3	地先	4.3~	70.5
		北区植木町鞍掛97番2	地先	10.2	
30-311	鞍掛第12号線	北区植木町鞍掛64番9	地先	2.7~	196.1
		北区植木町鞍掛36番4	地先	6.9	
30-312	鞍掛第13号線	北区植木町鞍掛1111番1	地先	2.7~	151.8
		北区植木町鞍掛1134番4	地先	10.6	

30 - 313	鞍掛後古閑第 1号線	北区植木町鞍掛1817番	地先	3.4~	619.9
		北区植木町後古閑113番2	地先	7.9	
30 - 314	鞍掛富応第1 号線	北区植木町鞍掛776番2	地先	2.5~	1221.3
		北区植木町富応292番	地先	12.4	
30 - 315	鞍掛富応第2 号線	北区植木町鞍掛1015番	地先	3.0~	220.2
		北区植木町富応864番	地先	7.6	
30 - 316	鞍掛富応第3 号線	北区植木町鞍掛1027番	地先	3.0~	310.7
		北区植木町富応821番	地先	9.5	
30 - 317	鞍掛投刀塚第 1号線	北区植木町鞍掛1548番1	地先	2.7~	2579.7
		北区植木町投刀塚81番1	地先	27.6	
30 - 318	鞍掛広住第1 号線	北区植木町鞍掛1409番4	地先	2.9~	3096.7
		北区植木町広住469番8	地先	18.8	
30 - 319	古閑第1号線	北区植木町古閑1157番1	地先	2.4~	1308.2
		北区植木町古閑822番3	地先	12.8	
30 - 320	古閑第2号線	北区植木町古閑1212番1	地先	3.5~	116.0
		北区植木町古閑1031番	地先	5.4	
30 - 321	古閑有泉第1 号線	北区植木町古閑881番1	地先	3.6~	1440.4
		北区植木町有泉1539番3	地先	13.9	
30 - 322	色出第3号線	北区植木町色出919番	地先	2.8~	1182.1
		北区植木町色出1285番1	地先	16.5	
30 - 323	色出第4号線	北区植木町色出411番	地先	2.0~	532.7
		北区植木町色出5番3	地先	49.1	
30 - 324	色出第5号線	北区植木町色出502番2	地先	4.3~	61.6
		北区植木町色出505番	地先	6.7	
30 - 325	色出第6号線	北区植木町色出1078番	地先	4.0~	365.3
		北区植木町色出1024番	地先	14.4	
30 - 326	色出第7号線	北区植木町色出1084番	地先	4.0~	82.4
		北区植木町色出1085番2	地先	13.6	
30 - 327	色出第8号線	北区植木町色出1128番1	地先	3.3~	1081.0
		北区植木町色出1104番	地先	16.3	
30 - 328	色出第9号線	北区植木町色出1126番	地先	2.8~	269.2

		北区植木町色出 1100 番	地先	7.7	
30-329	色出第 10 号線	北区植木町色出 1127 番	地先	4.0~	247.2
		北区植木町色出 1116 番	地先	8.9	
30-330	色出第 11 号線	北区植木町色出 734 番	地先	2.3~	670.3
		北区植木町色出 729 番	地先	10.4	
30-331	色出第 12 号線	北区植木町色出 745 番 1	地先	4.9~	81.3
		北区植木町色出 877 番 1	地先	6.2	
30-332	色出第 13 号線	北区植木町色出 1351 番	地先	2.5~	104.2
		北区植木町色出 1363 番	地先	5.0	
30-333	色出第 14 号線	北区植木町色出 1326 番 1	地先	3.7~	69.0
		北区植木町色出 1346 番	地先	10.5	
30-334	色出第 15 号線	北区植木町色出 1323 番	地先	3.0~	144.3
		北区植木町色出 1313 番	地先	11.2	
30-335	色出第 16 号線	北区植木町色出 1315 番	地先	3.3~	58.2
		北区植木町色出 1300 番	地先	6.4	
30-336	色出第 17 号線	北区植木町色出 1273 番	地先	3.3~	86.2
		北区植木町色出 1270 番	地先	7.0	
30-337	色出第 18 号線	北区植木町色出 1282 番 3	地先	1.8~	60.7
		北区植木町色出 1266 番 4	地先	8.6	
30-338	色出第 19 号線	北区植木町色出 262 番	地先	4.3~	45.0
		北区植木町色出 949 番 1	地先	16.8	
30-339	色出第 20 号線	北区植木町色出 1352 番	地先	4.1~	83.4
		北区植木町色出 1346 番	地先	7.3	
30-340	色出豊田第 1 号線	北区植木町色出 492 番 3	地先	2.2~	1205.7
		北区植木町豊田 1196 番 1	地先	16.3	
30-341	色出米塚第 1 号線	北区植木町色出 256 番 1	地先	1.9~	887.4
		北区植木町米塚 970 番 1	地先	12.8	
30-342	色出米塚第 2 号線	北区植木町色出 549 番 7	地先	2.6~	528.3
		北区植木町米塚 1131 番	地先	14.2	
30-343	色出米塚第 3 号線	北区植木町色出 1050 番 4	地先	5.5~	1860.7
		北区植木町米塚 974 番 1	地先	16.1	

30 - 344	正清第 2 号線	北区植木町正清 1021 番 1	地先	2.5 ~	412.5
		北区植木町正清 977 番 1	地先	7.6	
30 - 345	正清第 3 号線	北区植木町正清 1642 番	地先	4.1 ~	817.5
		北区植木町正清 1724 番	地先	14.7	
30 - 346	正清第 4 号線	北区植木町正清 1442 番 1	地先	3.2 ~	698.4
		北区植木町正清 1663 番	地先	15.4	
30 - 347	正清第 5 号線	北区植木町正清 1218 番 1	地先	3.0 ~	165.9
		北区植木町正清 1218 番 9	地先	10.1	
30 - 348	正清第 6 号線	北区植木町正清 124 番 2	地先	4.3 ~	63.1
		北区植木町正清 118 番 1	地先	13.1	
30 - 349	正清第 7 号線	北区植木町正清 991 番 2	地先	2.6 ~	80.4
		北区植木町正清 33 番 1	地先	9.7	
30 - 350	正清第 8 号線	北区植木町正清 983 番 2	地先	2.1 ~	260.8
		北区植木町正清 57 番 1	地先	5.6	
30 - 352	正清第 10 号線	北区植木町正清 1218 番 22	地先	5.0 ~	34.1
		北区植木町正清 1218 番 26	地先	9.7	
30 - 353	正清第 11 号線	北区植木町正清 1218 番 16	地先	5.0 ~	62.0
		北区植木町正清 1218 番 17	地先	10.0	
30 - 355	正清田底第 1 号線	北区植木町正清 635 番	地先	4.0 ~	1352.1
		北区植木町田底 1720 番	地先	16.3	
30 - 356	正清田底第 2 号線	北区植木町正清 645 番	地先	4.5 ~	704.2
		北区植木町田底 1178 番	地先	11.4	
30 - 357	正清田底第 3 号線	北区植木町正清 818 番 2	地先	4.3 ~	893.6
		北区植木町田底 1143 番 1	地先	15.9	
30 - 358	正清田底第 4 号線	北区植木町正清 805 番	地先	4.2 ~	859.8
		北区植木町田底 1114 番	地先	12.5	
30 - 359	正清田底第 5 号線	北区植木町正清 722 番	地先	4.2 ~	478.3
		北区植木町田底 1657 番	地先	9.4	
30 - 360	正清田底第 6 号線	北区植木町正清 736 番	地先	2.9 ~	1083.9
		北区植木町田底 1719 番	地先	13.4	
30 - 361	正清宮原第 1 号線	北区植木町正清 1078 番 2	地先	6.8 ~	791.3

		北区植木町宮原 2 1 4 番 1	地先	15.1	
30-362	正清宮原第 2 号線	北区植木町正清 1 0 4 番 1	地先	2.2~	1814.9
		北区植木町宮原 5 7 6 番 2	地先	13.7	
30-363	正清宮原第 3 号線	北区植木町正清 7 8 2 番 1	地先	3.3~	487.2
		北区植木町宮原 5 0 0 番 4	地先	9.1	
30-364	正清米塚第 2 号線	北区植木町正清 1 0 7 5 番 3	地先	2.1~	1134.9
		北区植木町米塚 6 6 7 番	地先	12.7	
30-365	正清米塚第 3 号線	北区植木町正清 1 3 4 9 番 2	地先	3.0~	820.5
		北区植木町米塚 1 2 4 7 番 1	地先	13.8	
30-366	鈴麦第 1 号線	北区植木町鈴麦 2 0 7 番 1	地先	2.0~	351.1
		北区植木町鈴麦 4 0 9 番 1	地先	7.7	
30-367	鈴麦第 2 号線	北区植木町鈴麦 7 9 3 番 1	地先	4.0~	475.5
		北区植木町鈴麦 8 2 9 番	地先	12.7	
30-368	鈴麦第 3 号線	北区植木町鈴麦 7 5 2 番	地先	7.5~	187.5
		北区植木町鈴麦 8 0 2 番	地先	29.9	
30-369	鈴麦第 4 号線	北区植木町鈴麦 7 6 4 番	地先	3.9~	51.8
		北区植木町鈴麦 7 6 1 番	地先	6.6	
30-370	鈴麦平原第 1 号線	北区植木町鈴麦 2 8 番 2	地先	3.8~	975.8
		北区植木町平原 5 6 9 番 1	地先	11.6	
30-371	鈴麦平原第 2 号線	北区植木町鈴麦 3 5 番 1	地先	3.7~	269.7
		北区植木町平原 4 1 2 番	地先	7.9	
30-372	大和第 1 号線	北区植木町大和 4 8 番 1 2	地先	5.0~	1030.1
		北区植木町大和 3 番 1	地先	11.0	
30-373	大和第 2 号線	北区植木町大和 8 番 1 2	地先	5.0~	126.5
		北区植木町大和 1 番 1	地先	10.1	
30-374	大和第 3 号線	北区植木町大和 6 番 1 0	地先	5.0~	205.8
		北区植木町大和 4 番 1 2	地先	10.8	
30-375	大和第 4 号線	北区植木町大和 9 番 1	地先	5.0~	133.9
		北区植木町大和 8 番 7	地先	10.3	
30-376	大和第 5 号線	北区植木町大和 1 1 番 1	地先	5.0~	179.0
		北区植木町大和 4 番 1 1	地先	10.1	

30 - 377	大和第 6 号線	北区植木町大和 10 番 14	地先	5.0 ~	25.6
		北区植木町大和 10 番 11	地先	10.4	
30 - 378	大和第 7 号線	北区植木町大和 8 6 番 2	地先	5.0 ~	441.7
		北区植木町大和 2 3 番 1 3	地先	10.7	
30 - 379	大和第 8 号線	北区植木町大和 8 1 番 1	地先	9.0 ~	340.9
		北区植木町大和 2 番 14	地先	16.3	
30 - 380	大和第 9 号線	北区植木町大和 14 番 1	地先	5.0 ~	208.7
		北区植木町大和 17 番 8	地先	10.8	
30 - 381	大和第 10 号線	北区植木町大和 19 番 1	地先	5.0 ~	89.6
		北区植木町大和 20 番 7	地先	10.3	
30 - 382	大和第 11 号線	北区植木町大和 18 番 1	地先	5.0 ~	89.7
		北区植木町大和 19 番 7	地先	10.1	
30 - 383	大和第 12 号線	北区植木町大和 14 番 5	地先	5.0 ~	89.9
		北区植木町大和 16 番 7	地先	10.7	
30 - 384	大和第 13 号線	北区植木町大和 14 番 6	地先	5.0 ~	45.2
		北区植木町大和 15 番 8	地先	9.8	
30 - 385	大和第 14 号線	北区植木町大和 20 番 6	地先	5.0 ~	252.2
		北区植木町大和 30 番 10	地先	10.9	
30 - 386	大和第 15 号線	北区植木町大和 13 番 6	地先	5.0 ~	135.2
		北区植木町大和 15 番 5	地先	9.9	
30 - 387	大和第 16 号線	北区植木町大和 27 番 1	地先	5.0 ~	107.3
		北区植木町大和 24 番 1	地先	10.9	
30 - 388	大和第 17 号線	北区植木町大和 31 番 1	地先	5.0 ~	118.4
		北区植木町大和 28 番 5	地先	10.2	
30 - 389	大和第 18 号線	北区植木町大和 35 番 1	地先	5.0 ~	110.5
		北区植木町大和 33 番 10	地先	11.0	
30 - 390	大和第 19 号線	北区植木町大和 34 番 9	地先	5.0 ~	114.7
		北区植木町大和 34 番 1	地先	11.4	
30 - 391	大和第 20 号線	北区植木町大和 36 番 1	地先	5.0 ~	365.2
		北区植木町大和 43 番 8	地先	11.5	
30 - 392	大和第 21 号線	北区植木町大和 38 番 6	地先	5.0 ~	64.4

		北区植木町大和49番	地先	9.6	
30-393	大和第22号線	北区植木町大和49番	地先	5.0~	187.6
		北区植木町大和50番8	地先	9.5	
30-394	大和第23号線	北区植木町大和46番3	地先	5.0~	59.4
		北区植木町大和47番1	地先	10.4	
30-395	大和第24号線	北区植木町大和42番1	地先	5.0~	31.7
		北区植木町大和41番3	地先	5.0	
30-396	大和第25号線	北区植木町大和61番1	地先	5.0~	482.9
		北区植木町大和45番6	地先	11.5	
30-397	大和第26号線	北区植木町大和6番1	地先	5.0~	686.5
		北区植木町大和51番9	地先	10.8	
30-398	大和第27号線	北区植木町大和89番1	地先	5.0~	712.1
		北区植木町大和55番9	地先	10.1	
30-399	大和第28号線	北区植木町大和57番1	地先	5.0~	103.9
		北区植木町大和56番9	地先	9.8	
30-400	大和第29号線	北区植木町大和64番17	地先	5.0~	265.1
		北区植木町大和54番16	地先	10.6	
30-401	大和第30号線	北区植木町大和59番1	地先	5.0~	55.2
		北区植木町大和60番5	地先	10.4	
30-402	大和第31号線	北区植木町大和58番31	地先	5.0~	102.7
		北区植木町大和59番6	地先	10.5	
30-403	大和第32号線	北区植木町大和65番6	地先	5.0~	210.0
		北区植木町大和63番13	地先	10.3	
30-404	大和第33号線	北区植木町大和75番	地先	5.0~	128.7
		北区植木町大和74番8	地先	13.0	
30-405	大和第34号線	北区植木町大和70番1	地先	5.0~	105.2
		北区植木町大和69番9	地先	10.1	
30-406	大和第35号線	北区植木町大和70番22	地先	5.0~	116.4
		北区植木町大和70番13	地先	10.1	
30-407	大和第36号線	北区植木町大和82番5	地先	5.0~	144.8
		北区植木町大和80番16	地先	8.8	

30 - 408	大和第37号線	北区植木町大和87番1	地先	5.0~	297.7
		北区植木町大和82番7	地先	10.1	
30 - 409	大和木留第1号線	北区植木町大和36番7	地先	5.0~	249.4
		北区植木町木留254番1	地先	7.9	
30 - 410	大和木留第2号線	北区植木町大和72番6	地先	3.8~	86.8
		北区植木町木留325番1	地先	5.2	
30 - 411	大和木留第3号線	北区植木町大和64番1	地先	4.0~	43.0
		北区植木町木留317番4	地先	8.1	
30 - 412	大和滴水第1号線	北区植木町大和22番1	地先	5.0~	29.2
		北区植木町滴水1795番1	地先	10.1	
30 - 413	田底第3号線	北区植木町田底2060番1	地先	2.6~	1513.3
		北区植木町田底805番2	地先	13.2	
30 - 414	田底第4号線	北区植木町田底2261番	地先	3.4~	197.6
		北区植木町田底2224番	地先	11.8	
30 - 415	田底第5号線	北区植木町田底330番1	地先	2.5~	680.4
		北区植木町田底1135番	地先	6.5	
30 - 416	田底第6号線	北区植木町田底1625番1	地先	3.7~	771.5
		北区植木町田底1677番	地先	10.0	
30 - 417	田底第7号線	北区植木町田底991番2	地先	3.6~	796.3
		北区植木町田底1145番	地先	9.1	
30 - 418	田底第8号線	北区植木町田底907番	地先	4.4~	25.2
		北区植木町田底908番	地先	7.5	
30 - 419	滴水第2号線	北区植木町滴水1646番2	地先	3.2~	1711.9
		北区植木町滴水905番2	地先	9.1	
30 - 420	滴水第3号線	北区植木町滴水67番1	地先	1.2~	1207.3
		北区植木町滴水2148番1	地先	8.2	
30 - 421	滴水第4号線	北区植木町滴水1646番5	地先	3.0~	485.6
		北区植木町滴水1413番1	地先	10.0	
30 - 422	滴水第5号線	北区植木町滴水1146番3	地先	3.5~	205.4
		北区植木町滴水1153番4	地先	11.3	
30 - 423	滴水第6号線	北区植木町滴水1010番2	地先	3.5~	699.9

		北区植木町滴水626番	地先	13.6	
30-424	滴水第7号線	北区植木町滴水501番20	地先	3.2~	319.2
		北区植木町滴水493番1	地先	9.0	
30-425	滴水第8号線	北区植木町滴水451番4	地先	4.5~	309.5
		北区植木町滴水346番2	地先	10.4	
30-426	滴水第9号線	北区植木町滴水269番1	地先	3.9~	749.9
		北区植木町滴水706番3	地先	11.2	
30-427	滴水第10号線	北区植木町滴水860番6	地先	5.1~	96.9
		北区植木町滴水860番18	地先	10.8	
30-428	滴水第11号線	北区植木町滴水176番1	地先	4.5~	577.6
		北区植木町滴水203番2	地先	16.0	
30-429	滴水第12号線	北区植木町滴水246番15	地先	5.0~	130.7
		北区植木町滴水203番12	地先	8.1	
30-430	滴水第13号線	北区植木町滴水246番8	地先	5.0~	135.7
		北区植木町滴水205番12	地先	8.7	
30-431	滴水第14号線	北区植木町滴水246番6	地先	5.0~	124.0
		北区植木町滴水205番2	地先	9.1	
30-432	滴水第15号線	北区植木町滴水205番6	地先	5.0~	90.0
		北区植木町滴水2082番6	地先	10.7	
30-433	滴水第16号線	北区植木町滴水219番7	地先	5.0~	144.2
		北区植木町滴水203番13	地先	9.3	
30-434	滴水第17号線	北区植木町滴水1375番	地先	3.5~	80.6
		北区植木町滴水1372番	地先	10.0	
30-435	滴水第18号線	北区植木町滴水1865番4	地先	4.0~	520.3
		北区植木町滴水1913番1	地先	9.4	
30-436	滴水第19号線	北区植木町滴水1842番2	地先	4.0~	162.4
		北区植木町滴水1922番1	地先	8.6	
30-437	滴水第20号線	北区植木町滴水1849番3	地先	3.3~	128.6
		北区植木町滴水1925番1	地先	8.6	
30-438	滴水第21号線	北区植木町滴水1860番2	地先	4.0~	151.1
		北区植木町滴水1930番	地先	10.9	

30 - 439	滴水第 2 2 号 線	北区植木町滴水 1992 番 2	地先	3.2 ~	207.6
		北区植木町滴水 1971 番	地先	11.3	
30 - 440	滴水第 2 3 号 線	北区植木町滴水 2018 番 2	地先	3.5 ~	437.9
		北区植木町滴水 1969 番 2	地先	12.0	
30 - 441	滴水第 2 4 号 線	北区植木町滴水 610 番 4	地先	3.5 ~	65.8
		北区植木町滴水 623 番 1	地先	6.3	
30 - 442	滴水第 2 5 号 線	北区植木町滴水 580 番 6	地先	4.0 ~	113.4
		北区植木町滴水 580 番 7	地先	6.1	
30 - 443	滴水第 2 6 号 線	北区植木町滴水 2038 番 2	地先	3.0 ~	503.5
		北区植木町滴水 260 番 2	地先	11.1	
30 - 444	滴水第 2 7 号 線	北区植木町滴水 2050 番 1	地先	4.3 ~	94.2
		北区植木町滴水 2054 番	地先	9.2	
30 - 446	滴水第 2 9 号 線	北区植木町滴水 2124 番 2	地先	3.0 ~	227.4
		北区植木町滴水 2108 番	地先	13.8	
30 - 447	滴水第 3 0 号 線	北区植木町滴水 2071 番	地先	2.5 ~	48.7
		北区植木町滴水 2072 番	地先	3.6	
30 - 448	滴水第 3 1 号 線	北区植木町滴水 493 番 8	地先	6.0 ~	126.7
		北区植木町滴水 494 番 2 1	地先	13.0	
30 - 449	滴水第 3 2 号 線	北区植木町滴水 552 番 5	地先	6.0 ~	77.7
		北区植木町滴水 520 番 1	地先	10.3	
30 - 450	滴水第 3 3 号 線	北区植木町滴水 1050 番 7	地先	5.0 ~	170.1
		北区植木町滴水 1048 番 2 0	地先	10.5	
30 - 451	滴水第 3 4 号 線	北区植木町滴水 1756 番 4	地先	6.0 ~	71.2
		北区植木町滴水 1756 番 1 1	地先	11.1	
30 - 452	滴水第 3 5 号 線	北区植木町滴水 2207 番 1	地先	3.0 ~	332.1
		北区植木町滴水 2182 番 1	地先	11.7	
30 - 453	滴水第 3 6 号 線	北区植木町滴水 953 番 1	地先	3.2 ~	252.9
		北区植木町滴水 912 番 1	地先	8.2	
30 - 454	滴水第 3 7 号 線	北区植木町滴水 1015 番 2	地先	3.6 ~	44.6
		北区植木町滴水 1017 番 1 2	地先	9.5	
30 - 455	滴水第 3 8 号 線	北区植木町滴水 1031 番 1	地先	3.9 ~	192.3

		北区植木町滴水501番18	地先	7.6	
30-456	滴水第39号線	北区植木町滴水57番	地先	6.8~	67.4
		北区植木町滴水49番9	地先	16.7	
30-457	滴水第40号線	北区植木町滴水1597番1	地先	3.7~	179.5
		北区植木町滴水1434番3	地先	10.5	
30-458	滴水鑑田第1号線	北区植木町滴水2277番1	地先	3.5~	495.1
		北区植木町鑑田765番1	地先	14.4	
30-459	滴水植木第1号線	北区植木町滴水48番2	地先	1.8~	539.7
		北区植木町植木48番1	地先	4.2	
30-460	滴水荻迫第1号線	北区植木町滴水2263番1	地先	4.8~	560.8
		北区植木町荻迫698番2	地先	13.2	
30-461	滴水轟第3号線	北区植木町滴水501番6	地先	4.6~	2504.1
		北区植木町轟1282番	地先	21.8	
30-462	滴水投刀塚第1号線	北区植木町滴水442番6	地先	8.3~	1159.1
		北区植木町投刀塚378番1	地先	34.2	
30-463	轟第2号線	北区植木町轟2250番1	地先	3.1~	604.7
		北区植木町轟2107番1	地先	8.7	
30-464	轟第3号線	北区植木町轟1718番1	地先	2.5~	426.4
		北区植木町轟1665番3	地先	8.3	
30-465	轟第4号線	北区植木町轟1532番1	地先	3.0~	864.0
		北区植木町轟1592番40	地先	15.4	
30-466	轟第5号線	北区植木町轟304番2	地先	2.5~	856.0
		北区植木町轟115番	地先	9.4	
30-467	轟第6号線	北区植木町轟1163番1	地先	2.5~	433.5
		北区植木町轟1185番	地先	12.5	
30-468	轟第7号線	北区植木町轟334番	地先	2.0~	689.5
		北区植木町轟822番1	地先	9.8	
30-469	轟第8号線	北区植木町轟1422番7	地先	3.2~	592.8
		北区植木町轟2517番1	地先	16.6	
30-470	轟第9号線	北区植木町轟2265番1	地先	9.2~	298.1
		北区植木町轟2123番1	地先	35.5	

30 - 471	轟第10号線	北区植木町轟2578番2	地先	2.9~	493.8
		北区植木町轟2538番	地先	15.8	
30 - 472	轟第11号線	北区植木町轟2529番4	地先	3.6~	573.6
		北区植木町轟2486番	地先	11.6	
30 - 473	轟第12号線	北区植木町轟203番1	地先	3.6~	202.7
		北区植木町轟210番1	地先	6.7	
30 - 474	轟第13号線	北区植木町轟549番2	地先	2.5~	1678.6
		北区植木町轟904番1	地先	38.8	
30 - 475	轟第14号線	北区植木町轟890番1	地先	2.6~	115.4
		北区植木町轟1736番1	地先	10.6	
30 - 476	轟第15号線	北区植木町轟858番	地先	3.5~	45.6
		北区植木町轟850番	地先	7.2	
30 - 477	轟第16号線	北区植木町轟847番	地先	3.5~	56.5
		北区植木町轟842番	地先	7.4	
30 - 478	轟第17号線	北区植木町轟2428番	地先	5.4~	147.6
		北区植木町轟2433番	地先	7.5	
30 - 479	轟第18号線	北区植木町轟2425番1	地先	3.8~	299.6
		北区植木町轟2436番	地先	8.5	
30 - 480	轟第19号線	北区植木町轟2145番	地先	3.3~	132.7
		北区植木町轟2256番1	地先	11.2	
30 - 481	轟第20号線	北区植木町轟279番1	地先	6.0~	249.9
		北区植木町轟290番1	地先	23.3	
30 - 482	轟第21号線	北区植木町轟1122番1	地先	2.7~	181.7
		北区植木町轟1130番2	地先	5.0	
30 - 483	轟第22号線	北区植木町轟2488番4	地先	2.5~	280.7
		北区植木町轟2502番1	地先	8.0	
30 - 484	轟第23号線	北区植木町轟538番3	地先	6.0~	45.1
		北区植木町轟541番1	地先	7.3	
30 - 485	轟滴水第1号線	北区植木町轟161番1	地先	2.6~	450.1
		北区植木町滴水1365番	地先	10.9	
30 - 486	轟滴水第2号線	北区植木町轟167番	地先	3.4~	349.2

		北区植木町滴水1445番1	地先	6.3	
30-487	轟那知第1号線	北区植木町轟2689番1	地先	6.4~	580.9
		北区植木町那知708番	地先	34.4	
30-488	轟那知第2号線	北区植木町轟2785番	地先	2.2~	242.0
		北区植木町那知797番1	地先	6.9	
30-489	富応第2号線	北区植木町富応1026番1	地先	4.5~	833.5
		北区植木町富応861番1	地先	12.6	
30-490	富応第3号線	北区植木町富応1029番1	地先	3.0~	624.9
		北区植木町富応883番4	地先	9.0	
30-491	富応第4号線	北区植木町富応1327番1	地先	4.9~	275.6
		北区植木町富応1171番1	地先	11.8	
30-492	富応第5号線	北区植木町富応1308番1	地先	2.5~	226.9
		北区植木町富応1266番1	地先	9.3	
30-493	富応第6号線	北区植木町富応1697番1	地先	2.4~	1792.4
		北区植木町富応609番1	地先	24.0	
30-494	富応第7号線	北区植木町富応1308番1	地先	3.3~	437.2
		北区植木町富応1299番15	地先	10.4	
30-495	富応第8号線	北区植木町富応1611番1	地先	2.2~	937.7
		北区植木町富応1301番1	地先	23.8	
30-496	富応第9号線	北区植木町富応1563番1	地先	4.5~	350.1
		北区植木町富応1578番9	地先	24.8	
30-497	富応第10号線	北区植木町富応1375番2	地先	3.0~	243.1
		北区植木町富応1390番2	地先	10.5	
30-498	富応第11号線	北区植木町富応1371番1	地先	3.6~	209.5
		北区植木町富応1375番2	地先	6.8	
30-499	富応第12号線	北区植木町富応1020番	地先	4.0~	278.9
		北区植木町富応1034番	地先	6.2	
30-500	富応第13号線	北区植木町富応1033番1	地先	3.1~	304.3
		北区植木町富応1057番	地先	5.7	
30-501	富応第14号線	北区植木町富応946番1	地先	2.5~	308.7
		北区植木町富応854番	地先	8.3	

30 - 502	富応第 15 号線	北区植木町富応 843 番	地先	2.5 ~	427.4
		北区植木町富応 823 番	地先	7.6	
30 - 503	富応第 16 号線	北区植木町富応 719 番 1	地先	6.3 ~	107.8
		北区植木町富応 778 番 1	地先	25.7	
30 - 504	富応第 17 号線	北区植木町富応 1799 番 1	地先	4.9 ~	152.3
		北区植木町富応 1650 番 2	地先	9.7	
30 - 505	富応第 18 号線	北区植木町富応 589 番	地先	4.5 ~	538.4
		北区植木町富応 10 番 2	地先	9.5	
30 - 506	富応第 19 号線	北区植木町富応 1297 番 15	地先	4.0 ~	218.0
		北区植木町富応 1297 番 53	地先	8.3	
30 - 507	富応第 20 号線	北区植木町富応 1297 番 15	地先	4.0 ~	114.8
		北区植木町富応 1297 番 29	地先	7.9	
30 - 508	富応第 21 号線	北区植木町富応 1297 番 49	地先	4.0 ~	107.3
		北区植木町富応 1297 番 53	地先	10.1	
30 - 509	富応第 22 号線	北区植木町富応 1299 番 21	地先	4.7 ~	106.9
		北区植木町富応 1299 番 16	地先	8.0	
30 - 510	富応第 23 号線	北区植木町富応 1299 番 19	地先	4.5 ~	59.8
		北区植木町富応 1299 番 9	地先	8.9	
30 - 511	富応第 24 号線	北区植木町富応 1578 番 13	地先	4.5 ~	93.0
		北区植木町富応 1578 番 1	地先	8.7	
30 - 512	富応第 25 号線	北区植木町富応 1578 番 33	地先	4.5 ~	33.9
		北区植木町富応 1578 番 10	地先	9.0	
30 - 513	富応第 26 号線	北区植木町富応 851 番	地先	3.6 ~	63.3
		北区植木町富応 826 番	地先	8.7	
30 - 514	富応第 27 号線	北区植木町富応 796 番	地先	3.6 ~	62.8
		北区植木町富応 818 番	地先	9.3	
30 - 515	富応鞍掛第 1 号線	北区植木町富応 1147 番 1	地先	2.2 ~	1011.1
		北区植木町鞍掛 1291 番 1	地先	11.4	
30 - 516	富応鞍掛第 2 号線	北区植木町富応 832 番	地先	3.0 ~	59.7
		北区植木町鞍掛 1673 番	地先	6.8	
30 - 517	富応豊岡第 1 号線	北区植木町富応 1303 番 1	地先	4.0 ~	1807.1

		北区植木町豊岡 2 9 2 7 番 4	地先	16.5	
30-518	富応豊岡第 2 号線	北区植木町富応 1 6 8 8 番 1	地先	15.6~	592.6
		北区植木町豊岡 2 5 7 7 番 1	地先	47.3	
30-519	富応山本第 2 号線	北区植木町富応 1 4 6 番 1	地先	3.3~	243.0
		北区植木町山本 1 2 2 0 番	地先	8.2	
30-520	豊岡第 2 号線	北区植木町豊岡 1 4 3 5 番 2	地先	1.7~	1281.3
		北区植木町豊岡 2 1 9 9 番	地先	9.5	
30-521	豊岡第 3 号線	北区植木町豊岡 2 9 0 1 番 1	地先	4.5~	1229.9
		北区植木町豊岡 2 3 9 5 番	地先	29.9	
30-522	豊岡第 4 号線	北区植木町豊岡 9 5 3 番 1	地先	2.0~	1048.7
		北区植木町豊岡 8 0 7 番 1	地先	23.1	
30-523	豊岡第 5 号線	北区植木町豊岡 3 2 0 番 1	地先	2.4~	316.4
		北区植木町豊岡 1 3 9 番	地先	17.5	
30-524	豊岡第 6 号線	北区植木町豊岡 4 2 7 番 1	地先	2.6~	206.9
		北区植木町豊岡 3 9 番 1	地先	12.6	
30-525	豊岡第 7 号線	北区植木町豊岡 9 1 2 番 1	地先	3.3~	95.6
		北区植木町豊岡 9 1 8 番 2	地先	8.3	
30-526	豊岡第 8 号線	北区植木町豊岡 2 5 1 6 番 1	地先	2.1~	201.7
		北区植木町豊岡 2 5 0 9 番 1	地先	6.1	
30-527	豊岡第 9 号線	北区植木町豊岡 4 3 7 番 1	地先	3.0~	1184.9
		北区植木町豊岡 1 3 2 6 番 2	地先	12.9	
30-528	豊岡内第 1 号線	北区植木町豊岡 2 9 1 6 番 9	地先	7.1~	3950.2
		北区植木町内 4 4 9 番 1	地先	28.4	
30-529	豊岡鈴麦第 1 号線	北区植木町豊岡 2 1 6 番 1	地先	4.4~	88.7
		北区植木町鈴麦 2 2 3 番 1	地先	18.4	
30-530	豊岡富応第 1 号線	北区植木町豊岡 8 3 4 番 1	地先	2.3~	630.4
		北区植木町富応 1 6 7 0 番 1	地先	8.6	
30-531	豊岡平原第 1 号線	北区植木町豊岡 1 7 2 3 番	地先	3.5~	281.5
		北区植木町平原 4 2 3 番 1	地先	9.4	
30-532	豊岡平原第 2 号線	北区植木町豊岡 1 8 5 3 番	地先	1.3~	446.4
		北区植木町平原 3 5 1 番 2	地先	4.4	

30 - 533	豊田第1号線	北区植木町豊田1158番1	地先	2.2~	813.3
		北区植木町豊田1289番	地先	10.0	
30 - 534	豊田第2号線	北区植木町豊田883番2	地先	3.0~	1635.3
		北区植木町豊田1274番	地先	19.9	
30 - 535	豊田第3号線	北区植木町豊田818番6	地先	3.0~	614.4
		北区植木町豊田484番	地先	14.5	
30 - 536	豊田第4号線	北区植木町豊田1061番2	地先	2.7~	552.2
		北区植木町豊田1020番1	地先	8.3	
30 - 537	豊田第5号線	北区植木町豊田65番1	地先	2.8~	153.5
		北区植木町豊田48番1	地先	8.2	
30 - 538	豊田第6号線	北区植木町豊田500番15	地先	5.9~	159.1
		北区植木町豊田500番27	地先	10.7	
30 - 539	豊田第7号線	北区植木町豊田273番1	地先	4.0~	160.0
		北区植木町豊田362番6	地先	6.4	
30 - 540	豊田第8号線	北区植木町豊田743番1	地先	4.4~	262.9
		北区植木町豊田753番1	地先	9.5	
30 - 541	豊田第9号線	北区植木町豊田557番1	地先	3.5~	140.1
		北区植木町豊田562番1	地先	8.8	
30 - 542	豊田第10号線	北区植木町豊田407番1	地先	4.1~	232.0
		北区植木町豊田71番1	地先	12.9	
30 - 543	豊田第11号線	北区植木町豊田105番1	地先	4.0~	239.0
		北区植木町豊田392番3	地先	8.6	
30 - 544	豊田第12号線	北区植木町豊田500番16	地先	4.0~	32.1
		北区植木町豊田500番19	地先	8.3	
30 - 545	投刀塚第1号線	北区植木町投刀塚477番	地先	3.3~	262.9
		北区植木町投刀塚380番1	地先	10.2	
30 - 546	那知第1号線	北区植木町那知188番4	地先	1.4~	1673.2
		北区植木町那知704番	地先	10.3	
30 - 547	那知第2号線	北区植木町那知20番	地先	3.3~	972.3
		北区植木町那知225番2	地先	9.6	
30 - 548	那知第3号線	北区植木町那知213番1	地先	3.7~	487.2

		北区植木町那知409番4	地先	11.6	
30-549	那知第4号線	北区植木町那知391番3	地先	2.5~	265.7
		北区植木町那知481番1	地先	6.1	
30-550	那知第5号線	北区植木町那知451番1	地先	3.1~	198.2
		北区植木町那知452番4	地先	8.2	
30-551	那知第6号線	北区植木町那知455番	地先	3.3~	100.5
		北区植木町那知466番	地先	5.2	
30-552	那知第7号線	北区植木町那知425番1	地先	3.0~	147.9
		北区植木町那知453番	地先	7.6	
30-553	那知第8号線	北区植木町那知142番	地先	2.6~	353.4
		北区植木町那知283番	地先	7.0	
30-554	一木第1号線	北区植木町一木149番1	地先	2.5~	1103.5
		北区植木町一木71番3	地先	22.0	
30-555	一木第2号線	北区植木町一木675番1	地先	6.0~	186.1
		北区植木町一木670番27	地先	10.4	
30-556	一木第3号線	北区植木町一木188番3	地先	4.0~	158.2
		北区植木町一木168番9	地先	7.8	
30-557	一木第4号線	北区植木町一木623番6	地先	5.7~	114.4
		北区植木町一木624番14	地先	11.8	
30-558	一木第5号線	北区植木町一木150番1	地先	4.2~	201.9
		北区植木町一木227番6	地先	8.0	
30-559	一木第6号線	北区植木町一木585番2	地先	4.0~	332.9
		北区植木町一木623番1	地先	13.1	
30-560	一木第7号線	北区植木町一木171番2	地先	1.5~	661.0
		北区植木町一木150番5	地先	11.6	
30-561	一木第8号線	北区植木町一木673番4	地先	4.3~	19.9
		北区植木町一木673番10	地先	7.7	
30-562	一木第9号線	北区植木町一木670番12	地先	4.0~	247.7
		北区植木町一木670番16	地先	8.5	
30-563	一木第10号線	北区植木町一木670番23	地先	4.0~	80.6
		北区植木町一木670番16	地先	8.7	

30 - 564	一木第 1 1 号線	北区植木町一木 670 番 7	地先	3.2 ~	60.7
		北区植木町一木 670 番 11	地先	10.6	
30 - 565	一木第 1 2 号線	北区植木町一木 624 番 12	地先	6.0 ~	24.5
		北区植木町一木 624 番 22	地先	8.3	
30 - 566	一木第 1 3 号線	北区植木町一木 624 番 17	地先	6.0 ~	54.3
		北区植木町一木 624 番 25	地先	10.3	
30 - 567	一木第 1 4 号線	北区植木町一木 180 番 4	地先	6.0 ~	116.8
		北区植木町一木 181 番	地先	10.5	
30 - 568	一木植木第 1 号線	北区植木町一木 111 番	地先	2.5 ~	1430.5
		北区植木町植木 94 番	地先	12.0	
30 - 569	一木鞍掛第 1 号線	北区植木町一木 323 番 1	地先	3.2 ~	1364.2
		北区植木町鞍掛 779 番 1	地先	11.0	
30 - 570	一木鞍掛第 2 号線	北区植木町一木 248 番 14	地先	2.2 ~	661.8
		北区植木町鞍掛 309 番 1	地先	15.8	
30 - 571	一木山本第 1 号線	北区植木町一木 2 番 1	地先	6.4 ~	828.1
		北区植木町山本 894 番 1	地先	12.8	
30 - 572	平井第 2 号線	北区植木町平井 488 番 1	地先	2.7 ~	582.3
		北区植木町平井 787 番 1	地先	8.9	
30 - 573	平井第 3 号線	北区植木町平井 35 番 1	地先	2.3 ~	706.3
		北区植木町平井 156 番	地先	15.4	
30 - 574	平井第 4 号線	北区植木町平井 1303 番 1	地先	4.5 ~	570.2
		北区植木町平井 1171 番 2	地先	16.3	
30 - 575	平井第 5 号線	北区植木町平井 1364 番 1	地先	4.3 ~	342.0
		北区植木町平井 1643 番 1	地先	11.0	
30 - 576	平井第 6 号線	北区植木町平井 559 番 1	地先	4.2 ~	364.3
		北区植木町平井 24 番	地先	12.7	
30 - 577	平井第 7 号線	北区植木町平井 1497 番 1	地先	3.3 ~	425.2
		北区植木町平井 1351 番 1	地先	9.6	
30 - 578	平井第 8 号線	北区植木町平井 1558 番	地先	3.0 ~	502.0
		北区植木町平井 1330 番 1	地先	10.3	
30 - 579	平井第 9 号線	北区植木町平井 1207 番 1	地先	3.2 ~	358.5

		北区植木町平井 1318 番 1	地先	8.5	
30-580	平井第 10 号線	北区植木町平井 1177 番 1	地先	3.0~	164.5
		北区植木町平井 1249 番	地先	6.7	
30-581	平井第 11 号線	北区植木町平井 915 番	地先	3.2~	307.7
		北区植木町平井 900 番 1	地先	9.9	
30-582	平井第 12 号線	北区植木町平井 877 番	地先	3.5~	288.2
		北区植木町平井 855 番 1	地先	7.9	
30-583	平井第 13 号線	北区植木町平井 1358 番 1	地先	3.0~	54.9
		北区植木町平井 1364 番 1	地先	11.0	
30-584	平井第 14 号線	北区植木町平井 685 番	地先	3.2~	466.7
		北区植木町平井 663 番	地先	8.8	
30-585	平井第 15 号線	北区植木町平井 693 番 3	地先	3.7~	307.5
		北区植木町平井 667 番 1	地先	12.0	
30-586	平井第 16 号線	北区植木町平井 670 番	地先	4.0~	210.9
		北区植木町平井 717 番	地先	10.1	
30-587	平井第 17 号線	北区植木町平井 1531 番	地先	5.0~	582.5
		北区植木町平井 1195 番	地先	19.2	
30-588	平井第 18 号線	北区植木町平井 537 番 2	地先	3.7~	181.9
		北区植木町平井 521 番 1	地先	8.1	
30-589	平井第 19 号線	北区植木町平井 537 番 1	地先	2.7~	129.2
		北区植木町平井 549 番 2	地先	6.8	
30-590	平井第 20 号線	北区植木町平井 596 番	地先	2.7~	91.1
		北区植木町平井 577 番 2	地先	5.2	
30-591	平井第 21 号線	北区植木町平井 48 番 3	地先	6.8~	40.2
		北区植木町平井 46 番	地先	11.9	
30-592	平井亀甲第 1 号線	北区植木町平井 372 番 7	地先	1.6~	1577.6
		北区植木町亀甲 981 番 1	地先	24.5	
30-593	平井亀甲第 2 号線	北区植木町平井 18 番	地先	3.9~	2010.2
		北区植木町亀甲 1306 番 1	地先	8.1	
30-594	平野第 1 号線	北区植木町平野 88 番 2	地先	2.3~	414.9
		北区植木町平野 444 番 1	地先	4.4	

30 - 595	平野第2号線	北区植木町平野145番1	地先	4.0~ 13.0	701.3
		北区植木町平野432番	地先		
30 - 596	平野第3号線	北区植木町平野244番1	地先	3.0~ 9.1	785.1
		北区植木町平野411番1	地先		
30 - 597	平野第4号線	北区植木町平野151番5	地先	3.5~ 16.2	1672.2
		北区植木町平野304番1	地先		
30 - 598	平野滴水第1号線	北区植木町平野6番	地先	3.5~ 16.2	1672.2
		北区植木町滴水1552番1	地先		
30 - 599	平原第1号線	北区植木町平原167番2	地先	2.2~ 11.9	378.3
		北区植木町平原147番1	地先		
30 - 600	平原第2号線	北区植木町平原212番	地先	2.2~ 10.3	643.7
		北区植木町平原1294番1	地先		
30 - 601	平原第3号線	北区植木町平原319番1	地先	3.2~ 6.6	133.6
		北区植木町平原221番2	地先		
30 - 602	平原第4号線	北区植木町平原504番1	地先	5.0~ 10.6	74.1
		北区植木町平原505番1	地先		
30 - 603	平原第5号線	北区植木町平原258番	地先	2.9~ 7.6	504.2
		北区植木町平原537番1	地先		
30 - 604	平原富応第1号線	北区植木町平原147番1	地先	2.2~ 12.1	1585.2
		北区植木町富応1735番1	地先		
30 - 605	広住第1号線	北区植木町広住541番28	地先	2.5~ 6.2	674.6
		北区植木町広住766番1	地先		
30 - 606	広住第2号線	北区植木町広住187番1	地先	1.6~ 5.9	990.2
		北区植木町広住800番1	地先		
30 - 607	広住第3号線	北区植木町広住763番5	地先	2.1~ 9.2	754.9
		北区植木町広住1535番1	地先		
30 - 608	広住第4号線	北区植木町広住1495番1	地先	2.0~ 8.5	795.7
		北区植木町広住1401番1	地先		
30 - 609	広住第5号線	北区植木町広住56番4	地先	4.0~ 7.8	112.3
		北区植木町広住56番1	地先		
30 - 610	広住第6号線	北区植木町広住419番24	地先	6.0~	288.5

		北区植木町広住 3 9 7 番 1	地先	11.2	
30-611	広住第 7 号線	北区植木町広住 3 3 9 番 6 3	地先	5.0~	290.4
		北区植木町広住 4 1 9 番 8 2	地先	9.5	
30-612	広住第 8 号線	北区植木町広住 4 6 1 番 8	地先	5.0~	190.4
		北区植木町広住 4 6 1 番 2 2	地先	20.3	
30-613	広住第 9 号線	北区植木町広住 5 7 7 番 1	地先	5.0~	217.6
		北区植木町広住 5 4 1 番 1	地先	10.0	
30-614	広住第 10 号線	北区植木町広住 4 9 8 番 7	地先	4.0~	455.4
		北区植木町広住 3 5 2 番 2	地先	10.5	
30-615	広住第 11 号線	北区植木町広住 5 8 4 番 7	地先	4.0~	75.9
		北区植木町広住 5 8 4 番 1 2	地先	9.6	
30-616	広住第 12 号線	北区植木町広住 3 8 7 番 7	地先	2.6~	101.6
		北区植木町広住 9 2 番 6	地先	21.3	
30-617	広住第 13 号線	北区植木町広住 1 1 0 8 番 2	地先	3.5~	843.8
		北区植木町広住 1 0 3 6 番	地先	9.6	
30-618	広住第 14 号線	北区植木町広住 1 1 2 5 番 1	地先	4.7~	638.2
		北区植木町広住 1 2 9 3 番 2	地先	11.5	
30-619	広住第 15 号線	北区植木町広住 1 1 1 7 番	地先	3.5~	287.8
		北区植木町広住 1 1 4 6 番	地先	9.3	
30-620	広住第 16 号線	北区植木町広住 3 8 8 番 2	地先	3.6~	224.9
		北区植木町広住 9 6 番 4	地先	14.3	
30-621	広住第 17 号線	北区植木町広住 1 8 7 番 1	地先	3.7~	256.5
		北区植木町広住 1 7 8 番 2 6	地先	10.9	
30-622	広住第 18 号線	北区植木町広住 1 2 6 1 番 1	地先	3.8~	98.9
		北区植木町広住 8 7 5 番 6	地先	4.6	
30-623	広住第 19 号線	北区植木町広住 1 3 7 1 番 3	地先	2.9~	104.6
		北区植木町広住 1 3 6 1 番	地先	7.0	
30-624	広住第 20 号線	北区植木町広住 4 1 9 番 1 2	地先	5.0~	122.4
		北区植木町広住 4 1 9 番 1 0 1	地先	10.4	
30-625	広住第 21 号線	北区植木町広住 4 7 3 番 1	地先	5.0~	87.4
		北区植木町広住 4 1 9 番 9	地先	9.5	

30 - 626	広住第 22 号線	北区植木町広住 419 番 49	地先	6.0 ~	63.1
		北区植木町広住 419 番 48	地先	10.5	
30 - 627	広住第 23 号線	北区植木町広住 419 番 73	地先	5.0 ~	111.1
		北区植木町広住 419 番 58	地先	10.2	
30 - 628	広住第 24 号線	北区植木町広住 419 番 41	地先	5.0 ~	60.2
		北区植木町広住 397 番 5	地先	10.2	
30 - 629	広住第 25 号線	北区植木町広住 419 番 33	地先	5.0 ~	53.2
		北区植木町広住 397 番 3	地先	9.1	
30 - 630	広住第 26 号線	北区植木町広住 339 番 26	地先	5.0 ~	10.4.2
		北区植木町広住 397 番 9	地先	9.8	
30 - 631	広住第 27 号線	北区植木町広住 339 番 42	地先	6.0 ~	104.4
		北区植木町広住 397 番 12	地先	10.5	
30 - 632	広住第 28 号線	北区植木町広住 397 番 14	地先	5.0 ~	103.4
		北区植木町広住 397 番 18	地先	10.0	
30 - 633	広住第 29 号線	北区植木町広住 541 番 10	地先	6.0 ~	89.2
		北区植木町広住 541 番 1	地先	10.3	
30 - 634	広住第 30 号線	北区植木町広住 541 番 11	地先	5.0 ~	27.7
		北区植木町広住 541 番 17	地先	9.4	
30 - 635	広住第 31 号線	北区植木町広住 541 番 25	地先	5.0 ~	128.4
		北区植木町広住 541 番 21	地先	10.8	
30 - 636	広住第 32 号線	北区植木町広住 541 番 44	地先	5.0 ~	53.7
		北区植木町広住 541 番 45	地先	8.7	
30 - 637	広住第 33 号線	北区植木町広住 510 番 7	地先	4.3 ~	99.4
		北区植木町広住 510 番 2	地先	11.4	
30 - 638	広住第 34 号線	北区植木町広住 488 番 6	地先	4.0 ~	85.2
		北区植木町広住 488 番 9	地先	7.4	
30 - 639	広住第 35 号線	北区植木町広住 1089 番 1	地先	4.1 ~	89.4
		北区植木町広住 1084 番	地先	6.8	
30 - 640	広住第 36 号線	北区植木町広住 1211 番 2	地先	2.0 ~	61.3
		北区植木町広住 1211 番 1	地先	8.2	
30 - 641	広住植木第 1 号線	北区植木町広住 461 番 8	地先	8.0 ~	483.2

		北区植木町植木 1 3 9 番 4	地先	15.9	
30-642	舟島第 2 号線	北区植木町舟島 2 7 3 番	地先	2.8~	899.2
		北区植木町舟島 5 9 2 番 1	地先	15.1	
30-643	舟島第 3 号線	北区植木町舟島 4 5 1 番 1	地先	7.5~	114.6
		北区植木町舟島 4 4 1 番 1	地先	29.7	
30-644	舟島第 4 号線	北区植木町舟島 3 1 3 番	地先	3.2~	295.2
		北区植木町舟島 3 2 7 番 1	地先	12.3	
30-645	辺田野第 1 号線	北区植木町辺田野 1 0 1 番 1	地先	2.5~	1498.3
		北区植木町辺田野 8 4 8 番 2	地先	11.9	
30-646	辺田野第 2 号線	北区植木町辺田野 1 1 1 0 番	地先	2.0~	373.2
		北区植木町辺田野 9 9 6 番 2	地先	9.8	
30-647	辺田野第 3 号線	北区植木町辺田野 6 7 番 1	地先	2.3~	1230.7
		北区植木町辺田野 2 7 3 番	地先	15.1	
30-648	辺田野第 4 号線	北区植木町辺田野 1 3 6 番	地先	4.0~	100.8
		北区植木町辺田野 1 5 4 番 1	地先	11.6	
30-649	辺田野第 5 号線	北区植木町辺田野 1 6 0 番 3	地先	4.0~	266.0
		北区植木町辺田野 1 6 8 番	地先	10.6	
30-650	辺田野第 6 号線	北区植木町辺田野 3 2 6 番	地先	3.5~	419.4
		北区植木町辺田野 1 9 8 番 2	地先	9.7	
30-651	辺田野第 7 号線	北区植木町辺田野 3 4 0 番 4	地先	3.0~	478.3
		北区植木町辺田野 2 0 7 番	地先	10.5	
30-652	辺田野第 8 号線	北区植木町辺田野 3 5 9 番 3	地先	3.8~	564.7
		北区植木町辺田野 2 2 0 番 2	地先	10.2	
30-653	辺田野第 9 号線	北区植木町辺田野 3 8 3 番	地先	4.0~	463.5
		北区植木町辺田野 2 3 2 番	地先	9.1	
30-654	辺田野第 10 号線	北区植木町辺田野 4 0 2 番 1	地先	3.7~	553.4
		北区植木町辺田野 2 4 8 番	地先	11.9	
30-655	辺田野第 11 号線	北区植木町辺田野 3 2 6 番	地先	3.0~	1339.4
		北区植木町辺田野 2 5 0 番	地先	12.0	
30-656	辺田野第 12 号線	北区植木町辺田野 4 3 番 1	地先	3.6~	355.8
		北区植木町辺田野 1 8 5 番 3	地先	12.8	

30 - 657	辺田野第 13 号線	北区植木町辺田野 699 番 1	地先	3.3 ~	332.4
		北区植木町辺田野 1159 番 1	地先	11.4	
30 - 658	辺田野第 14 号線	北区植木町辺田野 872 番 1	地先	2.6 ~	238.4
		北区植木町辺田野 1203 番	地先	8.1	
30 - 659	辺田野第 15 号線	北区植木町辺田野 117 番 1	地先	4.8 ~	112.2
		北区植木町辺田野 85 番 1	地先	15.5	
30 - 660	辺田野第 16 号線	北区植木町辺田野 28 番 1	地先	4.9 ~	236.3
		北区植木町辺田野 68 番 1	地先	18.2	
30 - 661	辺田野木留第 1 号線	北区植木町辺田野 596 番 1	地先	4.3 ~	1440.0
		北区植木町木留 565 番 1	地先	18.6	
30 - 662	味取内第 1 号線	北区植木町味取 27 番 4	地先	2.7 ~	2725.5
		北区植木町内 1487 番	地先	17.4	
30 - 663	味取内第 2 号線	北区植木町味取 22 番 2	地先	3.6 ~	690.1
		北区植木町内 43 番 2	地先	13.0	
30 - 664	宮原第 1 号線	北区植木町宮原 682 番	地先	3.9 ~	687.4
		北区植木町宮原 1141 番 1	地先	10.0	
30 - 665	宮原第 2 号線	北区植木町宮原 834 番 1	地先	4.0 ~	258.8
		北区植木町宮原 273 番 3	地先	10.1	
30 - 666	宮原第 3 号線	北区植木町宮原 901 番 1	地先	3.1 ~	667.0
		北区植木町宮原 618 番 1	地先	10.0	
30 - 667	宮原第 4 号線	北区植木町宮原 536 番	地先	3.1 ~	329.4
		北区植木町宮原 190 番	地先	10.6	
30 - 668	宮原第 5 号線	北区植木町宮原 841 番	地先	4.3 ~	251.1
		北区植木町宮原 652 番	地先	10.9	
30 - 669	宮原第 6 号線	北区植木町宮原 777 番	地先	6.1 ~	384.2
		北区植木町宮原 777 番	地先	19.9	
30 - 670	宮原第 7 号線	北区植木町宮原 310 番 1	地先	4.0 ~	827.9
		北区植木町宮原 399 番	地先	7.0	
30 - 671	宮原第 8 号線	北区植木町宮原 142 番	地先	4.0 ~	610.3
		北区植木町宮原 1073 番 1	地先	8.0	
30 - 672	宮原第 9 号線	北区植木町宮原 915 番	地先	4.5 ~	137.0

		北区植木町宮原 8 8 6 番	地先	9 . 1	
30 - 673	宮原第 10 号線	北区植木町宮原 4 7 0 番 1	地先	4 . 1 ~	6 3 2 . 3
		北区植木町宮原 6 5 3 番	地先	9 . 1	
30 - 674	宮原第 11 号線	北区植木町宮原 8 8 4 番 1	地先	3 . 6 ~	2 0 8 . 2
		北区植木町宮原 8 5 9 番	地先	1 1 . 2	
30 - 675	宮原第 12 号線	北区植木町宮原 4 5 1 番 1	地先	4 . 0 ~	7 1 . 9
		北区植木町宮原 4 4 7 番	地先	9 . 0	
30 - 676	宮原第 13 号線	北区植木町宮原 9 0 0 番 1	地先	2 . 7 ~	1 8 . 3
		北区植木町宮原 9 8 番 1	地先	8 . 7	
30 - 677	宮原第 14 号線	北区植木町宮原 8 3 7 番	地先	3 . 6 ~	2 5 8 . 4
		北区植木町宮原 8 5 9 番	地先	9 . 9	
30 - 678	宮原第 15 号線	北区植木町宮原 5 1 2 番	地先	4 . 1 ~	6 9 . 4
		北区植木町宮原 5 1 1 番 2	地先	5 . 0	
30 - 679	宮原第 16 号線	北区植木町宮原 7 6 4 番	地先	6 . 3 ~	9 0 . 0
		北区植木町宮原 7 6 4 番	地先	1 2 . 7	
30 - 681	宮原正清第 2 号線	北区植木町宮原 2 1 6 番 3	地先	4 . 1 ~	5 8 2 . 4
		北区植木町正清 7 7 0 番	地先	1 2 . 0	
30 - 682	宮原正清第 3 号線	北区植木町宮原 1 5 1 番 2	地先	2 . 4 ~	1 2 1 . 8
		北区植木町正清 1 0 3 9 番 1	地先	8 . 1	
30 - 683	舞尾第 1 号線	北区植木町舞尾 7 4 0 番 3	地先	2 . 2 ~	7 4 7 . 0
		北区植木町舞尾 2 2 6 番	地先	1 0 . 6	
30 - 684	舞尾第 2 号線	北区植木町舞尾 5 8 2 番 3	地先	3 . 2 ~	7 8 . 6
		北区植木町舞尾 5 1 0 番 1	地先	8 . 5	
30 - 685	舞尾第 3 号線	北区植木町舞尾 5 4 1 番 1	地先	3 . 7 ~	4 6 0 . 2
		北区植木町舞尾 4 6 4 番	地先	1 2 . 5	
30 - 686	舞尾第 4 号線	北区植木町舞尾 4 6 9 番 5	地先	4 . 0 ~	7 1 . 1
		北区植木町舞尾 4 6 9 番 1 3	地先	6 . 0	
30 - 687	舞尾第 5 号線	北区植木町舞尾 1 番 2	地先	4 . 0 ~	5 4 1 . 3
		北区植木町舞尾 6 8 1 番 1	地先	8 . 0	
30 - 688	舞尾第 6 号線	北区植木町舞尾 7 1 8 番 1	地先	3 . 0 ~	2 5 7 . 0
		北区植木町舞尾 8 1 4 番 3	地先	5 . 0	

30 - 689	舞尾第7号線	北区植木町舞尾664番9	地先	4.0~	53.7
		北区植木町舞尾665番2	地先	6.3	
30 - 690	舞尾第8号線	北区植木町舞尾541番1	地先	5.3~	139.5
		北区植木町舞尾294番1	地先	14.4	
30 - 691	舞尾第9号線	北区植木町舞尾536番12	地先	5.0~	48.0
		北区植木町舞尾536番16	地先	8.6	
30 - 692	舞尾第10号線	北区植木町舞尾536番5	地先	5.0~	51.3
		北区植木町舞尾536番9	地先	9.0	
30 - 693	舞尾第11号線	北区植木町舞尾540番2	地先	6.0~	92.1
		北区植木町舞尾536番20	地先	10.3	
30 - 694	舞尾第12号線	北区植木町舞尾536番17	地先	4.0~	77.7
		北区植木町舞尾534番7	地先	9.4	
30 - 695	舞尾第13号線	北区植木町舞尾469番10	地先	4.0~	58.3
		北区植木町舞尾469番7	地先	7.6	
30 - 696	舞尾第14号線	北区植木町舞尾481番1	地先	4.0~	102.8
		北区植木町舞尾504番8	地先	7.7	
30 - 697	舞尾第15号線	北区植木町舞尾484番1	地先	3.4~	96.7
		北区植木町舞尾484番5	地先	7.8	
30 - 698	舞尾第16号線	北区植木町舞尾507番6	地先	3.7~	52.6
		北区植木町舞尾484番6	地先	8.5	
30 - 699	舞尾第17号線	北区植木町舞尾507番9	地先	4.0~	53.2
		北区植木町舞尾484番8	地先	8.5	
30 - 700	舞尾第18号線	北区植木町舞尾481番3	地先	4.0~	105.7
		北区植木町舞尾481番22	地先	8.9	
30 - 701	舞尾第19号線	北区植木町舞尾585番7	地先	4.3~	122.7
		北区植木町舞尾585番8	地先	9.1	
30 - 702	舞尾植木第1号線	北区植木町舞尾612番1	地先	3.2~	634.4
		北区植木町植木107番1	地先	7.2	
30 - 703	舞尾滴水第1号線	北区植木町舞尾670番	地先	4.4~	1246.8
		北区植木町滴水170番1	地先	15.9	
30 - 704	舞尾滴水第2号線	北区植木町舞尾636番2	地先	2.1~	778.9

		北区植木町滴水14番2	地先	20.1	
30-705	山本第5号線	北区植木町山本638番1	地先	3.2~	687.0
		北区植木町山本463番	地先	8.9	
30-706	山本第6号線	北区植木町山本411番1	地先	3.0~	376.6
		北区植木町山本291番8	地先	8.4	
30-707	山本第7号線	北区植木町山本168番2	地先	4.3~	209.9
		北区植木町山本132番	地先	15.0	
30-708	山本第8号線	北区植木町山本783番1	地先	5.1~	343.8
		北区植木町山本687番	地先	10.2	
30-709	山本第9号線	北区植木町山本1933番1	地先	2.6~	398.2
		北区植木町山本1796番	地先	9.7	
30-710	山本第10号線	北区植木町山本961番1	地先	5.7~	348.3
		北区植木町山本783番1	地先	12.0	
30-711	山本第11号線	北区植木町山本349番1	地先	4.2~	260.0
		北区植木町山本338番3	地先	9.7	
30-712	山本第12号線	北区植木町山本927番	地先	2.4~	153.0
		北区植木町山本970番	地先	6.1	
30-713	山本第13号線	北区植木町山本1183番1	地先	3.0~	129.1
		北区植木町山本1181番	地先	7.0	
30-714	山本第14号線	北区植木町山本1165番	地先	2.0~	182.6
		北区植木町山本1169番2	地先	9.0	
30-715	山本第15号線	北区植木町山本877番3	地先	5.1~	86.8
		北区植木町山本876番	地先	7.4	
30-716	山本第16号線	北区植木町山本869番	地先	2.8~	90.9
		北区植木町山本854番	地先	6.2	
30-717	山本第17号線	北区植木町山本752番4	地先	3.1~	207.3
		北区植木町山本757番	地先	8.2	
30-718	山本第18号線	北区植木町山本688番8	地先	3.3~	106.6
		北区植木町山本695番1	地先	7.0	
30-719	山本第19号線	北区植木町山本766番	地先	2.8~	216.4
		北区植木町山本765番	地先	6.8	

30 - 720	山本第 20 号線	北区植木町山本 766 番	地先	4.5 ~	148.6
		北区植木町山本 770 番	地先	5.9	
30 - 721	山本第 21 号線	北区植木町山本 363 番 1	地先	4.7 ~	53.7
		北区植木町山本 684 番	地先	5.0	
30 - 722	山本第 22 号線	北区植木町山本 2009 番	地先	3.0 ~	805.4
		北区植木町山本 2233 番	地先	7.9	
30 - 723	山本第 23 号線	北区植木町山本 2244 番	地先	3.5 ~	175.4
		北区植木町山本 2204 番	地先	9.5	
30 - 724	山本第 24 号線	北区植木町山本 2111 番	地先	3.8 ~	132.8
		北区植木町山本 2105 番	地先	8.2	
30 - 725	山本第 25 号線	北区植木町山本 2099 番	地先	3.4 ~	173.6
		北区植木町山本 2037 番	地先	12.1	
30 - 726	山本第 26 号線	北区植木町山本 2021 番	地先	5.2 ~	144.4
		北区植木町山本 2029 番	地先	9.3	
30 - 727	山本第 27 号線	北区植木町山本 1862 番 2	地先	2.0 ~	1270.4
		北区植木町山本 1947 番 1	地先	12.0	
30 - 728	山本第 28 号線	北区植木町山本 95 番 1	地先	3.0 ~	393.1
		北区植木町山本 246 番 1	地先	15.0	
30 - 729	山本第 29 号線	北区植木町山本 1768 番	地先	2.9 ~	93.9
		北区植木町山本 1753 番 1	地先	10.7	
30 - 730	山本岩野第 1 号線	北区植木町山本 738 番 1	地先	6.9 ~	404.1
		北区植木町岩野 3 番 1	地先	38.3	
30 - 731	山本味取第 1 号線	北区植木町山本 638 番 1	地先	2.7 ~	537.3
		北区植木町味取 4 番 1	地先	11.6	
30 - 732	米塚第 1 号線	北区植木町米塚 789 番 1	地先	2.8 ~	299.2
		北区植木町米塚 828 番 2	地先	7.5	
30 - 733	米塚第 2 号線	北区植木町米塚 448 番	地先	3.0 ~	376.8
		北区植木町米塚 413 番 1	地先	14.3	
30 - 734	米塚第 3 号線	北区植木町米塚 510 番 2	地先	2.5 ~	493.8
		北区植木町米塚 221 番	地先	8.1	
30 - 735	米塚第 4 号線	北区植木町米塚 133 番	地先	3.0 ~	498.2

		北区植木町米塚40番1	地先	9.5	
30-736	米塚第5号線	北区植木町米塚724番	地先	2.4~	803.3
		北区植木町米塚1016番1	地先	9.6	
30-737	米塚第6号線	北区植木町米塚890番1	地先	5.6~	326.4
		北区植木町米塚737番	地先	20.1	
30-738	米塚第7号線	北区植木町米塚407番6	地先	6.0~	140.0
		北区植木町米塚407番16	地先	6.4	
30-739	米塚第8号線	北区植木町米塚781番	地先	2.5~	245.6
		北区植木町米塚801番1	地先	14.9	
30-740	米塚第9号線	北区植木町米塚574番	地先	2.7~	160.5
		北区植木町米塚618番	地先	6.6	
30-741	米塚第10号線	北区植木町米塚271番	地先	2.5~	150.3
		北区植木町米塚353番	地先	7.5	
30-742	米塚第11号線	北区植木町米塚332番	地先	2.5~	247.3
		北区植木町米塚247番1	地先	9.5	
30-743	米塚第12号線	北区植木町米塚890番1	地先	5.0~	339.7
		北区植木町米塚856番33	地先	23.2	
30-744	米塚第13号線	北区植木町米塚856番57	地先	3.8~	52.3
		北区植木町米塚856番41	地先	11.1	
30-745	米塚第14号線	北区植木町米塚742番	地先	5.8~	92.3
		北区植木町米塚846番1	地先	8.6	
30-746	米塚第15号線	北区植木町米塚407番16	地先	5.0~	94.9
		北区植木町米塚407番60	地先	9.4	
30-747	米塚第16号線	北区植木町米塚407番31	地先	4.0~	110.6
		北区植木町米塚407番60	地先	9.7	
30-748	米塚第17号線	北区植木町米塚407番47	地先	4.0~	105.1

		北区植木町米塚407番56	地先	9.9	
30-749	米塚第18号線	北区植木町米塚407番54	地先	5.0~ 9.4	43.5
		北区植木町米塚422番12	地先		
30-750	米塚色出第1号線	北区植木町米塚1234番3	地先	4.1~ 12.3	1025.0
		北区植木町色出1285番1	地先		
30-751	米塚田底第2号線	北区植木町米塚486番1	地先	2.5~ 13.0	538.4
		北区植木町田底485番1	地先		

告 示 第 1 7 8 号

平成28年3月25日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
4117	滴水豊岡第1号線	北区植木町滴水1043番3	地先	
		北区植木町豊岡1441番1	地先	
4118	岩野大井第1号線	北区植木町岩野1997番1	地先	
		北区植木町大井377番	地先	
4119	正清米塚第1号線	北区植木町正清1066番8	地先	
		北区植木町米塚73番1	地先	
4120	米塚田底第1号線	北区植木町米塚956番1	地先	
		北区植木町田底333番	地先	
4121	亀甲内第1号線	北区植木町亀甲214番2	地先	
		北区植木町内55番	地先	
4122	山本第1号線	北区植木町山本744番1	地先	
		北区植木町山本1229番1	地先	
4124	滴水轟第1号線	北区植木町滴水1480番1	地先	
		北区植木町轟1780番2	地先	
4125	富応山本第1号線	北区植木町富応1223番1	地先	
		北区植木町山本437番	地先	

4 1 2 6	平原本塚第 1 号線	北区植木町平原 5 7 0 番 1	地先	
		北区植木町米塚 1 0 1 1 番 1	地先	
4 1 2 7	鞍掛第 1 号線	北区植木町鞍掛 1 番 3	地先	
		北区植木町鞍掛 3 6 番 1	地先	
4 1 2 8	正清第 1 号線	北区植木町正清 1 0 9 番 1	地先	
		北区植木町正清 4 9 9 番 3	地先	
4 1 2 9	轟第 1 号線	北区植木町轟 1 3 3 5 番 1	地先	
		北区植木町轟 1 3 2 8 番 1	地先	
4 1 3 0	山本第 2 号線	北区植木町山本 1 4 2 0 番 2	地先	
		北区植木町山本 1 1 0 3 番 1	地先	
4 1 3 1	山本第 3 号線	北区植木町山本 1 4 0 3 番 3	地先	
		北区植木町山本 1 4 2 0 番 2	地先	
4 1 3 2	色出第 1 号線	北区植木町色出 5 1 2 番	地先	
		北区植木町色出 3 4 7 番 4	地先	
4 1 3 3	色出第 2 号線	北区植木町色出 5 4 0 番 1	地先	
		北区植木町色出 5 5 0 番 1	地先	
5 1 4 9	清水第 1 号線	北区植木町清水 3 7 9 6 番 3	地先	
		北区植木町清水 2 3 2 7 番 1	地先	
5 1 5 0	清水第 2 号線	北区植木町清水 2 7 2 4 番 1	地先	
		北区植木町清水 3 5 4 8 番 1	地先	
5 1 5 1	清水第 3 号線	北区植木町清水 4 1 9 9 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 0 4 4 番	地先	
5 1 5 2	清水第 4 号線	北区植木町清水 1 1 4 9 番	地先	
		北区植木町清水 2 1 1 9 番 1	地先	
5 1 5 3	清水第 5 号線	北区植木町清水 1 1 4 6 番 3	地先	
		北区植木町清水 1 6 6 9 番 2	地先	
5 1 5 4	内山本第 1 号線	北区植木町内 8 0 7 番 2	地先	
		北区植木町山本 7 5 1 番	地先	
5 1 5 5	味取岩野第 1 号線	北区植木町味取 3 6 0 番 1	地先	
		北区植木町岩野 3 1 5 8 番 2	地先	
5 1 5 6	岩野第 1 号線	北区植木町岩野 6 0 番	地先	

		北区植木町岩野 2 6 2 9 番	地先	
5 1 5 7	小野広住第 1 号線	北区植木町小野 1 2 2 8 番 6	地先	
		北区植木町広住 1 2 9 2 番 2	地先	
5 1 5 8	有泉小野第 1 号線	北区植木町有泉 8 3 2 番 1	地先	
		北区植木町小野 8 7 番 1	地先	
5 1 5 9	石川第 1 号線	北区植木町石川 7 9 2 番 1	地先	
		北区植木町石川 4 5 0 番 1	地先	
5 1 6 0	豊田今藤第 1 号線	北区植木町豊田 6 0 2 番 1	地先	
		北区植木町今藤 1 0 1 7 番	地先	
5 1 6 1	平井古閑第 1 号線	北区植木町平井 7 5 8 番 4	地先	
		北区植木町古閑 8 8 7 番 1	地先	
5 1 6 3	田底伊知坊第 1 号線	北区植木町田底 1 6 3 8 番	地先	
		北区植木町伊知坊 4 4 5 番 2	地先	
5 1 6 4	田底第 1 号線	北区植木町田底 3 9 5 番	地先	
		北区植木町田底 1 0 5 番 2	地先	
5 1 6 5	正清田底第 1 号線	北区植木町正清 7 8 1 番 1	地先	
		北区植木町田底 2 8 8 7 番 1	地先	
5 1 6 6	田底第 2 号線	北区植木町田底 2 6 6 9 番	地先	
		北区植木町田底 2 6 6 0 番	地先	
5 1 6 7	富応轟第 1 号線	北区植木町富応 1 3 2 7 番 1	地先	
		北区植木町轟 1 8 8 5 番 2	地先	
5 1 6 8	豊岡第 1 号線	北区植木町豊岡 5 7 4 番 1	地先	
		北区植木町豊岡 6 2 7 番	地先	
5 1 6 9	木留第 1 号線	北区植木町木留 1 5 4 番 1	地先	
		北区植木町木留 2 1 5 番 2	地先	
5 1 7 0	木留第 2 号線	北区植木町木留 7 7 3 番 1	地先	
		北区植木町木留 1 4 8 0 番 1	地先	
5 1 7 1	木留第 3 号線	北区植木町木留 1 0 5 7 番 1	地先	
		北区植木町木留 1 1 8 5 番	地先	
5 1 7 2	鑑田第 1 号線	北区植木町鑑田 1 9 2 9 番	地先	
		北区植木町鑑田 1 4 3 4 番	地先	

5 1 7 3	滴水轟第 2 号線	北区植木町滴水 1 2 0 5 番 1	地先	
		北区植木町轟 6 1 6 番 1	地先	
5 1 7 4	清水第 6 号線	北区植木町清水 3 9 4 5 番 2	地先	
		北区植木町清水 3 9 6 5 番	地先	
5 1 7 5	清水第 7 号線	北区植木町清水 1 7 6 8 番 1	地先	
		北区植木町清水 1 6 6 4 番 1	地先	
5 1 7 6	山本第 4 号線	北区植木町山本 7 8 1 番	地先	
		北区植木町山本 1 0 6 8 番	地先	
5 1 7 7	岩野第 2 号線	北区植木町岩野 2 3 5 0 番 1	地先	
		北区植木町岩野 2 4 1 9 番 1	地先	
5 1 7 8	岩野第 3 号線	北区植木町岩野 1 7 2 1 番 9	地先	
		北区植木町岩野 1 6 5 6 番 3	地先	
5 1 7 9	有泉第 1 号線	北区植木町有泉 8 2 7 番 1	地先	
		北区植木町有泉 9 3 3 番 1	地先	
5 1 8 1	有泉第 2 号線	北区植木町有泉 9 0 9 番 3	地先	
		北区植木町有泉 9 0 2 番 4	地先	
5 1 8 5	富応第 1 号線	北区植木町富応 1 3 3 5 番 1	地先	
		北区植木町富応 1 3 3 8 番 5	地先	
5 1 8 6	鑑田第 2 号線	北区植木町鑑田 1 9 4 5 番 2	地先	
		北区植木町鑑田 1 9 9 6 番	地先	
5 1 8 7	鑑田第 3 号線	北区植木町鑑田 1 9 0 3 番	地先	
		北区植木町鑑田 7 1 2 番	地先	
5 1 8 8	滴水第 1 号線	北区植木町滴水 9 7 4 番 1	地先	
		北区植木町滴水 9 5 3 番 1	地先	
3 0 - 1	鑑田第 4 号線	北区植木町鑑田 4 2 0 番	地先	
		北区植木町鑑田 2 7 7 番 1	地先	
3 0 - 2	鑑田第 5 号線	北区植木町鑑田 1 0 2 番 5	地先	
		北区植木町鑑田 2 0 5 番	地先	
3 0 - 3	鑑田第 6 号線	北区植木町鑑田 1 9 9 3 番 1	地先	
		北区植木町鑑田 7 5 番	地先	
3 0 - 4	鑑田第 7 号線	北区植木町鑑田 1 6 4 6 番 1	地先	

		北区植木町鑑田 1 5 5 番 4	地先	
30 - 5	鑑田第 8 号線	北区植木町鑑田 1 4 7 5 番 1	地先	
		北区植木町鑑田 1 3 6 8 番 1	地先	
30 - 6	鑑田第 9 号線	北区植木町鑑田 7 6 5 番 8	地先	
		北区植木町鑑田 7 6 5 番 4	地先	
30 - 7	鑑田第 10 号線	北区植木町鑑田 6 8 0 番 1	地先	
		北区植木町鑑田 1 2 4 3 番 1	地先	
30 - 8	鑑田第 11 号線	北区植木町鑑田 1 1 4 4 番 6	地先	
		北区植木町鑑田 1 1 4 4 番 2 0	地先	
30 - 9	鑑田第 12 号線	北区植木町鑑田 7 0 4 番	地先	
		北区植木町鑑田 7 1 2 番	地先	
30 - 10	鑑田第 13 号線	北区植木町鑑田 1 3 4 1 番	地先	
		北区植木町鑑田 8 2 8 番 1	地先	
30 - 11	鑑田第 14 号線	北区植木町鑑田 1 3 2 5 番 2	地先	
		北区植木町鑑田 1 3 1 2 番 1	地先	
30 - 12	鑑田第 15 号線	北区植木町鑑田 1 8 2 9 番	地先	
		北区植木町鑑田 1 8 1 0 番 1	地先	
30 - 13	鑑田第 16 号線	北区植木町鑑田 1 8 2 2 番	地先	
		北区植木町鑑田 1 8 1 9 番	地先	
30 - 14	鑑田第 17 号線	北区植木町鑑田 1 3 5 0 番	地先	
		北区植木町鑑田 1 8 0 0 番	地先	
30 - 15	鑑田第 18 号線	北区植木町鑑田 1 3 6 8 番 1	地先	
		北区植木町鑑田 1 7 5 7 番 1	地先	
30 - 16	鑑田第 19 号線	北区植木町鑑田 8 7 9 番	地先	
		北区植木町鑑田 8 8 3 番	地先	
30 - 17	鑑田第 20 号線	北区植木町鑑田 7 2 番	地先	
		北区植木町鑑田 9 8 番 1	地先	
30 - 18	鑑田荻田第 1 号線	北区植木町鑑田 6 5 4 番 3	地先	
		北区植木町荻田 1 3 9 番	地先	
30 - 19	鑑田荻田第 2 号線	北区植木町鑑田 6 1 9 番	地先	
		北区植木町荻田 2 3 0 番	地先	

30 - 20	鑑田滴水第 1 号線	北区植木町鑑田 8 3 6 番 1	地先	
		北区植木町滴水 5 0 番 1	地先	
30 - 21	鑑田投刀塚第 1 号線	北区植木町鑑田 1 6 9 8 番 1	地先	
		北区植木町投刀塚 4 8 4 番 1	地先	
30 - 22	有泉第 3 号線	北区植木町有泉 1 1 0 6 番 2	地先	
		北区植木町有泉 8 0 8 番 3	地先	
30 - 23	有泉第 4 号線	北区植木町有泉 1 2 0 4 番	地先	
		北区植木町有泉 3 5 1 番	地先	
30 - 24	有泉第 5 号線	北区植木町有泉 7 8 0 番	地先	
		北区植木町有泉 7 5 6 番 1	地先	
30 - 25	有泉第 6 号線	北区植木町有泉 7 3 3 番	地先	
		北区植木町有泉 7 3 4 番 1	地先	
30 - 26	有泉第 7 号線	北区植木町有泉 7 8 6 番 6	地先	
		北区植木町有泉 7 9 3 番	地先	
30 - 27	有泉第 8 号線	北区植木町有泉 7 7 6 番	地先	
		北区植木町有泉 7 5 0 番	地先	
30 - 28	有泉第 9 号線	北区植木町有泉 7 3 5 番	地先	
		北区植木町有泉 7 4 2 番 1	地先	
30 - 29	有泉第 10 号線	北区植木町有泉 6 3 2 番 3	地先	
		北区植木町有泉 6 7 9 番	地先	
30 - 30	有泉第 11 号線	北区植木町有泉 6 2 6 番	地先	
		北区植木町有泉 6 1 3 番	地先	
30 - 31	有泉第 12 号線	北区植木町有泉 6 2 6 番	地先	
		北区植木町有泉 4 3 0 番 2	地先	
30 - 32	有泉第 13 号線	北区植木町有泉 6 0 0 番 1	地先	
		北区植木町有泉 6 8 6 番	地先	
30 - 33	有泉第 14 号線	北区植木町有泉 5 4 7 番	地先	
		北区植木町有泉 4 9 2 番	地先	
30 - 34	有泉第 15 号線	北区植木町有泉 4 2 0 番	地先	
		北区植木町有泉 4 9 6 番	地先	
30 - 35	有泉第 16 号線	北区植木町有泉 5 0 2 番 1	地先	

		北区植木町有泉 4 9 3 番	地先	
3 0 - 3 6	有泉第 1 7 号線	北区植木町有泉 3 7 8 番	地先	
		北区植木町有泉 3 7 0 番	地先	
3 0 - 3 7	有泉第 1 8 号線	北区植木町有泉 3 5 4 番	地先	
		北区植木町有泉 3 3 5 番	地先	
3 0 - 3 8	有泉第 1 9 号線	北区植木町有泉 7 6 6 番	地先	
		北区植木町有泉 7 1 8 番	地先	
3 0 - 3 9	有泉第 2 0 号線	北区植木町有泉 9 7 2 番 1	地先	
		北区植木町有泉 1 0 0 4 番 1	地先	
3 0 - 4 0	有泉石川第 1 号線	北区植木町有泉 1 2 6 5 番 2	地先	
		北区植木町石川 5 2 2 番 1	地先	
3 0 - 4 1	有泉岩野第 1 号線	北区植木町有泉 6 5 2 番 6	地先	
		北区植木町岩野 2 7 7 0 番 2	地先	
3 0 - 4 2	有泉小野第 3 号線	北区植木町有泉 1 3 3 8 番 1	地先	
		北区植木町小野 6 0 番 1	地先	
3 0 - 4 3	有泉古閑第 1 号線	北区植木町有泉 6 0 7 番 1	地先	
		北区植木町古閑 3 0 2 番 1	地先	
3 0 - 4 5	石川有泉第 1 号線	北区植木町石川 7 8 2 番 1	地先	
		北区植木町有泉 9 7 1 番 1	地先	
3 0 - 4 6	石川小野第 1 号線	北区植木町石川 5 5 番 1	地先	
		北区植木町小野 4 0 6 番 1	地先	
3 0 - 4 7	伊知坊第 2 号線	北区植木町伊知坊 5 4 2 番 7	地先	
		北区植木町伊知坊 7 5 2 番	地先	
3 0 - 4 8	伊知坊第 3 号線	北区植木町伊知坊 4 1 8 番 2 4	地先	
		北区植木町伊知坊 4 3 1 番 6	地先	
3 0 - 4 9	伊知坊第 4 号線	北区植木町伊知坊 1 2 番	地先	
		北区植木町伊知坊 2 0 番 1	地先	
3 0 - 5 0	伊知坊第 5 号線	北区植木町伊知坊 2 5 2 番 1	地先	
		北区植木町伊知坊 9 0 番 1	地先	
3 0 - 5 1	伊知坊第 6 号線	北区植木町伊知坊 3 7 0 番 4	地先	
		北区植木町伊知坊 2 5 5 番	地先	

30 - 52	伊知坊第7号線	北区植木町伊知坊353番	地先	
		北区植木町伊知坊351番1	地先	
30 - 53	伊知坊第8号線	北区植木町伊知坊343番1	地先	
		北区植木町伊知坊333番3	地先	
30 - 54	伊知坊第9号線	北区植木町伊知坊522番	地先	
		北区植木町伊知坊508番	地先	
30 - 55	伊知坊第10号線	北区植木町伊知坊431番37	地先	
		北区植木町伊知坊431番7	地先	
30 - 56	伊知坊第11号線	北区植木町伊知坊584番	地先	
		北区植木町伊知坊623番	地先	
30 - 57	伊知坊第12号線	北区植木町伊知坊418番23	地先	
		北区植木町伊知坊410番17	地先	
30 - 58	伊知坊第13号線	北区植木町伊知坊418番23	地先	
		北区植木町伊知坊418番10	地先	
30 - 59	伊知坊第14号線	北区植木町伊知坊410番18	地先	
		北区植木町伊知坊418番14	地先	
30 - 60	伊知坊平井第1号線	北区植木町伊知坊99番	地先	
		北区植木町平井1292番	地先	
30 - 61	伊知坊舟島第1号線	北区植木町伊知坊503番	地先	
		北区植木町舟島398番2	地先	
30 - 62	伊知坊米塚第1号線	北区植木町伊知坊332番3	地先	
		北区植木町米塚185番4	地先	
30 - 63	伊知坊米塚第2号線	北区植木町伊知坊445番2	地先	
		北区植木町米塚431番2	地先	
30 - 64	今藤第1号線	北区植木町今藤812番1	地先	
		北区植木町今藤729番	地先	
30 - 65	今藤第2号線	北区植木町今藤302番1	地先	
		北区植木町今藤154番5	地先	
30 - 66	今藤第3号線	北区植木町今藤488番	地先	
		北区植木町今藤340番1	地先	
30 - 67	今藤第4号線	北区植木町今藤11番1	地先	

		北区植木町今藤 1 5 番 1	地先	
30 - 68	今藤第 5 号線	北区植木町今藤 3 8 番	地先	
		北区植木町今藤 4 4 番	地先	
30 - 69	今藤第 6 号線	北区植木町今藤 6 4 番	地先	
		北区植木町今藤 6 1 番	地先	
30 - 70	今藤第 7 号線	北区植木町今藤 7 0 番	地先	
		北区植木町今藤 2 5 0 番	地先	
30 - 71	今藤第 8 号線	北区植木町今藤 1 9 3 番 1	地先	
		北区植木町今藤 2 0 7 番 3	地先	
30 - 72	今藤第 9 号線	北区植木町今藤 5 6 3 番 2	地先	
		北区植木町今藤 5 4 3 番 1 2	地先	
30 - 73	今藤第 10 号線	北区植木町今藤 3 3 6 番 1	地先	
		北区植木町今藤 3 4 2 番 1	地先	
30 - 74	今藤第 11 号線	北区植木町今藤 8 4 4 番	地先	
		北区植木町今藤 8 4 6 番 2	地先	
30 - 75	今藤第 12 号線	北区植木町今藤 1 6 9 番 1	地先	
		北区植木町今藤 1 7 3 番 1	地先	
30 - 76	今藤第 13 号線	北区植木町今藤 2 9 番 1	地先	
		北区植木町今藤 3 1 番	地先	
30 - 77	今藤亀甲第 1 号線	北区植木町今藤 2 3 1 番 1	地先	
		北区植木町亀甲 4 4 2 番 2	地先	
30 - 78	今藤清水第 1 号線	北区植木町今藤 9 8 6 番 1	地先	
		北区植木町清水 4 8 6 5 番 3	地先	
30 - 79	岩野第 4 号線	北区植木町岩野 1 5 1 5 番 1	地先	
		北区植木町岩野 9 7 0 番 1	地先	
30 - 80	岩野第 5 号線	北区植木町岩野 1 8 7 番 1	地先	
		北区植木町岩野 1 2 8 9 番 1	地先	
30 - 81	岩野第 6 号線	北区植木町岩野 1 3 8 番 1	地先	
		北区植木町岩野 1 4 6 4 番 1	地先	
30 - 82	岩野第 7 号線	北区植木町岩野 3 1 1 番 9	地先	
		北区植木町岩野 3 6 2 番 1	地先	

30 - 83	岩野第8号線	北区植木町岩野438番4	地先	
		北区植木町岩野440番1	地先	
30 - 84	岩野第9号線	北区植木町岩野2025番30	地先	
		北区植木町岩野1405番	地先	
30 - 85	岩野第10号線	北区植木町岩野238番9	地先	
		北区植木町岩野236番1	地先	
30 - 86	岩野第11号線	北区植木町岩野990番3	地先	
		北区植木町岩野939番4	地先	
30 - 87	岩野第12号線	北区植木町岩野932番2	地先	
		北区植木町岩野932番10	地先	
30 - 88	岩野第13号線	北区植木町岩野1358番2	地先	
		北区植木町岩野1317番	地先	
30 - 89	岩野第14号線	北区植木町岩野897番1	地先	
		北区植木町岩野893番8	地先	
30 - 90	岩野第15号線	北区植木町岩野865番17	地先	
		北区植木町岩野901番1	地先	
30 - 91	岩野第16号線	北区植木町岩野3359番1	地先	
		北区植木町岩野3370番1	地先	
30 - 92	岩野第17号線	北区植木町岩野311番17	地先	
		北区植木町岩野311番20	地先	
30 - 93	岩野第18号線	北区植木町岩野285番1	地先	
		北区植木町岩野539番3	地先	
30 - 94	岩野第19号線	北区植木町岩野1636番1	地先	
		北区植木町岩野1631番11	地先	
30 - 95	岩野第20号線	北区植木町岩野932番2	地先	
		北区植木町岩野932番10	地先	
30 - 96	岩野第21号線	北区植木町岩野865番21	地先	
		北区植木町岩野865番43	地先	
30 - 97	岩野第22号線	北区植木町岩野865番35	地先	
		北区植木町岩野865番39	地先	
30 - 98	岩野第23号線	北区植木町岩野865番40	地先	

		北区植木町岩野 8 6 5 番 5 0	地先	
30 - 99	岩野小野第 1 号線	北区植木町岩野 5 2 3 番 2	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 6 番 3	地先	
30 - 100	岩野広住第 1 号線	北区植木町岩野 7 9 9 番 1	地先	
		北区植木町広住 4 8 1 番 4	地先	
30 - 101	植木第 1 号線	北区植木町植木 1 2 1 番 2	地先	
		北区植木町植木 1 1 9 番 1	地先	
30 - 102	植木第 2 号線	北区植木町植木 2 1 1 番 1	地先	
		北区植木町植木 2 1 1 番 4	地先	
30 - 103	植木第 3 号線	北区植木町植木 1 5 7 番 7	地先	
		北区植木町植木 1 6 3 番 3	地先	
30 - 104	植木第 4 号線	北区植木町植木 1 7 7 番 3	地先	
		北区植木町植木 1 8 0 番	地先	
30 - 105	植木滴水第 1 号線	北区植木町植木 2 2 番 3	地先	
		北区植木町滴水 3 6 0 番 1	地先	
30 - 106	植木滴水第 2 号線	北区植木町植木 2 3 3 番	地先	
		北区植木町滴水 6 4 番 1	地先	
30 - 107	植木一木第 1 号線	北区植木町植木 1 1 0 番 1	地先	
		北区植木町一木 1 8 2 番 1	地先	
30 - 108	植木広住第 1 号線	北区植木町植木 2 3 3 番	地先	
		北区植木町広住 4 2 5 番 6	地先	
30 - 109	植木広住第 2 号線	北区植木町植木 1 5 1 番	地先	
		北区植木町広住 1 2 番 9	地先	
30 - 110	植木舞尾第 1 号線	北区植木町植木 7 6 番 1	地先	
		北区植木町舞尾 6 0 0 番 1 1	地先	
30 - 111	上古閑第 1 号線	北区植木町上古閑 1 1 8 番	地先	
		北区植木町上古閑 5 4 2 番	地先	
30 - 112	上古閑円台寺第 1 号線	北区植木町上古閑 8 7 番 1	地先	
		北区植木町円台寺 1 4 1 番 4	地先	
30 - 113	上古閑大和第 1 号線	北区植木町上古閑 4 3 番 4	地先	
		北区植木町大和 7 6 番	地先	

30 - 114	後古閑第 1 号線	北区植木町後古閑 2 3 5 番 1	地先	
		北区植木町後古閑 3 0 0 番 1	地先	
30 - 115	後古閑第 2 号線	北区植木町後古閑 6 5 番	地先	
		北区植木町後古閑 7 8 番	地先	
30 - 116	後古閑第 3 号線	北区植木町後古閑 1 4 0 番 1	地先	
		北区植木町後古閑 1 1 8 番 1	地先	
30 - 117	内第 1 号線	北区植木町内 7 3 6 番 1	地先	
		北区植木町内 1 1 4 8 番 1	地先	
30 - 118	内第 2 号線	北区植木町内 6 6 9 番 1	地先	
		北区植木町内 7 0 5 番 1	地先	
30 - 119	内第 3 号線	北区植木町内 1 4 3 6 番	地先	
		北区植木町内 1 4 2 1 番 5	地先	
30 - 120	内第 4 号線	北区植木町内 9 9 1 番 2	地先	
		北区植木町内 1 7 2 番 1	地先	
30 - 121	内第 5 号線	北区植木町内 4 2 7 番 1	地先	
		北区植木町内 8 2 8 番	地先	
30 - 122	内第 6 号線	北区植木町内 8 7 7 番 1	地先	
		北区植木町内 8 6 1 番 2	地先	
30 - 123	内第 7 号線	北区植木町内 1 7 6 番 1	地先	
		北区植木町内 3 2 7 番	地先	
30 - 124	内第 8 号線	北区植木町内 1 1 4 4 番 1	地先	
		北区植木町内 1 4 3 7 番 1	地先	
30 - 125	内第 9 号線	北区植木町内 1 6 1 8 番 1	地先	
		北区植木町内 1 6 1 2 番 2	地先	
30 - 126	内第 10 号線	北区植木町内 1 6 0 6 番 2	地先	
		北区植木町内 1 6 1 0 番	地先	
30 - 127	内第 11 号線	北区植木町内 1 5 9 4 番	地先	
		北区植木町内 1 5 9 8 番	地先	
30 - 128	内第 12 号線	北区植木町内 1 5 7 9 番	地先	
		北区植木町内 1 5 9 2 番	地先	
30 - 129	内第 13 号線	北区植木町内 1 5 8 4 番	地先	

		北区植木町内 1 5 8 7 番	地先	
30 - 130	内第 14 号線	北区植木町内 1 4 7 2 番 2	地先	
		北区植木町内 1 4 7 8 番	地先	
30 - 131	内第 15 号線	北区植木町内 1 4 8 4 番	地先	
		北区植木町内 1 4 6 9 番 1	地先	
30 - 132	内第 16 号線	北区植木町内 6 5 6 番 1	地先	
		北区植木町内 7 4 3 番 1	地先	
30 - 133	内第 17 号線	北区植木町内 1 4 1 6 番 3	地先	
		北区植木町内 1 4 0 8 番	地先	
30 - 134	内第 18 号線	北区植木町内 3 5 9 番 8	地先	
		北区植木町内 3 2 4 番 1	地先	
30 - 135	内第 19 号線	北区植木町内 1 4 4 5 番 1	地先	
		北区植木町内 1 4 4 7 番 5	地先	
30 - 136	内今藤第 1 号線	北区植木町内 1 1 4 4 番 1	地先	
		北区植木町今藤 8 7 5 番 1	地先	
30 - 137	内今藤第 2 号線	北区植木町内 1 6 9 2 番 1	地先	
		北区植木町今藤 9 4 9 番 1	地先	
30 - 138	内平井第 1 号線	北区植木町内 4 2 6 番 1	地先	
		北区植木町平井 1 3 6 4 番 1	地先	
30 - 139	内山本第 2 号線	北区植木町内 5 5 3 番	地先	
		北区植木町山本 2 0 1 4 番	地先	
30 - 140	円台寺第 1 号線	北区植木町円台寺 5 6 8 番 1	地先	
		北区植木町円台寺 3 3 6 番 3	地先	
30 - 141	円台寺第 2 号線	北区植木町円台寺 2 6 5 番 2	地先	
		北区植木町円台寺 1 4 7 番	地先	
30 - 142	円台寺第 3 号線	北区植木町円台寺 7 2 1 番	地先	
		北区植木町円台寺 7 1 3 番	地先	
30 - 143	円台寺第 4 号線	北区植木町円台寺 1 0 9 3 番 2	地先	
		北区植木町円台寺 1 0 2 7 番	地先	
30 - 144	円台寺上古閑第 1 号線	北区植木町円台寺 7 6 7 番 1	地先	
		北区植木町上古閑 1 0 2 番	地先	

30 - 145	円台寺木留第 1 号線	北区植木町円台寺 5 8 5 番	地先
		北区植木町木留 9 9 4 番 1	地先
30 - 146	円台寺滴水第 1 号線	北区植木町円台寺 2 番 5	地先
		北区植木町滴水 1 6 0 7 番 1	地先
30 - 147	円台寺轟第 1 号線	北区植木町円台寺 2 2 番 1	地先
		北区植木町轟 6 6 7 番 2	地先
30 - 148	大井第 1 号線	北区植木町大井 4 3 6 番 1	地先
		北区植木町大井 4 6 2 番 1	地先
30 - 149	大井第 2 号線	北区植木町大井 3 7 6 番 1	地先
		北区植木町大井 3 6 8 番	地先
30 - 150	大井第 3 号線	北区植木町大井 9 6 番	地先
		北区植木町大井 1 6 5 番	地先
30 - 151	大井豊田第 1 号線	北区植木町大井 9 2 番 1	地先
		北区植木町豊田 8 2 6 番 2 1	地先
30 - 152	大井豊田第 2 号線	北区植木町大井 4 8 1 番	地先
		北区植木町豊田 3 4 8 番 1	地先
30 - 153	荻垣第 1 号線	北区植木町荻垣 5 1 3 番 2	地先
		北区植木町荻垣 5 7 1 番 2	地先
30 - 154	荻垣第 2 号線	北区植木町荻垣 2 5 2 番	地先
		北区植木町荻垣 2 5 4 番 5	地先
30 - 155	荻垣第 3 号線	北区植木町荻垣 9 1 番	地先
		北区植木町荻垣 1 0 1 番	地先
30 - 156	荻垣第 4 号線	北区植木町荻垣 3 3 番	地先
		北区植木町荻垣 8 2 番	地先
30 - 157	荻垣第 5 号線	北区植木町荻垣 5 5 番	地先
		北区植木町荻垣 5 8 番	地先
30 - 158	荻垣鑛田第 1 号線	北区植木町荻垣 7 8 9 番 8	地先
		北区植木町鑛田 6 7 9 番 1 7	地先
30 - 159	荻垣木留第 1 号線	北区植木町荻垣 2 8 5 番 1	地先
		北区植木町木留 3 4 6 番 1	地先
30 - 160	荻垣木留第 2 号線	北区植木町荻垣 3 7 2 番 1	地先

		北区植木町木留 3 3 6 番 2	地先	
3 0 - 1 6 1	荻白大和第 1 号線	北区植木町荻白 3 7 3 番	地先	
		北区植木町大和 7 4 番 1 3	地先	
3 0 - 1 6 2	荻白大和第 2 号線	北区植木町荻白 5 7 1 番 1	地先	
		北区植木町大和 8 1 番 5	地先	
3 0 - 1 6 3	荻白滴水第 1 号線	北区植木町荻白 6 3 1 番 4	地先	
		北区植木町滴水 2 2 6 9 番 5	地先	
3 0 - 1 6 4	荻白辺田野第 1 号線	北区植木町荻白 6 4 3 番 5	地先	
		北区植木町辺田野 5 2 4 番	地先	
3 0 - 1 6 5	小野第 1 号線	北区植木町小野 1 0 4 0 番 2	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 0 番 1 8	地先	
3 0 - 1 6 6	小野第 2 号線	北区植木町小野 1 1 0 1 番 2	地先	
		北区植木町小野 4 8 番	地先	
3 0 - 1 6 7	小野第 3 号線	北区植木町小野 1 2 9 7 番 1	地先	
		北区植木町小野 1 1 3 2 番	地先	
3 0 - 1 6 8	小野第 4 号線	北区植木町小野 1 0 5 0 番 1 3	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 0 番 5	地先	
3 0 - 1 6 9	小野第 5 号線	北区植木町小野 1 0 3 3 番 1 1	地先	
		北区植木町小野 1 0 3 3 番 7	地先	
3 0 - 1 7 0	小野第 6 号線	北区植木町小野 7 6 1 番	地先	
		北区植木町小野 6 7 7 番	地先	
3 0 - 1 7 1	小野第 7 号線	北区植木町小野 1 0 2 2 番 1 7	地先	
		北区植木町小野 9 7 0 番 2	地先	
3 0 - 1 7 2	小野第 8 号線	北区植木町小野 8 9 7 番	地先	
		北区植木町小野 1 0 8 2 番	地先	
3 0 - 1 7 7	小野第 9 号線	北区植木町小野 1 0 5 6 番 2 0	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 6 番 1 7	地先	
3 0 - 1 7 8	小野第 1 0 号線	北区植木町小野 1 0 5 6 番 2 9	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 6 番 2 6	地先	
3 0 - 1 7 9	小野第 1 1 号線	北区植木町小野 1 0 5 6 番 3 6	地先	
		北区植木町小野 1 0 5 6 番 3	地先	

30 - 180	小野第12号線	北区植木町小野1022番74	地先	
		北区植木町小野1022番55	地先	
30 - 181	小野第13号線	北区植木町小野1040番2	地先	
		北区植木町小野1022番45	地先	
30 - 182	小野第14号線	北区植木町小野1033番27	地先	
		北区植木町小野1033番31	地先	
30 - 183	小野第15号線	北区植木町小野1033番33	地先	
		北区植木町小野1033番26	地先	
30 - 184	小野有泉第1号線	北区植木町小野325番1	地先	
		北区植木町有泉1568番	地先	
30 - 185	小野岩野第1号線	北区植木町小野1104番	地先	
		北区植木町岩野781番2	地先	
30 - 186	亀甲第1号線	北区植木町亀甲2082番1	地先	
		北区植木町亀甲175番1	地先	
30 - 187	亀甲第2号線	北区植木町亀甲402番	地先	
		北区植木町亀甲358番	地先	
30 - 188	亀甲第3号線	北区植木町亀甲433番2	地先	
		北区植木町亀甲1160番2	地先	
30 - 189	亀甲第4号線	北区植木町亀甲570番	地先	
		北区植木町亀甲505番	地先	
30 - 190	亀甲第5号線	北区植木町亀甲1914番1	地先	
		北区植木町亀甲1845番	地先	
30 - 191	亀甲第6号線	北区植木町亀甲1221番1	地先	
		北区植木町亀甲1306番1	地先	
30 - 192	亀甲第7号線	北区植木町亀甲843番1	地先	
		北区植木町亀甲1860番	地先	
30 - 193	亀甲第8号線	北区植木町亀甲309番	地先	
		北区植木町亀甲327番1	地先	
30 - 194	亀甲第9号線	北区植木町亀甲1570番1	地先	
		北区植木町亀甲1582番2	地先	
30 - 195	亀甲第10号線	北区植木町亀甲1549番1	地先	

		北区植木町亀甲 1 5 5 6 番 2	地先	
30 - 196	亀甲第 11 号線	北区植木町亀甲 1 5 3 7 番 1	地先	
		北区植木町亀甲 1 5 3 1 番 1	地先	
30 - 197	亀甲第 12 号線	北区植木町亀甲 1 6 2 8 番 1	地先	
		北区植木町亀甲 1 6 3 6 番 1	地先	
30 - 198	亀甲第 13 号線	北区植木町亀甲 1 6 5 9 番	地先	
		北区植木町亀甲 1 6 4 0 番 1	地先	
30 - 199	亀甲第 14 号線	北区植木町亀甲 1 4 8 1 番	地先	
		北区植木町亀甲 1 4 8 7 番 4	地先	
30 - 200	亀甲第 15 号線	北区植木町亀甲 1 4 6 1 番	地先	
		北区植木町亀甲 1 4 7 0 番 2	地先	
30 - 201	亀甲第 16 号線	北区植木町亀甲 1 4 4 3 番	地先	
		北区植木町亀甲 1 4 5 6 番 2	地先	
30 - 202	亀甲第 17 号線	北区植木町亀甲 2 6 1 番 7	地先	
		北区植木町亀甲 2 0 4 3 番 6	地先	
30 - 203	亀甲第 18 号線	北区植木町亀甲 4 2 2 番 3	地先	
		北区植木町亀甲 3 8 6 番 2	地先	
30 - 204	亀甲第 19 号線	北区植木町亀甲 5 5 8 番	地先	
		北区植木町亀甲 5 5 6 番	地先	
30 - 205	亀甲第 20 号線	北区植木町亀甲 7 3 8 番 1	地先	
		北区植木町亀甲 7 0 6 番	地先	
30 - 206	亀甲有泉第 1 号線	北区植木町亀甲 2 0 7 4 番	地先	
		北区植木町有泉 1 2 6 5 番 1	地先	
30 - 207	亀甲今藤第 1 号線	北区植木町亀甲 2 0 4 7 番 1	地先	
		北区植木町今藤 3 2 1 番 1	地先	
30 - 208	亀甲今藤第 2 号線	北区植木町亀甲 2 0 4 7 番 1	地先	
		北区植木町今藤 2 9 0 番 1	地先	
30 - 209	亀甲岩野第 1 号線	北区植木町亀甲 2 0 8 7 番 1	地先	
		北区植木町岩野 3 5 9 6 番	地先	
30 - 210	亀甲岩野第 2 号線	北区植木町亀甲 2 0 8 7 番 1	地先	
		北区植木町岩野 3 3 4 0 番 1	地先	

30 - 211	亀甲大井第1号線	北区植木町亀甲1914番1	地先	
		北区植木町大井82番1	地先	
30 - 212	亀甲豊田第1号線	北区植木町亀甲780番	地先	
		北区植木町豊田790番1	地先	
30 - 213	亀甲味取第1号線	北区植木町亀甲208番4	地先	
		北区植木町味取333番8	地先	
30 - 214	亀甲味取第2号線	北区植木町亀甲2127番5	地先	
		北区植木町味取333番2	地先	
30 - 215	木留第4号線	北区植木町木留2番2	地先	
		北区植木町木留997番1	地先	
30 - 216	木留第5号線	北区植木町木留554番1	地先	
		北区植木町木留716番1	地先	
30 - 217	木留第6号線	北区植木町木留1800番1	地先	
		北区植木町木留608番1	地先	
30 - 218	木留第7号線	北区植木町木留1067番1	地先	
		北区植木町木留1488番91	地先	
30 - 219	木留第8号線	北区植木町木留1040番5	地先	
		北区植木町木留1306番	地先	
30 - 220	木留第9号線	北区植木町木留375番1	地先	
		北区植木町木留1124番	地先	
30 - 221	木留第10号線	北区植木町木留330番1	地先	
		北区植木町木留330番6	地先	
30 - 222	木留第11号線	北区植木町木留14番1	地先	
		北区植木町木留1801番1	地先	
30 - 223	木留第12号線	北区植木町木留631番1	地先	
		北区植木町木留1479番	地先	
30 - 224	木留第13号線	北区植木町木留1823番	地先	
		北区植木町木留1742番	地先	
30 - 225	木留第14号線	北区植木町木留1820番	地先	
		北区植木町木留1802番1	地先	
30 - 226	木留円台寺第1号線	北区植木町木留1792番	地先	

		北区植木町円台寺 7 2 0 番	地先	
30 - 227	木留荻田第 1 号線	北区植木町木留 9 0 番 1	地先	
		北区植木町荻田 8 0 6 番 1 3	地先	
30 - 228	木留大和第 1 号線	北区植木町木留 3 1 0 番 1	地先	
		北区植木町大和 4 3 番 5	地先	
30 - 229	木留大和第 2 号線	北区植木町木留 3 1 0 番 1	地先	
		北区植木町大和 4 2 番 8	地先	
30 - 230	木留滴水第 1 号線	北区植木町木留 1 2 4 番 1	地先	
		北区植木町滴水 1 6 9 3 番 5	地先	
30 - 231	清水第 8 号線	北区植木町清水 2 6 9 0 番 1	地先	
		北区植木町清水 2 8 6 5 番 4	地先	
30 - 232	清水第 9 号線	北区植木町清水 3 7 9 5 番 2	地先	
		北区植木町清水 4 4 0 6 番 5	地先	
30 - 233	清水第 10 号線	北区植木町清水 3 7 2 9 番 2	地先	
		北区植木町清水 3 0 2 9 番	地先	
30 - 235	清水第 12 号線	北区植木町清水 2 7 3 1 番 1	地先	
		北区植木町清水 2 3 2 7 番 1	地先	
30 - 236	清水第 13 号線	北区植木町清水 3 8 9 2 番	地先	
		北区植木町清水 1 4 7 6 番	地先	
30 - 237	清水第 14 号線	北区植木町清水 3 4 5 番	地先	
		北区植木町清水 1 5 2 8 番 1	地先	
30 - 238	清水第 15 号線	北区植木町清水 1 6 5 1 番	地先	
		北区植木町清水 1 6 6 2 番 1	地先	
30 - 239	清水第 16 号線	北区植木町清水 9 9 2 番	地先	
		北区植木町清水 8 4 0 番	地先	
30 - 240	清水第 17 号線	北区植木町清水 2 8 7 4 番 2	地先	
		北区植木町清水 3 7 8 0 番	地先	
30 - 241	清水第 18 号線	北区植木町清水 2 7 0 8 番	地先	
		北区植木町清水 3 8 5 9 番 1	地先	
30 - 242	清水第 19 号線	北区植木町清水 3 0 2 3 番	地先	
		北区植木町清水 2 8 3 8 番	地先	

30 - 243	清水第20号線	北区植木町清水1730番4	地先	
		北区植木町清水2051番	地先	
30 - 244	清水第21号線	北区植木町清水1388番1	地先	
		北区植木町清水1290番	地先	
30 - 245	清水第22号線	北区植木町清水1748番2	地先	
		北区植木町清水1854番2	地先	
30 - 246	清水第23号線	北区植木町清水4201番	地先	
		北区植木町清水4304番	地先	
30 - 247	清水第24号線	北区植木町清水1747番	地先	
		北区植木町清水4529番	地先	
30 - 248	清水第25号線	北区植木町清水1689番1	地先	
		北区植木町清水1686番	地先	
30 - 249	清水第26号線	北区植木町清水1683番1	地先	
		北区植木町清水1678番	地先	
30 - 250	清水第27号線	北区植木町清水1676番3	地先	
		北区植木町清水1674番3	地先	
30 - 251	清水第28号線	北区植木町清水1663番4	地先	
		北区植木町清水1662番1	地先	
30 - 252	清水第29号線	北区植木町清水1856番	地先	
		北区植木町清水1855番2	地先	
30 - 253	清水第30号線	北区植木町清水1852番1	地先	
		北区植木町清水1851番	地先	
30 - 254	清水第31号線	北区植木町清水1852番1	地先	
		北区植木町清水1853番3	地先	
30 - 255	清水第32号線	北区植木町清水1843番2	地先	
		北区植木町清水1840番5	地先	
30 - 256	清水第33号線	北区植木町清水1837番	地先	
		北区植木町清水1848番	地先	
30 - 257	清水第34号線	北区植木町清水2835番1	地先	
		北区植木町清水2804番	地先	
30 - 258	清水第35号線	北区植木町清水2783番	地先	

		北区植木町清水 2 8 1 8 番	地先	
3 0 - 2 5 9	清水第 3 6 号線	北区植木町清水 2 7 7 8 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 7 9 8 番 2	地先	
3 0 - 2 6 0	清水第 3 7 号線	北区植木町清水 2 7 7 5 番	地先	
		北区植木町清水 2 7 9 9 番 1	地先	
3 0 - 2 6 1	清水第 3 8 号線	北区植木町清水 2 7 2 2 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 6 8 8 番	地先	
3 0 - 2 6 2	清水第 3 9 号線	北区植木町清水 2 7 2 6 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 7 4 9 番 1	地先	
3 0 - 2 6 3	清水第 4 0 号線	北区植木町清水 2 7 3 2 番 5	地先	
		北区植木町清水 2 7 4 4 番 1	地先	
3 0 - 2 6 4	清水第 4 1 号線	北区植木町清水 2 6 5 7 番 1	地先	
		北区植木町清水 2 5 9 7 番 2	地先	
3 0 - 2 6 5	清水第 4 2 号線	北区植木町清水 2 6 6 2 番 1	地先	
		北区植木町清水 2 6 5 6 番 1	地先	
3 0 - 2 6 6	清水第 4 3 号線	北区植木町清水 2 6 8 5 番	地先	
		北区植木町清水 2 6 8 9 番	地先	
3 0 - 2 6 7	清水第 4 4 号線	北区植木町清水 2 7 0 6 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 6 9 7 番 1	地先	
3 0 - 2 6 8	清水第 4 5 号線	北区植木町清水 2 7 0 8 番	地先	
		北区植木町清水 2 8 6 4 番 2	地先	
3 0 - 2 6 9	清水第 4 6 号線	北区植木町清水 2 8 5 2 番	地先	
		北区植木町清水 2 8 4 0 番	地先	
3 0 - 2 7 0	清水第 4 7 号線	北区植木町清水 2 8 4 6 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 8 4 4 番	地先	
3 0 - 2 7 1	清水第 4 8 号線	北区植木町清水 2 9 5 9 番 1	地先	
		北区植木町清水 2 8 7 9 番 1	地先	
3 0 - 2 7 2	清水第 4 9 号線	北区植木町清水 2 8 6 4 番	地先	
		北区植木町清水 2 8 7 0 番	地先	
3 0 - 2 7 3	清水第 5 0 号線	北区植木町清水 2 8 6 4 番	地先	
		北区植木町清水 2 8 5 3 番 1	地先	

30 - 274	清水第51号線	北区植木町清水3621番1	地先	
		北区植木町清水3626番	地先	
30 - 275	清水第52号線	北区植木町清水3632番	地先	
		北区植木町清水3675番	地先	
30 - 276	清水第53号線	北区植木町清水3641番	地先	
		北区植木町清水3637番	地先	
30 - 277	清水第54号線	北区植木町清水3663番	地先	
		北区植木町清水3645番	地先	
30 - 278	清水第55号線	北区植木町清水3670番	地先	
		北区植木町清水3660番	地先	
30 - 279	清水第56号線	北区植木町清水3673番	地先	
		北区植木町清水3672番1	地先	
30 - 280	清水第57号線	北区植木町清水3285番	地先	
		北区植木町清水3532番	地先	
30 - 281	清水第58号線	北区植木町清水3522番	地先	
		北区植木町清水3548番1	地先	
30 - 282	清水第59号線	北区植木町清水4537番	地先	
		北区植木町清水5004番4	地先	
30 - 283	清水第60号線	北区植木町清水4739番	地先	
		北区植木町清水4750番1	地先	
30 - 284	清水第61号線	北区植木町清水1627番2	地先	
		北区植木町清水2002番	地先	
30 - 285	清水第62号線	北区植木町清水4304番	地先	
		北区植木町清水4481番	地先	
30 - 286	清水第63号線	北区植木町清水4508番	地先	
		北区植木町清水3892番	地先	
30 - 287	清水第64号線	北区植木町清水1607番1	地先	
		北区植木町清水1028番2	地先	
30 - 288	清水第65号線	北区植木町清水1623番1	地先	
		北区植木町清水1203番	地先	
30 - 289	清水第66号線	北区植木町清水1238番	地先	

		北区植木町清水 1 3 0 5 番 3	地先	
30 - 290	清水第 67 号線	北区植木町清水 8 7 3 番	地先	
		北区植木町清水 8 5 1 番 1	地先	
30 - 291	清水第 68 号線	北区植木町清水 4 3 3 4 番 1	地先	
		北区植木町清水 4 4 5 6 番	地先	
30 - 292	清水第 69 号線	北区植木町清水 4 4 0 6 番 1	地先	
		北区植木町清水 4 4 2 2 番	地先	
30 - 293	清水第 70 号線	北区植木町清水 3 8 6 2 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 6 1 5 番 6	地先	
30 - 294	清水第 71 号線	北区植木町清水 1 4 4 6 番	地先	
		北区植木町清水 1 3 5 0 番 2	地先	
30 - 295	清水第 72 号線	北区植木町清水 2 4 0 9 番 2	地先	
		北区植木町清水 2 3 7 4 番 1	地先	
30 - 296	清水第 73 号線	北区植木町清水 7 2 4 番	地先	
		北区植木町清水 5 8 6 番 1	地先	
30 - 297	清水第 74 号線	北区植木町清水 2 8 4 7 番	地先	
		北区植木町清水 2 9 6 9 番	地先	
30 - 298	清水第 75 号線	北区植木町清水 1 8 5 3 番 3	地先	
		北区植木町清水 1 8 5 1 番	地先	
30 - 299	清水第 76 号線	北区植木町清水 3 5 1 1 番	地先	
		北区植木町清水 3 3 5 4 番	地先	
30 - 300	清水内第 1 号線	北区植木町清水 1 7 5 3 番	地先	
		北区植木町内 1 6 8 0 番	地先	
30 - 301	鞍掛第 2 号線	北区植木町鞍掛 1 4 7 9 番 1	地先	
		北区植木町鞍掛 1 4 9 8 番 2 5	地先	
30 - 302	鞍掛第 3 号線	北区植木町鞍掛 6 0 0 番 1	地先	
		北区植木町鞍掛 5 8 4 番	地先	
30 - 303	鞍掛第 4 号線	北区植木町鞍掛 3 2 2 番	地先	
		北区植木町鞍掛 3 1 8 番	地先	
30 - 304	鞍掛第 5 号線	北区植木町鞍掛 3 3 3 番	地先	
		北区植木町鞍掛 3 2 6 番	地先	

30 - 305	鞍掛第6号線	北区植木町鞍掛538番	地先	
		北区植木町鞍掛351番	地先	
30 - 306	鞍掛第7号線	北区植木町鞍掛549番	地先	
		北区植木町鞍掛556番	地先	
30 - 307	鞍掛第8号線	北区植木町鞍掛408番5	地先	
		北区植木町鞍掛371番1	地先	
30 - 308	鞍掛第9号線	北区植木町鞍掛410番4	地先	
		北区植木町鞍掛305番	地先	
30 - 309	鞍掛第10号線	北区植木町鞍掛755番1	地先	
		北区植木町鞍掛665番1	地先	
30 - 310	鞍掛第11号線	北区植木町鞍掛1821番3	地先	
		北区植木町鞍掛97番2	地先	
30 - 311	鞍掛第12号線	北区植木町鞍掛64番9	地先	
		北区植木町鞍掛36番4	地先	
30 - 312	鞍掛第13号線	北区植木町鞍掛1111番1	地先	
		北区植木町鞍掛1134番4	地先	
30 - 313	鞍掛後古閑第1号線	北区植木町鞍掛1817番	地先	
		北区植木町後古閑113番2	地先	
30 - 314	鞍掛富応第1号線	北区植木町鞍掛776番2	地先	
		北区植木町富応292番	地先	
30 - 315	鞍掛富応第2号線	北区植木町鞍掛1015番	地先	
		北区植木町富応864番	地先	
30 - 316	鞍掛富応第3号線	北区植木町鞍掛1027番	地先	
		北区植木町富応821番	地先	
30 - 317	鞍掛投刀塚第1号線	北区植木町鞍掛1548番1	地先	
		北区植木町投刀塚81番1	地先	
30 - 318	鞍掛広住第1号線	北区植木町鞍掛1409番4	地先	
		北区植木町広住469番8	地先	
30 - 319	古閑第1号線	北区植木町古閑1157番1	地先	
		北区植木町古閑822番3	地先	
30 - 320	古閑第2号線	北区植木町古閑1212番1	地先	

		北区植木町古閑1031番	地先	
30-321	古閑有泉第1号線	北区植木町古閑881番1	地先	
		北区植木町有泉1539番3	地先	
30-322	色出第3号線	北区植木町色出919番	地先	
		北区植木町色出1285番1	地先	
30-323	色出第4号線	北区植木町色出411番	地先	
		北区植木町色出5番3	地先	
30-324	色出第5号線	北区植木町色出502番2	地先	
		北区植木町色出505番	地先	
30-325	色出第6号線	北区植木町色出1078番	地先	
		北区植木町色出1024番	地先	
30-326	色出第7号線	北区植木町色出1084番	地先	
		北区植木町色出1085番2	地先	
30-327	色出第8号線	北区植木町色出1128番1	地先	
		北区植木町色出1104番	地先	
30-328	色出第9号線	北区植木町色出1126番	地先	
		北区植木町色出1100番	地先	
30-329	色出第10号線	北区植木町色出1127番	地先	
		北区植木町色出1116番	地先	
30-330	色出第11号線	北区植木町色出734番	地先	
		北区植木町色出729番	地先	
30-331	色出第12号線	北区植木町色出745番1	地先	
		北区植木町色出877番1	地先	
30-332	色出第13号線	北区植木町色出1351番	地先	
		北区植木町色出1363番	地先	
30-333	色出第14号線	北区植木町色出1326番1	地先	
		北区植木町色出1346番	地先	
30-334	色出第15号線	北区植木町色出1323番	地先	
		北区植木町色出1313番	地先	
30-335	色出第16号線	北区植木町色出1315番	地先	
		北区植木町色出1300番	地先	

30 - 336	色出第17号線	北区植木町色出1273番	地先
		北区植木町色出1270番	地先
30 - 337	色出第18号線	北区植木町色出1282番3	地先
		北区植木町色出1266番4	地先
30 - 338	色出第19号線	北区植木町色出262番	地先
		北区植木町色出949番1	地先
30 - 339	色出第20号線	北区植木町色出1352番	地先
		北区植木町色出1346番	地先
30 - 340	色出豊田第1号線	北区植木町色出492番3	地先
		北区植木町豊田1196番1	地先
30 - 341	色出米塚第1号線	北区植木町色出256番1	地先
		北区植木町米塚970番1	地先
30 - 342	色出米塚第2号線	北区植木町色出549番7	地先
		北区植木町米塚1131番	地先
30 - 343	色出米塚第3号線	北区植木町色出1050番4	地先
		北区植木町米塚974番1	地先
30 - 344	正清第2号線	北区植木町正清1021番1	地先
		北区植木町正清977番1	地先
30 - 345	正清第3号線	北区植木町正清1642番	地先
		北区植木町正清1724番	地先
30 - 346	正清第4号線	北区植木町正清1442番1	地先
		北区植木町正清1663番	地先
30 - 347	正清第5号線	北区植木町正清1218番1	地先
		北区植木町正清1218番9	地先
30 - 348	正清第6号線	北区植木町正清124番2	地先
		北区植木町正清118番1	地先
30 - 349	正清第7号線	北区植木町正清991番2	地先
		北区植木町正清33番1	地先
30 - 350	正清第8号線	北区植木町正清983番2	地先
		北区植木町正清57番1	地先
30 - 352	正清第10号線	北区植木町正清1218番22	地先

		北区植木町正清 1 2 1 8 番 2 6	地先	
30 - 353	正清第 1 1 号線	北区植木町正清 1 2 1 8 番 1 6	地先	
		北区植木町正清 1 2 1 8 番 1 7	地先	
30 - 355	正清田底第 1 号線	北区植木町正清 6 3 5 番	地先	
		北区植木町田底 1 7 2 0 番	地先	
30 - 356	正清田底第 2 号線	北区植木町正清 6 4 5 番	地先	
		北区植木町田底 1 1 7 8 番	地先	
30 - 357	正清田底第 3 号線	北区植木町正清 8 1 8 番 2	地先	
		北区植木町田底 1 1 4 3 番 1	地先	
30 - 358	正清田底第 4 号線	北区植木町正清 8 0 5 番	地先	
		北区植木町田底 1 1 1 4 番	地先	
30 - 359	正清田底第 5 号線	北区植木町正清 7 2 2 番	地先	
		北区植木町田底 1 6 5 7 番	地先	
30 - 360	正清田底第 6 号線	北区植木町正清 7 3 6 番	地先	
		北区植木町田底 1 7 1 9 番	地先	
30 - 361	正清宮原第 1 号線	北区植木町正清 1 0 7 8 番 2	地先	
		北区植木町宮原 2 1 4 番 1	地先	
30 - 362	正清宮原第 2 号線	北区植木町正清 1 0 4 番 1	地先	
		北区植木町宮原 5 7 6 番 2	地先	
30 - 363	正清宮原第 3 号線	北区植木町正清 7 8 2 番 1	地先	
		北区植木町宮原 5 0 0 番 4	地先	
30 - 364	正清米塚第 2 号線	北区植木町正清 1 0 7 5 番 3	地先	
		北区植木町米塚 6 6 7 番	地先	
30 - 365	正清米塚第 3 号線	北区植木町正清 1 3 4 9 番 2	地先	
		北区植木町米塚 1 2 4 7 番 1	地先	
30 - 366	鈴麦第 1 号線	北区植木町鈴麦 2 0 7 番 1	地先	
		北区植木町鈴麦 4 0 9 番 1	地先	
30 - 367	鈴麦第 2 号線	北区植木町鈴麦 7 9 3 番 1	地先	
		北区植木町鈴麦 8 2 9 番	地先	
30 - 368	鈴麦第 3 号線	北区植木町鈴麦 7 5 2 番	地先	
		北区植木町鈴麦 8 0 2 番	地先	

30 - 369	鈴麦第4号線	北区植木町鈴麦764番	地先	
		北区植木町鈴麦761番	地先	
30 - 370	鈴麦平原第1号線	北区植木町鈴麦28番2	地先	
		北区植木町平原569番1	地先	
30 - 371	鈴麦平原第2号線	北区植木町鈴麦35番1	地先	
		北区植木町平原412番	地先	
30 - 372	大和第1号線	北区植木町大和48番12	地先	
		北区植木町大和3番1	地先	
30 - 373	大和第2号線	北区植木町大和8番12	地先	
		北区植木町大和1番1	地先	
30 - 374	大和第3号線	北区植木町大和6番10	地先	
		北区植木町大和4番12	地先	
30 - 375	大和第4号線	北区植木町大和9番1	地先	
		北区植木町大和8番7	地先	
30 - 376	大和第5号線	北区植木町大和11番1	地先	
		北区植木町大和4番11	地先	
30 - 377	大和第6号線	北区植木町大和10番14	地先	
		北区植木町大和10番11	地先	
30 - 378	大和第7号線	北区植木町大和86番2	地先	
		北区植木町大和23番13	地先	
30 - 379	大和第8号線	北区植木町大和81番1	地先	
		北区植木町大和2番14	地先	
30 - 380	大和第9号線	北区植木町大和14番1	地先	
		北区植木町大和17番8	地先	
30 - 381	大和第10号線	北区植木町大和19番1	地先	
		北区植木町大和20番7	地先	
30 - 382	大和第11号線	北区植木町大和18番1	地先	
		北区植木町大和19番7	地先	
30 - 383	大和第12号線	北区植木町大和14番5	地先	
		北区植木町大和16番7	地先	
30 - 384	大和第13号線	北区植木町大和14番6	地先	

		北区植木町大和 1 5 番 8	地先	
30 - 385	大和第 14 号線	北区植木町大和 2 0 番 6	地先	
		北区植木町大和 3 0 番 1 0	地先	
30 - 386	大和第 15 号線	北区植木町大和 1 3 番 6	地先	
		北区植木町大和 1 5 番 5	地先	
30 - 387	大和第 16 号線	北区植木町大和 2 7 番 1	地先	
		北区植木町大和 2 4 番 1	地先	
30 - 388	大和第 17 号線	北区植木町大和 3 1 番 1	地先	
		北区植木町大和 2 8 番 5	地先	
30 - 389	大和第 18 号線	北区植木町大和 3 5 番 1	地先	
		北区植木町大和 3 3 番 1 0	地先	
30 - 390	大和第 19 号線	北区植木町大和 3 4 番 9	地先	
		北区植木町大和 3 4 番 1	地先	
30 - 391	大和第 20 号線	北区植木町大和 3 6 番 1	地先	
		北区植木町大和 4 3 番 8	地先	
30 - 392	大和第 21 号線	北区植木町大和 3 8 番 6	地先	
		北区植木町大和 4 9 番	地先	
30 - 393	大和第 22 号線	北区植木町大和 4 9 番	地先	
		北区植木町大和 5 0 番 8	地先	
30 - 394	大和第 23 号線	北区植木町大和 4 6 番 3	地先	
		北区植木町大和 4 7 番 1	地先	
30 - 395	大和第 24 号線	北区植木町大和 4 2 番 1	地先	
		北区植木町大和 4 1 番 3	地先	
30 - 396	大和第 25 号線	北区植木町大和 6 1 番 1	地先	
		北区植木町大和 4 5 番 6	地先	
30 - 397	大和第 26 号線	北区植木町大和 6 番 1	地先	
		北区植木町大和 5 1 番 9	地先	
30 - 398	大和第 27 号線	北区植木町大和 8 9 番 1	地先	
		北区植木町大和 5 5 番 9	地先	
30 - 399	大和第 28 号線	北区植木町大和 5 7 番 1	地先	
		北区植木町大和 5 6 番 9	地先	

30-400	大和第29号線	北区植木町大和64番17	地先	
		北区植木町大和54番16	地先	
30-401	大和第30号線	北区植木町大和59番1	地先	
		北区植木町大和60番5	地先	
30-402	大和第31号線	北区植木町大和58番31	地先	
		北区植木町大和59番6	地先	
30-403	大和第32号線	北区植木町大和65番6	地先	
		北区植木町大和63番13	地先	
30-404	大和第33号線	北区植木町大和75番	地先	
		北区植木町大和74番8	地先	
30-405	大和第34号線	北区植木町大和70番1	地先	
		北区植木町大和69番9	地先	
30-406	大和第35号線	北区植木町大和70番22	地先	
		北区植木町大和70番13	地先	
30-407	大和第36号線	北区植木町大和82番5	地先	
		北区植木町大和80番16	地先	
30-408	大和第37号線	北区植木町大和87番1	地先	
		北区植木町大和82番7	地先	
30-409	大和木留第1号線	北区植木町大和36番7	地先	
		北区植木町木留254番1	地先	
30-410	大和木留第2号線	北区植木町大和72番6	地先	
		北区植木町木留325番1	地先	
30-411	大和木留第3号線	北区植木町大和64番1	地先	
		北区植木町木留317番4	地先	
30-412	大和滴水第1号線	北区植木町大和22番1	地先	
		北区植木町滴水1795番1	地先	
30-413	田底第3号線	北区植木町田底2060番1	地先	
		北区植木町田底805番2	地先	
30-414	田底第4号線	北区植木町田底2261番	地先	
		北区植木町田底2224番	地先	
30-415	田底第5号線	北区植木町田底330番1	地先	

		北区植木町田底 1 1 3 5 番	地先	
30 - 4 1 6	田底第 6 号線	北区植木町田底 1 6 2 5 番 1	地先	
		北区植木町田底 1 6 7 7 番	地先	
30 - 4 1 7	田底第 7 号線	北区植木町田底 9 9 1 番 2	地先	
		北区植木町田底 1 1 4 5 番	地先	
30 - 4 1 8	田底第 8 号線	北区植木町田底 9 0 7 番	地先	
		北区植木町田底 9 0 8 番	地先	
30 - 4 1 9	滴水第 2 号線	北区植木町滴水 1 6 4 6 番 2	地先	
		北区植木町滴水 9 0 5 番 2	地先	
30 - 4 2 0	滴水第 3 号線	北区植木町滴水 6 7 番 1	地先	
		北区植木町滴水 2 1 4 8 番 1	地先	
30 - 4 2 1	滴水第 4 号線	北区植木町滴水 1 6 4 6 番 5	地先	
		北区植木町滴水 1 4 1 3 番 1	地先	
30 - 4 2 2	滴水第 5 号線	北区植木町滴水 1 1 4 6 番 3	地先	
		北区植木町滴水 1 1 5 3 番 4	地先	
30 - 4 2 3	滴水第 6 号線	北区植木町滴水 1 0 1 0 番 2	地先	
		北区植木町滴水 6 2 6 番	地先	
30 - 4 2 4	滴水第 7 号線	北区植木町滴水 5 0 1 番 2 0	地先	
		北区植木町滴水 4 9 3 番 1	地先	
30 - 4 2 5	滴水第 8 号線	北区植木町滴水 4 5 1 番 4	地先	
		北区植木町滴水 3 4 6 番 2	地先	
30 - 4 2 6	滴水第 9 号線	北区植木町滴水 2 6 9 番 1	地先	
		北区植木町滴水 7 0 6 番 3	地先	
30 - 4 2 7	滴水第 10 号線	北区植木町滴水 8 6 0 番 6	地先	
		北区植木町滴水 8 6 0 番 1 8	地先	
30 - 4 2 8	滴水第 11 号線	北区植木町滴水 1 7 6 番 1	地先	
		北区植木町滴水 2 0 3 番 2	地先	
30 - 4 2 9	滴水第 12 号線	北区植木町滴水 2 4 6 番 1 5	地先	
		北区植木町滴水 2 0 3 番 1 2	地先	
30 - 4 3 0	滴水第 13 号線	北区植木町滴水 2 4 6 番 8	地先	
		北区植木町滴水 2 0 5 番 1 2	地先	

30 - 431	滴水第14号線	北区植木町滴水246番6	地先	
		北区植木町滴水205番2	地先	
30 - 432	滴水第15号線	北区植木町滴水205番6	地先	
		北区植木町滴水2082番6	地先	
30 - 433	滴水第16号線	北区植木町滴水219番7	地先	
		北区植木町滴水203番13	地先	
30 - 434	滴水第17号線	北区植木町滴水1375番	地先	
		北区植木町滴水1372番	地先	
30 - 435	滴水第18号線	北区植木町滴水1865番4	地先	
		北区植木町滴水1913番1	地先	
30 - 436	滴水第19号線	北区植木町滴水1842番2	地先	
		北区植木町滴水1922番1	地先	
30 - 437	滴水第20号線	北区植木町滴水1849番3	地先	
		北区植木町滴水1925番1	地先	
30 - 438	滴水第21号線	北区植木町滴水1860番2	地先	
		北区植木町滴水1930番	地先	
30 - 439	滴水第22号線	北区植木町滴水1992番2	地先	
		北区植木町滴水1971番	地先	
30 - 440	滴水第23号線	北区植木町滴水2018番2	地先	
		北区植木町滴水1969番2	地先	
30 - 441	滴水第24号線	北区植木町滴水610番4	地先	
		北区植木町滴水623番1	地先	
30 - 442	滴水第25号線	北区植木町滴水580番6	地先	
		北区植木町滴水580番7	地先	
30 - 443	滴水第26号線	北区植木町滴水2038番2	地先	
		北区植木町滴水260番2	地先	
30 - 444	滴水第27号線	北区植木町滴水2050番1	地先	
		北区植木町滴水2054番	地先	
30 - 446	滴水第29号線	北区植木町滴水2124番2	地先	
		北区植木町滴水2108番	地先	
30 - 447	滴水第30号線	北区植木町滴水2071番	地先	

		北区植木町滴水 2 0 7 2 番	地先	
3 0 - 4 4 8	滴水第 3 1 号線	北区植木町滴水 4 9 3 番 8	地先	
		北区植木町滴水 4 9 4 番 2 1	地先	
3 0 - 4 4 9	滴水第 3 2 号線	北区植木町滴水 5 5 2 番 5	地先	
		北区植木町滴水 5 2 0 番 1	地先	
3 0 - 4 5 0	滴水第 3 3 号線	北区植木町滴水 1 0 5 0 番 7	地先	
		北区植木町滴水 1 0 4 8 番 2 0	地先	
3 0 - 4 5 1	滴水第 3 4 号線	北区植木町滴水 1 7 5 6 番 4	地先	
		北区植木町滴水 1 7 5 6 番 1 1	地先	
3 0 - 4 5 2	滴水第 3 5 号線	北区植木町滴水 2 2 0 7 番 1	地先	
		北区植木町滴水 2 1 8 2 番 1	地先	
3 0 - 4 5 3	滴水第 3 6 号線	北区植木町滴水 9 5 3 番 1	地先	
		北区植木町滴水 9 1 2 番 1	地先	
3 0 - 4 5 4	滴水第 3 7 号線	北区植木町滴水 1 0 1 5 番 2	地先	
		北区植木町滴水 1 0 1 7 番 1 2	地先	
3 0 - 4 5 5	滴水第 3 8 号線	北区植木町滴水 1 0 3 1 番 1	地先	
		北区植木町滴水 5 0 1 番 1 8	地先	
3 0 - 4 5 6	滴水第 3 9 号線	北区植木町滴水 5 7 番	地先	
		北区植木町滴水 4 9 番 9	地先	
3 0 - 4 5 7	滴水第 4 0 号線	北区植木町滴水 1 5 9 7 番 1	地先	
		北区植木町滴水 1 4 3 4 番 3	地先	
3 0 - 4 5 8	滴水鎧田第 1 号線	北区植木町滴水 2 2 7 7 番 1	地先	
		北区植木町鎧田 7 6 5 番 1	地先	
3 0 - 4 5 9	滴水植木第 1 号線	北区植木町滴水 4 8 番 2	地先	
		北区植木町植木 4 8 番 1	地先	
3 0 - 4 6 0	滴水荻垣第 1 号線	北区植木町滴水 2 2 6 3 番 1	地先	
		北区植木町荻垣 6 9 8 番 2	地先	
3 0 - 4 6 1	滴水轟第 3 号線	北区植木町滴水 5 0 1 番 6	地先	
		北区植木町轟 1 2 8 2 番	地先	
3 0 - 4 6 2	滴水投刀塚第 1 号線	北区植木町滴水 4 4 2 番 6	地先	
		北区植木町投刀塚 3 7 8 番 1	地先	

30 - 463	轟第2号線	北区植木町轟2250番1	地先	
		北区植木町轟2107番1	地先	
30 - 464	轟第3号線	北区植木町轟1718番1	地先	
		北区植木町轟1665番3	地先	
30 - 465	轟第4号線	北区植木町轟1532番1	地先	
		北区植木町轟1592番40	地先	
30 - 466	轟第5号線	北区植木町轟304番2	地先	
		北区植木町轟115番	地先	
30 - 467	轟第6号線	北区植木町轟1163番1	地先	
		北区植木町轟1185番	地先	
30 - 468	轟第7号線	北区植木町轟334番	地先	
		北区植木町轟822番1	地先	
30 - 469	轟第8号線	北区植木町轟1422番7	地先	
		北区植木町轟2517番1	地先	
30 - 470	轟第9号線	北区植木町轟2265番1	地先	
		北区植木町轟2123番1	地先	
30 - 471	轟第10号線	北区植木町轟2578番2	地先	
		北区植木町轟2538番	地先	
30 - 472	轟第11号線	北区植木町轟2529番4	地先	
		北区植木町轟2486番	地先	
30 - 473	轟第12号線	北区植木町轟203番1	地先	
		北区植木町轟210番1	地先	
30 - 474	轟第13号線	北区植木町轟549番2	地先	
		北区植木町轟904番1	地先	
30 - 475	轟第14号線	北区植木町轟890番1	地先	
		北区植木町轟1736番1	地先	
30 - 476	轟第15号線	北区植木町轟858番	地先	
		北区植木町轟850番	地先	
30 - 477	轟第16号線	北区植木町轟847番	地先	
		北区植木町轟842番	地先	
30 - 478	轟第17号線	北区植木町轟2428番	地先	

		北区植木町轟 2 4 3 3 番	地先	
30 - 479	轟第 18 号線	北区植木町轟 2 4 2 5 番 1	地先	
		北区植木町轟 2 4 3 6 番	地先	
30 - 480	轟第 19 号線	北区植木町轟 2 1 4 5 番	地先	
		北区植木町轟 2 2 5 6 番 1	地先	
30 - 481	轟第 20 号線	北区植木町轟 2 7 9 番 1	地先	
		北区植木町轟 2 9 0 番 1	地先	
30 - 482	轟第 21 号線	北区植木町轟 1 1 2 2 番 1	地先	
		北区植木町轟 1 1 3 0 番 2	地先	
30 - 483	轟第 22 号線	北区植木町轟 2 4 8 8 番 4	地先	
		北区植木町轟 2 5 0 2 番 1	地先	
30 - 484	轟第 23 号線	北区植木町轟 5 3 8 番 3	地先	
		北区植木町轟 5 4 1 番 1	地先	
30 - 485	轟滴水第 1 号線	北区植木町轟 1 6 1 番 1	地先	
		北区植木町滴水 1 3 6 5 番	地先	
30 - 486	轟滴水第 2 号線	北区植木町轟 1 6 7 番	地先	
		北区植木町滴水 1 4 4 5 番 1	地先	
30 - 487	轟那知第 1 号線	北区植木町轟 2 6 8 9 番 1	地先	
		北区植木町那知 7 0 8 番	地先	
30 - 488	轟那知第 2 号線	北区植木町轟 2 7 8 5 番	地先	
		北区植木町那知 7 9 7 番 1	地先	
30 - 489	富応第 2 号線	北区植木町富応 1 0 2 6 番 1	地先	
		北区植木町富応 8 6 1 番 1	地先	
30 - 490	富応第 3 号線	北区植木町富応 1 0 2 9 番 1	地先	
		北区植木町富応 8 8 3 番 4	地先	
30 - 491	富応第 4 号線	北区植木町富応 1 3 2 7 番 1	地先	
		北区植木町富応 1 1 7 1 番 1	地先	
30 - 492	富応第 5 号線	北区植木町富応 1 3 0 8 番 1	地先	
		北区植木町富応 1 2 6 6 番 1	地先	
30 - 493	富応第 6 号線	北区植木町富応 1 6 9 7 番 1	地先	
		北区植木町富応 6 0 9 番 1	地先	

30 - 494	富応第7号線	北区植木町富応1308番1	地先	
		北区植木町富応1299番15	地先	
30 - 495	富応第8号線	北区植木町富応1611番1	地先	
		北区植木町富応1301番1	地先	
30 - 496	富応第9号線	北区植木町富応1563番1	地先	
		北区植木町富応1578番9	地先	
30 - 497	富応第10号線	北区植木町富応1375番2	地先	
		北区植木町富応1390番2	地先	
30 - 498	富応第11号線	北区植木町富応1371番1	地先	
		北区植木町富応1375番2	地先	
30 - 499	富応第12号線	北区植木町富応1020番	地先	
		北区植木町富応1034番	地先	
30 - 500	富応第13号線	北区植木町富応1033番1	地先	
		北区植木町富応1057番	地先	
30 - 501	富応第14号線	北区植木町富応946番1	地先	
		北区植木町富応854番	地先	
30 - 502	富応第15号線	北区植木町富応843番	地先	
		北区植木町富応823番	地先	
30 - 503	富応第16号線	北区植木町富応719番1	地先	
		北区植木町富応778番1	地先	
30 - 504	富応第17号線	北区植木町富応1799番1	地先	
		北区植木町富応1650番2	地先	
30 - 505	富応第18号線	北区植木町富応589番	地先	
		北区植木町富応10番2	地先	
30 - 506	富応第19号線	北区植木町富応1297番15	地先	
		北区植木町富応1297番53	地先	
30 - 507	富応第20号線	北区植木町富応1297番15	地先	
		北区植木町富応1297番29	地先	
30 - 508	富応第21号線	北区植木町富応1297番49	地先	
		北区植木町富応1297番53	地先	
30 - 509	富応第22号線	北区植木町富応1299番21	地先	

		北区植木町富応 1 2 9 9 番 1 6	地先	
30 - 5 1 0	富応第 2 3 号線	北区植木町富応 1 2 9 9 番 1 9	地先	
		北区植木町富応 1 2 9 9 番 9	地先	
30 - 5 1 1	富応第 2 4 号線	北区植木町富応 1 5 7 8 番 1 3	地先	
		北区植木町富応 1 5 7 8 番 1	地先	
30 - 5 1 2	富応第 2 5 号線	北区植木町富応 1 5 7 8 番 3 3	地先	
		北区植木町富応 1 5 7 8 番 1 0	地先	
30 - 5 1 3	富応第 2 6 号線	北区植木町富応 8 5 1 番	地先	
		北区植木町富応 8 2 6 番	地先	
30 - 5 1 4	富応第 2 7 号線	北区植木町富応 7 9 6 番	地先	
		北区植木町富応 8 1 8 番	地先	
30 - 5 1 5	富応鞍掛第 1 号線	北区植木町富応 1 1 4 7 番 1	地先	
		北区植木町鞍掛 1 2 9 1 番 1	地先	
30 - 5 1 6	富応鞍掛第 2 号線	北区植木町富応 8 3 2 番	地先	
		北区植木町鞍掛 1 6 7 3 番	地先	
30 - 5 1 7	富応豊岡第 1 号線	北区植木町富応 1 3 0 3 番 1	地先	
		北区植木町豊岡 2 9 2 7 番 4	地先	
30 - 5 1 8	富応豊岡第 2 号線	北区植木町富応 1 6 8 8 番 1	地先	
		北区植木町豊岡 2 5 7 7 番 1	地先	
30 - 5 1 9	富応山本第 2 号線	北区植木町富応 1 4 6 番 1	地先	
		北区植木町山本 1 2 2 0 番	地先	
30 - 5 2 0	豊岡第 2 号線	北区植木町豊岡 1 4 3 5 番 2	地先	
		北区植木町豊岡 2 1 9 9 番	地先	
30 - 5 2 1	豊岡第 3 号線	北区植木町豊岡 2 9 0 1 番 1	地先	
		北区植木町豊岡 2 3 9 5 番	地先	
30 - 5 2 2	豊岡第 4 号線	北区植木町豊岡 9 5 3 番 1	地先	
		北区植木町豊岡 8 0 7 番 1	地先	
30 - 5 2 3	豊岡第 5 号線	北区植木町豊岡 3 2 0 番 1	地先	
		北区植木町豊岡 1 3 9 番	地先	
30 - 5 2 4	豊岡第 6 号線	北区植木町豊岡 4 2 7 番 1	地先	
		北区植木町豊岡 3 9 番 1	地先	

30 - 525	豊岡第7号線	北区植木町豊岡912番1	地先	
		北区植木町豊岡918番2	地先	
30 - 526	豊岡第8号線	北区植木町豊岡2516番1	地先	
		北区植木町豊岡2509番1	地先	
30 - 527	豊岡第9号線	北区植木町豊岡437番1	地先	
		北区植木町豊岡1326番2	地先	
30 - 528	豊岡内第1号線	北区植木町豊岡2916番9	地先	
		北区植木町内449番1	地先	
30 - 529	豊岡鈴麦第1号線	北区植木町豊岡216番1	地先	
		北区植木町鈴麦223番1	地先	
30 - 530	豊岡富応第1号線	北区植木町豊岡834番1	地先	
		北区植木町富応1670番1	地先	
30 - 531	豊岡平原第1号線	北区植木町豊岡1723番	地先	
		北区植木町平原423番1	地先	
30 - 532	豊岡平原第2号線	北区植木町豊岡1853番	地先	
		北区植木町平原351番2	地先	
30 - 533	豊田第1号線	北区植木町豊田1158番1	地先	
		北区植木町豊田1289番	地先	
30 - 534	豊田第2号線	北区植木町豊田883番2	地先	
		北区植木町豊田1274番	地先	
30 - 535	豊田第3号線	北区植木町豊田818番6	地先	
		北区植木町豊田484番	地先	
30 - 536	豊田第4号線	北区植木町豊田1061番2	地先	
		北区植木町豊田1020番1	地先	
30 - 537	豊田第5号線	北区植木町豊田65番1	地先	
		北区植木町豊田48番1	地先	
30 - 538	豊田第6号線	北区植木町豊田500番15	地先	
		北区植木町豊田500番27	地先	
30 - 539	豊田第7号線	北区植木町豊田273番1	地先	
		北区植木町豊田362番6	地先	
30 - 540	豊田第8号線	北区植木町豊田743番1	地先	

		北区植木町豊田 7 5 3 番 1	地先	
30 - 541	豊田第 9 号線	北区植木町豊田 5 5 7 番 1	地先	
		北区植木町豊田 5 6 2 番 1	地先	
30 - 542	豊田第 10 号線	北区植木町豊田 4 0 7 番 1	地先	
		北区植木町豊田 7 1 番 1	地先	
30 - 543	豊田第 11 号線	北区植木町豊田 1 0 5 番 1	地先	
		北区植木町豊田 3 9 2 番 3	地先	
30 - 544	豊田第 12 号線	北区植木町豊田 5 0 0 番 1 6	地先	
		北区植木町豊田 5 0 0 番 1 9	地先	
30 - 545	投刀塚第 1 号線	北区植木町投刀塚 4 7 7 番	地先	
		北区植木町投刀塚 3 8 0 番 1	地先	
30 - 546	那知第 1 号線	北区植木町那知 1 8 8 番 4	地先	
		北区植木町那知 7 0 4 番	地先	
30 - 547	那知第 2 号線	北区植木町那知 2 0 番	地先	
		北区植木町那知 2 2 5 番 2	地先	
30 - 548	那知第 3 号線	北区植木町那知 2 1 3 番 1	地先	
		北区植木町那知 4 0 9 番 4	地先	
30 - 549	那知第 4 号線	北区植木町那知 3 9 1 番 3	地先	
		北区植木町那知 4 8 1 番 1	地先	
30 - 550	那知第 5 号線	北区植木町那知 4 5 1 番 1	地先	
		北区植木町那知 4 5 2 番 4	地先	
30 - 551	那知第 6 号線	北区植木町那知 4 5 5 番	地先	
		北区植木町那知 4 6 6 番	地先	
30 - 552	那知第 7 号線	北区植木町那知 4 2 5 番 1	地先	
		北区植木町那知 4 5 3 番	地先	
30 - 553	那知第 8 号線	北区植木町那知 1 4 2 番	地先	
		北区植木町那知 2 8 3 番	地先	
30 - 554	一木第 1 号線	北区植木町一木 1 4 9 番 1	地先	
		北区植木町一木 7 1 番 3	地先	
30 - 555	一木第 2 号線	北区植木町一木 6 7 5 番 1	地先	
		北区植木町一木 6 7 0 番 2 7	地先	

30 - 556	一木第3号線	北区植木町一木188番3	地先	
		北区植木町一木168番9	地先	
30 - 557	一木第4号線	北区植木町一木623番6	地先	
		北区植木町一木624番14	地先	
30 - 558	一木第5号線	北区植木町一木150番1	地先	
		北区植木町一木227番6	地先	
30 - 559	一木第6号線	北区植木町一木585番2	地先	
		北区植木町一木623番1	地先	
30 - 560	一木第7号線	北区植木町一木171番2	地先	
		北区植木町一木150番5	地先	
30 - 561	一木第8号線	北区植木町一木673番4	地先	
		北区植木町一木673番10	地先	
30 - 562	一木第9号線	北区植木町一木670番12	地先	
		北区植木町一木670番16	地先	
30 - 563	一木第10号線	北区植木町一木670番23	地先	
		北区植木町一木670番16	地先	
30 - 564	一木第11号線	北区植木町一木670番7	地先	
		北区植木町一木670番11	地先	
30 - 565	一木第12号線	北区植木町一木624番12	地先	
		北区植木町一木624番22	地先	
30 - 566	一木第13号線	北区植木町一木624番17	地先	
		北区植木町一木624番25	地先	
30 - 567	一木第14号線	北区植木町一木180番4	地先	
		北区植木町一木181番	地先	
30 - 568	一木植木第1号線	北区植木町一木111番	地先	
		北区植木町植木94番	地先	
30 - 569	一木鞍掛第1号線	北区植木町一木323番1	地先	
		北区植木町鞍掛779番1	地先	
30 - 570	一木鞍掛第2号線	北区植木町一木248番14	地先	
		北区植木町鞍掛309番1	地先	
30 - 571	一木山本第1号線	北区植木町一木2番1	地先	

		北区植木町山本 8 9 4 番 1	地先	
30 - 572	平井第 2 号線	北区植木町平井 4 8 8 番 1	地先	
		北区植木町平井 7 8 7 番 1	地先	
30 - 573	平井第 3 号線	北区植木町平井 3 5 番 1	地先	
		北区植木町平井 1 5 6 番	地先	
30 - 574	平井第 4 号線	北区植木町平井 1 3 0 3 番 1	地先	
		北区植木町平井 1 1 7 1 番 2	地先	
30 - 575	平井第 5 号線	北区植木町平井 1 3 6 4 番 1	地先	
		北区植木町平井 1 6 4 3 番 1	地先	
30 - 576	平井第 6 号線	北区植木町平井 5 5 9 番 1	地先	
		北区植木町平井 2 4 番	地先	
30 - 577	平井第 7 号線	北区植木町平井 1 4 9 7 番 1	地先	
		北区植木町平井 1 3 5 1 番 1	地先	
30 - 578	平井第 8 号線	北区植木町平井 1 5 5 8 番	地先	
		北区植木町平井 1 3 3 0 番 1	地先	
30 - 579	平井第 9 号線	北区植木町平井 1 2 0 7 番 1	地先	
		北区植木町平井 1 3 1 8 番 1	地先	
30 - 580	平井第 10 号線	北区植木町平井 1 1 7 7 番 1	地先	
		北区植木町平井 1 2 4 9 番	地先	
30 - 581	平井第 11 号線	北区植木町平井 9 1 5 番	地先	
		北区植木町平井 9 0 0 番 1	地先	
30 - 582	平井第 12 号線	北区植木町平井 8 7 7 番	地先	
		北区植木町平井 8 5 5 番 1	地先	
30 - 583	平井第 13 号線	北区植木町平井 1 3 5 8 番 1	地先	
		北区植木町平井 1 3 6 4 番 1	地先	
30 - 584	平井第 14 号線	北区植木町平井 6 8 5 番	地先	
		北区植木町平井 6 6 3 番	地先	
30 - 585	平井第 15 号線	北区植木町平井 6 9 3 番 3	地先	
		北区植木町平井 6 6 7 番 1	地先	
30 - 586	平井第 16 号線	北区植木町平井 6 7 0 番	地先	
		北区植木町平井 7 1 7 番	地先	

30 - 587	平井第17号線	北区植木町平井1531番	地先	
		北区植木町平井1195番	地先	
30 - 588	平井第18号線	北区植木町平井537番2	地先	
		北区植木町平井521番1	地先	
30 - 589	平井第19号線	北区植木町平井537番1	地先	
		北区植木町平井549番2	地先	
30 - 590	平井第20号線	北区植木町平井596番	地先	
		北区植木町平井577番2	地先	
30 - 591	平井第21号線	北区植木町平井48番3	地先	
		北区植木町平井46番	地先	
30 - 592	平井亀甲第1号線	北区植木町平井372番7	地先	
		北区植木町亀甲981番1	地先	
30 - 593	平井亀甲第2号線	北区植木町平井18番	地先	
		北区植木町亀甲1306番1	地先	
30 - 594	平野第1号線	北区植木町平野88番2	地先	
		北区植木町平野444番1	地先	
30 - 595	平野第2号線	北区植木町平野145番1	地先	
		北区植木町平野432番	地先	
30 - 596	平野第3号線	北区植木町平野244番1	地先	
		北区植木町平野411番1	地先	
30 - 597	平野第4号線	北区植木町平野151番5	地先	
		北区植木町平野304番1	地先	
30 - 598	平野滴水第1号線	北区植木町平野6番	地先	
		北区植木町滴水1552番1	地先	
30 - 599	平原第1号線	北区植木町平原167番2	地先	
		北区植木町平原147番1	地先	
30 - 600	平原第2号線	北区植木町平原212番	地先	
		北区植木町平原1294番1	地先	
30 - 601	平原第3号線	北区植木町平原319番1	地先	
		北区植木町平原221番2	地先	
30 - 602	平原第4号線	北区植木町平原504番1	地先	

		北区植木町平原 5 0 5 番 1	地先	
30 - 6 0 3	平原第 5 号線	北区植木町平原 2 5 8 番	地先	
		北区植木町平原 5 3 7 番 1	地先	
30 - 6 0 4	平原富心第 1 号線	北区植木町平原 1 4 7 番 1	地先	
		北区植木町富心 1 7 3 5 番 1	地先	
30 - 6 0 5	広住第 1 号線	北区植木町広住 5 4 1 番 2 8	地先	
		北区植木町広住 7 6 6 番 1	地先	
30 - 6 0 6	広住第 2 号線	北区植木町広住 1 8 7 番 1	地先	
		北区植木町広住 8 0 0 番 1	地先	
30 - 6 0 7	広住第 3 号線	北区植木町広住 7 6 3 番 5	地先	
		北区植木町広住 1 5 3 5 番 1	地先	
30 - 6 0 8	広住第 4 号線	北区植木町広住 1 4 9 5 番 1	地先	
		北区植木町広住 1 4 0 1 番 1	地先	
30 - 6 0 9	広住第 5 号線	北区植木町広住 5 6 番 4	地先	
		北区植木町広住 5 6 番 1	地先	
30 - 6 1 0	広住第 6 号線	北区植木町広住 4 1 9 番 2 4	地先	
		北区植木町広住 3 9 7 番 1	地先	
30 - 6 1 1	広住第 7 号線	北区植木町広住 3 3 9 番 6 3	地先	
		北区植木町広住 4 1 9 番 8 2	地先	
30 - 6 1 2	広住第 8 号線	北区植木町広住 4 6 1 番 8	地先	
		北区植木町広住 4 6 1 番 2 2	地先	
30 - 6 1 3	広住第 9 号線	北区植木町広住 5 7 7 番 1	地先	
		北区植木町広住 5 4 1 番 1	地先	
30 - 6 1 4	広住第 10 号線	北区植木町広住 4 9 8 番 7	地先	
		北区植木町広住 3 5 2 番 2	地先	
30 - 6 1 5	広住第 11 号線	北区植木町広住 5 8 4 番 7	地先	
		北区植木町広住 5 8 4 番 1 2	地先	
30 - 6 1 6	広住第 12 号線	北区植木町広住 3 8 7 番 7	地先	
		北区植木町広住 9 2 番 6	地先	
30 - 6 1 7	広住第 13 号線	北区植木町広住 1 1 0 8 番 2	地先	
		北区植木町広住 1 0 3 6 番	地先	

30 - 618	広住第14号線	北区植木町広住1125番1	地先	
		北区植木町広住1293番2	地先	
30 - 619	広住第15号線	北区植木町広住1117番	地先	
		北区植木町広住1146番	地先	
30 - 620	広住第16号線	北区植木町広住388番2	地先	
		北区植木町広住96番4	地先	
30 - 621	広住第17号線	北区植木町広住187番1	地先	
		北区植木町広住178番26	地先	
30 - 622	広住第18号線	北区植木町広住1261番1	地先	
		北区植木町広住875番6	地先	
30 - 623	広住第19号線	北区植木町広住1371番3	地先	
		北区植木町広住1361番	地先	
30 - 624	広住第20号線	北区植木町広住419番12	地先	
		北区植木町広住419番101	地先	
30 - 625	広住第21号線	北区植木町広住473番1	地先	
		北区植木町広住419番9	地先	
30 - 626	広住第22号線	北区植木町広住419番49	地先	
		北区植木町広住419番48	地先	
30 - 627	広住第23号線	北区植木町広住419番73	地先	
		北区植木町広住419番58	地先	
30 - 628	広住第24号線	北区植木町広住419番41	地先	
		北区植木町広住397番5	地先	
30 - 629	広住第25号線	北区植木町広住419番33	地先	
		北区植木町広住397番3	地先	
30 - 630	広住第26号線	北区植木町広住339番26	地先	
		北区植木町広住397番9	地先	
30 - 631	広住第27号線	北区植木町広住339番42	地先	
		北区植木町広住397番12	地先	
30 - 632	広住第28号線	北区植木町広住397番14	地先	
		北区植木町広住397番18	地先	
30 - 633	広住第29号線	北区植木町広住541番10	地先	

		北区植木町広住 5 4 1 番 1	地先	
30 - 634	広住第30号線	北区植木町広住 5 4 1 番 1 1	地先	
		北区植木町広住 5 4 1 番 1 7	地先	
30 - 635	広住第31号線	北区植木町広住 5 4 1 番 2 5	地先	
		北区植木町広住 5 4 1 番 2 1	地先	
30 - 636	広住第32号線	北区植木町広住 5 4 1 番 4 4	地先	
		北区植木町広住 5 4 1 番 4 5	地先	
30 - 637	広住第33号線	北区植木町広住 5 1 0 番 7	地先	
		北区植木町広住 5 1 0 番 2	地先	
30 - 638	広住第34号線	北区植木町広住 4 8 8 番 6	地先	
		北区植木町広住 4 8 8 番 9	地先	
30 - 639	広住第35号線	北区植木町広住 1 0 8 9 番 1	地先	
		北区植木町広住 1 0 8 4 番	地先	
30 - 640	広住第36号線	北区植木町広住 1 2 1 1 番 2	地先	
		北区植木町広住 1 2 1 1 番 1	地先	
30 - 641	広住植木第1号線	北区植木町広住 4 6 1 番 8	地先	
		北区植木町植木 1 3 9 番 4	地先	
30 - 642	舟島第2号線	北区植木町舟島 2 7 3 番	地先	
		北区植木町舟島 5 9 2 番 1	地先	
30 - 643	舟島第3号線	北区植木町舟島 4 5 1 番 1	地先	
		北区植木町舟島 4 4 1 番 1	地先	
30 - 644	舟島第4号線	北区植木町舟島 3 1 3 番	地先	
		北区植木町舟島 3 2 7 番 1	地先	
30 - 645	辺田野第1号線	北区植木町辺田野 1 0 1 番 1	地先	
		北区植木町辺田野 8 4 8 番 2	地先	
30 - 646	辺田野第2号線	北区植木町辺田野 1 1 1 0 番	地先	
		北区植木町辺田野 9 9 6 番 2	地先	
30 - 647	辺田野第3号線	北区植木町辺田野 6 7 番 1	地先	
		北区植木町辺田野 2 7 3 番	地先	
30 - 648	辺田野第4号線	北区植木町辺田野 1 3 6 番	地先	
		北区植木町辺田野 1 5 4 番 1	地先	

30 - 649	辺田野第5号線	北区植木町辺田野160番3	地先	
		北区植木町辺田野168番	地先	
30 - 650	辺田野第6号線	北区植木町辺田野326番	地先	
		北区植木町辺田野198番2	地先	
30 - 651	辺田野第7号線	北区植木町辺田野340番4	地先	
		北区植木町辺田野207番	地先	
30 - 652	辺田野第8号線	北区植木町辺田野359番3	地先	
		北区植木町辺田野220番2	地先	
30 - 653	辺田野第9号線	北区植木町辺田野383番	地先	
		北区植木町辺田野232番	地先	
30 - 654	辺田野第10号線	北区植木町辺田野402番1	地先	
		北区植木町辺田野248番	地先	
30 - 655	辺田野第11号線	北区植木町辺田野326番	地先	
		北区植木町辺田野250番	地先	
30 - 656	辺田野第12号線	北区植木町辺田野43番1	地先	
		北区植木町辺田野185番3	地先	
30 - 657	辺田野第13号線	北区植木町辺田野699番1	地先	
		北区植木町辺田野1159番1	地先	
30 - 658	辺田野第14号線	北区植木町辺田野872番1	地先	
		北区植木町辺田野1203番	地先	
30 - 659	辺田野第15号線	北区植木町辺田野117番1	地先	
		北区植木町辺田野85番1	地先	
30 - 660	辺田野第16号線	北区植木町辺田野28番1	地先	
		北区植木町辺田野68番1	地先	
30 - 661	辺田野木留第1号線	北区植木町辺田野596番1	地先	
		北区植木町木留565番1	地先	
30 - 662	味取内第1号線	北区植木町味取27番4	地先	
		北区植木町内1487番	地先	
30 - 663	味取内第2号線	北区植木町味取22番2	地先	
		北区植木町内43番2	地先	
30 - 664	宮原第1号線	北区植木町宮原682番	地先	

		北区植木町宮原 1 1 4 1 番 1	地先	
30 - 665	宮原第 2 号線	北区植木町宮原 8 3 4 番 1	地先	
		北区植木町宮原 2 7 3 番 3	地先	
30 - 666	宮原第 3 号線	北区植木町宮原 9 0 1 番 1	地先	
		北区植木町宮原 6 1 8 番 1	地先	
30 - 667	宮原第 4 号線	北区植木町宮原 5 3 6 番	地先	
		北区植木町宮原 1 9 0 番	地先	
30 - 668	宮原第 5 号線	北区植木町宮原 8 4 1 番	地先	
		北区植木町宮原 6 5 2 番	地先	
30 - 669	宮原第 6 号線	北区植木町宮原 7 7 7 番	地先	
		北区植木町宮原 7 7 7 番	地先	
30 - 670	宮原第 7 号線	北区植木町宮原 3 1 0 番 1	地先	
		北区植木町宮原 3 9 9 番	地先	
30 - 671	宮原第 8 号線	北区植木町宮原 1 4 2 番	地先	
		北区植木町宮原 1 0 7 3 番 1	地先	
30 - 672	宮原第 9 号線	北区植木町宮原 9 1 5 番	地先	
		北区植木町宮原 8 8 6 番	地先	
30 - 673	宮原第 10 号線	北区植木町宮原 4 7 0 番 1	地先	
		北区植木町宮原 6 5 3 番	地先	
30 - 674	宮原第 11 号線	北区植木町宮原 8 8 4 番 1	地先	
		北区植木町宮原 8 5 9 番	地先	
30 - 675	宮原第 12 号線	北区植木町宮原 4 5 1 番 1	地先	
		北区植木町宮原 4 4 7 番	地先	
30 - 676	宮原第 13 号線	北区植木町宮原 9 0 0 番 1	地先	
		北区植木町宮原 9 8 番 1	地先	
30 - 677	宮原第 14 号線	北区植木町宮原 8 3 7 番	地先	
		北区植木町宮原 8 5 9 番	地先	
30 - 678	宮原第 15 号線	北区植木町宮原 5 1 2 番	地先	
		北区植木町宮原 5 1 1 番 2	地先	
30 - 679	宮原第 16 号線	北区植木町宮原 7 6 4 番	地先	
		北区植木町宮原 7 6 4 番	地先	

30 - 681	宮原正清第2号線	北区植木町宮原216番3	地先	
		北区植木町正清770番	地先	
30 - 682	宮原正清第3号線	北区植木町宮原151番2	地先	
		北区植木町正清1039番1	地先	
30 - 683	舞尾第1号線	北区植木町舞尾740番3	地先	
		北区植木町舞尾226番	地先	
30 - 684	舞尾第2号線	北区植木町舞尾582番3	地先	
		北区植木町舞尾510番1	地先	
30 - 685	舞尾第3号線	北区植木町舞尾541番1	地先	
		北区植木町舞尾464番	地先	
30 - 686	舞尾第4号線	北区植木町舞尾469番5	地先	
		北区植木町舞尾469番13	地先	
30 - 687	舞尾第5号線	北区植木町舞尾1番2	地先	
		北区植木町舞尾681番1	地先	
30 - 688	舞尾第6号線	北区植木町舞尾718番1	地先	
		北区植木町舞尾814番3	地先	
30 - 689	舞尾第7号線	北区植木町舞尾664番9	地先	
		北区植木町舞尾665番2	地先	
30 - 690	舞尾第8号線	北区植木町舞尾541番1	地先	
		北区植木町舞尾294番1	地先	
30 - 691	舞尾第9号線	北区植木町舞尾536番12	地先	
		北区植木町舞尾536番16	地先	
30 - 692	舞尾第10号線	北区植木町舞尾536番5	地先	
		北区植木町舞尾536番9	地先	
30 - 693	舞尾第11号線	北区植木町舞尾540番2	地先	
		北区植木町舞尾536番20	地先	
30 - 694	舞尾第12号線	北区植木町舞尾536番17	地先	
		北区植木町舞尾534番7	地先	
30 - 695	舞尾第13号線	北区植木町舞尾469番10	地先	
		北区植木町舞尾469番7	地先	
30 - 696	舞尾第14号線	北区植木町舞尾481番1	地先	

		北区植木町舞尾 5 0 4 番 8	地先	
30 - 697	舞尾第 15 号線	北区植木町舞尾 4 8 4 番 1	地先	
		北区植木町舞尾 4 8 4 番 5	地先	
30 - 698	舞尾第 16 号線	北区植木町舞尾 5 0 7 番 6	地先	
		北区植木町舞尾 4 8 4 番 6	地先	
30 - 699	舞尾第 17 号線	北区植木町舞尾 5 0 7 番 9	地先	
		北区植木町舞尾 4 8 4 番 8	地先	
30 - 700	舞尾第 18 号線	北区植木町舞尾 4 8 1 番 3	地先	
		北区植木町舞尾 4 8 1 番 2 2	地先	
30 - 701	舞尾第 19 号線	北区植木町舞尾 5 8 5 番 7	地先	
		北区植木町舞尾 5 8 5 番 8	地先	
30 - 702	舞尾植木第 1 号線	北区植木町舞尾 6 1 2 番 1	地先	
		北区植木町植木 1 0 7 番 1	地先	
30 - 703	舞尾滴水第 1 号線	北区植木町舞尾 6 7 0 番	地先	
		北区植木町滴水 1 7 0 番 1	地先	
30 - 704	舞尾滴水第 2 号線	北区植木町舞尾 6 3 6 番 2	地先	
		北区植木町滴水 1 4 番 2	地先	
30 - 705	山本第 5 号線	北区植木町山本 6 3 8 番 1	地先	
		北区植木町山本 4 6 3 番	地先	
30 - 706	山本第 6 号線	北区植木町山本 4 1 1 番 1	地先	
		北区植木町山本 2 9 1 番 8	地先	
30 - 707	山本第 7 号線	北区植木町山本 1 6 8 番 2	地先	
		北区植木町山本 1 3 2 番	地先	
30 - 708	山本第 8 号線	北区植木町山本 7 8 3 番 1	地先	
		北区植木町山本 6 8 7 番	地先	
30 - 709	山本第 9 号線	北区植木町山本 1 9 3 3 番 1	地先	
		北区植木町山本 1 7 9 6 番	地先	
30 - 710	山本第 10 号線	北区植木町山本 9 6 1 番 1	地先	
		北区植木町山本 7 8 3 番 1	地先	
30 - 711	山本第 11 号線	北区植木町山本 3 4 9 番 1	地先	
		北区植木町山本 3 3 8 番 3	地先	

30 - 712	山本第12号線	北区植木町山本927番	地先	
		北区植木町山本970番	地先	
30 - 713	山本第13号線	北区植木町山本1183番1	地先	
		北区植木町山本1181番	地先	
30 - 714	山本第14号線	北区植木町山本1165番	地先	
		北区植木町山本1169番2	地先	
30 - 715	山本第15号線	北区植木町山本877番3	地先	
		北区植木町山本876番	地先	
30 - 716	山本第16号線	北区植木町山本869番	地先	
		北区植木町山本854番	地先	
30 - 717	山本第17号線	北区植木町山本752番4	地先	
		北区植木町山本757番	地先	
30 - 718	山本第18号線	北区植木町山本688番8	地先	
		北区植木町山本695番1	地先	
30 - 719	山本第19号線	北区植木町山本766番	地先	
		北区植木町山本765番	地先	
30 - 720	山本第20号線	北区植木町山本766番	地先	
		北区植木町山本770番	地先	
30 - 721	山本第21号線	北区植木町山本363番1	地先	
		北区植木町山本684番	地先	
30 - 722	山本第22号線	北区植木町山本2009番	地先	
		北区植木町山本2233番	地先	
30 - 723	山本第23号線	北区植木町山本2244番	地先	
		北区植木町山本2204番	地先	
30 - 724	山本第24号線	北区植木町山本2111番	地先	
		北区植木町山本2105番	地先	
30 - 725	山本第25号線	北区植木町山本2099番	地先	
		北区植木町山本2037番	地先	
30 - 726	山本第26号線	北区植木町山本2021番	地先	
		北区植木町山本2029番	地先	
30 - 727	山本第27号線	北区植木町山本1862番2	地先	

		北区植木町山本 1 9 4 7 番 1	地先	
30 - 7 2 8	山本第 2 8 号線	北区植木町山本 9 5 番 1	地先	
		北区植木町山本 2 4 6 番 1	地先	
30 - 7 2 9	山本第 2 9 号線	北区植木町山本 1 7 6 8 番	地先	
		北区植木町山本 1 7 5 3 番 1	地先	
30 - 7 3 0	山本岩野第 1 号線	北区植木町山本 7 3 8 番 1	地先	
		北区植木町岩野 3 番 1	地先	
30 - 7 3 1	山本味取第 1 号線	北区植木町山本 6 3 8 番 1	地先	
		北区植木町味取 4 番 1	地先	
30 - 7 3 2	米塚第 1 号線	北区植木町米塚 7 8 9 番 1	地先	
		北区植木町米塚 8 2 8 番 2	地先	
30 - 7 3 3	米塚第 2 号線	北区植木町米塚 4 4 8 番	地先	
		北区植木町米塚 4 1 3 番 1	地先	
30 - 7 3 4	米塚第 3 号線	北区植木町米塚 5 1 0 番 2	地先	
		北区植木町米塚 2 2 1 番	地先	
30 - 7 3 5	米塚第 4 号線	北区植木町米塚 1 3 3 番	地先	
		北区植木町米塚 4 0 番 1	地先	
30 - 7 3 6	米塚第 5 号線	北区植木町米塚 7 2 4 番	地先	
		北区植木町米塚 1 0 1 6 番 1	地先	
30 - 7 3 7	米塚第 6 号線	北区植木町米塚 8 9 0 番 1	地先	
		北区植木町米塚 7 3 7 番	地先	
30 - 7 3 8	米塚第 7 号線	北区植木町米塚 4 0 7 番 6	地先	
		北区植木町米塚 4 0 7 番 1 6	地先	
30 - 7 3 9	米塚第 8 号線	北区植木町米塚 7 8 1 番	地先	
		北区植木町米塚 8 0 1 番 1	地先	
30 - 7 4 0	米塚第 9 号線	北区植木町米塚 5 7 4 番	地先	
		北区植木町米塚 6 1 8 番	地先	
30 - 7 4 1	米塚第 1 0 号線	北区植木町米塚 2 7 1 番	地先	
		北区植木町米塚 3 5 3 番	地先	
30 - 7 4 2	米塚第 1 1 号線	北区植木町米塚 3 3 2 番	地先	
		北区植木町米塚 2 4 7 番 1	地先	

30 - 743	米塚第12号線	北区植木町米塚890番1	地先
		北区植木町米塚856番33	地先
30 - 744	米塚第13号線	北区植木町米塚856番57	地先
		北区植木町米塚856番41	地先
30 - 745	米塚第14号線	北区植木町米塚742番	地先
		北区植木町米塚846番1	地先
30 - 746	米塚第15号線	北区植木町米塚407番16	地先
		北区植木町米塚407番60	地先
30 - 747	米塚第16号線	北区植木町米塚407番31	地先
		北区植木町米塚407番60	地先
30 - 748	米塚第17号線	北区植木町米塚407番47	地先
		北区植木町米塚407番56	地先
30 - 749	米塚第18号線	北区植木町米塚407番54	地先
		北区植木町米塚422番12	地先
30 - 750	米塚色出第1号線	北区植木町米塚1234番3	地先
		北区植木町色出1285番1	地先
30 - 751	米塚田底第2号線	北区植木町米塚486番1	地先
		北区植木町田底485番1	地先

供用開始の期日

平成28年3月25日

告示第179号

平成28年3月25日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
17 - 421	島町3丁目 第5号線	南区島町3丁目2番2地先から 南区島町3丁目7番2地先まで	平成28年3月26日

17 - 438	島町4丁目 第13号線	南区島町4丁目4番地先から 南区島町4丁目10番1地先まで	平成28年3月26日
17 - 439	刈草2丁目 島町4丁目 第1号線	南区刈草2丁目100番地先から 南区島町4丁目2番地先まで	平成28年3月26日

告示第 180 号

平成 28 年 3 月 25 日

第 23 回熊本市景観審議会の開催にあたり、熊本市景観審議会傍聴実施要領（平成 14 年 1 月 2 日）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 開催日時

平成 28 年 3 月 29 日（火） 午後 2 時から

2 会場

熊本市中央区花畑町 4 番 18 号
国際交流会館 4 階 第 3 会議室

3 議題

屋外広告物条例に基づく規制地域の変更について

[諮問事項] 一般県道砂原四方寄線の一部区間の路端から 100m 以内の区域を第三種禁止地域に指定することについて

[諮問事項] 一般県道花園インター線の路端から 100m 以内の区域を第三種禁止地域に指定することについて

4 その他

桜町地区再開発事業について（報告）

5 傍聴申し込み手続き

(1) 申し込み期限 平成 28 年 3 月 28 日（月）17 時まで

(2) 申し込み先 熊本市都市建設局 開発景観課 景観整備班
電話 096 - 328 - 2507

(3) 定員 10 名（申込みが定員を超える場合は公開抽選）

告示第 181 号

平成 28 年 3 月 29 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 28 年 3 月 29 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 18 台

告 示 第 1 8 2 号

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名
 - (1) 市県民税（普通徴収）
登載省略（293 件）
 - (2) 固定資産税
登載省略（190 件）
 - (3) 市県民税（特別徴収）
登載省略（16 件）
 - (4) 法人市民税
登載省略（1 件）

告 示 第 1 8 3 号

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
【医科】		
フォーシーズンズレディースクリニック 熊本市中央区城東町 4 番 7 号グランガーデン熊本ビル 2 階 医療法人 F S L C 理事長 田畑 愛	婦人科	平成 28 年 1 月 1 日
【歯科】		
正清歯科医院 熊本市北区高平三丁目 13-26 正清 義朗	歯科、小児歯科、 歯科口腔外科	平成 28 年 1 月 1 日
医療法人社団一瀬歯科医院 熊本市中央区九品寺三丁目 15 番 5 号 医療法人社団一瀬歯科医院 理事長 一瀬 英輔	一般歯科	平成 28 年 2 月 9 日
【薬局】		
花みずき薬局 熊本市中央区新町一丁目 8 番 13 号 株式会社ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	調剤薬局	平成 28 年 1 月 1 日

有限会社すこやか薬局 熊本市中央区世安町 231 番地 5 有限会社すこやか薬局 代表取締役 岡崎 直哉	調剤薬局	平成 28 年 1 月 1 日
【柔道整復】		
おはな整骨院 帯山院 東脇 陵 熊本市中央区帯山 7-18-79 協同組合日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 28 年 1 月 19 日
整骨院 元 矢田 杏璃 熊本市南区江越一丁目 9 番 18 号 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 28 年 1 月 19 日
医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
ひかり整骨院 城山院 安達 真也 熊本市西區城山代 2-1-3 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 28 年 1 月 26 日
ひかり整骨院 城山院 甲田 友樹 熊本市西區城山代 2-1-3 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 28 年 1 月 26 日
【はり・きゅう】		
ひだまり鍼灸院 福永 佳美 熊本市南区富合町杉島 1149-30 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 28 年 1 月 26 日
【あんま・マッサージ】		
ひだまり鍼灸院 福永 佳美 熊本市南区富合町杉島 1149-30 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	あん摩・マッサー ジ	平成 28 年 1 月 26 日
マッサージこころの手 出口 徹英 熊本市東区下南部三丁目 2-1 マリブ 102 出口 徹英	あん摩・マッサー ジ	平成 28 年 2 月 5 日
レイスマッサージ治療院 山田 光章 熊本市北区龍田陣内 3-2-41 101 レイスマッサージ治療院 坂本 博	あん摩・マッサー ジ	平成 28 年 2 月 8 日
在宅マッサージクオン 託麻 由美 熊本市中央区南熊本 5-1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージクオン 代表取締役 阿多 浩一	あん摩・マッサー ジ	平成 28 年 2 月 15 日

告示 第 1 8 4 号

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
【医科】		
新 赤坂外科内科クリニック	平成 26 年 2 月 19 日	名称

	熊本市東区新外 3-9-67 赤坂 政紀		
旧	赤坂外科胃腸科医院 熊本市東区新外 3-9-67 赤坂 政紀		
新	熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺一丁目 15 番 7 号 社会医療法人社団熊本丸田会 理事長 坂口 満	平成 28 年 1 月 18 日	開設者
旧	熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺一丁目 15 番 7 号 社会医療法人社団熊本丸田会 仮理事 崎坂 誠司		

告 示 第 1 8 5 号

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
【医科】	
フォーシーズンズレディースクリニック 熊本市中央区城東町 4 番 7 号 グランガーデン熊本ビル 2 階 医療法人社団メディカル・プロ 理事長 田畑 博己	平成 27 年 12 月 31 日
【薬局】	
花みずき薬局 熊本市中央区新町一丁目 8 番 13 号 株式会社しんまち薬局 代表取締役 十時 義七郎	平成 27 年 12 月 31 日
有限会社すこやか薬局 熊本市中央区世安町 231 番地 5 有限会社すこやか薬局 代表取締役 岡崎 直哉	平成 27 年 12 月 31 日
ファルコはやぶさ薬局 辛島店 熊本市中央区新市街 7 番 21 号 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 松原 宣正	平成 28 年 1 月 31 日

告 示 第 1 8 6 号

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
登載省略
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 1 8 7 号

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 5 条の規定に基づく担保権設定等財産の差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

登載省略（2 件）

2 送達をする書類名

担保権設定等財産の差押通知書

告 示 第 1 8 8 号

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区 間	旧 新 の 別	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)
主要地方道	熊本高森線	中央区細工町 5 丁目 1 8 番 1 地先から 中央区細工町 5 丁目 2 0 番 5 地先まで	旧	32.6 ~ 41.0	23.5
		中央区細工町 5 丁目 1 8 番 1 地先から 中央区細工町 5 丁目 2 5 番 1 地先まで	新	37.8 ~ 54.6	23.5

告 示 第 1 8 9 号

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
主要地方道	熊本高森線	中央区細工町 5 丁目 1 8 番 1 地先から 中央区細工町 5 丁目 2 5 番 1 地先まで	平成 2 8 年 3 月 3 0 日

告 示 第 1 9 0 号

平成 28 年 3 月 30 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
3 - 2 1 1	大江 5 丁目第 1 号線	中央区大江 4 丁目 9 番 3 9 地先から 中央区大江 5 丁目 2 番 1 5 地先まで	旧	5.5 ~ 12.0	34.0
		中央区大江 4 丁目 9 番 3 9 地先から 中央区大江 5 丁目 2 番 1 5 地先まで	新	5.5 ~ 11.0	34.0
3 - 2 2 2	大江 5 丁目第 7 号線	中央区大江 5 丁目 1 番 1 地先から 中央区大江 5 丁目 2 番 1 2 地先まで	旧	3.8 ~ 7.9	80.4
		中央区大江 5 丁目 1 番 1 地先から 中央区大江 5 丁目 2 番 4 0 地先まで	新	7.9 ~ 8.8	80.4

告 示 第 1 9 1 号

平成 28 年 3 月 30 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域	
		区 間	供用開始の期日
3 - 2 2 2	大江 5 丁目第 7 号線	中央区大江 5 丁目 1 番 1 地先から 中央区大江 5 丁目 2 番 4 0 地先まで	平成 28 年 3 月 30 日

告 示 第 1 9 2 号

平成 28 年 3 月 30 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
24 - 186	四方寄町第5号線	北区四方寄町536番1地先から 北区四方寄町541番1地先まで	旧	3.9 ~ 4.1	12.6
		北区四方寄町536番1地先から 北区四方寄町541番1地先まで	新	8.5 ~ 82.5	12.6

告 示 第 1 9 3 号

平成 28 年 3 月 30 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
24 - 186	四方寄町第5号線	北区四方寄町536番1地先から 北区四方寄町541番1地先まで	平成 28 年 3 月 30 日
24 - 508	四方寄町第3号線	北区四方寄町531番4地先から 北区四方寄町527番1地先まで	平成 28 年 3 月 30 日

告 示 第 1 9 4 号

平成 28 年 3 月 30 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日
- 2 督促状の内容、送達を受けるべき者の住所及び氏名
内容 平成 27 年度固定資産税 6 期
住所氏名 登載省略（2 件）

告 示 第 1 9 6 号

平成 28 年 3 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び司法第 5 4 条の 2 第 1

項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101717	小規模多機能型居宅介護事業所 まきの里長嶺 熊本市東区長嶺東 8 丁目 3 番 40 号	一般社団法人 五木会 熊本市東区長嶺東九丁目 7 番 2 号 代表理事 宮本 真紀子	平成 28 年 4 月 1 日	小規模多機能型居宅介護
4390101717	小規模多機能型居宅介護事業所 まきの里長嶺 熊本市東区長嶺東 8 丁目 3 番 40 号	一般社団法人 五木会 熊本市東区長嶺東九丁目 7 番 2 号 代表理事 宮本 真紀子	平成 28 年 4 月 1 日	介護予防小規模多機能型居宅介護

告示第 197 号

平成 28 年 3 月 31 日

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 78 条及び法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 及び法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370111900	ヘルパーステーションふれあい 熊本市南区近見八丁目 14 番 55 号	株式会社 勇幸社 熊本市南区近見八丁目 14 番 55 号 代表取締役 糸木 勇喜	平成 28 年 4 月 1 日	訪問介護
4370111900	ヘルパーステーションふれあい 熊本市南区近見八丁目 14 番 55 号	株式会社 勇幸社 熊本市南区近見八丁目 14 番 55 号 代表取締役 糸木 勇喜	平成 28 年 4 月 1 日	介護予防訪問介護

告示第 198 号

平成 28 年 3 月 31 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一史

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師・薬剤師名	指定年月日

シモカワ渡鹿調剤薬局	熊本市中央区渡鹿一丁目17番19号	調剤	森田 啓一郎	平成 28 年 4 月 1 日
あまてらす訪問看護ステーション	熊本市南区御幸笹田二丁目15番38号	訪問看護	-	平成 28 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションふきのとう	熊本市東区下南部二丁目15番11号	訪問看護	-	平成 28 年 4 月 1 日
熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	耳鼻咽喉科	蓑田 涼生	平成 28 年 4 月 1 日
熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	心臓脈管外科	福井 寿啓	平成 28 年 4 月 1 日
熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	脳神経外科	矢野 茂敏	平成 28 年 4 月 1 日
レインボー薬局	熊本市北区山室六丁目532-4	調剤	青木 淳子	平成 28 年 4 月 1 日
けやき通り薬局	本市南区江越二丁目24番37号	調剤	水川 歩	平成 28 年 4 月 1 日
シモカワ薬局サンロード新市街店	熊本市中央区新市街1番22号	調剤	山崎 さゆり	平成 28 年 4 月 1 日
大賀薬局 帯山店	熊本市中央区帯山八丁目2番5号	調剤	向井 加奈美	平成 28 年 4 月 1 日
植木病院前薬局	熊本市北区植木町広住503-3	調剤	本田 和美	平成 28 年 4 月 1 日
すみれ薬局	熊本市中央区本荘二丁目14-13	調剤	西山 ひかる	平成 28 年 4 月 1 日
ひまわり薬局	熊本市中央区神水一丁目20-7	調剤	山田 泰弘	平成 28 年 4 月 1 日

告示第 199 号

平成 28 年 3 月 31 日

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一 史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
片平 俊彦	消化器内科	竜山内科心臓リハビリ病院	熊本市北区室園町10番17号	平成 27 年 11 月 1 日
福井 寿啓	心臓血管外科	熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	平成 28 年 3 月 22 日
岡本 健	心臓血管外科	熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	平成 28 年 3 月 22 日
泉屋 康宏	循環器内科	熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	平成 28 年 3 月 22 日
緒方 健一	外科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	平成 28 年 3 月 22 日

岡田 龍哉	整形外科	熊本大学医学部付 属病院	熊本中央区本荘一丁 目 1 番 1 号	平成 28 年 3 月 22 日
城下 卓也	整形外科	熊本赤十字病院	熊本東区長嶺南二丁 目 1 番 1 号	平成 28 年 3 月 22 日
金場 俊二	リハビリシ ョ ン 科	御幸病院	熊本南区御幸笛田六 丁目 7 番 4 0 号	平成 28 年 3 月 22 日
久富 雄一 郎	小児科	熊本市民病院	熊本東区湖東一丁目 1 番 6 0 号	平成 28 年 3 月 22 日
牧野 敬史	脳神経外科	熊本大学医学部付 属病院	熊本中央区本荘一丁 目 1 番 1 号	平成 28 年 3 月 22 日
加治 正知	脳神経外科	済生会熊本病院	熊本南区近見五丁目 3 番 1 号	平成 28 年 3 月 22 日
平田 真哉	リウマチ科	熊本大学医学部付 属病院	熊本中央区本荘一丁 目 1 番 1 号	平成 28 年 3 月 22 日
川口 辰哉	血液内科	熊本大学医学部付 属病院	熊本中央区本荘一丁 目 1 番 1 号	平成 28 年 3 月 22 日
中田 浩智	血液内科	熊本大学医学部付 属病院	熊本中央区本荘一丁 目 1 番 1 号	平成 28 年 3 月 22 日
宮川 寿一	血液内科	熊本大学医学部付 属病院	熊本中央区本荘一丁 目 1 番 1 号	平成 28 年 3 月 22 日

告 示 第 2 0 0 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）
第 6 5 条に規定する医療機関の辞退の申出があったので、同法第 6 9 条第 3 項の規定に基づき告
示する。

熊本市長 大 西 一 史

指定医療機関	所在地	辞退す る医療 の種類	主として担当す る医師（薬剤師） 氏名	辞退年月日
ファルコはやぶ さ薬局辛島店	熊本中央区新市街 7 番 2 1 号	調剤	古田 史織	平成 2 8 年 1 月 3 1 日

告 示 第 2 0 1 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 1 条第 1 項本
文の指定及び法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 7 8 条及び法施行規則（平成 1 1 年
厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに法第 1 1 5 条の 1 0 及び法施行規則第 1 4 0 条の 2 3
の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保 険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所 の所在地並びに代表者の 氏名	指定年月 日	サービ スの種類

437 011 192 6	リーフ熊本 熊本市西区池上町774番地 有料老人ホームひかり内	株式会社SEED 熊本市西区上熊本一丁目 2番36号 代表取締役坂本 篤史	平成28 年4月1 日	福祉用具 貸与 介護予防 福祉用具 貸与
437 011 192 6	リーフ熊本 熊本市西区池上町774番地 有料老人ホームひかり内	株式会社SEED 熊本市西区上熊本一丁目 2番36号 代表取締役坂本 篤史	平成28 年4月1 日	特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売

告 示 第 2 0 2 号
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び司法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保 険事業 所番号	事業所の名称及び所 在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月 日	サービ スの種 類
437 011 191 8	居宅介護支援センタ ー熊本東 熊本市東区尾ノ上三 丁目6番7号	株式会社真和福祉会 熊本県宇城市松橋町久具99番 地 代表取締役 田端 誠四郎	平成28 年3月2 5日	居宅介 護支援

告 示 第 2 0 3 号
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定をしたので、法第78条及び法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保 険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の 所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種 類
437 011 199 1	ヘルパーステーション まごころ の手 熊本市北区武蔵ヶ丘七丁目2-6	株式会社 dream factory 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 8-15 エクセルハイム1F 代表取締役 亀井 信一郎	平成28年 4月1日	訪問介護

告 示 第 2 0 4 号
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により通行する車両の高

さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第 10 条第 1 項の規定により当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

熊本市長 大 西 一 史

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般県道	田迎木原線	熊本市南区御幸西 1 丁目 752 番 1 地先から 熊本市南区御幸西 3 丁目 642 番 6 地先まで
一般県道	神水川尻線	熊本市南区御幸西 3 丁目 642 番 6 地先から 熊本市南区南高江 5 丁目 161 番 4 地先まで

2 指定する期日

平成 28 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23メートル以上、縦寸法 0.12メートル以上（又は横寸法 0.12メートル以上、縦寸法 0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

告 示 第 2 0 5 号

平成 28 年 3 月 3 1 日

連携中枢都市圏の形成に関する連携協約を締結したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 連携協約の相手方

宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

2 連携協約の内容

別添のとおり

3 連携協約の締結日

平成 28 年 3 月 3 0 日

告 示 第 2 0 6 号

平成 28 年 3 月 3 1 日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を変更する。
その関係書類は告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		新旧 の別	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
1 222	壺川1丁目坪井4丁目 第2号線	旧	中央区壺川1丁目13番5地先 から 中央区壺川1丁目14番地先 まで	3.4 ~ 3.4	14.6
		新	中央区壺川1丁目13番5地先 から 中央区壺川1丁目14番地先 まで	3.7 ~ 3.7	14.6
1 325	京町本丁第6号線	旧	中央区京町本丁27番5地先 から 中央区京町本丁17番3地先 まで	3.4 ~ 4.0	20.5
		新	中央区京町本丁27番5地先 から 中央区京町本丁17番3地先 まで	3.7 ~ 4.0	20.5
2 6	黒髪2丁目第3号線	旧	中央区黒髪2丁目297番1地先 から 中央区黒髪2丁目294番地先 まで	2.5 ~ 2.6	12.3
		新	中央区黒髪2丁目297番1地先 から 中央区黒髪2丁目294番1地先 まで	3.2 ~ 3.3	12.3
2 6	黒髪2丁目第3号線	旧	中央区黒髪2丁目137番1地先 から 中央区黒髪2丁目167番3地先 まで	3.0 ~ 3.3	21.2
		新	中央区黒髪2丁目137番1地先 から 中央区黒髪2丁目167番3地先 まで	4.0 ~ 4.1	21.2
2 8	黒髪2丁目第5号線	旧	中央区黒髪2丁目977番地先 から 中央区黒髪2丁目818番1地先 まで	3.6 ~ 3.7	15.1
		新	中央区黒髪2丁目977番地先 から 中央区黒髪2丁目818番1地先 まで	3.6 ~ 4.6	15.1
2 32	黒髪1丁目第10号線	旧	中央区黒髪1丁目120番地先 から 中央区黒髪1丁目126番3地先 まで	2.8 ~ 2.9	11.5
		新	中央区黒髪1丁目120番1地先 から 中央区黒髪1丁目126番3地先 まで	3.3 ~ 3.3	11.5
2 47	黒髪2丁目第6号線	旧	中央区黒髪2丁目549番1地先 から 中央区黒髪2丁目564番地先 まで	2.5 ~ 2.7	25.2
		新	中央区黒髪2丁目549番1地先 から 中央区黒髪2丁目564番1地先 まで	3.3 ~ 3.3	25.2
2 69	黒髪2丁目第26号線	旧	中央区黒髪2丁目818番1地先 から 中央区黒髪2丁目817番1地先 まで	2.8 ~ 2.8	17.0
		新	中央区黒髪2丁目818番1地先 から 中央区黒髪2丁目817番1地先 まで	3.4 ~ 3.4	16.4
2 76	黒髪4丁目第4号線	旧	中央区黒髪4丁目192番2地先 から 中央区黒髪4丁目178番地先 まで	1.1 ~ 1.1	20.0
		新	中央区黒髪4丁目192番2地先 から 中央区黒髪4丁目178番地先 まで	2.5 ~ 2.6	20.0

2	94	黒髪5丁目第9号線	旧	中央区黒髪5丁目209番地先 中央区黒髪5丁目205番地先	から まで	1.9 ~ 4.6	27.4
			新	中央区黒髪5丁目209番地先 中央区黒髪5丁目205番地先	から まで	2.6 ~ 4.7	27.4
2	105	黒髪5丁目第20号線	旧	中央区黒髪5丁目422番1地先 中央区黒髪5丁目398番地先	から まで	2.1 ~ 3.6	22.8
			新	中央区黒髪5丁目422番1地先 中央区黒髪5丁目398番地先	から まで	3.1 ~ 3.8	22.8
2	112	黒髪6丁目第3号線	旧	中央区黒髪6丁目302番地先 中央区黒髪6丁目296番地先	から まで	2.4 ~ 4.4	19.9
			新	中央区黒髪6丁目302番地先 中央区黒髪6丁目296番11地先	から まで	3.0 ~ 4.4	19.9
2	134	黒髪6丁目第25号線	旧	中央区黒髪6丁目562番地先 中央区黒髪6丁目296番地先	から まで	2.0 ~ 2.2	68.1
			新	中央区黒髪6丁目562番地先 中央区黒髪6丁目296番6地先	から まで	2.9 ~ 3.2	68.1
3	224	九品寺2丁目第3号線	旧	中央区九品寺2丁目2番22地先 中央区九品寺2丁目6番2地先	から まで	3.1 ~ 4.9	26.0
			新	中央区九品寺2丁目2番22地先 中央区九品寺2丁目6番2地先	から まで	3.8 ~ 5.3	26.0
3	284	新大江2丁目第13号線	旧	中央区新大江2丁目3番19地先 中央区大江2丁目911番7地先	から まで	3.3 ~ 3.8	18.6
			新	中央区新大江2丁目3番19地先 中央区大江2丁目911番7地先	から まで	3.5 ~ 3.8	18.6
4	139	水前寺4丁目帯山1丁目 第3号線	旧	中央区水前寺4丁目176番地先 中央区水前寺4丁目188番地先	から まで	3.2 ~ 3.5	20.6
			新	中央区水前寺4丁目176番地先 中央区水前寺4丁目188番1地先	から まで	3.7 ~ 3.8	20.6
4	154	水前寺公園第4号線	旧	中央区水前寺公園381番地先 中央区水前寺公園260番1地先	から まで	2.9 ~ 3.5	27.3
			新	中央区水前寺公園381番1地先 中央区水前寺公園260番1地先	から まで	1.9 ~ 3.3	27.3
4	169	出水5丁目第1号線	旧	中央区出水5丁目374番5地先 中央区出水5丁目384番地先	から まで	1.6 ~ 2.0	30.0
			新	中央区出水5丁目374番5地先 中央区出水5丁目374番4地先	から まで	2.9 ~ 6.0	16.7
4	208	出水1丁目第7号線	旧	中央区出水1丁目238番地先 中央区出水1丁目361番地先	から まで	2.4 ~ 4.2	22.5
			新	中央区出水1丁目238番1地先 中央区出水1丁目361番地先	から まで	3.3 ~ 4.6	22.5
5	141	萩原町田迎第1号線	旧	南区田迎3丁目33番1地先 南区田迎3丁目32番1地先	から まで	4.3 ~ 9.4	6.8
			新	南区田迎3丁目33番1地先	から	4.3	4.3

			南区田迎3丁目32番1地先	まで	~ 5.7	
5	167	本山町第13号線	旧	中央区本荘町718番2番地先	から	6.0
				中央区本山町131番地先	まで	~ 10.4
			新	中央区本荘町718番2番地先	から	6.3
				中央区本山町131番地先	まで	~ 10.4
5	197	本山3丁目第3号線	旧	中央区本山3丁目375番地先	から	2.3
				中央区本山3丁目386番地先	まで	~ 2.6
			新	中央区本山3丁目375番地先	から	2.3
				中央区本山3丁目386番1地先	まで	~ 3.3
5	207	世安町十禅寺町第1号線	旧	中央区十禅寺1丁目539番3地先	から	3.4
				中央区十禅寺1丁目547番地先	まで	~ 3.8
			新	中央区十禅寺1丁目539番3地先	から	4.0
				中央区十禅寺1丁目547番地先	まで	~ 4.0
5	209	世安町第14号線	旧	中央区世安町501番1地先	から	2.5
				中央区世安町514番地先	まで	~ 2.7
			新	中央区世安町501番1地先	から	3.5
				中央区世安町514番地先	まで	~ 4.0
5	306	八王寺町田迎第1号線	旧	南区田迎6丁目73番12地先	から	4.1
				南区田迎6丁目72番1地先	まで	~ 8.0
			新	南区田迎6丁目73番12地先	から	5.3
				南区田迎6丁目72番1地先	まで	~ 10.7
6	39	横手3丁目第5号線	旧	西区横手3丁目587番地先	から	2.8
				西区横手3丁目584番5地先	まで	~ 4.3
			新	西区横手3丁目587番地先	から	3.5
				西区横手3丁目584番5地先	まで	~ 4.5
6	174	春日2丁目第1号線	旧	西区春日2丁目741番地先	から	3.0
				西区春日2丁目718番5地先	まで	~ 3.1
			新	西区春日2丁目741番地先	から	4.0
				西区春日2丁目718番5地先	まで	~ 4.0
6	198	春日町第16号線	旧	西区春日7丁目202番2地先	から	4.1
				西区春日8丁目447番1地先	まで	~ 5.0
			新	西区春日7丁目202番2地先	から	5.7
				西区春日8丁目447番1地先	まで	~ 6.1
6	253	二本木5丁目蓮台寺町第2号線	旧	西区二本木4丁目422番14地先	から	3.2
				西区蓮台寺1丁目15番1地先	まで	~ 3.3
			新	西区二本木4丁目422番14地先	から	3.6
				西区蓮台寺1丁目15番1地先	まで	~ 3.6
6	332	田崎3丁目上代第1号線	旧	西区田崎3丁目544番3地先	から	7.0
				西区田崎2丁目401番地先	まで	~ 7.4
			新	西区田崎3丁目544番3地先	から	4.6
				西区田崎2丁目380番6地先	まで	~ 7.4
6	334	田崎2丁目第1号線	旧	西区田崎2丁目340番20地先	から	3.5
				西区田崎2丁目380番6地先	まで	~ 6.5

		新	西区田崎2丁目340番20地先 西区田崎2丁目380番6地先	から まで	3.5 ~ 10.5	164.7	
6	335	田崎2丁目第2号線	旧	西区田崎2丁目380番6地先 西区田崎2丁目377番3地先	から まで	2.0 ~ 2.0	123.2
			新	西区田崎2丁目380番6地先 西区田崎2丁目377番3地先	から まで	6.5 ~ 12.6	123.2
6	338	八島2丁目城山上代町 第1号線	旧	西区城山上代町68番1地先 西区上代2丁目112番地先	から まで	3.8 ~ 4.1	119.4
			新	西区城山上代町68番1地先 西区上代2丁目112番地先	から まで	5.4 ~ 6.2	119.4
6	365	蓮台寺町新土河原町 第1号線	旧	西区蓮台寺4丁目526番地先 西区蓮台寺4丁目508番1地先	から まで	4.8 ~ 6.8	77.8
			新	西区蓮台寺4丁目526番地先 西区蓮台寺4丁目508番1地先	から まで	4.8 ~ 7.7	77.8
6	465	横手1丁目春日4丁目 第2号線	旧	中央区横手1丁目1151番1地先 中央区横手1丁目1152番1地先	から まで	6.0 ~ 8.2	9.8
			新	中央区横手1丁目1151番1地先 中央区横手1丁目1152番1地先	から まで	6.0 ~ 6.0	9.8
6	465	横手1丁目春日4丁目 第2号線	旧	中央区横手1丁目1154番2地先 中央区横手1丁目1165番2地先	から まで	6.0 ~ 8.2	8.4
			新	中央区横手1丁目1154番2地先 中央区横手1丁目1165番2地先	から まで	6.0 ~ 6.0	8.4
6	465	横手1丁目春日4丁目 第2号線	旧	西区横手2丁目1209番地先 西区横手2丁目1207番4地先	から まで	6.2 ~ 14.2	8.5
			新	西区横手2丁目1209番地先 西区横手2丁目1207番4地先	から まで	6.2 ~ 6.6	8.5
6	465	横手1丁目春日4丁目 第2号線	旧	西区横手2丁目1208番地先 西区春日4丁目1417番4地先	から まで	6.2 ~ 18.6	8.2
			新	西区横手2丁目1208番地先 西区春日4丁目1417番4地先	から まで	6.2 ~ 6.6	8.2
7	232	島崎2丁目4丁目第1号線	旧	西区島崎2丁目834番地先 西区島崎2丁目841番1地先	から まで	5.3 ~ 6.3	11.7
			新	西区島崎2丁目834番地先 西区島崎2丁目841番1地先	から まで	5.3 ~ 8.1	11.7
7	241	島崎1丁目横手1丁目 第1号線	旧	中央区島崎1丁目780番地先 中央区島崎1丁目543番地先	から まで	6.6 ~ 7.6	5.1
			新	中央区島崎1丁目780番地先 中央区島崎1丁目543番地先	から まで	6.6 ~ 6.7	5.1
7	246	島崎1丁目第11号線	旧	中央区島崎1丁目543番地先 中央区島崎1丁目451番地先	から まで	3.6 ~ 4.8	27.6
			新	中央区島崎1丁目543番地先 中央区島崎1丁目451番地先	から まで	4.7 ~ 5.2	28.0

7	259	島崎2丁目第8号線	旧	西区島崎2丁目836番地先	から	11.5	0.7
				西区島崎2丁目836番地先	まで	~ 11.7	
			新	西区島崎2丁目836番地先	から	0.0	0.0
				西区島崎2丁目836番地先	まで		
8	4	池田2丁目第2号線	旧	西区池田2丁目682番地先	から	7.5	10.9
				西区池田2丁目703番地先	まで	~ 9.9	
			新	西区池田2丁目682番地先	から	4.4	9.3
				西区池田2丁目703番地先	まで	~ 7.8	
8	17	上熊本1丁目第5号線	旧	西区上熊本1丁目1番8地先	から	2.8	13.8
				西区上熊本1丁目1番5地先	まで	~ 2.8	
			新	西区上熊本1丁目1番8地先	から	3.4	13.8
				西区上熊本1丁目1番5地先	まで	~ 3.6	
8	273	池亀町第30号線	旧	西区池亀町642番地先	から	1.0	24.2
				西区池亀町715番1地先	まで	~ 5.5	
			新	西区池亀町642番地先	から	5.0	24.2
				西区池亀町714番9地先	まで	~ 5.8	
8	302	池亀町第31号線	旧	西区池亀町158番地先	から	6.3	9.0
				西区池亀町331番1地先	まで	~ 11.1	
			新	西区池亀町158番地先	から	6.3	1.9
				西区池亀町331番1地先	まで	~ 9.5	
9	111	高平2丁目第9号線	旧	北区高平2丁目628番地先	から	1.9	48.0
				北区高平2丁目624番1地先	まで	~ 4.0	
			新	北区高平2丁目628番地先	から	4.0	18.0
				北区高平2丁目624番1地先	まで	~ 4.0	
9	146	高平1丁目第10号線	旧	北区高平1丁目114番4地先	から	6.4	1.3
				北区高平1丁目108番2地先	まで	~ 6.7	
			新	北区高平1丁目114番4地先	から	5.2	1.3
				北区高平1丁目108番2地先	まで	~ 5.2	
9	148	高平1丁目第12号線	旧	北区高平1丁目86番2地先	から	0.7	155.3
				北区高平1丁目108番2地先	まで	~ 4.5	
			新	北区高平1丁目86番2地先	から	1.2	156.5
				北区高平1丁目108番2地先	まで	~ 4.8	
9	199	山室第10号線	旧	北区山室2丁目464番1地先	から	3.7	13.5
				北区山室2丁目468番2地先	まで	~ 6.9	
			新	北区山室2丁目464番1地先	から	4.0	2.8
				北区山室2丁目468番2地先	まで	~ 5.1	
9	226	大窪第8号線	旧	北区大窪1丁目847番1地先	から	3.6	58.8
				北区大窪1丁目908番1地先	まで	~ 7.9	
			新	北区大窪1丁目847番1地先	から	3.6	51.3
				北区大窪1丁目908番1地先	まで	~ 10.0	
9	417	新地第93号線	旧	北区清水新地1丁目703番1地先	から	4.0	25.1
				北区清水新地1丁目725番8地先	まで	~ 4.4	
			新	北区清水新地1丁目702番3地先	から	5.0	25.1

			北区清水新地1丁目725番8地先	まで	~ 5.3		
9	418	大窪第47号線	旧	北区大窪4丁目926番地先	から	2.9	
				北区大窪4丁目931番1地先	まで	~ 4.0	65.1
			新	北区大窪4丁目926番地先	から	3.2	
				北区大窪4丁目931番1地先	まで	~ 4.0	65.1
9	469	麻生田第2号線	旧	北区榆木2丁目1547番1地先	から	4.0	
				北区榆木3丁目1427番1地先	まで	~ 4.0	51.5
			新	北区榆木2丁目1547番16地先	から	4.0	
				北区榆木3丁目1427番1地先	まで	~ 5.0	51.5
9	532	麻生田第56号線	旧	北区麻生田2丁目1548番1地先	から	4.1	
				北区榆木2丁目1547番1地先	まで	~ 8.6	62.4
			新	北区麻生田2丁目1548番1地先	から	5.0	
				北区榆木2丁目1547番1地先	まで	~ 9.3	61.7
9	604	室園町第22号線	旧	北区清水本町224番1地先	から	4.6	
				北区清水本町236番地先	まで	~ 9.4	46.8
			新	北区清水本町224番1地先	から	6.7	
				北区清水本町236番地先	まで	~ 16.9	32.3
9	1036	室園町第25号線	旧	北区室園町51番1地先	から	7.1	
				北区室園町59番2地先	まで	~ 23.1	44.2
			新	北区室園町51番1地先	から	10.9	
				北区室園町59番2地先	まで	~ 23.8	44.2
9	1041	八景水谷2丁目第13号線	旧	北区八景水谷2丁目299番12地先	から	0.0	
				北区八景水谷2丁目299番11地先	まで	0.0	0.0
			新	北区八景水谷2丁目299番12地先	から	15.9	
				北区八景水谷2丁目299番11地先	まで	~ 22.3	7.9
10	8	陳内第1号線	旧	北区龍田陳内1丁目1737番35地先	から	3.8	
				北区龍田陳内1丁目1737番37地先	まで	~ 10.9	13.4
			新	北区龍田陳内1丁目1737番35地先	から	3.8	
				北区龍田陳内1丁目1737番37地先	まで	~ 10.9	13.4
10	10	陳内第3号線	旧	北区龍田陳内1丁目1737番35地先	から	2.4	
				北区龍田陳内1丁目1737番137地先	まで	~ 7.3	50.0
			新	北区龍田陳内1丁目1737番35地先	から	4.0	
				北区龍田陳内1丁目1737番137地先	まで	~ 8.2	50.0
10	61	上立田第7号線	旧	北区龍田1丁目422番2地先	から	1.5	
				北区龍田1丁目413番2地先	まで	~ 1.5	6.4
			新	北区龍田1丁目422番2地先	から	2.6	
				北区龍田1丁目413番2地先	まで	~ 5.5	6.4
10	61	上立田第7号線	旧	北区龍田1丁目499番2地先	から	2.3	
				北区龍田1丁目500番地先	まで	~ 2.8	6.8
			新	北区龍田1丁目499番2地先	から	2.3	
				北区龍田1丁目500番地先	まで	~ 6.1	6.8
10	130	龍田4丁目榆木1丁目第1号線	旧	北区龍田4丁目1301番11地先	から	9.0	
				北区龍田4丁目1301番7地先	まで	~ 9.0	24.8

			新	北区龍田4丁目1301番11地先 北区龍田4丁目1301番7地先	から まで	9.0 ~ 11.1	26.6
10	148	上立田楠5丁目第1号線	旧	北区楠5丁目1382番6地先 北区楠5丁目1392番地先	から まで	1.3 ~ 3.4	113.6
			新	北区楠5丁目1382番6地先 北区楠5丁目1392番地先	から まで	2.4 ~ 4.0	113.6
10	338	弓削第107号線	旧	北区楠8丁目1332番1地先 北区楠8丁目1918番地先	から まで	2.2 ~ 3.9	72.6
			新	北区楠8丁目1332番1地先 北区楠8丁目1918番地先	から まで	3.2 ~ 8.7	72.6
10	742	龍田陣内2丁目第12号線	旧	北区龍田陣内2丁目21番21地先 北区龍田陣内2丁目660番地先	から まで	6.0 ~ 10.2	6.3
			新	北区龍田陣内2丁目21番21地先 北区龍田陣内2丁目660番地先	から まで	6.0 ~ 11.9	5.0
10	752	龍田陣内2丁目第22号線	旧	北区龍田陣内2丁目21番21地先 北区龍田陣内2丁目15番6地先	から まで	6.0 ~ 10.2	183.6
			新	北区龍田陣内2丁目21番21地先 北区龍田陣内2丁目15番6地先	から まで	6.0 ~ 14.5	183.6
11	165	託麻団地第34号線	旧	東区西原2丁目79番1地先 東区西原2丁目34番5地先	から まで	4.1 ~ 9.8	81.8
			新	東区西原2丁目79番1地先 東区西原2丁目34番5地先	から まで	6.1 ~ 9.8	81.4
11	230	保田窪本町第79号線	旧	中央区帯山7丁目872番1地先 中央区帯山7丁目867番1地先	から まで	4.2 ~ 7.3	9.0
			新	中央区帯山7丁目872番1地先 中央区帯山7丁目867番1地先	から まで	4.2 ~ 9.9	9.0
11	280	帯山8丁目帯山6丁目 第1号線	旧	中央区帯山8丁目958番30地先 中央区帯山7丁目863番1地先	から まで	8.5 ~ 10.5	87.9
			新	中央区帯山8丁目958番30地先 中央区帯山7丁目863番1地先	から まで	8.5 ~ 10.5	82.9
11	354	帯山7丁目第2号線	旧	中央区帯山7丁目868番1地先 中央区帯山7丁目863番5地先	から まで	5.3 ~ 6.5	1.9
			新	中央区帯山7丁目868番1地先 中央区帯山7丁目863番5地先	から まで	0.0 ~ 0.0	0.0
12	353	広木町第4号線	旧	東区広木町502番地先 東区広木町110番地先	から まで	4.3 ~ 4.6	31.0
			新	東区広木町502番地先 東区広木町110番5地先	から まで	5.0 ~ 5.0	31.0
12	436	健軍町第62号線	旧	東区佐土原1丁目3598番1地先 東区佐土原1丁目3601番2地先	から まで	4.1 ~ 6.9	13.6
			新	東区佐土原1丁目3598番1地先 東区佐土原1丁目3601番2地先	から まで	6.3 ~ 23.2	13.6

13	433	沼山津4丁目第15号線	旧	東区沼山津4丁目2021番1地先 東区沼山津4丁目2155番7地先	から まで	3.5 ~ 5.1	208.3
			新	東区沼山津4丁目2021番1地先 東区沼山津4丁目2155番7地先	から まで	5.0 ~ 16.8	208.3
14	42	下江津第4号線	旧	東区下江津5丁目102番6地先 東区下江津1丁目94番1地先	から まで	3.7 ~ 5.3	23.2
			新	東区下江津5丁目102番6地先 東区下江津1丁目94番1地先	から まで	4.6 ~ 5.6	23.2
14	96	下無田第7号線	旧	東区画図町大字下無田135番地先 東区画図町大字下無田127番地先	から まで	2.0 ~ 3.0	42.7
			新	東区画図町大字下無田135番10地先 東区画図町大字下無田127番地先	から まで	5.0 ~ 6.8	42.7
14	130	重富第2号線	旧	東区画図町大字重富33番地先 東区画図町大字重富31番1地先	から まで	1.6 ~ 3.0	26.8
			新	東区画図町大字重富33番地先 東区画図町大字重富31番10地先	から まで	4.0 ~ 5.0	26.8
14	131	重富第3号線	旧	東区画図町大字重富58番地先 東区画図町大字重富74番地先	から まで	2.8 ~ 3.1	22.0
			新	東区画図町大字重富57番7地先 東区画図町大字重富74番地先	から まで	5.0 ~ 5.3	22.0
14	137	重富第6号線	旧	東区画図町大字重富321番地先 東区画図町大字重富322番地先	から まで	3.5 ~ 3.5	0.8
			新	東区画図町大字重富321番地先 東区画図町大字重富322番地先	から まで	0.0 0.0	0.0
14	149	重富第18号線	旧	東区画図町大字重富953番地先 東区画図町大字重富944番1地先	から まで	2.5 ~ 6.2	64.4
			新	東区画図町大字重富953番地先 東区画図町大字重富944番1地先	から まで	5.0 ~ 12.3	64.4
15	18	田迎第14号線	旧	南区田迎5丁目281番3地先 南区田迎5丁目282番5地先	から まで	6.0 ~ 8.2	64.2
			新	南区田迎5丁目281番3地先 南区田迎5丁目282番5地先	から まで	6.0 ~ 10.5	64.2
15	142	良町第37号線	旧	南区田迎町大字良町673番地先 南区田迎町大字良町668番2地先	から まで	1.8 ~ 3.2	3.8
			新	南区田迎町大字良町673番地先 南区田迎町大字良町668番2地先	から まで	1.8 ~ 5.2	3.3
15	152	良町第47号線	旧	南区田迎町大字良町693番1地先 南区田迎町大字良町708番1地先	から まで	2.5 ~ 4.6	271.2
			新	南区田迎町大字良町693番1地先 南区田迎町大字良町708番1地先	から まで	2.8 ~ 5.4	271.2
15	170	良町5丁目御幸笛田7丁目 第1号線	旧	南区御幸笛田7丁目1357番地先 南区御幸笛田7丁目1575番3地先	から まで	4.5 ~ 4.5	30.3
			新	南区御幸笛田7丁目1357番地先	から	4.5	30.3

			南区御幸笛田7丁目1575番3地先	まで	~ 5.1		
15	233	笛田第54号線	旧	南区御幸笛田町1169番1地先	から	1.6	
				南区御幸笛田6丁目1147番5地先	まで	~ 2.0	15.4
			新	南区御幸笛田町1169番1地先	から	2.9	
				南区御幸笛田6丁目1147番1地先	まで	~ 3.0	16.4
15	234	笛田第55号線	旧	南区御幸笛田6丁目1149番地先	から	1.5	
				南区御幸笛田町1166番1地先	まで	~ 3.4	27.2
			新	南区御幸笛田6丁目1149番地先	から	3.0	
				南区御幸笛田町1166番1地先	まで	~ 3.9	27.2
15	239	笛田第60号線	旧	南区御幸笛田3丁目1232番1地先	から	2.0	
				南区御幸笛田3丁目1238番1地先	まで	~ 3.3	126.2
			新	南区御幸笛田3丁目1232番1地先	から	4.0	
				南区御幸笛田3丁目1238番1地先	まで	~ 8.7	126.2
15	351	木部第71号線	旧	南区御幸木部3丁目1670番1地先	から	1.1	
				南区御幸木部3丁目1602番1地先	まで	~ 4.0	120.9
			新	南区御幸木部3丁目1670番1地先	から	3.2	
				南区御幸木部3丁目1602番1地先	まで	~ 6.0	120.9
15	592	良町4丁目第19号線	旧	南区良町4丁目343番1地先	から	4.9	
				南区良町4丁目343番1地先	まで	~ 5.2	60.4
			新	南区良町4丁目343番5地先	から	5.2	
				南区良町4丁目343番13地先	まで	~ 5.3	60.4
16	5	十禅寺町平田町第1号線	旧	南区平田1丁目84番1地先	から	3.4	
				南区平田1丁目486番8地先	まで	~ 7.6	84.5
			新	南区平田1丁目84番1地先	から	6.3	
				南区平田1丁目486番8地先	まで	~ 8.9	84.5
16	133	近見町第54号線	旧	南区近見2丁目2500番12地先	から	4.6	
				南区近見2丁目2520番1地先	まで	~ 5.3	0.3
			新	南区近見2丁目2500番12地先	から	0.0	
				南区近見2丁目2520番1地先	まで	~ 0.0	0.0
16	314	元三町第36号線	旧	南区元三町1丁目59番18地先	から	2.0	
				南区元三町1丁目59番18地先	まで	~ 5.4	121.6
			新	南区元三町1丁目59番8地先	から	2.3	
				南区元三町1丁目59番1地先	まで	~ 5.9	121.6
16	458	江越二丁目平成二丁目 第1号線	旧	南区平成2丁目231番地先	から	9.0	
				南区平成2丁目91番地先	まで	~ 13.9	152.4
			新	南区平成2丁目231番地先	から	9.7	
				南区平成2丁目91番地先	まで	~ 13.9	152.4
16	460	平成一丁目江越二丁目 第1号線	旧	南区平成2丁目231番地先	から	7.2	
				南区平成1丁目90番地先	まで	~ 10.6	166.0
			新	南区平成2丁目231番地先	から	7.5	
				南区平成1丁目90番地先	まで	~ 12.2	166.0
16	496	平成二丁目一丁目第2号線	旧	中央区平成2丁目213番1地先	から	6.0	
				中央区平成2丁目195番地先	まで	~ 6.0	118.4

		新	中央区平成2丁目213番1地先 中央区平成2丁目195番地先	から まで	8.2 ~ 8.2	117.5
17	2	旧	南区荒尾1丁目68番1地先 南区荒尾3丁目24番1地先	から まで	3.9 ~ 8.8	117.7
		新	南区荒尾1丁目68番1地先 南区荒尾3丁目24番1地先	から まで	5.2 ~ 9.8	117.7
17	72	旧	南区八分字町17番2地先 南区野口3丁目1203番3地先	から まで	4.3 ~ 4.5	3.3
		新	南区八分字町17番2地先 南区野口3丁目1203番3地先	から まで	4.5 ~ 5.5	3.3
17	74	旧	南区野口3丁目1710番3地先 南区野口3丁目1217番1地先	から まで	3.9 ~ 4.3	8.2
		新	南区野口3丁目1710番3地先 南区野口3丁目1217番1地先	から まで	7.1 ~ 7.2	8.2
17	75	旧	南区荒尾1丁目1967番地先 南区荒尾3丁目2009番地先	から まで	3.0 ~ 13.2	41.0
		新	南区荒尾1丁目1967番地先 南区荒尾3丁目2009番地先	から まで	8.2 ~ 14.7	41.0
17	76	旧	南区野口2丁目291番2地先 南区野口2丁目291番3地先	から まで	2.8 ~ 5.5	54.2
		新	南区野口2丁目291番2地先 南区野口2丁目291番3地先	から まで	2.8 ~ 6.4	54.2
17	77	旧	南区野口3丁目980番1地先 南区野口3丁目956番1地先	から まで	2.0 ~ 7.4	121.5
		新	南区野口3丁目980番1地先 南区野口3丁目956番1地先	から まで	3.7 ~ 8.5	121.5
17	79	旧	南区荒尾1丁目1938番地先 南区荒尾1丁目163番地先	から まで	10.0 ~ 17.2	7.9
		新	南区荒尾1丁目1938番地先 南区荒尾1丁目163番地先	から まで	10.0 ~ 20.6	7.9
17	82	旧	南区荒尾3丁目2005番地先 南区荒尾1丁目2008番地先	から まで	3.5 ~ 7.3	34.7
		新	南区荒尾3丁目2005番地先 南区荒尾1丁目2008番地先	から まで	5.3 ~ 19.3	34.7
17	82	旧	南区荒尾3丁目2009番地先 南区荒尾1丁目1966番地先	から まで	9.5 ~ 13.9	11.2
		新	南区荒尾3丁目2009番地先 南区荒尾1丁目1966番地先	から まで	10.2 ~ 12.0	6.8
17	88	旧	南区荒尾1丁目68番1地先 南区荒尾1丁目63番1地先	から まで	2.3 ~ 4.1	1.7
		新	南区荒尾1丁目68番1地先 南区荒尾1丁目63番1地先	から まで	0.0	0.0

17	120	刈草町上/郷町第1号線	旧	南区上/郷1丁目464番地先 南区上/郷1丁目462番6地先	から まで	3.2 ~ 4.0	12.5
			新	南区上/郷1丁目464番地先 南区上/郷1丁目462番6地先	から まで	4.0 ~ 6.8	12.5
17	121	刈草町近見町第1号線	旧	南区近見2丁目2500番12地先 南区近見2丁目2520番1地先	から まで	2.7 ~ 3.2	11.0
			新	南区近見2丁目2500番12地先 南区近見2丁目2520番1地先	から まで	3.5 ~ 3.8	11.0
18	170	上代上高橋町第1号線	旧	西区上高橋1丁目208番3地先 西区上高橋1丁目209番1地先	から まで	8.4 ~ 10.4	17.7
			新	西区上高橋1丁目208番3地先 西区上高橋1丁目209番1地先	から まで	8.4 ~ 10.4	17.7
20	30	近津第2号線	旧	西区松尾町近津1112番地先 西区松尾町近津1113番地先	から まで	6.4 ~ 6.4	2.1
			新	西区松尾町近津1112番地先 西区松尾町近津1113番地先	から まで	11.3 ~ 11.3	2.1
22	62	沖新町第50号線	旧	西区沖新町4198番地先 西区沖新町4200番1地先	から まで	2.4 ~ 4.0	43.9
			新	西区沖新町4198番地先 西区沖新町4200番1地先	から まで	4.0 ~ 4.0	43.9
22	95	中島町第13号線	旧	西区中島町2207番地先 西区中島町1946番地先	から まで	2.5 ~ 4.6	182.9
			新	西区中島町2207番地先 西区中島町1946番地先	から まで	4.0 ~ 6.0	182.9
23	31	小山町第2号線	旧	東区小山5丁目1059番10地先 東区小山5丁目1000番3地先	から まで	3.7 ~ 6.9	36.8
			新	東区小山5丁目1059番10地先 東区小山5丁目1000番3地先	から まで	3.7 ~ 10.1	36.8
23	127	上南部町第5号線	旧	東区上南部3丁目1199番1地先 東区上南部3丁目1199番地先	から まで	4.2 ~ 4.9	2.2
			新	東区上南部3丁目1199番1地先 東区上南部3丁目1199番地先	から まで	4.2 ~ 9.2	2.2
23	133	上南部町第11号線	旧	東区上南部1丁目285番1地先 東区上南部1丁目291番4地先	から まで	3.5 ~ 3.8	12.6
			新	東区上南部1丁目285番1地先 東区上南部1丁目291番4地先	から まで	4.0 ~ 4.0	12.6
23	141	下南部町上南部町第1号線	旧	東区上南部2丁目1446番13地先 東区上南部2丁目1422番3地先	から まで	3.9 ~ 7.2	8.3
			新	東区上南部2丁目1446番13地先 東区上南部2丁目1422番3地先	から まで	3.9 ~ 7.2	8.3
23	156	上南部町第17号線	旧	東区上南部2丁目1446番5地先 東区上南部2丁目1446番13地先	から まで	2.7 ~ 9.4	66.4
			新	東区上南部2丁目1446番5地先	から	3.5	64.5

			東区上南部2丁目1446番13地先	まで	~ 9.9		
23	169	長嶺西2丁目長嶺東1丁目 第1号線	旧	東区長嶺西2丁目2434番1地先	から	3.4	
				東区長嶺西1丁目2331番11地先	まで	~ 7.8	27.6
			新	東区長嶺西2丁目2434番1地先	から	3.4	
				東区長嶺西1丁目2331番11地先	まで	~ 8.5	27.6
23	224	長嶺町第60号線	旧	東区長嶺南7丁目1544番2地先	から	3.7	
				東区長嶺南7丁目1544番2地先	まで	~ 6.4	67.8
			新	東区長嶺南7丁目1544番2地先	から	4.0	
				東区長嶺南7丁目1544番2地先	まで	~ 12.7	62.4
23	301	九貫側道第19号線	旧	東区戸島西4丁目3556番10地先	から	3.9	
				東区戸島西4丁目3550番1地先	まで	~ 4.1	101.7
			新	東区戸島西4丁目3556番9地先	から	5.0	
				東区戸島西4丁目3550番9地先	まで	~ 5.3	101.7
23	321	長嶺町第169号線	旧	東区長嶺西1丁目2411番4地先	から	7.8	
				東区長嶺西2丁目2422番1地先	まで	~ 10.6	35.2
			新	東区長嶺西1丁目2411番4地先	から	8.7	
				東区長嶺西2丁目2422番1地先	まで	~ 10.6	35.2
23	378	長嶺南7丁目第1号線	旧	東区長嶺南7丁目1809番1地先	から	4.0	
				東区長嶺南7丁目1800番3地先	まで	~ 9.2	43.7
			新	東区長嶺南7丁目1809番1地先	から	4.0	
				東区長嶺南7丁目1800番3地先	まで	~ 13.3	49.0
23	739	長嶺南7丁目第3号線	旧	東区長嶺南7丁目1808番3地先	から	7.7	
				東区長嶺南7丁目1800番7地先	まで	~ 8.8	42.9
			新	東区長嶺南7丁目1808番3地先	から	7.7	
				東区長嶺南7丁目1800番7地先	まで	~ 10.1	35.3
24	55	鶴羽田町第1号線	旧	北区鶴羽田1丁目419番2地先	から	3.3	
				北区鶴羽田2丁目496番1地先	まで	~ 5.3	69.1
			新	北区鶴羽田1丁目419番2地先	から	4.0	
				北区鶴羽田2丁目496番1地先	まで	~ 7.9	69.1
24	94	飛田町第3号線	旧	北区飛田2丁目683番地先	から	7.2	
				北区飛田1丁目494番10地先	まで	~ 10.9	74.9
			新	北区飛田2丁目683番地先	から	7.5	
				北区飛田1丁目494番10地先	まで	~ 14.7	72.3
24	127	飛田町第12号線	旧	北区飛田2丁目781番1地先	から	2.1	
				北区飛田2丁目806番2地先	まで	~ 12.7	98.4
			新	北区飛田2丁目781番1地先	から	3.9	
				北区飛田2丁目806番2地先	まで	~ 5.9	84.0
24	455	釜尾町第5号線	旧	北区釜尾町733番1地先	から	7.0	
				北区釜尾町738番地先	まで	~ 15.2	15.7
			新	北区釜尾町733番1地先	から	9.6	
				北区釜尾町738番地先	まで	~ 20.0	15.2
25	24	白浜第10号線	旧	西区河内町白浜1770番1地先	から	3.0	
				西区河内町白浜1156番地先	まで	~ 5.9	83.2

			新	西区河内町白浜1770番1地先 西区河内町白浜1156番地先	から まで	4.0 ~ 6.0	83.2
25	85	面木第1号線	旧	西区河内町面木356番地先 西区河内町面木350番地先	から まで	2.9 ~ 4.0	79.3
			新	西区河内町面木356番地先 西区河内町面木350番地先	から まで	4.0 ~ 4.7	79.3
25	86	岳平山第1号線	旧	西区河内町面木403番地先 西区河内町面木435番地先	から まで	3.2 ~ 5.9	65.9
			新	西区河内町面木403番地先 西区河内町面木435番地先	から まで	6.0 ~ 7.1	65.9
25	94	岳第12号線	旧	西区河内町岳470番地先 西区河内町岳467番1地先	から まで	3.1 ~ 6.3	4.7
			新	西区河内町岳470番地先 西区河内町岳467番1地先	から まで	3.1 ~ 4.4	4.7
25	101	岳東門寺第1号線	旧	西区河内町東門寺597番2地先 西区河内町東門寺598番1地先	から まで	4.5 ~ 5.1	67.0
			新	西区河内町東門寺597番2地先 西区河内町東門寺598番1地先	から まで	5.4 ~ 6.7	67.0
26	26	並建町第1号線	旧	南区並建町123番地先 南区並建町129番地先	から まで	3.6 ~ 3.7	37.7
			新	南区並建町123番地先 南区並建町126番5地先	から まで	5.5 ~ 5.6	37.7
26	83	護藤町第19号線	旧	南区護藤町2145番1地先 南区護藤町2143番3地先	から まで	2.6 ~ 4.8	34.1
			新	南区護藤町2145番1地先 南区護藤町2143番3地先	から まで	4.2 ~ 6.8	34.1
28	276	廻江第6号線	旧	南区富合町廻江769番1地先 南区富合町廻江759番地先	から まで	3.0 ~ 3.5	44.5
			新	南区富合町廻江769番1地先 南区富合町廻江759番地先	から まで	3.3 ~ 3.6	44.5
29	19	鰯瀬土鹿野線	旧	南区城南町鰯瀬638番2地先 南区城南町鰯瀬690番2地先	から まで	3.3 ~ 6.0	296.6
			新	南区城南町鰯瀬638番2地先 南区城南町鰯瀬690番2地先	から まで	4.3 ~ 8.8	296.6
29	32	出水中央線	旧	南区城南町舞原1352番1地先 南区城南町舞原1393番2地先	から まで	4.2 ~ 5.9	80.5
			新	南区城南町舞原1352番1地先 南区城南町舞原1393番2地先	から まで	4.8 ~ 5.9	80.5
29	34	坂本千原線	旧	南区城南町千町784番地先 南区城南町千町783番1地先	から まで	2.8 ~ 7.7	80.5
			新	南区城南町千町784番地先 南区城南町千町783番1地先	から まで	2.8 ~ 6.3	80.5

29	42	下宮地中央線	旧	南区城南町下宮地699番1地先	から	2.9	122.0
				南区城南町下宮地498番2地先	まで	~ 5.1	
			新	南区城南町下宮地699番1地先	から	3.3	122.0
				南区城南町下宮地498番2地先	まで	~ 6.7	
29	48	下宮地舞原線	旧	南区城南町隈庄893番1地先	から	3.2	114.5
				南区城南町下宮地229番1地先	まで	~ 5.5	
			新	南区城南町隈庄893番1地先	から	3.2	114.5
				南区城南町下宮地229番1地先	まで	~ 11.5	
29	57	湯ノ上西山線	旧	南区城南町鰐瀬865番地先	から	2.9	286.5
				南区城南町鰐瀬896番地先	まで	~ 4.5	
			新	南区城南町鰐瀬865番地先	から	3.3	286.5
				南区城南町鰐瀬896番地先	まで	~ 11.0	
29	78	湯ノ上中央線	旧	南区城南町鰐瀬904番1地先	から	7.7	0.8
				南区城南町鰐瀬872番4地先	まで	~ 9.8	
			新	南区城南町鰐瀬904番1地先	から	0.0	0.0
				南区城南町鰐瀬872番4地先	まで		
29	217	築出線	旧	南区城南町舞原1392番1地先	から	0.8	120.0
				南区城南町舞原1377番1地先	まで	~ 4.8	
			新	南区城南町舞原1392番1地先	から	4.1	118.3
				南区城南町舞原1377番1地先	まで	~ 20.6	
29	233	新田溜池線	旧	南区城南町下宮地415番2地先	から	3.7	228.4
				南区城南町下宮地427番3地先	まで	~ 6.1	
			新	南区城南町下宮地415番2地先	から	5.6	228.4
				南区城南町下宮地427番3地先	まで	~ 8.3	
4016	本荘5丁目帯山9丁目 第1号線		旧	中央区帯山7丁目863番1地先	から	36.3	10.9
				中央区帯山9丁目952番69地先	まで	~ 38.7	
			新	中央区帯山7丁目863番1地先	から	38.7	10.9
				中央区帯山9丁目952番69地先	まで	~ 45.6	
4021	野中3丁目田迎5丁目 第1号線		旧	西区蓮台寺5丁目597番3地先	から	22.8	32.0
				西区蓮台寺5丁目593番地先	まで	~ 37.9	
			新	西区蓮台寺5丁目597番3地先	から	22.8	32.0
				西区蓮台寺5丁目593番地先	まで	~ 24.3	
4021	野中3丁目田迎5丁目 第1号線		旧	西区蓮台寺5丁目590番5地先	から	22.0	28.5
				西区蓮台寺5丁目674番1地先	まで	~ 31.9	
			新	西区蓮台寺5丁目590番5地先	から	22.0	28.5
				西区蓮台寺5丁目674番1地先	まで	~ 22.1	
4021	野中3丁目田迎5丁目 第1号線		旧	西区蓮台寺2丁目813番1地先	から	36.3	16.4
				西区蓮台寺3丁目1079番1地先	まで	~ 38.2	
			新	西区蓮台寺2丁目813番1地先	から	25.3	16.4
				西区蓮台寺3丁目1079番1地先	まで	~ 25.4	
4030	池田1丁目池田4丁目 第1号線		旧	西区池田3丁目321番地先	から	3.3	34.1
				西区池田3丁目324番地先	まで	~ 6.4	
			新	西区池田3丁目321番地先	から	3.3	34.1

			西区池田3丁目324番地先	まで	~ 7.5	
4033	室園町麻生田1丁目 第1号線	旧	北区清水万石3丁目240番5地先	から	6.3	118.8
			北区室園町60番地先	まで	~ 7.7	
		新	北区清水万石3丁目240番5地先	から	6.5	118.8
			北区室園町60番地先	まで	~ 13.0	
4042	龍田3丁目龍田4丁目 第1号線	旧	北区榆木1丁目2372番1地先	から	12.0	72.9
			北区榆木1丁目1290番2地先	まで	~ 19.0	
		新	北区榆木1丁目2372番1地先	から	19.0	72.9
			北区榆木1丁目1290番2地先	まで	~ 22.2	
4044	榎町佐土原3丁目第1号線	旧	東区佐土原3丁目3429番1地先	から	6.0	59.0
			東区佐土原3丁目3464番1地先	まで	~ 6.0	
		新	東区佐土原3丁目3429番1地先	から	6.5	59.0
			東区佐土原3丁目3464番1地先	まで	~ 6.5	
4052	川尻4丁目画図町下無田 第1号線	旧	南区御幸木部町2331番地先	から	4.7	69.5
			南区御幸木部町2443番地先	まで	~ 8.4	
		新	南区御幸木部町2331番地先	から	8.4	69.5
			南区御幸木部町2443番地先	まで	~ 10.4	
4071	鶴羽田町改奇町第1号線	旧	北区鶴羽田1丁目519番8地先	から	8.7	82.6
			北区鶴羽田3丁目671番1地先	まで	~ 14.2	
		新	北区鶴羽田1丁目519番8地先	から	9.0	82.6
			北区鶴羽田3丁目671番1地先	まで	~ 11.6	
4088	河内町野出第1号線	旧	西区河内町野出570番2地先	から	4.7	156.3
			西区河内町野出560番1地先	まで	~ 5.7	
		新	西区河内町野出570番2地先	から	7.0	156.3
			西区河内町野出560番1地先	まで	~ 8.7	
4106	清藤第1号線	旧	南区富合町清藤24番1地先	から	5.7	84.8
			南区富合町廻江829番2地先	まで	~ 7.0	
		新	南区富合町清藤24番1地先	から	5.8	84.8
			南区富合町廻江829番2地先	まで	~ 7.0	
4108	古閑汐崎第1号線	旧	南区富合町花江241番2地先	から	3.3	42.3
			南区富合町花江364番3地先	まで	~ 4.0	
		新	南区富合町花江241番2地先	から	4.0	42.7
			南区富合町花江364番3地先	まで	~ 4.1	
5004	黒髪2丁目室園町第1号線	旧	中央区黒髪4丁目78番地先	から	3.3	17.4
			中央区黒髪4丁目80番地先	まで	~ 3.5	
		新	中央区黒髪4丁目78番地先	から	3.7	17.4
			中央区黒髪4丁目80番1地先	まで	~ 3.8	
5032	津浦町打越町第1号線	旧	北区津浦町365番2地先	から	3.9	121.8
			北区津浦町553番1地先	まで	~ 8.8	
		新	北区津浦町365番2地先	から	4.1	121.8
			北区津浦町553番1地先	まで	~ 9.1	
5034	高平1丁目第9号線	旧	北区高平1丁目89番1地先	から	3.7	37.7
			北区高平1丁目88番地先	まで	~ 7.9	

		新	北区高平1丁目89番1地先 北区高平1丁目88番地先	から まで	3.7 ~ 6.4	37.7
5036	龍田1丁目第1号線	旧	北区龍田1丁目500番地先 北区龍田1丁目407番8地先	から まで	2.6 ~ 5.7	82.7
		新	北区龍田1丁目500番地先 北区龍田1丁目407番8地先	から まで	3.4 ~ 5.7	82.7
5058	昭和町山/神1丁目第1号線	旧	東区東町2丁目2番12地先 東区東町2丁目2番11地先	から まで	9.1 ~ 9.6	82.0
		新	東区東町2丁目2番12地先 東区東町2丁目2番11地先	から まで	10.8 ~ 10.9	82.0
5072	世安町八幡5丁目第1号線	旧	南区近見1丁目2978番6地先 南区近見1丁目2930番2地先	から まで	9.3 ~ 10.3	53.5
		新	南区近見1丁目2978番6地先 南区近見1丁目2930番2地先	から まで	12.1 ~ 12.7	53.5
5103	榑野町大鳥居町第1号線	旧	北区榑野町472番3地先 北区榑野町1121番4地先	から まで	7.4 ~ 7.5	11.4
		新	北区榑野町472番3地先 北区榑野町1121番4地先	から まで	7.5 ~ 7.9	11.4
5125	河内町大多尾第1号線	旧	西区河内町大多尾918番1地先 西区河内町大多尾918番2地先	から まで	4.0 ~ 6.2	47.9
		新	西区河内町大多尾918番1地先 西区河内町大多尾918番2地先	から まで	7.4 ~ 10.5	47.9
5148	田尻小岩瀬第1号線	旧	南区富合町田尻663番地先 南区富合町田尻491番2地先	から まで	5.2 ~ 10.1	175.2
		新	南区富合町田尻663番地先 南区富合町田尻491番2地先	から まで	5.2 ~ 10.1	175.2
5148	田尻小岩瀬第1号線	旧	南区富合町国町25番地先 南区富合町国町14番地先	から まで	4.5 ~ 4.5	12.0
		新	南区富合町国町25番地先 南区富合町国町14番地先	から まで	6.8 ~ 6.9	12.0
5148	田尻小岩瀬第1号線	旧	南区富合町国町27番2地先 南区富合町国町11番地先	から まで	4.5 ~ 4.5	12.0
		新	南区富合町国町27番2地先 南区富合町国町11番地先	から まで	6.8 ~ 6.9	12.0
5148	田尻小岩瀬第1号線	旧	南区富合町国町29番2地先 南区富合町国町5番地先	から まで	4.5 ~ 4.5	12.0
		新	南区富合町国町29番2地先 南区富合町国町5番地先	から まで	6.7 ~ 6.7	12.0

告 示 第 2 0 7 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、市道の供用開始をする。
その関係書類は告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
1 2 2 2	壺川1丁目坪井4丁目第2号線	中央区壺川1丁目13番5地先から 中央区壺川1丁目14番地先まで	平成28年3月31日
1 3 2 5	京町本丁第6号線	中央区京町本丁27番5地先から 中央区京町本丁17番3地先まで	平成28年3月31日
2 6	黒髪2丁目第3号線	中央区黒髪2丁目297番1地先から 中央区黒髪2丁目294番1地先まで	平成28年3月31日
2 6	黒髪2丁目第3号線	中央区黒髪2丁目137番1地先から 中央区黒髪2丁目167番3地先まで	平成28年3月31日
2 8	黒髪2丁目第5号線	中央区黒髪2丁目977番地先から 中央区黒髪2丁目818番1地先まで	平成28年3月31日
2 3 2	黒髪1丁目第10号線	中央区黒髪1丁目120番1地先から 中央区黒髪1丁目126番3地先まで	平成28年3月31日
2 4 7	黒髪2丁目第6号線	中央区黒髪2丁目549番1地先から 中央区黒髪2丁目564番1地先まで	平成28年3月31日
2 6 9	黒髪2丁目第26号線	中央区黒髪2丁目818番1地先から 中央区黒髪2丁目817番1地先まで	平成28年3月31日
2 7 6	黒髪4丁目第4号線	中央区黒髪4丁目192番2地先から 中央区黒髪4丁目178番地先まで	平成28年3月31日
2 9 4	黒髪5丁目第9号線	中央区黒髪5丁目209番地先から 中央区黒髪5丁目205番地先まで	平成28年3月31日
2 1 0 5	黒髪5丁目第20号線	中央区黒髪5丁目422番1地先から 中央区黒髪5丁目398番地先まで	平成28年3月31日
2 1 1 2	黒髪6丁目第3号線	中央区黒髪6丁目302番地先から 中央区黒髪6丁目296番11地先まで	平成28年3月31日
2 1 3 4	黒髪6丁目第25号線	中央区黒髪6丁目562番地先から 中央区黒髪6丁目296番6地先まで	平成28年3月31日
3 2 2 4	九品寺2丁目第3号線	中央区九品寺2丁目2番22地先から 中央区九品寺2丁目6番2地先まで	平成28年3月31日
3 2 8 4	新大江2丁目第13号線	中央区新大江2丁目3番19地先から 中央区大江2丁目911番7地先まで	平成28年3月31日
4 1 3 9	水前寺4丁目常山1丁目第3号線	中央区水前寺4丁目176番地先から 中央区水前寺4丁目188番1地先まで	平成28年3月31日
4 1 5 4	水前寺公園第4号線	中央区水前寺公園381番1地先から 中央区水前寺公園260番1地先まで	平成28年3月31日
4 1 6 9	出水5丁目第1号線	中央区出水5丁目374番5地先から 中央区出水5丁目374番4地先まで	平成28年3月31日
4 2 0 8	出水1丁目第7号線	中央区出水1丁目238番1地先から 中央区出水1丁目361番地先まで	平成28年3月31日
5 1 4 1	萩原町田迎第1号線	南区田迎3丁目33番1地先から 南区田迎3丁目32番1地先まで	平成28年3月31日
5 1 6 7	本山町第13号線	中央区本荘町718番2番地先から	平成28年3月31日

		中央区本山町131番地先まで	
5 197	本山3丁目第3号線	中央区本山3丁目375番地先から 中央区本山3丁目386番1地先まで	平成28年3月31日
5 207	世安町十禅寺町第1号線	中央区十禅寺1丁目539番3地先から 中央区十禅寺1丁目547番地先まで	平成28年3月31日
5 209	世安町第14号線	中央区世安町501番1地先から 中央区世安町514番地先まで	平成28年3月31日
5 306	八王寺町田迎第1号線	南区田迎6丁目73番12地先から 南区田迎6丁目72番1地先まで	平成28年3月31日
6 39	横手3丁目第5号線	西区横手3丁目587番地先から 西区横手3丁目584番5地先まで	平成28年3月31日
6 174	春日2丁目第1号線	西区春日2丁目741番地先から 西区春日2丁目718番5地先まで	平成28年3月31日
6 198	春日町第16号線	西区春日7丁目202番2地先から 西区春日8丁目447番1地先まで	平成28年3月31日
6 253	二本木5丁目蓮台寺町第2号線	西区二本木4丁目422番14地先から 西区蓮台寺1丁目15番1地先まで	平成28年3月31日
6 332	田崎3丁目上代第1号線	西区田崎3丁目544番3地先から 西区田崎2丁目380番6地先まで	平成28年3月31日
6 334	田崎2丁目第1号線	西区田崎2丁目340番20地先から 西区田崎2丁目380番6地先まで	平成28年3月31日
6 335	田崎2丁目第2号線	西区田崎2丁目380番6地先から 西区田崎2丁目377番3地先まで	平成28年3月31日
6 338	八島2丁目城山上代町第1号線	西区城山上代町68番1地先から 西区上代2丁目112番地先まで	平成28年3月31日
6 365	蓮台寺町新土河原町第1号線	西区蓮台寺4丁目526番地先から 西区蓮台寺4丁目508番1地先まで	平成28年3月31日
6 465	横手1丁目春日4丁目第2号線	中央区横手1丁目1151番1地先から 中央区横手1丁目1152番1地先まで	平成28年3月31日
6 465	横手1丁目春日4丁目第2号線	中央区横手1丁目1154番2地先から 中央区横手1丁目1165番2地先まで	平成28年3月31日
6 465	横手1丁目春日4丁目第2号線	西区横手2丁目1209番地先から 西区横手2丁目1207番4地先まで	平成28年3月31日
6 465	横手1丁目春日4丁目第2号線	西区横手2丁目1208番地先から 西区春日4丁目1417番4地先まで	平成28年3月31日
7 232	島崎2丁目4丁目第1号線	西区島崎2丁目834番地先から 西区島崎2丁目841番1地先まで	平成28年3月31日
7 241	島崎1丁目横手1丁目第1号線	中央区島崎1丁目780番地先から 中央区島崎1丁目543番地先まで	平成28年3月31日
7 246	島崎1丁目第11号線	中央区島崎1丁目543番地先から 中央区島崎1丁目451番地先まで	平成28年3月31日
7 259	島崎2丁目第8号線	西区島崎2丁目836番地先から 西区島崎2丁目836番地先まで	平成28年3月31日
8 4	池田2丁目第2号線	西区池田2丁目682番地先から	平成28年3月31日

		西区池田 2 丁目 703 番地先まで	
8 17	上熊本 1 丁目 5 号線	西區上熊本 1 丁目 1 番 8 地先から 西區上熊本 1 丁目 1 番 5 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
8 273	池亀町 30 号線	西區池亀町 642 番地先から 西區池亀町 714 番 9 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
8 302	池亀町 31 号線	西區池亀町 158 番地先から 西區池亀町 331 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 111	高平 2 丁目 9 号線	北區高平 2 丁目 628 番地先から 北區高平 2 丁目 624 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 146	高平 1 丁目 10 号線	北區高平 1 丁目 114 番 4 地先から 北區高平 1 丁目 108 番 2 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 148	高平 1 丁目 12 号線	北區高平 1 丁目 86 番 2 地先から 北區高平 1 丁目 108 番 2 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 199	山室 10 号線	北區山室 2 丁目 464 番 1 地先から 北區山室 2 丁目 468 番 2 地先	平成 28 年 3 月 31 日
9 226	大窪 8 号線	北區大窪 1 丁目 847 番 1 地先から 北區大窪 1 丁目 908 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 417	新地 93 号線	北區清水新地 1 丁目 702 番 3 地先から 北區清水新地 1 丁目 725 番 8 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 418	大窪 47 号線	北區大窪 4 丁目 926 番地先から 北區大窪 4 丁目 931 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 469	麻生田 2 号線	北區榆木 2 丁目 1547 番 16 地先から 北區榆木 3 丁目 1427 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 532	麻生田 56 号線	北區麻生田 2 丁目 1548 番 1 地先から 北區榆木 2 丁目 1547 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 604	室園町 22 号線	北區清水本町 224 番 1 地先から 北區清水本町 236 番地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 1036	室園町 25 号線	北區室園町 51 番 1 地先から 北區室園町 59 番 2 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
9 1041	八景水谷 2 丁目 13 号線	北區八景水谷 2 丁目 299 番 12 地先から 北區八景水谷 2 丁目 299 番 11 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
10 8	陳内 1 号線	北區龍田陳内 1 丁目 1737 番 35 地先から 北區龍田陳内 1 丁目 1737 番 37 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
10 10	陳内 3 号線	北區龍田陳内 1 丁目 1737 番 35 地先から 北區龍田陳内 1 丁目 1737 番 137 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
10 61	上立田 7 号線	北區龍田 1 丁目 422 番 2 地先から 北區龍田 1 丁目 413 番 2 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
10 61	上立田 7 号線	北區龍田 1 丁目 499 番 2 地先から 北區龍田 1 丁目 500 番地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
10 130	龍田 4 丁目 榆木 1 丁目 1 号線	北區龍田 4 丁目 1301 番 11 地先から 北區龍田 4 丁目 1301 番 7 地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
10 148	上立田楠 5 丁目 1 号線	北區楠 5 丁目 1382 番 6 地先から 北區楠 5 丁目 1392 番地先まで	平成 28 年 3 月 31 日
10 338	弓削 107 号線	北區楠 8 丁目 1332 番 1 地先から	平成 28 年 3 月 31 日

		北区楠8丁目1918番地先まで	
10 742	龍田陣内2丁目第12号線	北区龍田陣内2丁目21番21地先から 北区龍田陣内2丁目660番地先まで	平成28年3月31日
10 752	龍田陣内2丁目第22号線	北区龍田陣内2丁目21番21地先から 北区龍田陣内2丁目15番6地先まで	平成28年3月31日
11 73	新南部2丁目第2号線	東区新南部2丁目608番3地先から 東区新南部2丁目568番11地先まで	平成28年3月31日
11 165	託麻団地第34号線	東区西原2丁目79番1地先から 東区西原2丁目34番5地先 まで	平成28年3月31日
11 230	保田窪本町第79号線	中央区帯山7丁目872番1地先から 中央区帯山7丁目867番1地先まで	平成28年3月31日
11 280	帯山8丁目帯山6丁目第1号線	中央区帯山8丁目958番30地先から 中央区帯山7丁目863番1地先まで	平成28年3月31日
11 354	帯山7丁目第2号線	中央区帯山7丁目868番1地先から 中央区帯山7丁目863番5地先まで	平成28年3月31日
12 353	広木町第4号線	東区広木町502番地先から 東区広木町110番5地先まで	平成28年3月31日
12 436	健軍町第62号線	東区佐土原1丁目3598番1地先から 東区佐土原1丁目3601番2地先まで	平成28年3月31日
13 433	沼山津4丁目第15号線	東区沼山津4丁目2021番1地先から 東区沼山津4丁目2155番7地先まで	平成28年3月31日
14 42	下江津第4号線	東区下江津5丁目102番6地先から 東区下江津1丁目94番1地先まで	平成28年3月31日
14 96	下無田第7号線	東区画図町大字下無田135番10地先から 東区画図町大字下無田127番地先まで	平成28年3月31日
14 130	重富第2号線	東区画図町大字重富33番地先から 東区画図町大字重富31番10地先まで	平成28年3月31日
14 131	重富第3号線	東区画図町大字重富57番7地先から 東区画図町大字重富74番地先まで	平成28年3月31日
14 137	重富第6号線	東区画図町大字重富321番地先から 東区画図町大字重富322番地先まで	平成28年3月31日
14 149	重富第18号線	東区画図町大字重富953番地先から 東区画図町大字重富944番1地先まで	平成28年3月31日
15 18	田迎第14号線	南区田迎5丁目281番3地先から 南区田迎5丁目282番5地先まで	平成28年3月31日
15 142	良町第37号線	南区田迎町大字良町673番地先から 南区田迎町大字良町668番2地先まで	平成28年3月31日
15 152	良町第47号線	南区田迎町大字良町693番1地先から 南区田迎町大字良町708番1地先まで	平成28年3月31日
15 170	良町5丁目御幸笛田7丁目第1号線	南区御幸笛田7丁目1357番地先から 南区御幸笛田7丁目1575番3地先まで	平成28年3月31日
15 233	笛田第54号線	南区御幸笛田町1169番1地先から 南区御幸笛田6丁目1147番1地先まで	平成28年3月31日
15 234	笛田第55号線	南区御幸笛田6丁目1149番地先から	平成28年3月31日

		南区御幸笹田町1166番1地先まで	
15 239	笹田第60号線	南区御幸笹田3丁目1232番1地先から 南区御幸笹田3丁目1238番1地先まで	平成28年3月31日
15 351	木部第71号線	南区御幸木部3丁目1670番1地先から 南区御幸木部3丁目1602番1地先まで	平成28年3月31日
15 592	良町4丁目第19号線	南区良町4丁目343番5地先から 南区良町4丁目343番13地先まで	平成28年3月31日
16 5	十禅寺町平田町第1号線	南区平田1丁目84番1地先から 南区平田1丁目486番8地先まで	平成28年3月31日
16 133	近見町第54号線	南区近見2丁目2500番12地先から 南区近見2丁目2520番1地先まで	平成28年3月31日
16 314	元三町第36号線	南区元三町1丁目59番8地先から 南区元三町1丁目59番1地先まで	平成28年3月31日
16 458	江越二丁目平成二丁目第1号線	南区平成2丁目231番地先から 南区平成2丁目91番地先まで	平成28年3月31日
16 460	平成一丁目江越二丁目第1号線	南区平成2丁目231番地先から 南区平成1丁目90番地先まで	平成28年3月31日
16 496	平成二丁目一丁目第2号線	中央区平成2丁目213番1地先から 中央区平成2丁目195番地先まで	平成28年3月31日
17 2	薄塚町八幡町第1号線	南区荒尾1丁目68番1地先から 南区荒尾3丁目24番1地先まで	平成28年3月31日
17 72	野口町荒尾町第1号線	南区八分字町17番2地先から 南区野口3丁目1203番3地先まで	平成28年3月31日
17 74	野口町荒尾町第2号線	南区野口3丁目1710番3地先から 南区野口3丁目1217番1地先まで	平成28年3月31日
17 75	野口町荒尾町第3号線	南区荒尾1丁目1967番地先から 南区荒尾3丁目2009番地先まで	平成28年3月31日
17 76	薄塚野口町第2号線	南区野口2丁目291番2地先から 南区野口2丁目291番3地先まで	平成28年3月31日
17 77	島町野口町第1号線	南区野口3丁目980番1地先から 南区野口3丁目956番1地先まで	平成28年3月31日
17 79	荒尾1丁目第1号線	南区荒尾1丁目1938番地先から 南区荒尾1丁目163番地先まで	平成28年3月31日
17 82	荒尾町第4号線	南区荒尾3丁目2005番地先から 南区荒尾1丁目2008番地先まで	平成28年3月31日
17 82	荒尾町第4号線	南区荒尾3丁目2009番地先から 南区荒尾1丁目1966番地先まで	平成28年3月31日
17 88	荒尾町第10号線	南区荒尾1丁目68番1地先から 南区荒尾1丁目63番1地先まで	平成28年3月31日
17 120	刈草町上ノ郷町第1号線	南区上ノ郷1丁目464番地先から 南区上ノ郷1丁目462番6地先まで	平成28年3月31日
17 121	刈草町近見町第1号線	南区近見2丁目2500番12地先から 南区近見2丁目2520番1地先まで	平成28年3月31日
18 170	上代上高橋町第1号線	西区上高橋1丁目208番3地先から	平成28年3月31日

		西区上高橋1丁目209番1地先まで	
20 30	近津第2号線	西区松尾町近津1112番地先から 西区松尾町近津1113番地先まで	平成28年3月31日
22 62	沖新町第50号線	西区沖新町4198番地先から 西区沖新町4200番1地先まで	平成28年3月31日
22 95	中島町第13号線	西区中島町2207番地先から 西区中島町1946番地先まで	平成28年3月31日
23 31	小山町第2号線	東区小山5丁目1059番10地先から 東区小山5丁目1000番3地先まで	平成28年3月31日
23 127	上南沼町第5号線	東区上南沼3丁目1199番1地先から 東区上南沼3丁目1199番地先まで	平成28年3月31日
23 133	上南沼町第11号線	東区上南沼1丁目285番1地先から 東区上南沼1丁目291番4地先まで	平成28年3月31日
23 141	下南沼町上南沼町第1号線	東区上南沼2丁目1446番13地先から 東区上南沼2丁目1422番3地先まで	平成28年3月31日
23 156	上南沼町第17号線	東区上南沼2丁目1446番5地先から 東区上南沼2丁目1446番13地先まで	平成28年3月31日
23 169	長嶺西2丁目長嶺東1丁目第1号線	東区長嶺西2丁目2434番1地先から 東区長嶺西1丁目2331番11地先まで	平成28年3月31日
23 224	長嶺町第60号線	東区長嶺南7丁目1544番2地先から 東区長嶺南7丁目1544番2地先まで	平成28年3月31日
23 301	九貴側道第19号線	東区戸島西4丁目3556番9地先から 東区戸島西4丁目3550番9地先まで	平成28年3月31日
23 321	長嶺町第169号線	東区長嶺西1丁目2411番4地先から 東区長嶺西2丁目2422番1地先まで	平成28年3月31日
23 378	長嶺南7丁目第1号線	東区長嶺南7丁目1809番1地先から 東区長嶺南7丁目1800番3地先まで	平成28年3月31日
23 739	長嶺南7丁目第3号線	東区長嶺南7丁目1808番3地先から 東区長嶺南7丁目1800番7地先まで	平成28年3月31日
24 55	鶴羽田町第1号線	北区鶴羽田1丁目419番2地先から 北区鶴羽田2丁目496番1地先まで	平成28年3月31日
24 94	飛田町第3号線	北区飛田2丁目683番地先から 北区飛田1丁目494番10地先まで	平成28年3月31日
24 127	飛田町第12号線	北区飛田2丁目781番1地先から 北区飛田2丁目806番2地先まで	平成28年3月31日
24 455	釜尾町第5号線	北区釜尾町733番1地先から 北区釜尾町738番地先まで	平成28年3月31日
25 24	白浜第10号線	西区河内町白浜1770番1地先から 西区河内町白浜1156番地先まで	平成28年3月31日
25 85	面木第1号線	西区河内町面木356番地先から 西区河内町面木350番地先まで	平成28年3月31日
25 86	岳平山第1号線	西区河内町面木403番地先から 西区河内町面木435番地先まで	平成28年3月31日
25 94	岳第12号線	西区河内町岳470番地先から	平成28年3月31日

		西区河内町岳467番1地先まで	
25 101	岳東門寺第1号線	西区河内町東門寺597番2地先から 西区河内町東門寺598番1地先まで	平成28年3月31日
26 26	並建町第1号線	南区並建町123番地先から 南区並建町126番5地先まで	平成28年3月31日
26 83	護国町第19号線	南区護国町2145番1地先から 南区護国町2143番3地先まで	平成28年3月31日
28 276	廻江第6号線	南区富合町廻江769番1地先から 南区富合町廻江759番地先まで	平成28年3月31日
29 19	鱒瀬土鹿野線	南区城南町鱒瀬638番2地先から 南区城南町鱒瀬690番2地先まで	平成28年3月31日
29 32	出水中央線	南区城南町舞原1352番1地先から 南区城南町舞原1393番2地先まで	平成28年3月31日
29 34	坂本千原線	南区城南町千町784番地先から 南区城南町千町783番1地先まで	平成28年3月31日
29 40	城南工業団地2号線	南区城南町鱒瀬1808番7地先から 南区城南町鱒瀬1858番地先まで	平成28年3月31日
29 42	下宮地中央線	南区城南町下宮地699番1地先から 南区城南町下宮地498番2地先まで	平成28年3月31日
29 48	下宮地舞原線	南区城南町隈庄893番1地先から 南区城南町下宮地229番1地先まで	平成28年3月31日
29 57	湯ノ上西山線	南区城南町鱒瀬865番地先から 南区城南町鱒瀬896番地先まで	平成28年3月31日
29 78	湯ノ上中央線	南区城南町鱒瀬904番1地先から 南区城南町鱒瀬872番4地先まで	平成28年3月31日
29 217	築出線	南区城南町舞原1392番1地先から 南区城南町舞原1377番1地先まで	平成28年3月31日
29 233	新田溜池線	南区城南町下宮地415番2地先から 南区城南町下宮地427番3地先まで	平成28年3月31日
4016	本荘5丁目帯山9丁目第1号線	中央区帯山7丁目863番1地先から 中央区帯山9丁目952番69地先まで	平成28年3月31日
4021	野中3丁目田迎5丁目第1号線	西区蓮台寺5丁目597番3地先から 西区蓮台寺5丁目593番地先まで	平成28年3月31日
4021	野中3丁目田迎5丁目第1号線	西区蓮台寺5丁目590番5地先から 西区蓮台寺5丁目674番1地先まで	平成28年3月31日
4021	野中3丁目田迎5丁目第1号線	西区蓮台寺2丁目813番1地先から 西区蓮台寺3丁目1079番1地先まで	平成28年3月31日
4030	池田1丁目池田4丁目第1号線	西区池田3丁目321番地先から 西区池田3丁目324番地先まで	平成28年3月31日
4033	室園町麻生田1丁目第1号線	北区清水万石3丁目240番5地先から 北区室園町60番地先まで	平成28年3月31日
4034	山室2丁目大窪1丁目第1号線	北区山室2丁目473番1地先から 北区大窪1丁目847番1地先まで	平成28年3月31日
4042	龍田3丁目龍田4丁目第1号線	北区楡木1丁目2372番1地先から	平成28年3月31日

		北区榆木1丁目1290番2地先まで	
4044	櫻町佐土原3丁目第1号線	東区佐土原3丁目3429番1地先から 東区佐土原3丁目3464番1地先まで	平成28年3月31日
4048	花立1丁目佐土原1丁目第1号線	東区佐土原1丁目3942番2地先から 東区佐土原1丁目3598番7地先まで	平成28年3月31日
4052	川尻4丁目画区町下無田第1号線	南区御幸木部町2331番地先から 南区御幸木部町2443番地先まで	平成28年3月31日
4071	鶴羽田町改寄町第1号線	北区鶴羽田1丁目519番8地先から 北区鶴羽田3丁目671番1地先まで	平成28年3月31日
4088	河内町野出第1号線	西区河内町野出570番2地先から 西区河内町野出560番1地先まで	平成28年3月31日
4106	清藤第1号線	南区富合町清藤24番1地先から 南区富合町廻I829番2地先まで	平成28年3月31日
4108	古閑沙崎第1号線	南区富合町花江241番2地先から 南区富合町花江364番3地先まで	平成28年3月31日
5004	黒髪2丁目室園町第1号線	中央区黒髪4丁目78番地先から 中央区黒髪4丁目80番1地先まで	平成28年3月31日
5032	津浦町打越町第1号線	北区津浦町365番2地先から 北区津浦町553番1地先まで	平成28年3月31日
5034	高平1丁目第9号線	北区高平1丁目89番1地先から 北区高平1丁目88番地先まで	平成28年3月31日
5036	龍田1丁目第1号線	北区龍田1丁目500番地先から 北区龍田1丁目407番8地先まで	平成28年3月31日
5058	昭町山ノ神1丁目第1号線	東区東町2丁目2番12地先から 東区東町2丁目2番11地先まで	平成28年3月31日
5072	世安町八幡5丁目第1号線	南区近見1丁目2978番6地先から 南区近見1丁目2930番2地先まで	平成28年3月31日
5103	榑野町大鳥居町第1号線	北区榑野町472番3地先から 北区榑野町1121番4地先まで	平成28年3月31日
5125	河内町大多尾第1号線	西区河内町大多尾918番1地先から 西区河内町大多尾918番2地先まで	平成28年3月31日
5148	田尻小岩瀬第1号線	南区富合町田尻663番地先から 南区富合町田尻491番2地先まで	平成28年3月31日
5148	田尻小岩瀬第1号線	南区富合町国町25番地先から 南区富合町国町14番地先まで	平成28年3月31日
5148	田尻小岩瀬第1号線	南区富合町国町27番2地先から 南区富合町国町11番地先まで	平成28年3月31日
5148	田尻小岩瀬第1号線	南区富合町国町29番2地先から 南区富合町国町5番地先まで	平成28年3月31日

告 示 第 2 0 8 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、次のとおり規約を定め、熊本市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原

村及び南阿蘇村の長の附属機関を共同設置したので、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本広域行政不服審査会共同設置規約

(共同設置する地方公共団体)

第 1 条 熊本市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村(以下「関係市町村」という。)は、行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)第 8 1 条第 1 項の規定による関係市町村の長(以下「関係市町村長」という。)の附属機関を、共同して設置する。

(名称)

第 2 条 この附属機関は、熊本広域行政不服審査会(以下「審査会」という。)という。

(審査会の執務場所)

第 3 条 審査会の執務場所は、熊本市中央区手取本町 1 番 1 号熊本市役所内とする。

(審査会の組織)

第 4 条 審査会は、委員 6 人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の任命方法等)

第 5 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、熊本市長が任命する。

- 2 熊本市長は、委員を任命したときは、その旨を関係市町村長(熊本市長を除く。第 1 4 条及び第 1 6 条第 2 項において同じ。)に通知する。
- 3 前 2 項の規定は、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任命について準用する。

(会長)

第 6 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 7 条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、熊本市長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(合議体)

第 8 条 審査会は、会長が指名する 3 人以上の委員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(議事)

第 9 条 前条第 1 項又は第 2 項の合議体は、その合議体を構成する委員の過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 前条第 1 項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。
- 3 前条第 2 項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。
 (庶務)

第 10 条 審査会の庶務は、熊本市において行う。

(負担金)

第 11 条 委員の報酬その他の審査会の運営に関する関係市町村の負担金の額は、関係市町村長がその協議により定める。

2 関係市町村は、前項の規定による負担金を、熊本市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町村長がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第 12 条 関係市町村のうち、特定の市町村が専ら当該市町村のために審査会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、これに要する経費を、前条第 1 項の規定による負担金とは別に、熊本市に交付するものとする。

(審査会に関する予算)

第 13 条 熊本市長は、第 11 条第 1 項に規定する負担金及び前条に規定する特定の事務に要する経費その他の審査会に関する予算について、熊本市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(審査会に関する決算報告)

第 14 条 熊本市長は、審査会に関する決算を熊本市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町村長に報告しなければならない。

(審査会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第 15 条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員等の身分取扱い)

第 16 条 熊本市は、委員及び専門委員の報酬及び費用弁償その他委員及び専門委員の身分取扱いに関し必要な事項を定める条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市町村(熊本市を除く。)と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、熊本市が制定し、又は改廃したときは、熊本市長は、これを関係市町村長に通知しなければならない。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、審査会の担任する事務について必要な事項は、関係市町村長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

告 示 第 2 0 9 号

平成 28 年 3 月 31 日

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を変更する。
 その関係書類は告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		新旧 の別	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
一般県道	熊本浜線	旧	南区田迎1丁目15番3地先 から 南区田迎1丁目162番12地先 まで	7.9 ~ 8.1	64.2

		新	南区田迎1丁目15番3地先 南区田迎1丁目16番12地先	から まで	9.8 ~ 9.9	64.2
一般県道	植木山鹿線	旧	北区植木町清水1066番3地先 北区植木町清水1068番1地先	から まで	4.8 ~ 16.4	58.3
		新	北区植木町清水1066番3地先 北区植木町清水1068番1地先	から まで	6.7 ~ 24.8	58.3

告 示 第 2 1 0 号

平成 28 年 3 月 3 1 日

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、県道の供用開始をする。
その関係書類は告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	宇土甲佐線	南区富合町木原 1 3 7 5 番 1 地先から 南区富合町木原 3 4 5 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 3 1 日
一般県道	熊本浜線	南区田迎 1 丁目 1 5 番 3 地先から 南区田迎 1 丁目 1 6 2 番 1 2 地先まで	平成 28 年 3 月 3 1 日
一般県道	植木山鹿線	北区植木町清水 1 0 6 6 番 3 地先から 北区植木町清水 1 0 6 8 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 3 1 日

告 示 第 2 1 1 号

平成 28 年 3 月 3 1 日

市道の供用を廃止するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用廃止の期日
		区 間	
1 - 4 0 5	細工町 5 丁目 慶徳堀町 第 1 号線	中央区細工町 5 丁目 1 8 番 1 地先から 中央区慶徳堀町 1 番 1 地先まで	平成 28 年 3 月 3 1 日
1 - 4 0 6	下通 2 丁目 水道町 第 1 号線	中央区下通 2 丁目 7 番 1 3 地先から 中央区水道町 6 番 3 地先まで	平成 28 年 3 月 3 1 日

告 示 第 2 1 2 号

平成 28 年 3 月 3 1 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
一般県道	益城菊陽線	東区小山6丁目3 6 3 4番4 4地先から 東区小山6丁目3 6 3 4番6 5地先まで	平成28年3月31日

公 告

公告第 2 0 5 号

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町大字下無田字廣江 1 5 5 2 番、1 5 5 0 番、1 5 4 9 番、1 5 4 6 番、1 5 4 8 番、1 5 4 7 番 1

4 , 1 0 3 . 5 2 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 7 6 番地 3

株式会社 ジョイント

代表取締役 上村 信敏

公告第 2 0 6 号

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市中央区出水七丁目 6 0 3 番 1、6 0 4 番 1、6 0 5 番 1、6 1 4 番、6 1 5 番、6 1 6 番、6 1 7 番、6 1 8 番、6 1 9 番、6 2 0 番、6 2 1 番、6 2 2 番、6 2 3 番、6 2 4 番、6 2 5 番、6 2 6 番 1、6 2 8 番、6 2 9 番、6 3 0 番、6 3 1 番、6 3 2 番、6 3 3 番、6 3 3 番 2、6 3 4 番、6 3 5 番、6 3 5 番 2、6 3 6 番、6 3 7 番、6 3 9 番 2、6 4 0 番 2、6 4 3 番 2、6 4 6 番 2、7 0 6 番、7 0 7 番 1、7 0 8 番 1、7 0 7 番 3、7 0 8 番 3

中央区出水八丁目 5 7 8 番及び市道、里道、水路

2 2 , 6 1 2 . 3 5 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区辛島町 4 番 3 5 号

株式会社 明和不動産

代表取締役 川口 英之介

公告第 2 0 7 号

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山町 1 6 6 5 番 2、1 6 6 6 番 4、1 6 6 8 番 2、1 6 6 9 番 2、1 6 7 0 番、1 6 7 1 番 1、1 6 7 2 番 4、1 6 7 2 番 5 及び法定外公共物（道路）

4, 8 8 0 . 6 7 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺六丁目 5 0 番 2 0 号

ファミリーステージ 株式会社

代表取締役 杉田 稔

公 告 第 2 0 9 号

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島五丁目 3 7 番 1、4 3 番 1、4 4 番、4 4 番 2

2, 9 9 9 . 0 9 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区下江津五丁目 1 3 番 1 2 号

株式会社 熊本不動産ネット

代表取締役 横田 健太

公 告 第 2 1 4 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第 6 2 条第 1 項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路 3・5・4 5 号 上熊本弓削線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本県熊本市中央区薬園町、妙体寺町、西子飼町、東子飼町及び子飼本町地内

使用の部分 なし

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局都市政策課

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局道路整備課

熊本市北区鹿子木町 6 6 熊本市都市建設局北部土木センター工務課

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日

公 告 第 2 1 7 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第 6 2 条第 1 項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画道路 3・4・29号 上熊本法成寺線
- 2 施行者の名称
熊本市
- 3 事業地
収用の部分 熊本県熊本市西区上熊本三丁目、池亀町及び池田四丁目地内
使用の部分 なし
- 4 事務所の所在地及び縦覧場所
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局都市政策課
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局道路整備課
熊本市中央区本山 2 丁目 9 番 5 1 号 熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所鉄道高架関連整備室
- 5 事業施行期間及び縦覧期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

公 告 第 2 1 8 号

平成 28 年 3 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第 6 2 条第 1 項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画道路 3・4・26号 新町戸坂線
- 2 施行者の名称
熊本市
- 3 事業地
収用の部分 熊本県熊本市中央区横手一丁目及び西区横手三丁目地内
使用の部分 熊本県熊本市中央区横手一丁目及び西区横手三丁目地内
- 4 事務所の所在地及び縦覧場所
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局都市政策課
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局道路整備課
熊本市中央区本山 2 丁目 9 番 5 1 号 熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所鉄道高架関連整備室
- 5 事業施行期間及び縦覧期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

公 告 第 2 3 1 号

平成 28 年 3 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区平田一丁目 596 番 5、600 番 1、601 番 1、606 番 1、606 番 2、606 番 3、607 番 1、607 番 2、607 番 3、607 番 4、607 番 5、609 番、609 番 3 の一部、609 番 4、609 番 9、615 番 2、617 番 1、617 番 5、618 番、619 番

2,061.10 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区田迎五丁目 4 番 6 号

TAKASUGI 株式会社

代表取締役 平島 孝典

公 告 第 2 3 2 号

平成 28 年 3 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字茶臼塚 220 番 2 の一部、222 番 1、222 番 2 及び里道、植木町植木字東古屋敷 127 番 4 の一部

4,127.76 平方メートル（2 工区）

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県山鹿市鹿央町持松 159 番地 1

鹿本農業協同組合

代表理事組合長 三浦 一水

公 告 第 2 3 3 号

平成 28 年 3 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字西 290 番 8、290 番 9、290 番 10、291 番 6、291 番 7、291 番 8

3,368.11 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町舞原字西 291 番 7

社会福祉法人 恵水福祉会

理事 鷺山 恵水

公 告 第 2 3 4 号

平成 28 年 3 月 29 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山半田三丁目1036番1、1038番1、1039番
364.37平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県玉名郡和水町下津原3951番地
社会福祉法人 博心会
理事 渡邊 悟朗

公告第236号

平成28年3月30日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代十丁目2729番、2730番1、2730番3、2730番4
1,665.61平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公告第237号

平成28年3月30日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区八反田三丁目3138番13、3138番16
3,337.52平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社 熊本不動産ネット
代表取締役 横田 健太

公告第238号

平成28年3月31日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区新土河原一丁目971番1、972番1
1,838.25平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区新土河原一丁目7番20号
社会福祉法人 こずえ保育園

理事 村上 寅美

公 告 第 2 3 9 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区田井島三丁目 2 6 4 番 4、2 6 4 番 5、2 6 4 番 6
4 0 1 . 0 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 2 4 0 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区八分字町字前田 2 0 1 5 番 1
2 0 0 . 7 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

中 央 区

中央区告示第 5 号

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 8 年 2 月 1 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

中央区告示第 6 号

平成 2 8 年 3 月 2 3 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 8 年 2 月 1 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 3 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 8 年 2 月 1 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田上 美智子

以下、登載省略

消 防 局

消防局訓令第 1 0 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市消防職員立入検査証規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西山 博之

熊本市消防職員立入検査証規程の一部を改正する訓令

熊本市消防職員立入検査証規程（平成 1 1 年消防局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「予防課長」を「予防部指導課長（以下「局指導課長」という。）」に改める。

第 7 条及び第 8 条中「予防課長」を「局指導課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、改正前の規定によりなされた手続き等については、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

消防局訓令第 1 6 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市消防署の組織に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西山 博之

熊本市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

熊本市消防署の組織に関する規程（昭和 5 4 年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（事務分掌）

第 4 条 第 2 条に規定する指導課（以下「署指導課」という。）及び警防課（以下「署警防課」という。）の事務分掌は、別表第 3 のとおりとする。

第 5 条第 1 項中「指導課」を「署指導課」に、「警防課」を「署警防課」に改める。

第 9 条第 1 項中改める。

第 6 条第 2 項中「署の指導課」を「署指導課」に、「警防課」を「署警防課」に、「課長代理」を「主幹及び課長代理」に改める。

第 9 条第 1 項中「警防課」を「署警防課」に改め、「副機関員」を削り、同条第 4 項中「第 2 副機関員」を「機関助手」に改め、同条第 5 項を削る。

別表第 1 熊本市中央消防署清水出張所の項、熊本市中央消防署楠出張所の項、熊本市中央消防署北部出張所の項及び熊本市中央消防署植木出張所の項を削り、同表中

「

熊本市南消防署城南出張所	熊本市南区城南町さんさん1	隈庄小学校区、杉上小学校区、豊田小学校区
--------------	---------------	----------------------

	丁目1番地1	
--	--------	--

を

熊本市南消防署城南出張所	熊本市南区城南町さんさん1丁目1番地1	隈庄小学校区、杉上小学校区、豊田小学校区
熊本市北消防署清水出張所	熊本市北区清水亀井町12番22号	清水小学校区、城北小学校区、高平台小学校区
熊本市北消防署楠出張所	熊本市北区楠5丁目7番60号	麻生田小学校区、楠小学校区、龍田小学校区、龍田西小学校区、榆木小学校区、武蔵小学校区、弓削小学校区
熊本市北消防署植木出張所	熊本市北区植木町山本739番地の2	植木小学校区、桜井小学校区、山東小学校区、田底小学校区、田原小学校区、菱形小学校区、山本小学校区、吉松小学校区

に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

課	事務分掌
署指導課（第12号から第14号までについては益城西原消防署に限る。）	(1) 職員（消防署に勤務する消防職員をいう。以下同じ。）の服務、教養その他身分に関すること。 (2) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。 (3) 署及び出張所、庁舎の施設の維持管理に関すること。 (4) 文書及び公印に関すること。 (5) 署員の人事関係その他諸証明に関すること。 (6) 消防広報、広聴、立入検査、違反処理その他予防事務に関すること。 (7) 防火管理者、防災管理者、防火協力団体等の指導育成に関すること。 (8) 予防関係の法令検査に関すること。 (9) 消防用設備等の設置指導に関すること。 (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。 (11) 建築物の許可、認可又は確認の同意に関すること。 (12) 危険物等の規制に関すること (13) 火薬類の規制に関すること（煙火の消費に限る。）。

	(14) 上益城郡益城町、阿蘇郡西原村との連絡調整に関する事(消防局総務部総務課の所管に属しないものに限る。)
署警防課(第11号から第14号までについては南消防署に限る。)	(1) 署の警防計画及び訓練に関する事。 (2) 災害の指揮、活動及び調査に関する事。 (3) 応急手当等の普及活動に関する事。 (4) 消防機械器具及び救急資機材の管理に関する事。 (5) 消防局警防部警防課の所管に属しない消防地利及び水利並びに消防団に関する事。 (6) 幼年消防クラブ及び少年消防クラブの指導育成に関する事。 (7) 自主防災クラブの指導育成に関する事。 (8) 消防局予防部及び署指導課に属しない火災調査、立入検査、違反処理、消防広報その他の予防事務に関する事。 (9) 管轄区域内における消防団の教育及び訓練に関する事。 (10) 開発行為に係る消防上の指導に関する事。 (11) 船舶火災の予防、警戒及び鎮圧に関する事。 (12) 熊本市沿岸の海上、船舶等における救急救助に関する事。 (13) 海上における油流出事故に対する拡散防止に関する事。 (14) 海況等に関する事。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

消防局訓令第 17 号
平成 28 年 3 月 31 日

熊本市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西山博之

熊本市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

熊本市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成 7 年訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、隔日勤務及び変則隔日勤務」を「及び隔日勤務」に改め、同条第 2 項中「、隔日勤務」を「及び隔日勤務」に改め、「及び変則隔日勤務の職員(以下「変則隔日勤務者」という。)」を削る。

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 5 条第 1 項中「及び変則隔日勤務」を削る。

第 6 条第 2 項中「総務課長」を「総務部総務課長」に改める。

第 7 条第 2 項中「8 週間」を「4 週間」に、「16 日」を「8 日」に、「4 週間」を「2 週間」に、「4 日」を「2 日」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「平成 5 年 1 月 24 日」を「平成 28 年 5 月 15 日又はその翌日」に、「8 週間」を「4 週間」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 12 条中「できなかつた」を「できなかった」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

	毎日勤務	隔日勤務
消防局に勤務する職員	隔日勤務の欄に掲げる職員以外の職員	情報司令課の指令班（一部・二部）に勤務する職員
消防署に勤務する職員	隔日勤務の欄に掲げる職員以外の職員	警防課の警防班（一部・二部）及び救急救助班（一部・二部）に勤務する職員

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 28 年 5 月 15 日から施行する。

消防局訓令第 18 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市消防職員証規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西山博之

熊本市消防職員証規程の一部を改正する訓令

熊本市消防職員証規程（平成 11 年 3 月 31 日消防局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。第 3 条第 3 項中「5 年間」を「6 年間」に、「総務課長」を「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」に改める。

第 6 条第 1 項中「総務課」を「総務部総務課（以下「総務課」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現に交付されている職員証の有効期限については、交付の日から起算して 6 年間とみなす。

消防局告示第 1 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市火災予防規程の一部を次のとおり改正する。

熊本市消防局長 西山博之

熊本市火災予防規程の一部を改正する規程

熊本市火災予防規程（平成 20 年消防局告示第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 1 項中「連名で」を「の連名をもって」に改め、同条第 2 項中「その 1 部に受付印（様式第 1 号の 5。以下同じ。）」を「所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印（熊本市火災予防規則（昭和 63 年規則第 16 号。以下「規則」という。）に規定する様式第 4 号の受理印をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条の 3 第 2 項中「その 1 部に受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印」に改め、同条第 3 項中「差し支えないものとし、この場合、共同報告を行う管理権原者全員について記載している共同防火対象物点検報告を行う届出者等一覧（様式第 1 号の 3）を第 1 項の報告の際に添付するものとする」を「差し支えないものとする」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定による報告は、共同報告を行う管理権原者全員について記載している共同防火対象物点検報告を行う届出者等一覧（様式第 1 号の 3）を第 1 項の報告書に添付して行うものとする。

第 2 条の 4 第 2 項中「その 1 部に受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印」に改め、同条第 3 項中「差し支えないものとし、この場合、共同報告を行う管理権原者全員について記載している共同防災管理点検報告を行う届出者等一覧（様式第 1 号の 4）を第 1 項の報告の際に添付するも

のとする」を「差し支えないものとする」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定による報告は、共同報告を行う管理権原者全員について記載している共同防災管理点検報告を行う届出者等一覧（様式第 1 号の 4）を第 1 項の報告書に添付して行うものとする。

第 3 条第 3 項中「その 1 部に申請受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に申請受理印（規則様式第 4 号の 2 の 2 に規定するものをいう。以下同じ。）」に、「届出者」を「申請者」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の申請について」を「申請者に対し、第 1 項の申請に係る審査結果について」に、「結果を通知する」を「通知する」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 5 条の 2 第 2 項中「その 1 部に受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印」に改める。

第 6 条中「所轄消防署又は消防出張所へ」を「所轄消防署長宛てに」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の通報書を受理したときは、所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印を押して通報者に返付するものとする。

3 前 2 項の規定は、令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ又は (16) の 2 項に掲げる防火対象物（以下「通報対象防火対象物」という。）が通報訓練のみを実施する場合及び通報対象防火対象物以外の防火対象物が任意で訓練の通報を行う場合について、準用するものとする。

第 6 条の 2 中「において準用する省令第 3 条第 1 1 項」を削り、「様式第 4 号 9」を「様式第 4 号」に、「所轄消防署又は消防出張所へ」を「所轄消防署長宛てに」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の通報書を受理したときは、所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印を押して通報者に返付するものとする。

第 7 条第 2 項中「省令第 2 条の 2 第 2 項の」を「省令第 2 条の 2 第 2 項に規定する」に改め、同条第 3 項中「その 1 部に受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印」に改める。

第 7 条の 2 第 2 項を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の申請書は、2 部提出するものとする。

3 所轄消防署長は、第 1 項の取下書を受理したときは、その 1 部に申請受理印を押して申請者に返付するものとする。

第 7 条の 3 中「該当することとなったときには」の次に「、所轄消防署長は」を加える。

第 7 条の 4 第 1 項中「自衛消防組織設置（変更）届出書」を「自衛消防組織設置（変更）届出書（省令別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 の 3）」に改め、同条第 2 項中「その 1 部に受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印」に改める。

第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 10 条の 2 第 2 項、第 10 条の 3 第 2 項及び第 10 条の 4 第 2 項中「その 1 部に受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印」に改める。

第 10 条の 5 第 2 項を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の申請書は、2 部提出するものとする。

3 所轄消防署長は、第 1 項の取下書を受理したときは、その 1 部に申請受理印を押して申請者に返付するものとする。

第 10 条の 6 中「当該防災管理対象物の管理権原者に対して」を「所轄消防署長は、当該防災管理対象物の管理権原者に対して」に改める。

第 11 条第 1 項中「圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書」を「圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書（府令別記様式第 1）」に改め、同条第 2 項中「その 1 部に届出受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に届出受理印」に改める。

第 12 条第 1 項第 2 号ア中「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）」を「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下同じ。）」に改め、同号イ中「電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）」を「電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号。以下同じ。）」に改める。

第 14 条の 2 第 3 項中「その 1 部に申請受付印」を「所轄消防署長は、その 1 部に申請受理印」に

改め、同条第 4 項中「第 1 項の申請について」を「申請者に対し、第 1 項の申請に係る審査結果について」に改め、「結果を」を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条、第 2 条の 2 関係)

権原を有する者一覧表

防火対象物又は建築物その他の工作物の名称
所在地
代表者 住 所
氏 名 印
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

熊本市火災予防規程第 (2 条・2 条の 2) に基づき、統括 (防火・防災) 管理者を下記のとおり連名で選任 (解任) します。

記

1	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	
2	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	
3	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	
4	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	
5	住 所	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	印
	権原を有する部分 (範囲)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 1 号の 3 を次のように改める。

様式第 1 号の 3 (第 2 条の 3 関係)

共同防火対象物点検報告を行う届出者等一覧

(/)

番号	届出者の氏名等	防 火 管 理 者 立 会 者 備 考
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	

注 1 届出者の氏名の記入にあたり、法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。

2 備考欄には、テナントの名称等を記入すること。

様式第 1 号の 4 を次のように改める。

様式第 1 号の 4 (第 2 条の 4 関係)

共同防災管理点検報告を行う届出者等一覧

(/)

番号	届出者の氏名等	防 災 管 理 者 立 会 者 備 考
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	印
	氏 名	印
	電話番号	

注 1 届出者の氏名の記入にあたり、法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。

2 備考欄には、テナントの名称等を記入すること。

様式第 1 号の 5 を削る。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 6 条関係）

消 防 訓 練 実 施 通 報 書

年 月 日			
(宛)			
防火管理者 職・氏名			
消防訓練を次のとおり実施するので、通報します。			
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
防火対象物名称		用途	
所在地	電話番号 ()		
参加人員	名	担当者(職・氏名)	
消防職員の派遣	要・否	事前打合せの希望	月 日 時 分
実施内容	1 消火訓練 2 通報訓練 3 避難訓練 4 その他()		
訓練の概要			
受付欄		経過欄	
		敷地ID	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「消防職員の派遣」及び「訓練種別」の欄は、該当するものを で囲むこと。なお、消防職員の派遣が必要な場合又は訓練の実施方法等で相談がある場合は、事前打合せの希望日時を記入すること。
- 3 「訓練の概要」の欄は、具体的な実施内容を記入すること。なお、訓練計画書を別途作成し、添付する場合は、「別紙のとおり」と記入すること。
- 4 印の欄は記入しないこと。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 6 条の 2 関係)

防 災 訓 練 実 施 通 報 書

年 月 日			
(宛)			
防災管理者 職・氏名			
防災訓練を次のとおり実施するので、通報します。			
実 施 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
防災管理対象物名称		用 途	
所 在 地	電話番号 ()		
参 加 人 員	名	担当者 (職・氏名)	
消防職員の派遣	要・否	事前打合せの希望	月 日 時 分
訓 練 種 別	1 避難訓練 2 その他の防災訓練 (1 消 火 2 情報収集等 3 救出・救護 4 その他 ())		
訓 練 の 概 要			
受 付 欄		経 過 欄	
		敷地 ID	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「消防職員の派遣」及び「訓練種別」の欄は、該当するものを で囲むこと。なお、消防職員の派遣が必要な場合又は訓練の実施方法等で相談がある場合は、事前打合せの希望日時を記入すること。
- 3 「訓練の概要」の欄は、具体的な実施内容を記入すること。なお、訓練計画書を別途作成し、添付する場合は、「別紙のとおり」と記入すること。
- 4 印の欄は記入しないこと。

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 14 条の 2 関係)

火 災 予 防 条 例 に 係 る 特 例 申 請 書

年 月 日

(宛)

申請者 住 所

氏 名 印

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

熊本市火災予防条例 (第 17 条の 3、第 22 条の 2、第 29 条の 6、第 34 条の 3、第 36 条の 2) の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

名 称	
所 在 地	
施 設 の 概 要	
特例を受けようとする理由	該当条項 (条例第 条 第 項 第 号)
特 例 を 受 け る 基 準	
特 例 を 受 け る た め の 措 置 等	

受 付 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 添付図面 配置図、参考図面等 特例申請に必要な図面等を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の規定によりなされた手続等は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

消 防 局 告 示 第 2 号

平成 28 年 3 月 31 日

防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西山博之

防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程の一部を改正する告示

防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程(平成 26 年消防局告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名中「防火対象物」を「熊本市防火対象物」に改める。

第 2 条第 1 号中「という。」を「という。)」に改め、同条第 3 号中「適マーク通知により重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準」を「ホテル・旅館等不特定多数の者が利用する防火対象物の防火安全対策等の重要性を踏まえた建築構造等の安全性が、一定の基準」に改め、同条第 9 号中「以下同じ」を「以下「建基法」という。」に改める。

第 4 条第 1 項第 4 号中「建築基準法令」を「建基法」に改め、「特定行政庁」の次に「(建基法第 2 条第 3 5 号に規定するものをいう。)」を加える。

第 5 条第 4 項中「適合するものについて」を「適合する場合」に改める。

第 6 条第 2 項第 1 号中「かつ」の次に「、当該最終交付日から 1 年が経過する前に交付(更新)申請され」を加え、同項第 2 号中「交付日」を「当該最終交付日」に改め、同条第 3 項中「を提出させ、受理する」を「の提出を求める」に改める。

第 9 条中「又は」の次に「提出書類等の」を加える。

第 10 条第 2 項中「交付していた」を削る。

第 12 条第 1 項中「表示基準に適合」を「表示基準(該当する部分に限る。)に適合」に改める。

別記様式第 1 号様式中「消防本部等が」を削る。

別記様式第 4 号様式中「遵守事項」を「遵守事項等」に、「表示マークを返還するものとし」を「所轄消防署長が、表示マークを返還し」に、「使用をとりやめること」を「使用をとりやめることを求める場合があります」に改める。

別記様式第 6 号様式中「消防本部等が」を削る。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

消 防 局 告 示 第 3 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西山博之

熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程の一部を改正する告示

熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程(平成 27 年消防局告示第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「行うこと」を「行うもの」に改める。

第 6 条第 6 号中「当該公表該当違反対象物」を「、当該公表該当違反対象物」に、「公表通知書を、」を「、公表通知書を」に改め、同条第 7 号中「、用途」を削る。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

交 通 局

交通局規程第 2 号
平成 28 年 3 月 31 日

熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

熊本市交通局広告取扱規程（昭和 59 年交通局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（日割計算）

第 6 条 月をもって定める広告料金につき、広告の掲出期間に 1 箇月未満の月があるときの当該月の
広告料金は日割で計算する。

2 前項の日割計算については、当該月の実日数にかかわらず、1 箇月の広告料金を 30 で除した額
に、当該月における広告を掲出した日数を乗じて算出するものとする。

別記様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号(第 3 条関係)

広告掲出申込書

年 月 日

熊本市交通事業管理者 (宛)

住所

氏名 印

次のとおり広告の掲載をしたいので承認願います。

広告主	広告件名	種別	数量	期 間	単価	料金
			枚 ・ 車	年 月 日 自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円
			枚 ・ 車	自 . . . 月 間 至 . . . 日	円	円

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

交通局 規 程 第 3 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市軌道条例施行規程（平成 1 4 年交通局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

第 2 条 本市の電車（以下「市電」という。）の運賃額を次のとおり定める。

(1) 普通旅客運賃

大人（中学校又はこれに準ずるものに就学している者以上の者をいう。以下同じ。）170 円、小児（小学校又はこれに準ずるものに就学している者以下の者をいう。以下同じ。）90 円

(2) 定期旅客運賃 別表第 1

(3) 団体旅客運賃 別表第 2

(4) 貸切旅客運賃 別表第 3

(5) 特殊普通旅客運賃 別表第 4

(6) 身体障がい者等割引運賃 別表第 5

第 2 条第 3 項中「と小児（小学生以下の者をいう。以下同じ。）」を「、小児」に、「第 4 号又は第 7 号」を「第 3 号又は第 6 号」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「第 5 号」を「第 4 号」に改める。

第 2 条の 2 第 2 項中「から第 1 7 条まで」を「、第 1 3 条及び第 1 7 条」に改める。

第 3 条の見出し中「カード式乗車券」を「IC カード」に改め、同条第 1 項中「カード式乗車券又は」を削り、「本市の電車（以下「市電」という。）」を「市電」に改め、「又は他の事業者の乗合自動車」及び「（中学生以上の者をいう。以下同じ。）」を削る。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

第 4 条 運賃の收受及び乗車券の発売は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通旅客運賃（割引運賃を含む。）及び団体旅客運賃の收受市電内にて收受する。

(2) 定期乗車券の発売

総務課及び管理者が指定する場所にて発売する。

(3) 貸切旅客運賃の收受団体旅客運賃の收受

大江営業所及び大江営業所上熊本車庫にて收受する。

(4) 1 日乗車券及び市電 1 日乗車券の発売

総務課、大江営業所、大江営業所上熊本車庫及び市電内にて発売する。

(5) 普通乗車券の発売

管理者が特に必要と認める場合にのみ、管理者が指定する場所にて発売する。

第 9 条を次のように改める。

（乗継乗車券）

第 9 条 市電にあって事故その他の理由により乗継ぎを必要とする場合は、乗継乗車券（以下「乗継券」という。）を発行することができる。

2 乗継券は、20 分以内に乗り継ぎを行う場合においてのみ有効とする。

3 乗継券は、無料とする。

4 乗継券の発行は、1 乗継につき 1 枚 1 回限りとし、再発行しない。

5 乗継券は、他人に譲渡できないものとする。

6 乗継券は、発行する停留場において乗り継がないときは無効とする。

第 1 0 条の見出し中「乗換券」を「乗換乗車券」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、乗換券の取扱いについて準用する。

第 1 0 条第 3 項から第 5 項までを削る。

第 1 9 条第 4 号及び第 2 0 条第 3 項中「発行」を「発売」に改める。

第 2 1 条から第 2 6 条までを削り、第 2 7 条を第 2 1 条とし、第 2 7 条の 2 を第 2 2 条とし、第 2 8 条を削る。

第 2 9 条第 1 項中「運賃の払戻」を「運賃の払戻し」に改め、「1 日乗車券」の次に「又は市電 1 日乗車券」を加え、「回数乗車券 1 連又はカード式乗車券 1 枚」を「又は回数乗車券 1 連（カード式乗車券を除く。以下同じ。）」に改め、同項第 1 号中「1 日乗車券」の次に「又は市電 1 日乗車券」を加え、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 未使用の回数乗車券、1 日乗車券又は市電 1 日乗車券を同一又は異なる券種に交換する場合には、払戻しの手続きを行ったものとして 1 枚につき 5 0 円の手数料を徴収し、運賃額が異なる券種に交換する場合には、手数料に加えて、その運賃の差額を徴収することができる。

第 2 9 条を第 2 3 条とする。

第 3 0 条を第 2 4 条とし、第 3 1 条を第 2 5 条とする。

第 3 2 条第 1 項第 1 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同号中イをアとし、口を削り、ハ中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、ハをイとし、同条を第 2 6 条とする。

第 3 3 条を第 2 7 条とする。

第 3 4 条中「市電内又は乗降場」を「市電車内又は停留場」に改め、同条を第 28 条とする。

第 3 5 条を第 2 9 条とする。

別表第 1 中「小学生以下の者に発行」を「小児に発売」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 を別表第 3 とする。

別表第 5 中「1 枚 4 0 0 円」を「大人 1 枚 5 0 0 円、小児 1 枚 2 5 0 円」に改め、同表を別表第 4 とする。

別表第 6 を別表第 5 とする。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

交 通 局 規 程 第 4 号

平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市交通事業管理者の職務代理者を定める規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通事業管理者の職務代理者を定める規程の全部を改正する規程

熊本市交通事業管理者の職務代理者を定める規程（昭和 4 2 年交通局規程第 1 3 号）の全部を次のように改正する。

熊本市交通事業管理者の職務代理者を定める規程

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 1 3 条第 1 項に規定する交通事業管理者(以下「管理者」という。)に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、次に掲げる職にある職員が、その順序に従い管理者の職務を代理する。

(1) 総務課長

(2) 電車課長

附 則

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

交 通 局 規 程 第 5 号

平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市交通局事務決裁規程（平成 2 7 年交通局規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 9 号を第 3 2 号とし、第 1 8 号から第 2 8 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 1 7 号の次に次の 3 号を加える。

- (18) 強制徴収債権の滞納処分等のうち、差押え、交付要求、徴収の猶予、換価の猶予（差押えの猶予を含む。）及び差押えの停止に関すること。
- (19) 強制徴収債権の繰上徴収、差押物件の登記嘱託、公示送達に関すること。
- (20) 熊本市債権管理条例（平成 2 8 年条例第 1 2 号）の規定に基づく非強制徴収債権の強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止及び履行延期の特約等に関すること。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

交 通 局 規 程 第 6 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程（昭和 3 0 年交通局規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「標準的な」を削り、「別表第 2 のとおり」を「別表第 2 に定める級別基準職務表のとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で管理者が定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類されるもの」に改める。

第 8 条の見出しを削り、同条第 5 項中「5 5 歳」の次に「（交通事業企業職員給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、5 7 歳）」を加え、「第 1 項の規定の適用については、同項中「4 号給（交通事業企業職員給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの」にあっては、3 号給）」とあるのは「2 号給）」を「前条の規定による昇給は、同条前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同条後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が定める基準に従い決定するもの」に改める。

第 1 1 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

第 1 1 条の 2 第 2 号を次のように改める。

(2) 熊本市職員厚生会の掛金及び厚生資金貸付に対する償還額

第 1 3 条の 2 中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 管理職手当の月額、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 1 0 0 分の 2 5 を超えてはならない。

第 1 8 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 8」を「1 0 0 分の 2 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 1 5」を「1 0 0 分の 2 0 以内で管理者が定める割合」に改める。

第 1 9 条の 3 第 2 項の表中「6 8 , 0 0 0 円」を「7 6 , 0 0 0 円」に改める。

第 4 0 第 5 項中「得た額」の次に「（管理者が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料の月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額を加算した額）」を加える。

附則第 1 2 条中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

（平成 2 8 年 4 月 1 日における号給の調整）

第 1 3 条 次の各号における職員の平成 2 8 年 4 月 1 日における号給については、それぞれ当該各号に定める号給数を上限として、管理者が定める号給数を加えた号給とする。

(1) 平成 2 2 年 1 月 1 日において第 8 条の規定の適用を受けた職員、平成 2 3 年 1 月 1 日において

第 11 条の規定の適用を受けた職員その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして
管理者が定める職員 1号

(2) 平成 23 年 1 月 1 日において第 10 条の規定の適用を受けた職員その他当該職員との均衡上必
要があると認められるものとして管理者が定める職員 2号

(平成 29 年 4 月 1 日における号給の調整)

第 14 条 次の各号における職員の平成 29 年 4 月 1 日における号給については、それぞれ当該各
号に定める号給数を上限として、管理者が定める号給数を加えた号給とする。

(1) 平成 24 年 1 月 1 日において第 10 条の規定の適用を受けた職員その他当該職員との均衡上必
要があると認められるものとして管理者が定める職員 2号

(2) 平成 24 年 1 月 1 日において第 11 条の規定の適用を受けた職員その他当該職員との均衡上必
要があると認められるものとして管理者が定める職員 1号

別表第 1 を次のように改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 級別基準職務表

ア 交通事業企業職員給料表(1)の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務
3 級	主任主事及び主任技師の職務
4 級	主査の職務
5 級	主幹の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務
8 級	局長の職務

イ 交通事業企業職員給料表(2)の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う運転士、車掌及び技工の職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う運転士、車掌及び技工の職務
3 級	監督並びに高度の技能又は経験を必要とする運転士、車掌及び技工の職務
4 級	相当の技能又は経験を必要とする監督並びに主任運転士、技工長及び主任技工の職務
5 級	(1) 副所長及び監督長の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする監督並びに主任運転士、技工長及び主任技工の職務

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3

支給を受ける職員の職	手当額	
職務の級が 8 級の職員の職	管理者が定める職員	113,600 円
	管理者が定める職員以外の職員	103,700 円
職務の級が 7 級の職員の職	管理者が定める職員	90,800 円
	管理者が定める職員以外の職員	81,800 円
職務の級が 6 級の職員の職	管理者が定める職員	71,100 円
	管理者が定める職員以外の職員	62,700 円
職務の級が 5 級の職員の職	管理者が定める職員	51,700 円

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成 28 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日において、この規程による改正前の熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程 (以下「改正前の規程」という。) 別表第 1 ア交通事業企業職員給料表(1)の適用を受けていた職員で、その属していた職務の級(以下「旧級」という。)が 7 級、8 級及び 9 級であったものの切替日における職務の級は、それぞれ 6 級、7 級及び 8 級とする。

(号給の切替え)

3 前項の適用を受ける職員の切替日における号給は、旧級が 8 級及び 9 級であった職員の号給については切替日の前日においてそのものが受けていた号給とし、旧級が 7 級であった職員の号給については管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額 (切替日の前日においてその者が受けていた号給における給料月額と改正前の規程附則第 9 項の規定、熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (平成 18 年規程第 2 号) 附則第 6 項から第 8 項までの規定又はこの規程による改正前の熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (平成 23 年規程第 7 号) 附則第 10 項から第 12 項までの規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。) に達しないこととなるもの (管理者が定める職員を除く。) には、平成 31 年 3 月 31 日までの間に限り、給料月額のほか、その差額に相当する額 (以下この項において「差額相当額」という。) (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては、この規程による改正後の熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程 (以下「改正後の規程」という。) 附則第 9 項の規定の適用を受ける職員又はこの規程による改正後の規程の一部を改正する規程 (平成 23 年規程第 7 号) 附則第 10 項の規定の適用を受ける職員にあっては、3,200 円 (差額相当額が 3,200 円未満の場合にあっては、当該差額相当額) を差額相当額から減じて得た額) を給料として支給する。

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以後新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて給料を支給する。

8 前 3 項の規定による給料を支給される職員に対する熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例 (昭和 28 年条例第 6 号) 第 8 条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (平成 28 年規程第 号) 附則第 5 項から第 7 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(昇給に関する経過措置)

9 改正後の規程第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員については、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、同項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、昇給させることができる。

(委任)

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

11 熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成23年規程第7号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「相当する額」の次に「(以下この項において「差額相当額」という。)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までにあつては3,200円(差額相当額が3,200円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成31年4月1日から平成32年3月31日までにあつては6,400円(差額相当額が6,400円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成32年4月1日から平成33年3月31日までにあつては9,600円(差額相当額が9,600円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成33年4月1日から平成34年3月31日までにあつては12,800円(差額相当額が12,800円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成34年4月1日以降にあつては16,000円(差額相当額が16,000円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を差額相当額から減じて得た額)」を加える。

(管理職手当の平成31年3月31日までの間における経過措置)

12 改正後の規程別表第3の適用については、切替日から平成31年3月31日までの間、「113,600円」とあるのは「102,200円」と、「103,700円」とあるのは「92,900円」と、「90,800円」とあるのは「85,500円」と、「81,800円」とあるのは「76,500円」と、「71,100円」とあるのは「64,400円」と、「62,700円」とあるのは「56,000円」と、「51,700円」とあるのは「46,900円」とする。

13 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、職務の級の切替えによりその者の受ける管理職手当の月額が同日に受けていた管理職手当の月額に達しないこととなるもの(切替日において熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程(昭和30年規程第12号)第9条の規定により降格された職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間に限り、管理職手当の月額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。

(熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

14 熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成24年規程第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項見出し中「経過措置」を「平成28年3月31日までの間における経過措置」に改め、同項中「当分の間」を「平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間」に改める。

交通局規程第7号

平成28年3月31日

熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程

熊本市交通局会計規程(平成27年交通局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第25条第1号に次のただし書を加える。

ただし、定期券自動更新機の乗車料金については、集金日をもって当該営業日の乗車料金収入とする。

第40条第6号中「概算払」を「前金払」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

交通局 規程 第 8 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程

熊本市交通局行政財産使用規程（昭和 42 年交通局規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号中「第 1 条の物件」を「使用物件」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局

上下水道局規程第 3 号

平成 28 年 3 月 16 日

熊本市上下水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

（熊本市上下水道局事務分掌規程の一部改正）

第 1 条 熊本市上下水道局事務分掌規程（昭和 42 年水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「課、営業所」を「部並びに課」に改め、総務課の項の前に次のように加える。

総務部

第 2 条中富合営業所の項、城南営業所の項及び植木営業所の項を削り、給排水設備課の項の次に次のように加える。

計画整備部

第 2 条中下水道整備課の項の次に次のように加える。

維持管理部

第 2 条中北部上下水道センターの項の次に次のように加える。

南部上下水道センター

第 3 条中「富合営業所、城南営業所、植木営業所、西部上下水道センター及び北部上下水道センター」を「西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センター」に改める。

第 4 条総務課の項第 5 号中「熊本市水道サービス公社及び熊本市下水道技術センター」を「熊本市上下水道サービス公社」に改め、同項第 18 号を削り、同条富合営業所の項、城南営業所の項及び植木営業所の項を削り、同条経営企画課の項第 10 号中「営業所」を「かい」に改め、同条料金課の項第 3 号中「水道料金等」を「水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）」に改め、同条給排水設備課の項第 4 号中「受益者負担金等」を「下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金」に改め、同条水相談課の項第 1 号及び第 2 号中「（植木営業所の所管区域を除く。）」を削り、同項第 8 号中「及び北部上下水道センター」を「、北部上下水道センター及び南部上下水道センター」に改め、同条西部上下水道センター及び北部上下水道センターの項を次のように改める。

西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センター

- (1) 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関すること（南部上下水道センターに限る。）。
- (2) 工業用水道料金に関すること（南部上下水道センターに限る。）。
- (3) 貯蔵品の保管及び受払に関すること。
- (4) 水道施設、工業用水道施設（南部上下水道センターに限る。）及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- (5) 水道施設管路、工業用水道施設管路（南部上下水道センターに限る。）及び給水管の維持管理

に関すること。

(6) 水道施設管路、工業用水道施設管路（南部上下水道センターに限る。）及び給水管の漏水防止に関すること。

(7) 給水施設（南部上下水道センターに限る。）及び給水装置に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。

(8) 下水道管渠^{きよ}施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

(9) 受託給水装置工事に伴う加入金に関すること（北部上下水道センターに限る。）。

(10) 受託給水装置工事費に関すること（北部上下水道センターに限る。）。

第 4 条管路維持課の項第 1 号中「（植木営業所の所管区域を除く。）」を削る。

第 5 条の見出しを「（部長等）」に改め、同条第 1 項中「局に次長」を「部に部長」に改め、「営業所」を削る。

第 6 条第 1 項中「次長」を「部長」に改める。

別表富合営業所の項、城南営業所の項及び植木営業所の項を削り、同表北部上下水道センターの項中「和泉町」の次に「植木町鑑田、植木町有泉、植木町石川、植木町伊知坊、植木町今藤、植木町岩野、植木町植木、植木町上古閑、植木町後古閑、植木町内、植木町円台寺、植木町大井、植木町荻迫、植木町小野、植木町亀甲、植木町木留、植木町清水、植木町鞍掛、植木町古閑、植木町色出、植木町正清、植木町鈴麦、植木町大和、植木町田底、植木町滴水、植木町轟、植木町富応、植木町豊岡、植木町豊田、植木町投刀塚、植木町那知、植木町一木、植木町平井、植木町平野、植木町平原、植木町広住、植木町舟島、植木町辺田野、植木町味取、植木町宮原、植木町舞尾、植木町山本、植木町米塚」を加え、同項の次に次のように加える。

南部上下水道センター	南区	城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町さんさん一丁目、城南町さんさん二丁目、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田、城南町鰐瀬、富合町榎津、富合町大町、富合町御船手、富合町碓江、富合町上杉、富合町清藤、富合町木原、富合町小岩瀬、富合町莎崎、富合町古閑、富合町国町、富合町菰江、富合町志々水、富合町釈迦堂、富合町新、富合町杉島、富合町田尻、富合町西田尻、富合町平原、富合町廻江及び富合町南田尻
------------	----	--

（熊本市上下水道局事務決裁規程の一部改正）

第 2 条 熊本市上下水道局事務決裁規程（昭和 36 年水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（部長専決事項）」に改め、同条及び同条第 6 号中「次長」を「部長」に改め、同条第 16 号中「次長専決事項」を「部長専決事項」に改める。

第 4 条中「、営業所」を削り、同条営業所長専決事項の項を削り、同条上下水道センター所長専決事項の項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「（北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。）」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号を同項第 6 号とし、同項に次の 5 号を加える。

(7) 工業用水道に係る使用水量の認定に関すること（南部上下水道センターに限る。）。

(8) 工業用水道料金の調定、更正、取消し、還付、充当、納期延長、分納、定めのある基準による減免及び納入通知、督促、催告等に関すること（南部上下水道センターに限る。）。

(9) 工業用水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること（南部上下水道センターに限る。）。

(10) 加入金の調定、更正、取消し、還付、充当、納期延長、分納、定めのある基準による減免及び納入通知、督促、催告等に関すること（北部上下水道センターに限る。）。

(11) 受託給水装置工事費の調定、更正、取消し、還付、充当、納期延長、分納及び納入通知、督促、催告等に関すること（北部上下水道センターに限る。）。

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「次長」を「部長」に改め、同条第 3 項中「次長専決事項」を「部長専決事項」に、「次長」を「部長」に改める。

（熊本市下水道条例施行規程の一部改正）

第 3 条 熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「公益財団法人熊本市下水道技術センター理事長」を「公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長」に改める。

第 8 条第 2 項第 5 号中「公益財団法人熊本市下水道技術センター」を「公益財団法人熊本市上下水道サービス公社」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（排水設備工事責任技術者の登録等に関する経過措置）

2 この規程の施行の前日に公益財団法人熊本市下水道技術センター理事長がした排水設備工事責任技術者の登録及びその取消し並びに排水設備工事責任技術者証の交付は、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長がした排水設備工事責任技術者の登録及びその取消し並びに排水設備工事責任技術者証の交付とみなす。

（熊本市上下水道局公印保管使用規程の一部改正）

3 熊本市上下水道局公印保管使用規程（昭和 30 年水道局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 一般公印の表次長印の項中「次長名」を「部長名」に、「1」を「各 1」に改め、同項を部長印の項とする。

別表第 1 の 2 専用公印の表水道料金等納入済証明書専用管理者印の項中「3」を「4」に改める。

別表第 2 の 1 一般公印の表中

「

熊 本 市 上下水道局次 長 之 印

」を「

熊 本 市 上 下 水 道 局 部 長 之 印

」に改める。

（熊本市上下水道局文書規程の一部改正）

4 熊本市上下水道局文書規程（昭和 41 年水道局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、営業所」を削る。

（熊本市上下水道事業企業職員職名規程の一部改正）

5 熊本市上下水道事業企業職員職名規程（昭和 42 年水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次長」を「部長」に改める。

（熊本市上下水道事業管理者の職務代理者の順序に関する規程の一部改正）

6 熊本市上下水道事業管理者の職務代理者の順序に関する規程（平成 16 年水道局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号中「上下水道局次長（総務担当）」を「総務部長」に改め、第 2 号中「上下水道局次長（計画整備担当）」を「計画整備部長」に改め、第 3 号中「上下水道局次長（維持管理担当）」を「維持管理部長」に改める。

(熊本市上下水道局工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規程の一部改正)

7 熊本市上下水道局工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規程 (平成 2 1 年上下水道局規程第 1 8 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次長」を「部長」に改める。

(熊本市上下水道局会計規程の一部改正)

8 熊本市上下水道局会計規程(平成 2 1 年上下水道局規程第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

別表総務課、経営企画課、料金課、給排水設備課、計画調整課、水道整備課、下水道整備課、管路維持課、水運用課、水再生課、富合営業所、城南営業所、植木営業所、西部上下水道センター及び北部上下水道センターの項を総務課、経営企画課、料金課、給排水設備課、計画調整課、水道整備課、下水道整備課、管路維持課、水運用課、水再生課、西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センターの項とする。

(熊本市上下水道局庁舎管理規程の一部改正)

9 熊本市上下水道局庁舎管理規程 (平成 2 6 年上下水道局規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表本庁舎の項中「上下水道局次長 (総務担当) 」を「総務部長」に改める。

上下水道局告示第 1 4 号

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 (平成 1 0 年水道局規程第 5 号) 第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 7 2 3 号	上益城郡階船町豊秋 7 6 5 番地 有限会社ツルカメ企画事務所 取締役 永山 和人	平成 2 8 年 2 月 2 9 日

上下水道局告示第 1 5 号

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程 (平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号) 第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 2 6 4 号	菊池郡隈陽町大字津久礼 2 3 5 6 番地の 2 明興設備株式会社 代表取締役 川俣 幸治	平成 2 8 年 3 月 8 日
		代表者の異動

上下水道局告示第 1 6 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程 (平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号) 第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 4 6 号	熊本市東区戸島五丁目 1 1 番 2 6 号 有限会社ライフテックシステム 代表取締役 木村 幸司	平成 2 8 年 3 月 1 0 日

上下水道局規程第 4 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市上下水道局事務決裁規程等の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局事務決裁規程等の一部を改正する規程

(熊本市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 熊本市上下水道局事務決裁規程(昭和 3 6 年水道局規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 6 号を第 1 8 号とし、第 1 5 号を第 1 7 号とし、第 1 4 号を第 1 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(15) 強制徴収債権に係る差押財産の換価処分に関すること。

第 2 条中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 定例による所管事業のうち、重要なものの実施に関すること。

第 3 条中「第 2 7 号」を「第 3 0 号」に改め、同条課長共通専決事項の項中第 2 7 号を第 3 0 号とし、第 2 1 号から第 2 6 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 2 0 号の次に次の 3 号を加える。

(21) 強制徴収債権の滞納処分等のうち、差押え、交付要求、徴収の猶予、換価の猶予(差押えの猶予を含む。)及び差押えの停止に関すること。

(22) 強制徴収債権の繰上徴収、差押物件の登記囑託及び公示送達に関すること。

(23) 熊本市債権管理条例(平成 2 8 年条例第 1 2 号)の規定に基づく非強制徴収債権の強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止及び履行延期の特約等に関すること。

(熊本市上下水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第 2 条 熊本市上下水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程(平成 2 8 年上下水道局規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち熊本市上下水道局事務決裁規程第 7 条の改正規定中「及び」を「中「次長」を「所管の部長」に改め、同条」に改める。

附 則

この規程中第 1 条の規定は平成 2 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

上下水道局規程第 5 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程(昭和 4 2 年水道局規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「標準的な」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 上下水道事業事務・技術職員給料表級別基準職務表(別表第 1)

(2) 上下水道事業業務職員給料表級別基準職務表(別表第2)

第4条第5項中「55歳」の次に「(業務職員にあつては57歳)」を加え、「前項の規定の適用については、同項中「4号給(上下水道事業事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(以下「特定管理職員」という。))にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給)」を「第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が定める基準に従い決定するもの」に改める。

第6条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第7条第2号中「、同利息及び物品購入に係る一括立替払返済額」を「及び同利息」に改める。

第9条第1項中「とおりと」の次に「し、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」の100分の25を超えないものと」を加える。

第12条第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第25条第2項中「以外に」を「を超えて」に改める。

第31条第5項中「得た額」の次に「(管理者が定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料の月額に100分の25を超えない範囲で管理者が定める割合を乗じて得た額を加算した額)」を加える。

第42条第1項の表中「377,000」を「371,000」に、「426,000」を「419,000」に、「479,000」を「471,000」に、「542,000」を「532,000」に、「618,000」を「607,000」に、「722,000」を「709,000」に、「845,000」を「829,000」に改める。

附則第7項中「給料月額と」の次に「平成29年3月31日までの間にあつては」を、「相当する額」の次に「(以下この項において「差額相当額」という。)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までにあつては3,200円(差額相当額が3,200円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成31年4月1日から平成32年3月31日までにあつては6,400円(差額相当額が6,400円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成32年4月1日から平成33年3月31日までにあつては9,600円(差額相当額が9,600円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成33年4月1日から平成34年3月31日までにあつては12,800円(差額相当額が12,800円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成34年4月1日以降にあつては16,000円(差額相当額が16,000円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を差額相当額から減じて得た額)」を加える。

附則に次の2項を加える。

(平成28年4月1日における号給の調整)

12 次の各号に掲げる職員の平成28年4月1日における号給については、それぞれ当該各号に定める号給数を上限として、管理者が定める号給数を加えた号給とする。

(1) 平成22年1月1日において第6項の規定の適用を受けた職員、平成23年1月1日において前項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員 1号

(2) 平成23年1月1日において第10項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員 2号

(平成29年4月1日における号給の調整)

13 次の各号に掲げる職員の平成29年4月1日における号給については、それぞれ当該各号に定める号給数を上限として、管理者が定める号給数を加えた号給とする。

(1) 平成24年1月1日において第10項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員 2号

(2) 平成24年1月1日において第11項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必

要があると認められるものとして管理者が定める職員 1号

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

上下水道事業事務・技術職員給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務
3 級	主任主事及び主任技師の職務
4 級	主査の職務
5 級	主幹の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務
8 級	総括審議員の職務

別表第 2 (第 2 条関係)

上下水道事業業務職員給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定例的な業務を行う主事及び技師の職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする主事及び技師の職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする主事及び技師の職務
4 級	主任主事及び副主任の職務
5 級	主任及び作業長の職務
	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任主事及び副主任の職務

別表第 3 (第 2 条関係)

上下水道事業事務・技術職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,800	190,700	223,300	258,600	283,700	316,700	396,600	448,400
	2	141,000	192,500	225,300	260,800	285,900	318,900	399,000	451,400
	3	142,200	194,300	227,300	263,000	288,100	321,100	401,400	454,400
	4	143,400	196,100	229,300	265,200	290,300	323,300	403,800	457,400
	5	144,600	197,900	231,300	267,400	292,500	325,500	406,200	460,400
	6	145,800	199,700	233,300	269,600	294,700	327,700	408,600	463,400
	7	147,000	201,500	235,300	271,800	296,900	329,900	411,000	466,400
	8	148,200	203,300	237,300	274,000	299,100	332,100	413,400	469,400
	9	149,400	205,100	239,300	276,200	301,300	334,300	415,800	472,400
	10	150,600	206,900	241,300	278,400	303,500	336,300	417,800	475,400
	11	151,800	208,700	243,300	280,600	305,700	338,300	419,800	478,400
	12	153,000	210,500	245,300	282,800	307,900	340,300	421,800	481,400
	13	154,200	212,300	247,300	285,000	310,100	342,300	423,800	484,400
	14	155,400	214,100	249,100	287,200	312,300	344,300	425,800	486,800
	15	156,600	215,900	250,900	289,400	314,500	346,300	427,800	489,200
	16	157,800	217,700	252,700	291,600	316,700	348,300	429,800	491,600
	17	159,000	219,500	254,500	293,800	318,900	350,300	431,800	494,000
	18	160,800	221,300	256,300	296,000	321,100	352,100	433,600	495,500
	19	162,600	223,100	258,100	298,200	323,300	353,900	435,400	497,000
	20	164,400	224,900	259,900	300,400	325,500	355,700	437,200	498,500
	21	166,200	226,700	261,700	302,600	327,700	357,500	439,000	500,000
	22	168,700	228,500	263,500	304,800	329,700	359,300	440,500	501,500
	23	171,200	230,300	265,300	307,000	331,700	361,100	442,000	503,000
	24	173,700	232,100	267,100	309,200	333,700	362,900	443,500	504,500
	25	176,200	233,900	268,900	311,400	335,700	364,700	445,000	506,000
	26	178,000	235,400	270,700	313,400	337,700	366,200	446,500	507,200
	27	179,800	236,900	272,500	315,400	339,700	367,700	448,000	508,400
	28	181,600	238,400	274,300	317,400	341,700	369,200	449,500	509,600
	29	183,400	239,900	276,100	319,400	343,700	370,700	451,000	510,800
	30	185,200	241,400	277,900	321,400	345,500	372,200	451,800	511,800
	31	187,000	242,900	279,700	323,400	347,300	373,700	452,600	512,800
	32	188,800	244,400	281,500	325,400	349,100	375,200	453,400	513,800
	33	190,600	245,900	283,300	327,400	350,900	376,700	454,200	514,800
	34	192,100	247,400	285,100	329,400	352,700	377,900	455,000	515,600
	35	193,600	248,900	286,900	331,400	354,500	379,100	455,800	516,400
	36	195,100	250,400	288,700	333,400	356,300	380,300	456,600	517,200
	37	196,600	251,900	290,500	335,400	358,100	381,500	457,400	518,000
	38	198,100	253,400	292,000	337,400	359,300	382,700	457,900	518,500
	39	199,600	254,900	293,500	339,400	360,500	383,900	458,400	519,000
	40	201,100	256,400	295,000	341,400	361,700	385,100	458,900	519,500
	41	202,600	257,900	296,500	343,400	362,900	386,300	459,400	520,000
	42	203,800	258,900	298,000	344,900	364,100	387,300	459,900	
	43	205,000	259,900	299,500	346,400	365,300	388,300	460,400	
	44	206,200	260,900	301,000	347,900	366,500	389,300	460,900	
	45	207,400	261,900	302,500	349,400	367,700	390,300	461,400	
	46	208,600	262,900	304,000	350,900	368,700	391,300		
	47	209,800	263,900	305,500	352,400	369,700	392,300		
	48	211,000	264,900	307,000	353,900	370,700	393,300		
	49	212,200	265,900	308,500	355,400	371,700	394,300		
	50	213,200	266,900	310,000	356,400	372,700	395,300		
	51	214,200	267,900	311,500	357,400	373,700	396,300		
	52	215,200	268,900	313,000	358,400	374,700	397,300		
	53	216,200	269,900	314,500	359,400	375,700	398,300		
	54	217,200	270,900	315,700	360,400	376,500	399,300		
	55	218,200	271,900	316,900	361,400	377,300	400,300		
	56	219,200	272,900	318,100	362,400	378,100	401,300		
	57	220,200	273,900	319,300	363,400	378,900	402,300		
	58	221,200	274,400	320,500	364,200	379,700	403,300		
	59	222,200	274,900	321,700	365,000	380,500	404,300		
60	223,200	275,400	322,900	365,800	381,300	405,300			

61	224,200	275,900	324,100	366,600	382,100	406,300		
62	225,200	276,400	324,900	367,400	382,900	407,300		
63	226,200	276,900	325,700	368,200	383,700	408,300		
64	227,200	277,400	326,500	369,000	384,500	409,300		
65	228,200	277,900	327,300	369,800	385,300	410,300		
66	229,200	278,400	328,100	370,600	386,100	411,300		
67	230,200	278,900	328,900	371,400	386,900	412,300		
68	231,200	279,400	329,700	372,200	387,700	413,300		
69	232,200	279,900	330,500	373,000	388,500	414,300		
70	233,000	280,400	331,300	373,800	389,300	415,300		
71	233,800	280,900	332,100	374,600	390,100	416,300		
72	234,600	281,400	332,900	375,400	390,900	417,300		
73	235,400	281,900	333,700	376,200	391,700	418,300		
74	236,200	282,400	334,200	376,700	392,200	419,100		
75	237,000	282,900	334,700	377,200	392,700	419,900		
76	237,800	283,400	335,200	377,700	393,200	420,700		
77	238,600	283,900	335,700	378,200	393,700	421,500		
78	239,400	284,400	336,200	378,700	394,200	422,300		
79	240,200	284,900	336,700	379,200	394,700	423,100		
80	241,000	285,400	337,200	379,700	395,200	423,900		
81	241,800	285,900	337,700	380,200	395,700	424,700		
82	242,600	286,400	338,200	380,700	396,200	425,200		
83	243,400	286,900	338,700	381,200	396,700	425,700		
84	244,200	287,400	339,200	381,700	397,200	426,200		
85	245,000	287,900	339,700	382,200	397,700	426,700		
86	245,500	288,400	340,200	382,700	398,200			
87	246,000	288,900	340,700	383,200	398,700			
88	246,500	289,400	341,200	383,700	399,200			
89	247,000	289,900	341,700	384,200	399,700			
90	247,500	290,400	342,200	384,700	400,200			
91	248,000	290,900	342,700	385,200	400,700			
92	248,500	291,400	343,200	385,700	401,200			
93	249,000	291,900	343,700	386,200	401,700			
94		292,400	344,200					
95		292,900	344,700					
96		293,400	345,200					
97		293,900	345,700					
98		294,400	346,200					
99		294,900	346,700					
100		295,400	347,200					
101		295,900	347,700					
102		296,400	348,200					
103		296,900	348,700					
104		297,400	349,200					
105		297,900	349,700					
106		298,400	350,200					
107		298,900	350,700					
108		299,400	351,200					
109		299,900	351,700					
110		300,400	352,200					
111		300,900	352,700					
112		301,400	353,200					
113		301,900	353,700					
114		302,400						
115		302,900						
116		303,400						
117		303,900						
118		304,400						
119		304,900						
120		305,400						
121		305,900						
122		306,400						
123		306,900						
124		307,400						
125		307,900						
再任用職員	189,700	213,300	256,600	276,100	290,900	318,000	381,100	432,500

別表第 4 (第 2 条関係)

上下水道事業業務職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	128,600	174,600	196,600	249,200	286,000
	2	129,600	176,100	198,100	250,700	287,900
	3	130,600	177,600	199,600	252,200	289,800
	4	131,600	179,100	201,100	253,700	291,700
	5	132,600	180,600	202,600	255,200	293,600
	6	133,600	182,100	204,100	256,700	295,400
	7	134,600	183,600	205,600	258,200	297,200
	8	135,600	185,100	207,100	259,700	299,000
	9	136,600	186,600	208,600	261,200	300,800
	10	137,600	187,800	210,100	262,400	302,500
	11	138,600	189,000	211,600	263,600	304,200
	12	139,600	190,200	213,100	264,800	305,900
	13	140,600	191,400	214,600	266,000	307,600
	14	141,600	192,600	216,100	267,200	309,200
	15	142,600	193,800	217,600	268,400	310,800
	16	143,600	195,000	219,100	269,600	312,400
	17	144,600	196,200	220,600	270,800	314,000
	18	145,800	197,400	222,000	271,800	315,500
	19	147,000	198,600	223,400	272,800	317,000
	20	148,200	199,800	224,800	273,800	318,500
	21	149,400	201,000	226,200	274,800	320,000
	22	150,600	202,200	227,600	275,800	321,400
	23	151,800	203,400	229,000	276,800	322,800
	24	153,000	204,600	230,400	277,800	324,200
	25	154,200	205,800	231,800	278,800	325,600
	26	155,700	206,800	233,200	279,800	326,900
	27	157,200	207,800	234,600	280,800	328,200
	28	158,700	208,800	236,000	281,800	329,500
	29	160,200	209,800	237,400	282,800	330,800
	30	161,700	210,800	238,800	283,800	332,000
	31	163,200	211,800	240,200	284,800	333,200
	32	164,700	212,800	241,600	285,800	334,400
	33	166,200	213,800	243,000	286,800	335,600
	34	167,700	214,800	244,300	287,800	336,700
	35	169,200	215,800	245,600	288,800	337,800
	36	170,700	216,800	246,900	289,800	338,900
	37	172,200	217,800	248,200	290,800	340,000
	38	173,700	218,800	249,500	291,800	341,000
	39	175,200	219,800	250,800	292,800	342,000
	40	176,700	220,800	252,100	293,800	343,000
	41	178,200	221,800	253,400	294,800	344,000
	42	179,700	222,800	254,700	295,800	345,000
	43	181,200	223,800	256,000	296,800	346,000
	44	182,700	224,800	257,300	297,800	347,000
	45	184,200	225,800	258,600	298,800	348,000
	46	185,400	226,800	259,900	299,800	349,000
	47	186,600	227,800	261,200	300,800	350,000
	48	187,800	228,800	262,500	301,800	351,000
	49	189,000	229,800	263,800	302,800	352,000
	50	190,200	230,800	265,000	303,800	353,000
	51	191,400	231,800	266,200	304,800	354,000
	52	192,600	232,800	267,400	305,800	355,000
	53	193,800	233,800	268,600	306,800	356,000
	54	194,900	234,800	269,800	307,300	357,000
	55	196,000	235,800	271,000	307,800	358,000
	56	197,100	236,800	272,200	308,300	359,000
	57	198,200	237,800	273,400	308,800	360,000
	58	199,200	238,800	274,400	309,300	361,000
	59	200,200	239,800	275,400	309,800	362,000
	60	201,200	240,800	276,400	310,300	363,000
	61	202,200	241,800	277,400	310,800	364,000
	62	203,100	242,300	278,400	311,300	365,000
	63	204,000	242,800	279,400	311,800	366,000
	64	204,900	243,300	280,400	312,300	367,000
	65	205,800	243,800	281,400	312,800	368,000
	66	206,600	244,300	282,200	313,300	368,500
	67	207,400	244,800	283,000	313,800	369,000

	68	208,200	245,300	283,800	314,300	369,500
	69	209,000	245,800	284,600	314,800	370,000
	70	209,700	246,300	285,400	315,300	
	71	210,400	246,800	286,200	315,800	
	72	211,100	247,300	287,000	316,300	
	73	211,800	247,800	287,800	316,800	
	74	212,500	248,300	288,300	317,300	
	75	213,200	248,800	288,800	317,800	
	76	213,900	249,300	289,300	318,300	
	77	214,600	249,800	289,800	318,800	
	78	215,300	250,300	290,300	319,300	
	79	216,000	250,800	290,800	319,800	
	80	216,700	251,300	291,300	320,300	
	81	217,400	251,800	291,800	320,800	
	82	218,100	252,300	292,300	321,300	
	83	218,800	252,800	292,800	321,800	
	84	219,500	253,300	293,300	322,300	
	85	220,200	253,800	293,800	322,800	
	86	220,800	254,300	294,300	323,300	
	87	221,400	254,800	294,800	323,800	
	88	222,000	255,300	295,300	324,300	
	89	222,600	255,800	295,800	324,800	
	90	223,200	256,300	296,300	325,300	
	91	223,800	256,800	296,800	325,800	
	92	224,400	257,300	297,300	326,300	
	93	225,000	257,800	297,800	326,800	
	94	225,600	258,300	298,300	327,300	
	95	226,200	258,800	298,800	327,800	
	96	226,800	259,300	299,300	328,300	
	97	227,400	259,800	299,800	328,800	
	98	228,000	260,300	300,300	329,300	
	99	228,600	260,800	300,800	329,800	
	100	229,200	261,300	301,300	330,300	
	101	229,800	261,800	301,800	330,800	
	102	230,300	262,300	302,300		
	103	230,800	262,800	302,800		
	104	231,300	263,300	303,300		
	105	231,800	263,800	303,800		
	106	232,300	264,300	304,300		
	107	232,800	264,800	304,800		
	108	233,300	265,300	305,300		
	109	233,800	265,800	305,800		
	110	234,300	266,300	306,300		
	111	234,800	266,800	306,800		
	112	235,300	267,300	307,300		
	113	235,800	267,800	307,800		
	114	236,300	268,300	308,300		
	115	236,800	268,800	308,800		
	116	237,300	269,300	309,300		
	117	237,800	269,800	309,800		
	118	238,300	270,300	310,300		
	119	238,800	270,800	310,800		
	120	239,300	271,300	311,300		
	121	239,800	271,800	311,800		
	122		272,300	312,300		
	123		272,800	312,800		
	124		273,300	313,300		
	125		273,800	313,800		
	126		274,300	314,300		
	127		274,800	314,800		
	128		275,300	315,300		
	129		275,800	315,800		
	130		276,300	316,300		
	131		276,800	316,800		
	132		277,300	317,300		
	133		277,800	317,800		
	134		278,300			
	135		278,800			
	136		279,300			
	137		279,800			
再任 用職 員		197,500	206,600	228,200	249,100	280,600

別表第 5（第 9 条関係）

支給を受ける職員の職		手当額
職務の級が 8 級の職員の職	管理者が定める職員	113,600円
	管理者が定める職員以外の職員	103,700円
職務の級が 7 級の職員の職	管理者が定める職員	90,800円
	管理者が定める職員以外の職員	81,800円
職務の級が 6 級の職員の職	管理者が定める職員	71,100円
	管理者が定める職員以外の職員	62,700円
職務の級が 5 級の職員の職	管理者が定める職員	51,700円

別表第 7 及び別表第 8 中職務の級が 5 級の職員（営業所、上下水道センター、維持補修センター又は浄化センターの所長に限る。）の項を職務の級が 5 級の職員（上下水道センター、維持補修センター又は浄化センターの所長に限る。）の項とし、職務の級が 6 級又は 7 級の職員の項を職務の級が 6 級の職員の項とし、職務の級が 8 級の職員の項を職務の級が 7 級の職員の項とし、職務の級が 9 級の職員の項を職務の級が 8 級の職員の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 平成 28 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において、この規程による改正前の熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）別表第 3 の給料表の適用を受けていた職員で、その属していた職務の級（以下「旧級」という。）が 7 級、8 級及び 9 級であったものの切替日における職務の級は、それぞれ 6 級、7 級及び 8 級とする。

（号給の切替え）

- 3 前項の適用を受ける職員の切替日における号給は、旧級が 8 級及び 9 級であった職員の号給については切替日の前日においてその者が受けていた号給とし、旧級が 7 級であった職員の号給については管理者が定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替えに伴う経過措置）

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額（切替日の前日においてその者が受けていた号給における給料月額と改正前の規程附則第 7 項の規定、熊本市水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 18 年水道局規程第 6 号）附則第 6 項から第 8 項までの規定又はこの規程による改正前の熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 23 年上下水道局規程第 5 号）附則第 10 項から第 12 項までの規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。）に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、平成 31 年 3 月 31 日までの間に限り、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては、この規程による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）附則第 7 項の規定の適用を受ける職員又はこの規程による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 23 年上下水道局規程第 5 号）附則第 10 項の規定の適用を受ける職員にあっては、3,200円（差額相当額が 3,200円未満の場合にあっては、

- 当該差額相当額)を差額相当額から減じて得た額)を給料として支給する。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以後新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に対する熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例(昭和28年条例第6号)第8条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成28年上下水道局規程第5号)附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(昇給に関する経過措置)
- 9 改正後の規程第4条第5項の規定の適用を受ける職員については、平成30年3月31日までの間に限り、同項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、昇給させることができる。
(管理職手当に関する経過措置)
- 10 改正後の規程別表第5の適用については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、「113,600円」とあるのは「102,200円」と、「103,700円」とあるのは「92,900円」と、「90,800円」とあるのは「85,500円」と、「81,800円」とあるのは「76,500円」と、「71,100円」とあるのは「64,400円」と、「62,700円」とあるのは「56,000円」と、「51,700円」とあるのは「46,900円」とする。
- 11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、職務の級の切替えによりその者の受ける管理職手当の月額が同日に受けていた管理職手当の月額に達しないこととなるもの(切替日において降格された職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間に限り、管理職手当の月額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。
(熊本市上下水道局事務決裁規程の一部改正)
- 12 熊本市上下水道局事務決裁規程(昭和36年水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。
第2条第6号中「8級」を「7級」に改める。
(熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 13 熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成23年上下水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。
附則第10項中「相当する額」の次に「(以下この項において「差額相当額」という。)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までにあっては3,200円(差額相当額が3,200円未満の場合にあっては、当該差額相当額)を、平成31年4月1日から平成32年3月31日までにあっては6,400円(差額相当額が6,400円未満の場合にあっては、当該差額相当額)を、平成32年4月1日から平成33年3月31日までにあっては9,600円(差額相当額が9,600円未満の場合にあっては、当該差額相当額)を、平成33年4月1日から平成34年3月31日までにあっては12,800円(差額相当額が12,800円未満の場合にあっては、当該差額相当額)を、平成34年4月1日以降にあっては16,000円(差額相当額が16,000円未満の場合にあっては、当該差額相当額)を差額相当額から減じて得た額)」を加える。
- 14 熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成24年上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。
附則第2項中「当分」を「平成24年4月1日から平成28年3月31日まで」に改める。
(熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正)
- 15 熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(平成27年上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

教育委員会

教育長訓令第 1 号

平成 28 年 3 月 23 日

熊本市立小中学校学校事務支援室の組織及び運営に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市立小中学校学校事務支援室の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
熊本市立小中学校学校事務支援室の組織及び運営に関する規程（平成 20 年教育長訓令第 1 号）の
一部を次のように改正する。

別表武蔵中・龍田中学校地区の項中「弓削小学校」の次に「、龍田西小学校」を加える。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

教委告示第 4 号

平成 28 年 3 月 24 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 教育長 岡 昭 二

1 日時

平成 28 年 3 月 29 日（火）午後 2 時から

2 場所

マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室

3 議事

- (1) 熊本市立幼稚園基本計画の策定について
- (2) 熊本市教育振興基本計画（平成 28～31 年度）の策定について
- (3) 熊本市教育方針の策定について
- (4) 熊本市教育長の職務代理者に係る事務の委任等に関する規則の制定について
- (5) 熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- (6) 熊本市教育委員会事務局事務専決規則を廃止する規則の制定について
- (7) 障がい者に対する合理的配慮に関する指針の策定について
- (8) 熊本市就学指導委員会運営規則の一部改正について
- (9) 熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について
- (10) 熊本市社会教育指導員に関する規則の一部改正について

4 協議

- (1) 小学校の運動部活動について

5 報告

- (1) 市立学校教員等採用試験について
- (2) 平成 29 年度学校事務職の採用について
- (3) 熊本市立中学校における重大事態に係る「熊本市いじめ防止等対策委員会臨時部会」の調査結果について
- (4) 熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則の一部改正について
- (5) 第 13 回スクールミーティングの意見交換内容について
- (6) 第 18 回タウンミーティングの意見交換内容について
- (7) 「学校現場の負担軽減事例集～教職員が子どもと向き合う時間を確保するために～」の作成に

ついて

- (8) 平成 27 年度学校評価について
- (9) 市立平成さくら支援学校の校章及び制服について
- (10) 熊本市立熊本博物館における県市連携による展示に関する協定書（案）について
- (11) 広報広聴関係について

教 委 規 則 第 1 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会 教育長 岡 昭 二

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局等組織規則（平成 24 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表 1」を「別表第 1」に改める。

第 3 条中「別表 2」を「別表第 2」に改める。

第 4 条第 1 項中「次長」を「教育次長及び部長」に、同条第 5 項中「及び」を「に室長、」に改め、「室長」の次に「及び主査」を加える。

第 5 条第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 5 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号ア及びイ中「第 2 号」を「部」に改め、同号を同条第 5 号とし、第 3 号中「事務局」を「部」に改め、同号を同条第 4 号とし、第 2 号中「次長」を「部長」に改め、同号ア中「教育長」を「教育次長」に、「事務局」を「部」に改め、同号イ及びウ中「所管事務事業」を「部」に改め、同号を同条第 3 号とし、第 1 号中「教育長」を「上司」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 教育次長の基本的職能

ア 重要施策の決定及び推進について、提案、助言及び調整を行う。

別表 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

部	課・かい	事務分掌
教育総務部	教育政策課	(1) 事務局内事務、部内事務及び関係教育機関との連絡調整に関すること。 (2) 教育委員会会議に関すること。 (3) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4) 条例、規則等の制定改廃に関すること。 (5) 教育予算の総括調整に関すること。 (6) 組織管理及び事務管理に関すること。 (7) 公印の管理に関すること。 (8) 文書の管理に関すること。 (9) 市費負担職員（教育職員を除く。）の人事及び給与に関すること。 (10) 市費負担職員（教育職員及び学校給食に従事する職員を除く。）の研修に関すること。 (11) 市費負担職員（教育職員を除く。）

		<p>の服務に関すること。</p> <p>(12) 国際交流の調整に関すること。</p> <p>(13) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(14) 調査、統計に関すること。</p> <p>(15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。</p> <p>(16) ユネスコに関すること。</p>
	学務課	<p>(1) 学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 児童生徒の就学及び通学区域に関すること。</p> <p>(3) 学校の用に供する物品の調達に関すること。</p>
	施設課	<p>(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の営繕保全の計画及びその実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設台帳に関すること。</p> <p>(4) 用地に関すること。</p>
	青少年教育課	<p>(1) 青少年教育に関すること。</p> <p>(2) 青少年の指導及び育成（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(3) 家庭教育に関すること。</p> <p>(4) 金峰山少年自然の家に関すること。</p> <p>(5) あそ教育キャンプ場に関すること。</p>
学校教育部	教職員課	<p>(1) 部内事務及び関係教育機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理に関すること。</p> <p>(3) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の任免その他の人事及び服務に関すること。</p> <p>(4) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の分限及び懲戒に関すること。</p> <p>(5) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の給与に関すること。</p> <p>(6) 教職員研修の総括調整に関すること。</p> <p>(7) 学校の学級編制に関すること。</p>
	総合支援課	<p>(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 学校の生徒指導に関すること。</p> <p>(3) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関すること。</p> <p>(4) 教育相談室に関すること。</p> <p>(5) 特別支援教育室に関すること。</p>
	教育相談室（かい）	<p>(1) 学校教育に係る相談及び支援に関すること。</p>
	特別支援教育室（かい）	<p>(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に係わる教職員等の研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校に関すること。</p>

	指導課	(1) 学校の学習指導及び進路指導に関すること。 (2) 学校の教育課程並びに教育図書及び教材の採択に関すること。 (3) 教育評価に係る指導に関すること。 (4) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の研修に関すること。 (5) その他学校教育の指導に関すること。
	健康教育課	(1) 学校保健及び学校安全に関すること。 (2) 学校体育及び食育の指導に関すること。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。 (4) 学校給食の実施に関すること。 (5) 学校給食の施設及び諸設備の管理に関すること。 (6) 学校給食に従事する職員の研修に関すること。 (7) 学校給食共同調理場に関すること。 (8) 学校保健及び学校給食の諸団体に関すること。
	人権教育指導室	(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関すること。 (2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関すること。 (3) 人権教育に関する教材、資料の収集及び研究に関すること。 (4) 同和問題に係る教育施策に関すること。 (5) その他人権教育に関すること。

別表 2 中「別表 2（第 3 条関係）」を「別表第 2（第 3 条関係）」に改め、同表金峰山少年自然の家項中「教育政策課」を「青少年教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

教 委 規 則 第 2 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会 教育長 岡 昭 二

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「総括審議員 次長」を「教育次長 総括審議員 部長」に改める。

第 5 条中「総括審議員、次長」を「教育次長、総括審議員、部長」に改め、「課長」の次に「、室長」を加え、「係長」を「主査」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

教 委 訓 令 第 2 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市教育委員会事務局事務専決規程を公布する。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市教育委員会事務局事務専決規程

(目的)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理について決裁の権限と責任の所在を明確にし、事務能力の向上を図ることを目的とする。

(教育次長専決事項)

第 2 条 次に掲げる事項は、教育次長の専決とする。

- (1) 部長の旅行命令に関すること。
- (2) 特に重要な経由進達、申請、報告、照会、回答、通知及び許可（諸行事の後援又は共催に関するものを除く。）並びに取消しに関すること。
- (3) 重要な広報に関すること。
- (4) 前各号のほか、教育長が決裁すべき事項のうち、特に重要なものを除く事務全般に関すること。

(部長専決事項)

第 3 条 次に掲げる事項は、部長の専決とする。

- (1) 事務局内の職務の級が 7 級の職員（部長を除く。）及び課長の旅行命令に関すること。
- (2) 所管事務に係る重要な経由進達、申請、報告、照会、回答、通知及び許可並びに取消しに関すること。
- (3) 諸行事（定例的なものを除く。）の後援又は共催に関すること。
- (4) 熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）及び熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）に基づく文書等の開示請求に係る開示等の重要な決定に関すること。
- (5) 所管事務に係る刊行物の編集及び発行に関すること。
- (6) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する臨時又は非常勤の嘱託員及びこれらに準ずる者の任免に関すること。
- (7) 前各号に準ずること。

教育総務部長専決事項

- (1) 職員の給与の決定（熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 24 年教委規則第 4 号）第 2 条の表行政管理部長の項に規定する事務を除く。）に関すること。
- (2) 職員の退職手当の決定に関すること。

(課長専決事項)

第 4 条 次に掲げる事項は、課長（人権教育指導室長を含む。以下同じ。）の専決とする。ただし、課長共通専決事項の項第 6 号（照会及び回答に係る部分に限る。）に掲げる事項については、副課長によりこれらの事項に係る権限が行使されない場合に限る。

課長共通専決事項

- (1) 所属職員の事務分担に関すること。
- (2) 所属職員の旅行命令に関すること。
- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する非常勤特別職の旅行命令に関すること。
- (4) 所属職員の服務に関すること。
- (5) 定例による所管事業施行上の宣伝、広告に関すること。
- (6) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答、通知並びに許可及びその取消しに関すること。
- (7) 条例、規則に基づく公の施設、行政、財産の使用許可及びその取消しに関すること。
- (8) 所管事務に係る定例的な行事の後援に関すること。
- (9) 臨時職員の雇用に係ること。
- (10) 所管に係る不動産の登記に関すること。
- (11) 熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和 33 年条例第 22 号）第 3 条第 4 項の規定に係る旅行依頼に関すること。

(12) 所管に係る公の施設の開館時間及び休館日の変更に関する事。

(13) 定例的な文書等開示請求に係る開示等の決定に関する事。

(14) 前各号に準ずる事。

教育政策課長専決事項

(1) 公印の一時貸与に関する事。

(2) 公示に関する事。

(3) 職員の研修に関する事。

(4) 職員の服務についての諸願届の承認に関する事。

(5) 履歴証明に関する事。

学務課長専決事項

(1) 校区外就学許可願に関する事。

(2) 準要保護児童生徒の認定に関する事。

教職員課長専決事項

(1) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の出張の承認に関する事。

(2) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の職務に専念する義務の免除に関する事。

(3) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の服務に関する諸承認願に関する事。

(4) 履歴証明に関する事。

(5) 市費負担の教育職員のうち臨時的任用職員の各種手当の受給資格の認定に関する事。

総合支援課長専決事項

(1) 特別支援教育就学奨励金対象児童生徒の支弁区分の決定に関する事。

指導課長専決事項

(1) 県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の研修に関する事。

健康教育課長専決事項

(1) 学校給食職員の研修に関する事。

(副課長専決事項)

第 5 条 次の事項は、副課長の専決とする。

(1) 定例的な所管事務に係る照会及び回答に関する事。

(教育相談室長専決事項)

第 6 条 次に掲げる事項は、教育相談室長の専決とする。

(1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関する事。

(2) 教育相談室長の服務に関する事。

(3) 定例的な所管事務に係る経由進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関する事。

(特別支援教育室長専決事項)

第 7 条 次に掲げる事項は、特別支援教育室長の専決とする。

(1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関する事。

(2) 特別支援教育室長の服務に関する事。

(3) 定例的な所管事務に係る経由進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関する事。

(4) 平成さくら支援学校の入学者選抜、教科用図書の選定及び学校が指定する生徒の学用品、通学用品等の調弁に関する事。

(主査専決事項)

第 8 条 次に掲げる事項は、主査の専決とする。

(1) 所管事務に係る定例かつ軽易な報告、照会、回答及び通知に関する事。

(2) 公簿の閲覧に関する事。

(3) 公簿及び所管事項の事実に基づく証明並びに公簿の写しの交付に関する事。

(4) 電報発信依頼に関する事。

(5) 熊本市庁用自動車(平成10年訓令第9号)に規定する庁用自動車の使用の申込み及び許可に

関すること。

- (6) 浄書及び印刷の依頼に関すること。
- (7) 一定の処理基準に基づく登録届出等の処理に関すること。
- (8) 前各号に準ずること。

(教育長の指揮を受けるべき事項)

第 9 条 教育次長、部長及び課長は、第 2 条から第 4 条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育長の指揮を受けなければならない。

- (1) 異例に属し、又は先例になると認められること。
- (2) 紛争あるもの又は将来その原因になると認められること。
- (3) 教育長の指揮により起案したこと。
- (4) 教育長が了知しておく必要があると認められること。

(代決)

第 10 条 教育次長に事故があるときは、部長がその事務について代決する。

- 2 教育次長及び部長に事故があるときは、緊急を要する事務に限り、所管の課長がその事務について代決する。
- 3 副課長を置く課において、課長に事故があるときは、副課長がその事務について代決する。
- 4 前項に規定する場合において副課長に事故があるとき又は副課長を置かない課において課長に事故があるときは、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者がその事務について代決する。
 - (1) かい(かい相当機関を含む。)の所管する事務 当該かいの長
 - (2) 前号に掲げる事務以外の事務 課長の直属下級職位(課長補佐、主幹(主査を兼ねるものに限る。))又は主任指導主事(主査を兼ねるものに限る。)に限る。)にある者
- 5 前項に規定する場合において、代決する者に事故があるとき又は代決する者を欠くときは、定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、所管の主査(代決する者の直属下級職位にある者が主査以外の者である場合にあっては、当該者)がその事務について代決する。
- 6 代決した事項については、速やかに後閲を受けるものとする。

(権限の調整)

第 11 条 副課長を置く課の課長は、課長専決事項について、副課長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

- 2 各職位は次に掲げる事由がある場合に限り、所管事務に係る決裁権限を他の専門職位に付与し、調整を図ることができるものとする。この場合においては、あらかじめ、教育政策課長に協議しなければならない。
 - (1) 専門職位の遂行すべき事務の性質上、特に決裁権を付与することが適当と認められるとき。
 - (2) 所管事務の処理が著しく停滞し、経常業務の一部を負荷し、専決させる必要があると認められるとき。
 - (3) 課長限りの専決事項中、特に定例軽易なものに限り、所属職員の処理能力に応じ、決裁権を付与しても支障がないと認められるとき。
- 3 前 2 項の規定により、権限の調整を図る場合は、教育長の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 1 号
平成 28 年 3 月 28 日

熊本市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市人事委員会事務局の組織等に関する規則（平成 6 年人委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「勤務成績の評定」を削り、同条第 10 号を次のように改める。

(10) 削除

第 2 条第 1 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(22) 前各号に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属する事務に関する事。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 2 号

平成 28 年 3 月 28 日

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（勤務条件に関する措置要求の規則の一部改正）

第 1 条 勤務条件に関する措置要求の規則（平成 6 年人委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（公開口頭審理傍聴規則の一部改正）

第 2 条 公開口頭審理傍聴規則（平成 6 年人委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正）

第 3 条 職務に専念する義務の免除に関する規則（平成 6 年人委規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「申立人」を「請求人」に改める。

（熊本市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第 4 条 熊本市職員からの苦情相談に関する規則（平成 17 年人委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 4 条第 3 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 3 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則（平成 22 年人委規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 10 号を第 10 号の 3 とし、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

(10) 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 6 年人委規則第 14 号。以下「初任給規則」という。）第 20 条第 3 項に規定する人事委員会との協議に関する事。

(10)の2 熊本市単身赴任手当支給規則(平成6年人委規則第26号)第2条第2項及び第3条第2項に規定する人事委員会との協議に関すること。

第3条第2項第14号中「熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成6年人委規則第14号)」を「初任給規則」に改め、同項中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 人事委員会に対する地方公務員法第38条の2第7項の規定による届出、同法第38条の3の規定による報告並びに同法第38条の4第1項の規定による通知及び同条第2項又は第3項の規定による報告に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第21号を第22号とし、同項第20号の次に1号を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

人 委 規 則 第 4 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「及び西部環境工場」を削る。

第10条第1項第2号中アを削り、同号イを同号アとし、同号ウ中「及び西部環境工場」を削り、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとする。

別表第2の18の項事由の欄中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、同表19の項事由の欄中「中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程又は特別支援学校の中学部」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人 委 規 則 第 5 号

平成 28 年 3 月 28 日

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則(平成22年人委規則第29号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「小学校」を「小学校等」に改め、同条中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)」を加える。

第11条第2項第2号及び第13条中「小学校」を「小学校等」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人 委 規 則 第 6 号

平成 28 年 3 月 28 日

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則（平成 14 年人委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 7 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成 27 年人委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（職務復帰後における号給の調整）

第 6 条の 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第 9 条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日の属する月の翌月の初日（職務に復帰した日が月の初日であるときは、その日）及び職務に復帰した日後における最初の昇給日（熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 6 年人委規則第 14 号）第 18 条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 8 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則
 熊本市初任給調整手当支給規則（平成 6 年人委規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

21 年以上 22 年未満	277,400
22 年以上 23 年未満	263,400
23 年以上 24 年未満	249,800
24 年以上 25 年未満	235,900
25 年以上 26 年未満	222,100
26 年以上 27 年未満	204,500
27 年以上 28 年未満	187,300

28 年以上 29 年未満	170,000
29 年以上 30 年未満	152,300
30 年以上 31 年未満	134,300
31 年以上 32 年未満	115,900
32 年以上 33 年未満	98,000
33 年以上 34 年未満	71,900
34 年以上 35 年未満	47,500

を

21 年以上 22 年未満	277,500
22 年以上 23 年未満	263,500
23 年以上 24 年未満	250,000
24 年以上 25 年未満	236,100
25 年以上 26 年未満	222,400
26 年以上 27 年未満	204,800
27 年以上 28 年未満	187,700
28 年以上 29 年未満	170,400
29 年以上 30 年未満	152,800
30 年以上 31 年未満	134,800
31 年以上 32 年未満	116,500
32 年以上 33 年未満	98,600
33 年以上 34 年未満	72,600
34 年以上 35 年未満	48,300

に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 9 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則(平成 6 年人委規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中

「

職務の級が 9 級の職員
職務の級が 8 級の職員
職務の級が 6 級及び 7 級の職員

」

を

「

職務の級が 8 級の職員
職務の級が 7 級の職員
職務の級が 6 級の職員

」

に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 0 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市単身赴任手当支給規則(平成 6 年人委規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 1 号中「6,000 円」を「8,000 円」に改め、同項第 2 号中「13,000 円」を「16,000 円」に改め、同項第 3 号中「20,000 円」を「24,000 円」に改め、同項第 4 号中「26,000 円」を「32,000 円」に改め、同項第 5 号中「33,000 円」を「40,000 円」に改め、同項第 6 号中「38,000 円」を「46,000 円」に改め、同項第 7 号中「43,000 円」を「52,000 円」に改め、同項第 8 号中「48,000 円」を「58,000 円」に改め、同項第 9 号中「53,000 円」を「64,000 円」に改め、同項第 10 号中「58,000 円」を「70,000 円」に改める。

附則第 3 項の見出し中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 1 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則(平成 6 年人委規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、条例第 30 条第 5 項」の次に「の 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を、「教育職条例第 7 条第 5 項の」の次に「100 分の 15 を超えない範囲内で」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 2 条例第 30 条第 5 項(条例第 31 条第 4 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、熊本市管理職手当支

給規則（平成 6 年人委規則第 2 4 号。以下「管理職手当規則」という。）別表ア第 1 項から第 5 項まで、イ第 1 項から第 5 項まで又はウ第 1 項から第 3 項までに定める職にある職員とする。

2 条例第 3 0 条第 5 項に規定する 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲で人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 管理職手当規則別表ア第 1 項、イ第 1 項又はウ第 1 項に定める職にある職員 1 0 0 分の 2 5
- (2) 管理職手当規則別表ア第 2 項又はイ第 2 項に定める職にある職員 1 0 0 分の 2 0
- (3) 管理職手当規則別表ア第 3 項、イ第 3 項又はウ第 2 項に定める職にある職員 1 0 0 分の 1 5
- (4) 管理職手当規則別表ア第 4 項又はイ第 4 項に定める職にある職員 1 0 0 分の 1 0
- (5) 管理職手当規則別表ア第 5 項、イ第 5 項又はウ第 3 項に定める職にある職員 1 0 0 分の 5

第 8 条の 7 の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第 1 3 条第 2 項第 2 号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）」を加える。

別表第 1 職員の欄中「8 級及び 9 級」を「7 級及び 8 級」に、「6 級及び 7 級」を「6 級」に、「3 級に属する職員及び」を「3 級及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間においては、この規則による改正後の熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第 6 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 5」とし、同項第 2 号から第 5 号までの規定は適用しない。

3 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間においては、改正後の規則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 5」とし、同項第 3 号から第 5 号までの規定は適用しない。

4 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間においては、改正後の規則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 5」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 0」と、同項第 3 号中「1 0 0 分の 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 5」とし、同項第 4 号及び第 5 号の規定は適用しない。

5 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間においては、改正後の規則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 2 0」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 5」と、同項第 3 号中「1 0 0 分の 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0」と、同項第 4 号中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは「1 0 0 分の 5」とし、同項第 5 号の規定は適用しない。

人 委 規 則 第 1 2 号

平成 2 8 年 3 月 2 8 日

熊本市地域手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市地域手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市地域手当支給規則（平成 1 8 年人委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「1 0 0 分の 1 8」を「1 0 0 分の 2 0」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「1 0 0 分の 1 5」を「1 0 0 分の 1 6」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 3 号

平 成 2 8 年 3 月 2 8 日

熊本市立高等学校等の職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市立高等学校等の職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立高等学校等の職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成 6 年人委規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

138	4,900	
139	4,900	
140	4,900	
141	5,000	
142	5,000	
143	5,000	
144	5,000	
145	5,100	

」

を

「

138	4,900	7,100
139	4,900	7,100
140	4,900	7,100
141	5,000	7,100
142	5,000	7,100
143	5,000	7,100
144	5,000	7,100
145	5,100	7,100

」

に改める。

別表第 2 中

「

再任用職員		1,600	1,900	2,550
-------	--	-------	-------	-------

」

を

「

150		3,550	
151		3,550	
152		3,550	
153		3,550	
154		3,550	
155		3,550	
156		3,550	
157		3,550	

再任用職員		1,600	1,900	2,550
-------	--	-------	-------	-------

に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 4 号

平成 28 年 3 月 28 日

熊本市立高等学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市立高等学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立高等学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則（平成 6 年人委規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市教職調整額支給規則

第 1 条中「熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号。以下「給与条例」という。）別表教育職給料表(1)備考第 2 項及び教育職給料表(2)備考第 2 項並びに」を削り、「特別措置条例」を「条例」に改め、「第 3 条第 2 項」の次に「（条例第 6 条において準用する場合を含む。）」を加え、「の支給等」を「（条例第 3 条第 1 項（条例第 6 条において準用する場合を含む。）の教職調整額をいう。以下同じ。）の支給」に改める。

第 2 条の見出し中「教職調整額の」を削り、同条中「特別措置条例第 3 条第 1 項に規定する」を削り、同条後段を削る。

第 3 条を次のように改める。

（端数計算）

第 3 条 教職調整額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 5 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（平成 6 年人委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「競争試験」を「採用試験又は昇任試験」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「条件附」を「条件付」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(5) 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

第 3 条第 2 項中「競争試験（以下「試験」という。）」を「採用試験又は昇任試験」に改め、同条第 3 項中「試験」を「採用試験又は昇任試験」に、「任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

「第 2 章 競争試験」を「第 2 章 採用試験又は昇任試験」に改める。

第 5 条の見出し中「任用」を「採用又は昇任」に改める。

第 6 条の見出し、同条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項、第 7 条の見出し及び同条各号列記以外の部分並びに第 8 条の見出し中「試験」を「採用試験又は昇任試験」に改める。

第 10 条の見出し中「職」を「場合」に改め、同条第 1 項中「職への採用」を「職へ採用する場合」に改め、同項第 2 号中「試験」を「採用試験」に改め、「選考に係る職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同項第 3 号及び第 4 号中「任用されていた職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同項第 6 号中「試験」を「採用試験」に改め、同項第 10 号中「試験」を「採用試験」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 6 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

第 10 条第 3 項中「職務遂行に必要な能力」を「標準職務遂行能力」に改める。

第 11 条の見出し中「職」を「場合」に改め、同条中「職への昇任」を「職へ昇任する場合」に改め、同条第 1 号中「次長」を「部長」に改める。

第 13 条中「職務遂行の能力」を「標準職務遂行能力」に改める。

第 15 条中「第 10 条、第 11 条及び第 12 条に規定する職については、法第 17 条第 3 項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす」を「第 10 条第 3 項各号に掲げる方法の選択については、事前に人事委員会の承認を受けるものとする」に改める。

「第 4 章 任用候補者名簿」を「第 4 章 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

第 17 条の見出し中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第 1 項中「名簿は」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿は」に改め、「、採用候補者名簿及び昇任候補者名簿とし」を削り、「試験」を「採用試験又は昇任試験」に改め、「職種に応じ」の次に「任命権者から要請された採用予定者数又は昇任予定者数の合格者を登載した名簿を」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

第 18 条の見出し中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第 1 項中「名簿の失効」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の失効」に、「当該名簿」を「当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿」に、「名簿が作成」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿が作成」に、「新旧両名簿」を「新旧両採用候補者名簿又は新旧両昇任候補者名簿」に、「名簿を作成」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿を作成」に改め、同条第 2 項中「名簿には」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿には」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「試験」を「採用試験又は昇任試験」に、「新旧両名簿」を「新旧両採用候補者名簿又は新旧両昇任候補者名簿」に改める。

第 19 条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条各号列記以外の部分中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第 1 号中「当該名簿」を「当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿」に改め、同条第 2 号中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第 4 号中「当該名簿」を「当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿」に改める。

第 20 条各号列記以外の部分中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第 1 号中「当該試験」を「当該採用試験又は当該昇任試験」に改め、同条第 2 号中「当該受験」を「当該採用試験若しくは当該昇任試験の受験」に、「当該試験」を「当該採用試験若しくは当該昇任試験」に改め、同条第 4 号中「任用」を「採用又は昇任」に改める。

第 21 条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条各号列記以外の部分中「名簿から」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「当該名簿」を「当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿」に改め、同条第 1 号中「名簿から」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から」に、「条件附」を「条件付」に、「名簿に」を「当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に」に改め、同条第 2 号から第 4 号までの規定中「名簿」を「採用候補者名簿又

は昇任候補者名簿」に改める。

第 2 2 条の見出し中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条中「任用候補者」を「採用候補者若しくは昇任候補者」に、「名簿の」を「採用候補者名簿若しくは昇任候補者名簿の」に、「名簿を」を「当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿を」に改める。

第 2 3 条の見出し、同条各号列記以外の部分及び第 1 号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 2 4 条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、同条中「名簿により」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿により」に改め、「採用候補者名簿からの」の次に「採用候補者の提示を」を加え、「任用候補者」を「昇任候補者」に改める。

第 2 5 条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、「正規」を削り、同条第 1 項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「名簿から任用すべき者の数に 4 人を加えた数（以下「正規の提示数」という。）の」を「当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に記載されている者で」、「当該名簿」を「当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿」に改め、同項ただし書中「正規の提示数の」を「提示数の」に、「正規の提示数を」を「採用予定者数を」に改め、同条第 2 項中「名簿に」を「採用候補者名簿若しくは昇任候補者名簿に」に、「正規の提示数に満たない」を「採用し、又は昇任させるべき者の数よりも少ない」に、「他の名簿」を「他の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第 3 項中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「正規の提示数に達するまで高点順に」を削る。

第 2 6 条及び第 2 7 条を次のように改める。

第 2 6 条及び第 2 7 条 削除

第 2 8 条の見出し中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第 1 項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「当該任用」を「当該採用又は当該昇任」に改め、同条第 3 項中「当該任用候補者」を「当該採用候補者又は当該昇任候補者」に改める。

第 2 9 条の見出し中「任用の」を「採用又は昇任の」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、同条中「当該任用候補者」を「当該採用候補者又は当該昇任候補者」に改め、同条第 2 号中「任用」を「採用し、又は昇任」に改める。

第 3 0 条を次のように改める。

第 3 0 条 削除

第 3 1 条の見出し中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「任用」を「採用又は昇任」に改める。

第 3 2 条の見出し及び同条中「条件附」を「条件付」に改める。

第 3 3 条第 3 号中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、「正規の提示数に足りない旨の」を削り、「当該任用」を「当該採用又は当該昇任」に改める。

第 3 5 条第 1 項各号中「任用」を「採用又は昇任」に改める。

別表第 1 及び別表第 4 備考第 4 号中「次長」を「部長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部改正)
- 2 熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則 (平成 2 2 年人事委員会規則第 1 8 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「試験」を「採用試験又は昇任試験」に改め、同項第 4 号中「試験 (第 2

号の試験を除く。）」を「採用試験又は昇任試験」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

(熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

3 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成 6 年人事委員会規則第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 ア行政職員給料表初任給基準表の備考 1 中「第 1 0 条第 1 項第 1 0 号」を「第 1 0 条第 1 項第 1 1 号」に改める。

人委規則第 1 6 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市職員の退職管理に関する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。) 第 3 8 条の 2 及び第 6 0 条第 4 号から第 7 号まで並びに熊本市職員の退職管理に関する条例 (平成 2 8 年条例第 4 1 号。以下「条例」という。) 第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第 3 8 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者 (同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。) が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員 (同項に規定する役職員をいう。以下同じ。) が属する執行機関の組織等 (同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ) (当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。) に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 3 8 条の 2 第 1 項の国家公務員法 (昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号) 第 1 0 6 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等 (法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。) が株主等 (株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。) の議決権 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法 (平成 1 7 年法律第 8 6 号) 第 8 7 9 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。) の総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長に準ずる職)

第 4 条 法第 3 8 条の 2 第 4 項の地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 5 8 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

(1) 熊本市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 2 6 年条例第 5 号。以下「一般職給与条例」という。) の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが就いている職とする。

ア 一般職給与条例別表第 2 行政職員給料表の職務の級が 8 級の職員

イ 一般職給与条例別表第 3 消防職員給料表の職務の級が 8 級の職員

ウ 一般職給与条例別表第 4 医療職員給料表の職務の級が 5 級の職員

(2) 熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程 (昭和 4 2 年水道局規程第 3 号。以下「上下

水道局給与規程」という。)別表第 3 上下水道事業事務・技術職員給料表の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 8 級のもの

(3) 熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程(昭和 30 年交通局規程第 12 号。以下「交通局給与規程」という。)別表第 1 ア交通事業企業職員給料表(1)の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 8 級のもの

(4) 熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程(平成 21 年病院局規程第 16 号。以下「病院局給与規程」という。)別表第 1 病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 8 級のもの

(5) 前各号に定めるもののほか、これらに相当する職員

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 5 条 法第 38 条の 2 第 4 項の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 6 条 法第 38 条の 2 第 5 項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第 7 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 2 号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第 8 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第 9 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

(5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

(6) 離職前 5 年間(再就職者が法第 38 条の 2 第 4 項又は第 8 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

(7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する契約等事務をいう。）

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手續）

第 10 条 法第 38 条の 2 第 7 項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 職

(4) 依頼等をした再就職者の氏名

(5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

(6) 依頼等が行われた日時

(7) 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第 11 条 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

(1) 一般職給与条例又は熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号。以下「教育職条例」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが就いている職とする。

ア 一般職給与条例別表第 2 行政職員給料表の職務の級が 6 級又は 7 級の職員

イ 一般職給与条例別表第 3 消防職員給料表の職務の級が 6 級又は 7 級の職員

ウ 一般職給与条例別表第 4 医療職員給料表の職務の級が 3 級又は 4 級の職員

エ 教育職条例別表第 2 教育職給料表(1)の職務の級が 4 級の職員

(2) 上下水道局給与規程別表第 3 上下水道事業事務・技術職員給料表の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 6 級又は 7 級のもの

(3) 交通局給与規程別表第 1 ア交通事業企業職員給料表(1)の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 6 級又は 7 級のもの

(4) 病院局給与規程別表第 1 病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 6 級又は 7 級のもの

(5) 前各号に定めるもののほか、これらに相当する職員

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 12 条 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第 13 条 法第 60 条第 4 号の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 2 条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第 14 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第 4 条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 15 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 5 条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 16 条 法第 60 条第 6 号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 6 条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第 17 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第 11 条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 18 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 12 条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第 19 条 条例第 3 条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

(1) 一般職給与条例又は教育職条例の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの

ア 一般職給与条例別表第 2 行政職員給料表の職務の級が 6 級以上の職員

イ 一般職給与条例別表第 3 消防職員給料表の職務の級が 6 級以上の職員

ウ 一般職給与条例別表第 4 医療職員給料表の職務の級が 3 級以上の職員

エ 教育職条例別表第 2 教育職給料表(1)の職務の級が 3 級以上の職員

(2) 上下水道局給与規程別表第 3 上下水道事業事務・技術職員給料表の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 6 級以上のもの

(3) 交通局給与規程別表第 1 交通事業企業職員給料表(1)の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 6 級以上のもの

(4) 病院局給与規程別表第 1 病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員であって、同表の職務の級が 6 級以上のもの

(5) 前各号に定めるもののほか、これらに相当する職員

(市長への再就職の届出を要しない場合)

第 20 条 条例第 3 条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合

(市長への再就職の届出)

第 21 条 条例第 3 条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者を經由して、市長に届出をしなければならない。

2 条例第 3 条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

(市長による公表)

第 2 2 条 条例第 4 条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の年齢
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

(補則)

第 2 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

(施行日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 3 月 31 日以前の一般職給与条例等の職務の級との関係)

2 再就職者のうち、離職した 5 年前の日より前に就いていた職が、平成 28 年 3 月 31 日以前の一般職給与条例、上下水道局給与規程、交通局給与規程及び病院局給与規程に規定されていた職務の級に該当する場合における第 4 条及び第 1 1 条の規定の適用については、第 4 条中「8 級の職員」及び「8 級のもの」とあるのは「局長の職務及びこれに相当する職務」とし、第 1 1 条中「6 級又は 7 級の職員」及び「6 級又は 7 級のもの」とあるのは「課長の職務及びこれに相当する職務、高度の知識・技術又は経験を必要とする課長の職務及びこれに相当する職務並びに次長の職務及びこれに相当する職務」とする。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 様

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 印	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
連絡先 TEL (- -)	FAX (- -)
勤務先(営利企業等)の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職		
離職前 5 年 間 () の 在 職 状 況 等	所属・職	在職期間			職務内容	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	

申請者が地方公務員法第 38 条の 2 第 4 項又は第 8 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等） 又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	該当する	該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はそ の子法人に対する処分に関する要求又は依頼	該当する	該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名（ふりがな）	（ ）	
所属	職	
職務内容		

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会 が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
上記の 2 項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄

受理番号	
処理結果区分 承認 不承認 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

様式第 2 号 (第 1 0 条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

人事委員会委員長 様

地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 3 8 条の 2 第 7 項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 印	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号

様式第 3 号 (第 2 1 条関係)

再就職状況の届出

年 月 日

熊本市長 様

熊本市職員の退職管理に関する条例(平成 2 8 年条例第 4 1 号)第 3 条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな)(氏 名	(印	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)
----------------	--------	------------------------

2 離職時の状況

離職日 年 月 日	離職時の職
--------------	-------

3 再就職先の状況

再就職日 年 月 日	
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
連絡先 TEL (- -) FAX (- -)	
勤務先(営利企業等)の業務内容	

(注) 離職時の任命権者が市長以外の場合は、離職時の任命権者を經由すること。

人 委 規 則 第 1 7 号

平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成 6 年人委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 1 条中「審査の請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を「審査請求」に改める。

第 2 条第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は異議申立てをする者」を削り、同条第 3 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第 2 章 不服申立て」を「第 2 章 審査請求」に改める。

第 5 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 6 号及び第 10 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 3 項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 4 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 6 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 4 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 5 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 6 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 7 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 5 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 6 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 11 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 12 条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 13 条の見出し中「判定」を「裁決」に改め、同条第 1 項中「判定」を「裁決」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第 2 項中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第 1 号及び第 3 号中「判定」を「裁決」に改め、同条第 3 項中「判定書」を「裁決書」に改め、同項後段中「判定」を「裁決」に改める。

第 14 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号及び第 3 号、第 2 項並びに第 4 項第 2 号及び第 19 条第 1 項中「判定」を「裁決」に改める。

第 22 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 8 号

平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成 6 年人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 6 年人委規則第 1 4 号）別表第 2 ア 行政職員給料表級別標準職務表の 6 級から 9 級までに属する職及び同表ウ 医療職員給料表級別標準職務表の 3 級から 5 級までに属する職

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 9 年条例第 8 号）第 2 条第 1 項の規定により採用された特定任期付職員の職

」

を

「

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号）別表第 1 の 1 行政職員給料表の適用を受ける職員の表 6 級から 8 級までに属する職及び同表の 3 医療職員給料表の適用を受ける職員の表 3 級から 5 級までに属する職

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 9 年条例第 8 号）第 2 条第 1 項の規定により採用された特定任期付職員の職

」

に、

「

（秘書課）主幹及び主査
（法制課）主幹、主査、参事、主任主事、主任技師及び主事
（行政経営課）主幹、主査、参事、主任主事及び主事
（人事課）主幹並びに人事、服務、給与又は職員 団体に関する事務を行う主査、参事、主任主事及び主事

（財政課）主幹及び主査
（資産マネジメント推進室）室長
（債権管理推進室）室長

」

を

「

（秘書課）主幹及び主査
（総務課）行政改革の推進に関する事務を行う主幹、主査、参事、主任主事及び主事
（法制課）主幹、主査、参事、主任主事及び主事

(人事課)人事、服務、組織管理又は給与に関する事務を行う
主幹、主査、参事、主任主事及び主事
(労務厚生課)給与又は職員団体・職員労働組合に関する事務
を行う主幹、主査、参事、主任主事及び主事
(財政課)主幹及び主査
(資産マネジメント推進室)室長
(新ホール開設準備室)室長

に、

(教育政策課)主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の
企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、主任主
事及び主事
(教職員課)主幹、主任指導主事及び主査並びに人事、服務若
しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行
う参事、指導主事、主任主事及び主事

を

(教育政策課)主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の
企画に関する事務又は職員団体・職員労働組合に関する事務を行
う参事、主任主事及び主事
(教職員課)主幹、主任指導主事及び主査並びに人事、服務若
しくは給与の企画に関する事務又は職員団体・職員労働組合に関
する事務を行う参事、指導主事、主任主事及び主事

に、

ふれあい文化センタ ー(植木ふれあ い文 化センターを含む。)	館長
---------------------------------------	----

を

ふれあい文化センタ ー(植木ふれあ い文 化センターを含む。)	館長
精神保健福祉室	室長
子ども・若者総合相 談センター	所長

に、

「

勤労青少年ホーム	館長
金峰山少年自然の家	所長
子ども・若者総合相談センター	所長
扇田環境センター	所長

」

を

「

勤労青少年ホーム	館長
扇田環境センター	所長

」

に、

「

秋津浄化センター	所長
消費者センター	所長
計量検査所	所長

」

を

「

秋津浄化センター	所長
計量検査所	所長

」

に、

「

公民館	館長
-----	----

」

を

「

公民館	館長
金峰山少年自然の家	所長

」

に改める。

附則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 1 9 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

平成 2 8 年改正条例附則第 5 項から第 7 項まで及び平成 2 8 年改正教育職条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料に関する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

平成 2 8 年改正条例附則第 5 項から第 7 項まで及び平成 2 8 年改正教育職条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 2 8 年条例第 3 4 号。以下「平成 2 8 年改正条例」という。)附則第 5 項から第 7 項まで及び熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 2 8 年条例第 4 5 号。以下「平成 2 8 年改正教育職条例」という。)附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 切替日 平成 2 8 年 4 月 1 日をいう。
- (2) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成 6 年人委規則第 1 4 号。以下「初任給規則」という。)別表第 3 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 復職時調整 初任給規則第 2 5 条又は熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 3 号)第 8 条の規定による号給の調整をいう。
- (5) 育児短時間勤務等 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 1 1 0 号)第 1 0 条第 1 項又は第 1 7 条の規定による勤務をいう。
- (6) 再任用職員異動 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。)第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員について行う熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。)第 2 条の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (7) 改正前の条例 平成 2 8 年改正条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 5 号)をいう。
- (8) 改正前の教育職条例 平成 2 8 年改正教育職条例による改正前の熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例(昭和 2 9 年条例第 1 8 号)をいう。
- (9) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、企業職員(熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 4 1 年条例第 5 0 号)、熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 2 8 年条例第 1 9 号)又は熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成 2 0 年条例第 1 1 6 号)の適用を受ける職員をいう。)その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(平成 2 8 年改正条例附則第 5 項及び平成 2 8 年改正教育職条例附則第 2 項の人事委員会規則で定める職員)

第 3 条 平成 2 8 年改正条例附則第 5 項及び平成 2 8 年改正教育職条例附則第 2 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格をした職員

- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- (平成 28 年改正条例附則第 6 項又は平成 28 年改正教育職条例附則第 3 項の規定による給料の支給)

第 4 条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成 28 年改正条例附則第 6 項又は平成 28 年改正教育職条例附則第 3 項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 6 号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合（第 6 号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を 2 回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第 6 号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の条例別表第 1 から別表第 3 までの給料表又は改正前の教育職条例別表の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の条例別表第 1 から別表第 3 までの給料表又は改正前の教育職条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 イ 当該再任用職員異動後において法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成 28 年改正条例附則第 6 項又は平成 28 年改正教育職条例附則第 3 項の規定による給料と

して支給する。

(平成 28 年改正条例附則第 7 項又は平成 28 年改正教育職条例附則第 4 項の規定による給料の支給)

第 5 条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成 28 年改正条例附則第 5 項から第 7 項まで又は平成 28 年改正教育職条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成 28 年改正条例附則第 7 項又は平成 28 年改正教育職条例附則第 4 項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成 28 年改正条例附則第 6 項又は平成 28 年改正教育職条例附則第 3 項の規定による給料の額に相当する額を、平成 28 年改正条例附則第 7 項又は平成 28 年改正教育職条例附則第 4 項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第 6 条 平成 28 年改正条例附則第 5 項から第 7 項まで又は平成 28 年改正教育職条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難しい場合の措置)

第 7 条 平成 28 年改正条例附則第 5 項から第 7 項まで又は平成 28 年改正教育職条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人委規則第 20 号

平成 28 年 3 月 31 日

条例附則第 17 項及び第 18 項並びに平成 18 年改正条例附則第 20 項及び第 21 項の規定による号給の調整に関する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

条例附則第 17 項及び第 18 項並びに平成 18 年改正条例附則第 20 項及び第 21 項の規定による号給の調整に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 5 号。以下「条例」という。)附則第 17 項及び第 18 項並びに熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 4 号。以下「平成 18 年改正条例」という。)附則第 20 項及び第 21 項の規定による号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例附則第 17 項の人事委員会規則で定める号給数)

第 2 条 条例附則第 17 項の人事委員会規則で定める号給数は、同項第 1 号に掲げる職員に係るものにあつては 1 号、同項第 2 号に掲げる職員に係るものにあつては 2 号とする。この場合において、熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成 6 年人委規則第 14 号)別表第 10 の昇

給号給数表(以下「昇給号給数表」という。)に定めるEの昇給区分の適用を受けた職員の号給数は、零とする。

(条例附則第 1 7 項各号及び第 1 8 項各号の人事委員会規則で定める職員)

第 3 条 条例附則第 1 7 項各号及び第 1 8 項各号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) その者の初任給決定の際に定期昇給の抑制(条例附則第 1 4 項から第 1 6 項まで又は平成 1 8 年改正条例附則第 1 2 項の規定による号給の決定をいう。以下同じ。) を受けたものとみなして号給が決定された職員

(2) 2 町編入職員(条例附則第 9 項の 2 町編入職員をいう。) であって、その者の 2 町編入日(条例附則第 8 項の 2 町編入日をいう。) における給料の決定の際に定期昇給の抑制を受けたものとみなして号給が決定されたもの

(3) 定期昇給の抑制を受けた日において、その者の属する職務の級の最高の号給を受けている職員
(条例附則第 1 8 項の人事委員会規則で定める号給数)

第 4 条 条例附則第 1 8 項の人事委員会規則で定める号給数は、同項第 1 号に掲げる職員に係るものにあつては 2 号、同項第 2 号に掲げる職員に係るものにあつては 1 号とする。この場合において、昇給号給数表に定める E の昇給区分の適用を受けた職員の号給数は、零とする。

(平成 1 8 年改正条例附則第 2 0 項及び第 2 1 項の人事委員会規則で定める号給数)

第 5 条 平成 1 8 年改正条例附則第 2 0 項及び第 2 1 項の人事委員会規則で定める号給数は、1 号とする。この場合において、昇給号給数表に定める E の昇給区分の適用を受けた職員の号給数は、零とする。

(平成 1 8 年改正条例附則第 2 0 項及び第 2 1 項の人事委員会規則で定める職員)

第 6 条 平成 1 8 年改正条例附則第 2 0 項及び第 2 1 項の人事委員会規則で定める職員は、第 3 条各号に掲げる職員とする。

附則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

人 委 規 則 第 2 1 号

平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成 6 年人委規則第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務」を「級別基準職務」に改める。

「第 2 章 級別標準職務」を「第 2 章 級別基準職務」に改める。

第 3 条の見出しを「(級別基準職務)」に改め、同条中「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容」を「級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるもの」に、「級別標準職務表に定めるとおり」を「級別職務分類表に掲げる職務」に改める。

第 4 条第 1 項中「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に改める。

第 1 1 条を次のように改める。

(特定の職員についての号給)

第 1 1 条 新たに行政職員給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第 4 条から第 8 条までの規定により得られる号給が、部内の他の職員との均衡を失すると認められるものの号給については、これらの規定にかかわらず、人事委員会が別に定める。

第 1 2 条第 4 項中「同じ職務の級にある他の職員と比較して特に長い経験年数を有する職員」を「前

3項の規定により昇格させる職員と同等の経験年数を有すると認められる職員」に改める。

第 15 条第 4 項中「教育職条例別表」を削る。

第 20 条第 5 項中「成績判定終了日」を「昇給日の前日」に改める。

第 23 条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条中「職員」の次に「及び臨時的に任用された職員」を加える。

別表第 1 中

「

25 / 100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失す
る場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50 / 100 以下）

」

を

「

25 / 100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に適用する場合は、50 / 100 以下）

」

に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係） 級別職務分類表

ア 行政職員給料表級別職務分類表

職務の級	職
1 級	文化財保護主事、学芸員
2 級	文化財保護主事、学芸員
3 級	文化財保護主任主事、税務主任主事、用地主任主事、戸籍主任主事、要保護主任主事、保健福祉主任主事、副主任、社会教育主事、学芸員
4 級	所長、園長、参事、技術参事、文化財保護参事、税務参事、用地参事、戸籍参事、要保護参事、保健福祉参事、主任保育士、主任保健師、係長、指導主事、社会教育主事、学芸員

5 級	所長、室長、園長、館長、場長、課長、課長補佐、所長補佐、室長補佐、館長補佐、場長補佐、補佐、工事検査主幹、技術主幹、文化財保護主幹、税務主幹、用地主幹、戸籍主幹、要保護主幹、保健福祉主幹、事務長、主任指導主事
6 級	所長、室長、場長、副課長、副園長、副室長、副所長、副館長、副場長、副事務局長、政策審議員、審議員、工事検査審議員、文化財保護審議員、税務審議員、用地審議員、戸籍審議員、要保護審議員、保健福祉審議員、事務長、教育審議員
7 級	所長、室長、園長、館長、場長、事務局長、首席審議員、首席工事検査審議員、首席税務審議員、首席用地審議員、首席戸籍審議員、首席要保護審議員、首席保健福祉審議員、次長
8 級	区長、理事、総括審議員、契約検査監、危機管理監、技監、室長、事務局長

イ 消防職員給料表級別職務分類表

職務の級	職
6 級	消防署長、副課長、副署長、政策審議員、審議員
7 級	首席審議員、消防署長
8 級	総括審議員

ウ 医療職員給料表級別職務分類表

職務の級	職
2 級	医療主幹、医療参事
3 級	副所長
4 級	所長

別表第 4 の 1 大学卒の部四大学 6 卒の項(1)中「又は」の次に「薬学若しくは」を加え、同部六大学 4 卒の項中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同表 4 中学卒の部一中学校の項(1)中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「の中学部」を削る。

別表第 5 備考第 4 項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限 4 年のものに限る。）を」に改める。

別表第 9 を次のように改める。

別表第 9（第 14 条関係） 昇格時号給対応表

ア 行政職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1

8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	1	1
15	1	1	1	7	7	1	1
16	1	1	1	8	8	1	1
17	1	1	1	9	9	1	1
18	1	2	2	10	10	1	2
19	1	3	3	11	11	1	3
20	1	4	4	12	12	1	4
21	1	5	5	13	13	1	5
22	1	6	6	14	14	1	6
23	1	7	7	15	15	1	7
24	1	8	8	16	16	1	8
25	1	9	9	17	17	1	9
26	1	10	10	18	18	2	10
27	1	11	11	19	19	3	11
28	1	12	12	20	20	4	12
29	1	13	13	21	21	5	13
30	1	14	14	22	22	6	13
31	1	15	15	23	23	7	13
32	1	16	16	24	24	8	13
33	1	17	17	25	25	9	13
34	2	18	18	26	26	9	14
35	3	19	19	27	27	10	14
36	4	20	20	28	28	10	14
37	5	21	21	29	29	11	14
38	6	22	22	30	30	11	14
39	7	23	23	31	31	12	15
40	8	24	24	32	32	12	15
41	9	25	25	33	33	13	15
42	10	26	26	34	34	13	15
43	11	27	27	35	35	14	15
44	12	28	28	36	36	14	16
45	13	29	29	37	37	15	16
46	14	30	30	38	38	15	
47	15	31	31	39	39	16	
48	16	32	32	40	40	16	
49	17	33	33	41	41	17	
50	18	34	34	42	41	17	
51	19	35	35	43	42	17	

52	20	36	36	44	42	18	
53	21	37	37	45	43	18	
54	22	38	38	46	43	18	
55	23	39	39	47	44	19	
56	24	40	40	48	44	19	
57	25	41	41	49	45	19	
58	25	41	42	50	45	20	
59	26	42	43	51	46	20	
60	26	42	44	52	46	20	
61	27	43	45	53	47	21	
62	27	43	45	54	47	21	
63	28	44	45	55	48	22	
64	28	44	46	56	48	22	
65	29	45	46	57	49	23	
66	29	45	46	58	49	23	
67	30	46	47	59	50	24	
68	30	46	47	60	50	24	
69	31	47	47	61	51	25	
70	31	47	48	62	51	25	
71	32	48	48	63	52	25	
72	32	48	48	64	52	25	
73	33	49	49	65	53	26	
74	33	49	49	66	54	26	
75	34	49	49	67	55	26	
76	34	49	50	68	56	26	
77	35	50	50	69	57	27	
78	35	50	50	70	58	27	
79	36	50	51	71	59	27	
80	36	50	51	72	60	27	
81	37	51	51	73	61	28	
82	38	51	52	74	62	28	
83	39	51	52	75	63	29	
84	40	51	52	76	64	29	
85	41	52	53	77	65	30	
86	41	52	53	78	65		
87	42	52	53	79	65		
88	42	52	53	80	65		
89	43	53	54	81	66		
90	43	53	54	82	66		
91	44	53	54	83	66		
92	44	53	54	84	66		

93	45	53	55	85	67		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	57				
102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		56	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		57	63				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

イ 消防職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	1	1
15	1	1	1	7	7	1	1
16	1	1	1	8	8	1	1
17	1	1	1	9	9	1	1
18	1	2	2	10	10	1	2
19	1	3	3	11	11	1	3
20	1	4	4	12	12	1	4
21	1	5	5	13	13	1	5
22	1	6	6	14	14	1	6
23	1	7	7	15	15	1	7
24	1	8	8	16	16	1	8
25	1	9	9	17	17	1	9
26	1	10	10	18	18	2	10
27	1	11	11	19	19	3	11
28	1	12	12	20	20	4	12
29	1	13	13	21	21	5	13
30	1	14	14	22	22	6	13

31	1	15	15	23	23	7	13
32	1	16	16	24	24	8	13
33	1	17	17	25	25	9	13
34	2	18	18	26	26	9	14
35	3	19	19	27	27	10	14
36	4	20	20	28	28	10	14
37	5	21	21	29	29	11	14
38	6	22	22	30	30	11	14
39	7	23	23	31	31	12	15
40	8	24	24	32	32	12	15
41	9	25	25	33	33	13	15
42	10	26	26	34	34	13	15
43	11	27	27	35	35	14	15
44	12	28	28	36	36	14	16
45	13	29	29	37	37	15	16
46	14	30	30	38	38	15	
47	15	31	31	39	39	16	
48	16	32	32	40	40	16	
49	17	33	33	41	41	17	
50	18	34	34	42	41	17	
51	19	35	35	43	42	17	
52	20	36	36	44	42	18	
53	21	37	37	45	43	18	
54	22	38	38	46	43	18	
55	23	39	39	47	44	19	
56	24	40	40	48	44	19	
57	25	41	41	49	45	19	
58	25	41	42	50	45	20	
59	26	42	43	51	46	20	
60	26	42	44	52	46	20	
61	27	43	45	53	47	21	
62	27	43	45	54	47	21	
63	28	44	45	55	48	22	

64	28	44	46	56	48	22	
65	29	45	46	57	49	23	
66	29	45	46	58	49	23	
67	30	46	47	59	50	24	
68	30	46	47	60	50	24	
69	31	47	47	61	51	25	
70	31	47	48	62	51	25	
71	32	48	48	63	52	25	
72	32	48	48	64	52	25	
73	33	49	49	65	53	26	
74	33	49	49	66	54	26	
75	34	49	49	67	55	26	
76	34	49	50	68	56	26	
77	35	50	50	69	57	27	
78	35	50	50	70	58	27	
79	36	50	51	71	59	27	
80	36	50	51	72	60	27	
81	37	51	51	73	61	28	
82	38	51	52	74	62	28	
83	39	51	52	75	63	29	
84	40	51	52	76	64	29	
85	41	52	53	77	65	30	
86	41	52	53	78	65		
87	42	52	53	79	65		
88	42	52	53	80	65		
89	43	53	54	81	66		
90	43	53	54	82	66		
91	44	53	54	83	66		
92	44	53	54	84	66		
93	45	53	55	85	67		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				

97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	57				
102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		56	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		57	63				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

ウ 医療職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1
32	12	16	8	1
33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1
37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1

46	26	30	22	2
47	27	31	23	3
48	28	32	24	4
49	28	33	25	5
50	28	34	26	6
51	29	35	27	7
52	29	36	28	8
53	29	37	29	9
54	30	37	30	9
55	30	38	31	10
56	30	38	32	10
57	31	39	33	11
58	31	39	34	11
59	31	40	35	12
60	32	40	36	12
61	32	41	37	13
62	32	41	37	13
63	33	42	38	14
64	33	42	38	14
65	33	43	39	15
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	42	
74		46	42	
75		47	43	
76		47	43	
77		47	43	
78		48	43	
79		48	44	
80		48	44	
81		48	44	
82		48	44	
83		49	45	
84		49	45	
85		49	45	
86		49	45	
87		49	46	
88		50	46	
89		50	47	

90		50		
91		50		
92		50		
93		51		
94		51		
95		51		
96		51		
97		51		

エ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1

33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	29	1	10
51	30	1	11
52	30	1	12
53	31	1	13
54	31	2	14
55	32	3	15
56	32	4	16
57	33	5	17
58	33	6	18
59	34	7	19
60	34	8	20
61	35	9	21
62	35	10	22
63	36	11	23
64	36	12	24
65	37	13	25
66	37	14	25
67	38	15	26
68	38	16	26
69	39	17	27
70	39	18	27
71	40	19	28
72	40	20	28
73	41	21	29
74	42	22	29
75	43	23	30
76	44	24	30

77	45	25	31
78	45	26	
79	46	27	
80	46	28	
81	47	29	
82	47	30	
83	48	31	
84	48	32	
85	49	33	
86	49	34	
87	50	35	
88	50	36	
89	51	37	
90	51	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	57	50	
104	58	50	
105	58	51	
106	58	51	
107	59	52	
108	59	52	
109	59	53	
110	60	53	
111	60	54	
112	60	54	
113	61	55	
114	61	55	
115	61	56	
116	61	56	
117	61	57	
118	62	57	
119	62	57	
120	62	57	

121	62	58	
122	62	58	
123	63	58	
124	63	58	
125	63	59	
126	63	59	
127	63	59	
128	64	59	
129	64	59	
130	64	59	
131	64	60	
132	64	60	
133	65	60	
134	65	60	
135	65	60	
136	65	60	
137	65	60	
138	65	60	
139	66	60	
140	66	60	
141	66	60	
142	66	60	
143	66	60	
144	66	60	
145	67	60	
146	67		
147	67		
148	67		
149	67		
150	67		
151	68		
152	68		
153	68		

オ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1

8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1
24	16	1
25	17	1
26	18	1
27	19	1
28	20	1
29	21	1
30	22	1
31	23	1
32	24	1
33	25	1
34	26	1
35	27	1
36	28	1
37	29	1
38	30	1
39	31	1
40	32	1
41	33	1
42	34	1
43	35	1
44	36	1
45	37	1
46	38	1
47	39	1
48	40	1
49	41	1
50	41	2
51	42	3

52	42	4
53	43	5
54	43	6
55	44	7
56	44	8
57	45	9
58	45	10
59	46	11
60	46	12
61	47	13
62	47	14
63	48	15
64	48	16
65	49	17
66	49	18
67	50	19
68	50	20
69	51	21
70	51	22
71	52	23
72	52	24
73	53	25
74	54	26
75	55	27
76	56	28
77	57	29
78	57	30
79	58	31
80	58	32
81	59	33
82	59	34
83	60	35
84	60	36
85	61	37
86	61	38
87	61	39
88	62	40
89	62	41
90	62	42
91	63	43
92	63	44
93	63	45
94	64	46
95	64	47

96	64	48
97	65	49
98	65	50
99	65	51
100	65	52
101	65	53
102	66	54
103	66	55
104	66	56
105	66	57
106	66	58
107	67	59
108	67	60
109	67	61
110	67	61
111	67	62
112	68	62
113	68	63
114	68	63
115	68	64
116	68	64
117	69	65
118	69	66
119	69	67
120	70	68
121	70	69
122	70	69
123	71	70
124	71	70
125	71	71
126		71
127		72
128		72
129		73
130		73
131		73
132		74
133		74
134		74
135		75
136		75
137		75
138		75
139		75

140		75
141		76
142		76
143		76
144		76
145		76
146		76
147		76
148		76
149		76
150		76
151		76
152		76
153		76
154		76
155		76
156		76
157		76

別表第 10 中

「

A	B	C	D
8 以上	6	4 (教育職給料表(1)の適用を受ける職員 でその属する職務の級が 4 級であるもの にあつては、3)	2
4 以上	3	2	1

」

を

「

A	B	C	D
8 以上	6	4 (行政職員給料表の適用を受ける職員 でその職務の級が 7 級以上であるもの若 しくは第 19 条の 2 各号に掲げる職員又 は教育職給料表(1)の適用を受ける職員 でその属する職務の級が 4 級であるもの にあつては、3)	2
2 以上	1	0	0

」

に改める。

附則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、この規則による改正後の第 20 条第 5 項の規定は、

平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

人委規則第 22 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市管理職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市管理職手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市管理職手当支給規則（平成 6 年人委規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「及び」に改める。

第 3 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

ア 行政職員給料表

項	支給を受ける職員の職	手当額
1	熊本市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 36 号）第 1 条の規定により置かれる局の長の職及び人事委員会が別に定める職	113,600 円
2	職務の級が 8 級の職員で前項に規定する職以外の職	103,700 円
3	職務の級が 7 級の職員で熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する部長の職及び人事委員会が別に定める職	90,800 円
4	職務の級が 7 級の職員で前項に規定する職以外の職	81,800 円
5	職務の級が 6 級の職員で熊本市事務決裁に関する訓令第 2 条第 4 号に規定する課長の職及び人事委員会が別に定める職	71,100 円
6	職務の級が 6 級の職員で前項に規定する職以外の職	62,700 円
7	職務の級が 5 級の職員で人事委員会が別に定める職	51,700 円

イ 消防職員給料表

項	支給を受ける職員の職	手当額
1	消防局長	113,600 円
2	職務の級が 8 級の職員で前項に規定する職以外の職	103,700 円
3	部長	90,800 円
4	職務の級が 7 級の職員で前項に規定する職以外の職	81,800 円
5	職務の級が 6 級の職員で熊本市消防局の組織に関する規則（昭和 39 年規則第 49 号）第 3 条第 1 項に規定する課長の職及び消防署長の職	71,100 円
6	職務の級が 6 級の職員で前項に規定する職以外の職	62,700 円

ウ 医療職員給料表

項	支給を受ける職員の職	手当額
1	職務の級が 5 級の職員	113,600 円
2	職務の級が 4 級の職員	103,700 円
3	職務の級が 3 級の職員で熊本市事務決裁に関する訓令第 2 条第 4 号に規定する課長の職及び人事委員会が別に定める職	71,100 円
4	職務の級が 3 級の職員で前項に規定する職以外の職	62,700 円

エ 教育職給料表(1)

項	支給を受ける職員の職	手当額
1	市立高等学校の校長	74,000円
2	市立総合ビジネス専門学校の校長	55,500円
3	市立高等学校の教頭	55,100円
4	市立総合ビジネス専門学校の教頭	45,900円

オ 教育職給料表(2)

項	支給を受ける職員の職	手当額
1	市立幼稚園の園長	43,300円

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成31年3月31日までの間における経過措置)
- この規則による改正後の熊本市管理職手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)別表ア及びイの適用については、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)から平成31年3月31日までの間、「113,600円」とあるのは「102,200円」と、「103,700円」とあるのは「92,900円」と、「90,800円」とあるのは「85,500円」と、「81,800円」とあるのは「76,500円」と、「71,100円」とあるのは「64,400円」と、「62,700円」とあるのは「56,000円」と、「51,700円」とあるのは「46,900円」とする。
- 改正後の規則別表ウの適用については、切替日から平成31年3月31日までの間、「113,600円」とあるのは「105,400円」と、「103,700円」とあるのは「95,800円」と、「71,100円」とあるのは「66,400円」と、「62,700円」とあるのは「57,700円」とする。
- 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、職務の級の切替えによりその者の受ける管理職手当の月額が同日において受けていた管理職手当の月額に達しないこととなるもの(切替日において熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成6年人委規則第14号)第15条の規定により降格された職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間に限り、管理職手当の月額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。
(熊本市管理職手当支給規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 熊本市管理職手当支給規則の一部を改正する規則(平成24年人委規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを「(平成28年3月31日までの間における経過措置)」に改め、同項中「別表の行政職員給料表及び消防職員給料表」を「別表ア及びイ」に、「当分の間」を「平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間」に改める。

人委規則第23号

平成28年3月31日

熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森山 義文

熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

- 熊本市職員特殊勤務手当支給規則(平成6年人委規則第28号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。
- 第3条第1項中「各環境工場」を「東部環境工場」に改め、同条第4項中「観光文化交流局」を「経済観光局」に改める。

第 4 条第 1 項中「各環境工場」を「東部環境工場」に改める。

第 5 条中「条例別表 8 の項第 1 号」を「条例別表 7 の項第 1 号」に改める。

第 6 条第 1 項中「条例別表 9 の項第 1 号」を「条例別表 8 の項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「条例別表 9 の項第 2 号」を「条例別表 8 の項第 2 号」に、「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「条例別表 9 の項第 3 号」を「条例別表 8 の項第 3 号」に改め、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「滞納処分」を「滞納処分等」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「条例別表 11 の項」を「条例別表 10 の項」に改め、同条第 1 号中「にある職員」を「にある職員のうち、医療等業務に従事したものに」、「月額 84,000 円」を「日額 4,200 円」に改め、同条第 2 号中「にある職員」を「にある職員のうち、医療等業務に従事したものに」、「月額 78,400 円」を「日額 3,900 円」に改め、同条第 3 号中「にある職員」を「にある職員のうち、医療等業務に従事したものに」、「月額 73,500 円」を「日額 3,700 円」に改め、同条第 4 号中「にある職員」を「にある職員のうち、医療等業務に従事したものに」、「月額 53,200 円」を「日額 2,700 円」に改め、同条第 5 号中「にある職員」を「にある職員のうち、医療等業務に従事したものに」、「月額 49,000 円」を「日額 2,500 円」に改め、同条第 6 号中「食肉センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所」を「動物愛護センター」に、「行政職員給料表の 4 級以上の職務の級にある者」を「医療等業務に従事したものに」、「月額 12,000 円」を「日額 800 円」に改め、同条第 7 号及び第 8 号を削る。

第 9 条を削る。

第 10 条第 1 項及び第 2 項中「日額をもって」を削り、同条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

別表中

「

条例別表 3 の項第 5 号又は第 6 号 に規定する特別作業手当	条例別表 8 の項第 4 号に規定する福 祉業務手当
--------------------------------------	-------------------------------

」

を

「

条例別表 3 の項第 5 号又は第 6 号 に規定する特別作業手当	条例別表 7 の項第 4 号に規定する福 祉業務手当
--------------------------------------	-------------------------------

」

に、

「

条例別表 9 の項第 1 号又は第 2 号 に規定する市税等事務従事手当	条例別表 9 の項第 3 号に規定する市 税等事務従事手当
条例別表 10 の項第 1 号又は第 2 号 に規定する消防手当	条例別表 10 の項第 3 号に規定する消 防手当

」

<p>条例別表 1 1 の項に規定する医療等業務従事手当</p>	<p>(1) 条例別表 2 の項に規定する感染症作業手当 (2) 条例別表 3 の項第 3 号に規定する特別作業手当 (3) 条例別表 3 の項第 5 号に規定する特別作業手当 (4) 条例別表 3 の項第 6 号に規定する特別作業手当 (5) 条例別表 4 の項に規定する動物愛護センター業務手当 (6) 条例別表 7 の項に規定する食肉センター業務手当 (7) 条例別表 8 の項第 4 号に規定する福祉業務手当 (8) 条例別表 1 0 の項に規定する消防手当</p>
----------------------------------	--

を

<p>条例別表 8 の項第 1 号又は第 2 号に規定する市税等事務従事手当</p>	<p>条例別表 8 の項第 3 号に規定する市税等事務従事手当</p>
<p>条例別表 9 の項第 1 号又は第 2 号に規定する消防手当</p>	<p>(1) 条例別表 9 の項第 3 号に規定する消防手当 (2) 条例別表 9 の項第 4 号に規定する消防手当</p>
<p>条例別表 9 の項第 6 号に規定する消防手当</p>	<p>(1) 条例別表 9 の項第 1 号に規定する消防手当 (2) 条例別表 9 の項第 2 号に規定する消防手当 (3) 条例別表 9 の項第 3 号に規定する消防手当</p>

条例別表 10 の項に規定する医療等 業務従事手当	(1) 条例別表 2 の項に規定する感染症 作業手当 (2) 条例別表 3 の項第 3 号に規定する 特別作業手当 (3) 条例別表 3 の項第 5 号に規定する 特別作業手当 (4) 条例別表 3 の項第 6 号に規定する 特別作業手当 (5) 条例別表 4 の項に規定する動物愛 護センター業務手当 (6) 条例別表 7 の項第 4 号に規定する 福祉業務手当
------------------------------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

病 院 局

病院局規程第 1 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

熊本市病院局職員被服貸与規程（平成 21 年病院局規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 2 条関係）の表中

「 理学療法 士及び作 業療法士	上着	1	を	「 理学療 法士、作 業療法 士及び 言語聴 覚士	上着	1
	ズボン	1			ズボン	1

に改める。

別表第 2（第 2 条関係）表中

理学療法士、作業療法士及び臨床工学技士	上着	1
	ズボン	1

「
を
」

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床工学技士	上着	1
	ズボン	1

に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

病院局規程第 2 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務分掌規程（平成 21 年病院局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（分課）

第 2 条 分課は次のとおりとする。

熊本市民病院

医療安全対策部

医療安全対策室

感染対策部

感染対策室

地域医療連携部

地域医療連携室

がん診療対策部

がん相談支援センター

化学療法センター

緩和ケアセンター

内科

神経内科

呼吸器内科

感染症内科

消化器内科

循環器内科

血液・腫瘍内科

腎臓内科

代謝内科

精神科

新生児内科

小児科

小児外科

小児循環器内科

小児心臓外科
外科
消化器外科
乳腺・内分泌外科
呼吸器外科
心臓血管外科
整形外科
リウマチ科
リハビリテーション科
脳神経外科
皮膚科
泌尿器科
産科
婦人科
眼科
耳鼻咽喉科
放射線科
歯科口腔外科
麻酔科
病理診断科
中央手術部
集中治療部
救急診療部
中央放射線部
中央検査部
 内視鏡センター
 血液浄化センター
中央臨床工学部
医療技術部
薬剤課
 放射線技術室
 検査技術室
 生理検査センター
 病理検査センター
 検体検査センター
 リハビリテーション技術室
 栄養管理技術室
 臨床工学技術室
 視能訓練技術室
看護部
事務局
総務課
 施設管理室
経営企画課
 病院建設準備室
医事課

施設基準室
情報システム室
熊本市民病院附属芳野診療所
植木病院
診療部
内科
外科
整形外科
循環器内科
脳神経外科
リハビリテーション科
放射線科
地域医療連携室
健診部
診療放射線部
リハビリテーション室
薬剤部
検査部
栄養管理室
診療情報管理室
医療安全対策室
看護部
事務局

第 3 条第 2 項中「、副課長及び課長補佐」を削り、同条第 3 項中「副室長」の次に「、副課長及び課長補佐」を加え、同条第 7 項中「病院審議員、局長補佐及び」を削り、同条第 8 項中「事務局に」の次に「病院審議員、局長補佐、」を加える。

第 5 条を次のように改める。

（事務分掌）

第 5 条 事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

熊本市民病院

医療安全対策部

医療安全対策室

- (1) 医療安全対策に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、医療安全に関すること。
- (4) 病院機能評価に関すること。
- (5) 医療の質を向上させる施策の企画立案等に関すること。

感染対策部

感染対策室

- (1) 感染対策に関すること。

地域医療連携部

地域医療連携室

- (1) 病診連携に関すること。
- (2) 総合相談窓口に関すること。
- (3) 医療相談窓口に関すること。

がん診療対策部

がん相談支援センター

- (1) がん相談機能の推進及び向上に関する事。
- (2) がんサロンの運営等に関する事。
- (3) がん患者に係る退院調整及び、地域連携に関する事。

化学療法センター

- (1) 化学療法センターの業務に関する事。

緩和ケアセンター

- (1) 緩和ケアセンターの業務に関する事。

診療各科

- (1) 患者の診察に関する事。
- (2) 病理組織の診断及び病理解剖に関する事。
- (3) 医務に属する諸検査及び鑑定に関する事。
- (4) 診療統計に関する事。
- (5) 付添人、看護人及び面会人に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、医務に関する事。

中央手術部

- (1) 手術に関する事。

集中治療部

- (1) 救急重症患者の集中治療に関する事。

救急診療部

- (1) 救急患者の診察に関する事。

中央放射線部

- (1) 放射線による診療に関する事。

中央検査部

- (1) 臨床検査に関する事。

中央臨床工学部

- (1) 臨床工学に関する事。

医療技術部

薬剤課

- (1) 調剤及び製剤に関する事。
- (2) 薬品の試験検査に関する事。
- (3) 薬品の出納及び保管に関する事。
- (4) 処方箋の整理及び保管に関する事。
- (5) 所管器具の管理に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、薬務に関する事。

放射線技術室

- (1) 放射線機器等及び放射性医薬品による画像検査に関する事。
- (2) 放射線照射機器等による放射線照射に関する事。
- (3) 中央放射線部との連携に関する事。

検査技術室

- (1) 生化学、血液、細菌等の医学的検査に関する事。
- (2) その他診療上必要な検査に関する事。
- (3) 輸血に関する事。
- (4) 中央検査部との連携に関する事。

生理検査センター

- (1) 生理検査等に関する事。

病理検査センター

- (1) 病理解剖の補助等に関する事。
- (2) 病理解剖の医学的検査に関する事。

検体検査センター

- (1) 検体検査等に関する事。

リハビリテーション技術室

- (1) 機能回復訓練に関する事。

栄養管理技術室

- (1) 給食に関する事。
- (2) 栄養指導に関する事。

臨床工学技術室

- (1) 医療機器及び生命維持管理装置等の操作、保守、点検及び管理に関する事。

視能訓練技術室

- (1) 視能訓練の計画及び実施に関する事。

看護部

- (1) 患者の看護に関する事。
- (2) 看護師の勤務統制に関する事。
- (3) 看護師の研修に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、看護業務に関する事。
- (5) 病棟の整理整頓に関する事。

事務局

総務課

- (1) 病院局内の総合的調整に関する事。
- (2) 病院局内事務の連絡調整に関する事。
- (3) 条例、規程等の制定改廃に関する事。
- (4) 病院局職員の任用、服務及び研修に関する事。
- (5) 病院局職員の給与及び退職手当に関する事。
- (6) 労務管理、労働安全及び衛生管理に関する事。
- (7) 職員の公務災害に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他課に属しない事項に関する事。

施設管理室

- (1) 病院の維持管理及び工事等に関する事。

経営企画課

- (1) 病院事業経営の企画調整及び調査、分析並びに改善に関する事。
- (2) 病院局の予算に関する事。
- (3) 企画、財政計画及び資金計画に関する事。
- (4) 企業債、補助金、治験等の収入に関する事。
- (5) 工事等の請負契約及びそれに係る検査に関する事。
- (6) 物品の購入及び修理並びにそれらの支出の統括に関する事。
- (7) 物品等の管理に関する事。
- (8) 職員の被服貸与に関する事。
- (9) 決算に関する事。
- (10) 収入金に関する事。
- (11) 支払の審査及び執行に関する事。
- (12) 現金及び有価証券の保管並びに出納に関する事。
- (13) 監査に関する事。

(14) 財産の所有、管理及び処分に関すること。

病院建設準備室

(1) 新病院の建設等に関すること

医事課

- (1) 患者の受付及び入退院に関すること。
- (2) 診療報酬請求等に関すること。
- (3) 患者の諸証明に関すること。
- (4) 医事統計に関すること。
- (5) 未収金に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、医事に関すること。

施設基準室

- (1) 施設基準に関すること。
- (2) 施設基準等に係る届出に関すること。
- (3) 診療報酬制度の新設改正等の情報収集や研究等に関すること。
- (4) 診療行為分析、DPC分析等の実施と院内への情報提供及び周知に関すること。

情報システム室

- (1) 電算システム開発及び管理に関すること。
- (2) 医学情報の収集及び管理に関すること。
- (3) 診療記録の管理に関すること。

熊本市民病院附属芳野診療所

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。
- (3) 調剤及び薬品の保管に関すること。
- (4) 診療統計に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

植木病院

診療部

診療各科

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 救急患者の診察に関すること。
- (3) 医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。
- (4) 付添人、看護人及び面会人に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

地域医療連携室

- (1) 地域医療連携に関すること。
- (2) 保健医療福祉の連携に関すること。

健診部

- (1) 健診に関すること。

診療放射線部

- (1) 放射線に関すること。

リハビリテーション室

- (1) 機能回復訓練に関すること。

薬剤部

- (1) 薬務に関すること。

検査部

- (1) 臨床検査に関すること。

栄養管理室

- (1) 栄養指導及び給食に関すること。

診療情報管理室

- (1) 診療記録の管理に関すること。
- (2) 診療統計及び分析に関すること。

医療安全対策室

- (1) 医療安全対策に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、医療安全に関すること。
- (4) 感染対策に関すること。

看護部

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 看護師の勤務統制に関すること。
- (3) 看護師の研修に関すること。
- (4) 病棟の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、看護業務に関すること。
- (6) 手術に関すること。
- (7) 医療用備品、材料及び消耗品の整備に関すること。
- (8) 医療用備品、材料及び消耗品の滅菌に関すること。
- (9) 訪問看護に関すること。

事務局

- (1) 文書事務に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 決算に関すること。
- (5) 土地及び建物に関すること。
- (6) 物品等に関すること。
- (7) 患者の受付及び入退院に関すること。
- (8) 診療報酬請求等に関すること。
- (9) 医事に関する諸統計に関すること。
- (10) 施設基準及び医療の室を向上させる施策の企画立案等に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、植木病院の庶務に関すること。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

病院局規程第 3 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務決裁規程（平成 21 年病院局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「機能支援部長」を「がん診療対策部長」に改める。

第 8 条を削る。

第 9 条中「中央臨床工学部長」を「中央臨床工学部長」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条第 6 号中「8 級の職員」を「7 級の職員（事務局長を除く。）」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(首席病院審議員専決事項)

第 10 条 次の事項は、首席病院審議員の専決とする。ただし、第 1 号から第 6 号に掲げる事項については、情報システム室及び経営分析班に係ることに限るものとし、第 7 号に掲げる事項については、経営分析班に係ることに限るものとする。

- (1) 3,500 万円未満の委託に関する事。
- (2) 1,000 万円未満の物件、労力その他の供給に関する事。
- (3) 定例による所管事業施行上の宣伝及び広告に関する事。
- (4) 定例的な所管事務に係る事務事業の実施に関する事。
- (5) 所属職員の事務分担及び旅行命令に関する事。
- (6) 服務に関する事。
- (7) 定例的な所管事務に係る経由、通達、申請、報告、照会、統計、調査、届出、回答、通知並びに許可及びその取り消しに関する事。

第 11 条課長共通専決事項の項中第 17 号を第 18 号とし、第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 熊本市債権管理条例(平成 28 年条例第 12 号)の規定に基づく非強制徴収債権の強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止及び履行延期の特約等に関する事。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

病院局規程第 4 号

平成 28 年 3 月 31 日

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程(平成 21 年病院局規程第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「標準的な」を削り、「別表第 5 のとおりとする。」を「級別基準職務表(別表第 5)に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類されるものとする。」に改める。

第 3 条第 1 項中「病院事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改める。

第 4 条第 5 項中「病院事業医療職員給料表」を「病院事業医療職員給料表又は病院事業業務職員給料表」に改め、「前項の規定の適用については、同項中「4 号給(病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が定める職員にあっては、3 号給)」とあるのは「2 号給」を「第 3 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が定める基準に従い決定するもの」に改める。

第 7 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

第 8 条第 2 号中「、同利息及び物品購入に係る一括立替払返済額」を「及び同利息」に改める。

第 10 条第 1 項中「とおりと」の次に「し、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額 100 分の 25 を超えないものと」を加える。

第 14 条第 2 項第 1 号中「100 分の 18」を「100 分の 20」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「100 分の 15」を「100 分の 16」に改める。

第 28 条第 2 項中「以外に」を「を超えて」に改める。

第 35 条第 5 項中「得た額」の次に「(管理者が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、

その額に給料の月額に100分の25を超えない範囲で管理者が定める割合を乗じて得た額を加算した額)」を加える。

第47条第1項の表中「377,000」を「371,000」に、「426,000」を「419,000」に、「479,000」を「471,000」に、「542,000」を「532,000」に、「618,000」を「607,000」に、「722,000」を「709,000」に、「845,000」を「829,000」に改める。

附則第10項中「給料月額と」の次に「平成29年3月31日までの間にあっては」を、「相当する額」の次に「(以下この項において「差額相当額」という。)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までにあつては3,200円(差額相当額が3,200円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成31年4月1日から平成32年3月31日までにあつては6,400円(差額相当額が6,400円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成32年4月1日から平成33年3月31日までにあつては9,600円(差額相当額が9,600円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成33年4月1日から平成34年3月31日までにあつては12,800円(差額相当額が12,800円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を、平成34年4月1日以降にあつては16,000円(差額相当額が16,000円未満の場合にあつては、当該差額相当額)を差額相当額から減じて得た額)」を加える。

附則に次の3項を加える。

(平成28年4月1日における号給の調整)

13 次の各号に掲げる職員の平成28年4月1日における号給については、それぞれ当該各号に定める号給数を上限として、管理者が定める号給数を加えた号給とする。

(1) 平成22年1月1日において第9項の規定の適用を受けた職員、平成23年1月1日において前項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員 1号

(2) 平成23年1月1日において第11項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員 2号

(平成29年4月1日における号給の調整)

14 次の各号に掲げる職員の平成29年4月1日における号給については、それぞれ当該各号に定める号給数を上限として、管理者が定める号給数を加えた号給とする。

(1) 平成24年1月1日において第11項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員 2号

(2) 平成24年1月1日において第12項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員 1号

(病院事業医療職員給料表の適用を受ける職員に関する号給の調整)

15 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第34号)附則第11項の規定の趣旨に基づき、同項の適用を受ける職員と権衡上必要があると認められる職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を同項の規定の例により、号給の調整を行う。

別表第1から別表第7まで、別表第9及び別表第10を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

病院事業行政職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,800	190,700	223,300	258,600	283,700	316,700	396,600	448,400
	2	141,000	192,500	225,300	260,800	285,900	318,900	399,000	451,400
	3	142,200	194,300	227,300	263,000	288,100	321,100	401,400	454,400
	4	143,400	196,100	229,300	265,200	290,300	323,300	403,800	457,400
	5	144,600	197,900	231,300	267,400	292,500	325,500	406,200	460,400
	6	145,800	199,700	233,300	269,600	294,700	327,700	408,600	463,400
	7	147,000	201,500	235,300	271,800	296,900	329,900	411,000	466,400
	8	148,200	203,300	237,300	274,000	299,100	332,100	413,400	469,400
	9	149,400	205,100	239,300	276,200	301,300	334,300	415,800	472,400
	10	150,600	206,900	241,300	278,400	303,500	336,300	417,800	475,400
	11	151,800	208,700	243,300	280,600	305,700	338,300	419,800	478,400
	12	153,000	210,500	245,300	282,800	307,900	340,300	421,800	481,400
	13	154,200	212,300	247,300	285,000	310,100	342,300	423,800	484,400
	14	155,400	214,100	249,100	287,200	312,300	344,300	425,800	486,800
	15	156,600	215,900	250,900	289,400	314,500	346,300	427,800	489,200
	16	157,800	217,700	252,700	291,600	316,700	348,300	429,800	491,600
	17	159,000	219,500	254,500	293,800	318,900	350,300	431,800	494,000
	18	160,800	221,300	256,300	296,000	321,100	352,100	433,600	495,500
	19	162,600	223,100	258,100	298,200	323,300	353,900	435,400	497,000
	20	164,400	224,900	259,900	300,400	325,500	355,700	437,200	498,500
	21	166,200	226,700	261,700	302,600	327,700	357,500	439,000	500,000
	22	168,700	228,500	263,500	304,800	329,700	359,300	440,500	501,500
	23	171,200	230,300	265,300	307,000	331,700	361,100	442,000	503,000
	24	173,700	232,100	267,100	309,200	333,700	362,900	443,500	504,500
25	176,200	233,900	268,900	311,400	335,700	364,700	445,000	506,000	

26	178,000	235,400	270,700	313,400	337,700	366,200	446,500	507,200
27	179,800	236,900	272,500	315,400	339,700	367,700	448,000	508,400
28	181,600	238,400	274,300	317,400	341,700	369,200	449,500	509,600
29	183,400	239,900	276,100	319,400	343,700	370,700	451,000	510,800
30	185,200	241,400	277,900	321,400	345,500	372,200	451,800	511,800
31	187,000	242,900	279,700	323,400	347,300	373,700	452,600	512,800
32	188,800	244,400	281,500	325,400	349,100	375,200	453,400	513,800
33	190,600	245,900	283,300	327,400	350,900	376,700	454,200	514,800
34	192,100	247,400	285,100	329,400	352,700	377,900	455,000	515,600
35	193,600	248,900	286,900	331,400	354,500	379,100	455,800	516,400
36	195,100	250,400	288,700	333,400	356,300	380,300	456,600	517,200
37	196,600	251,900	290,500	335,400	358,100	381,500	457,400	518,000
38	198,100	253,400	292,000	337,400	359,300	382,700	457,900	518,500
39	199,600	254,900	293,500	339,400	360,500	383,900	458,400	519,000
40	201,100	256,400	295,000	341,400	361,700	385,100	458,900	519,500
41	202,600	257,900	296,500	343,400	362,900	386,300	459,400	520,000
42	203,800	258,900	298,000	344,900	364,100	387,300	459,900	
43	205,000	259,900	299,500	346,400	365,300	388,300	460,400	
44	206,200	260,900	301,000	347,900	366,500	389,300	460,900	
45	207,400	261,900	302,500	349,400	367,700	390,300	461,400	
46	208,600	262,900	304,000	350,900	368,700	391,300		
47	209,800	263,900	305,500	352,400	369,700	392,300		
48	211,000	264,900	307,000	353,900	370,700	393,300		
49	212,200	265,900	308,500	355,400	371,700	394,300		
50	213,200	266,900	310,000	356,400	372,700	395,300		
51	214,200	267,900	311,500	357,400	373,700	396,300		
52	215,200	268,900	313,000	358,400	374,700	397,300		
53	216,200	269,900	314,500	359,400	375,700	398,300		
54	217,200	270,900	315,700	360,400	376,500	399,300		
55	218,200	271,900	316,900	361,400	377,300	400,300		
56	219,200	272,900	318,100	362,400	378,100	401,300		
57	220,200	273,900	319,300	363,400	378,900	402,300		
58	221,200	274,400	320,500	364,200	379,700	403,300		

59	222,200	274,900	321,700	365,000	380,500	404,300
60	223,200	275,400	322,900	365,800	381,300	405,300
61	224,200	275,900	324,100	366,600	382,100	406,300
62	225,200	276,400	324,900	367,400	382,900	407,300
63	226,200	276,900	325,700	368,200	383,700	408,300
64	227,200	277,400	326,500	369,000	384,500	409,300
65	228,200	277,900	327,300	369,800	385,300	410,300
66	229,200	278,400	328,100	370,600	386,100	411,300
67	230,200	278,900	328,900	371,400	386,900	412,300
68	231,200	279,400	329,700	372,200	387,700	413,300
69	232,200	279,900	330,500	373,000	388,500	414,300
70	233,000	280,400	331,300	373,800	389,300	415,300
71	233,800	280,900	332,100	374,600	390,100	416,300
72	234,600	281,400	332,900	375,400	390,900	417,300
73	235,400	281,900	333,700	376,200	391,700	418,300
74	236,200	282,400	334,200	376,700	392,200	419,100
75	237,000	282,900	334,700	377,200	392,700	419,900
76	237,800	283,400	335,200	377,700	393,200	420,700
77	238,600	283,900	335,700	378,200	393,700	421,500
78	239,400	284,400	336,200	378,700	394,200	422,300
79	240,200	284,900	336,700	379,200	394,700	423,100
80	241,000	285,400	337,200	379,700	395,200	423,900
81	241,800	285,900	337,700	380,200	395,700	424,700
82	242,600	286,400	338,200	380,700	396,200	425,200
83	243,400	286,900	338,700	381,200	396,700	425,700
84	244,200	287,400	339,200	381,700	397,200	426,200
85	245,000	287,900	339,700	382,200	397,700	426,700
86	245,500	288,400	340,200	382,700	398,200	
87	246,000	288,900	340,700	383,200	398,700	
88	246,500	289,400	341,200	383,700	399,200	
89	247,000	289,900	341,700	384,200	399,700	
90	247,500	290,400	342,200	384,700	400,200	
91	248,000	290,900	342,700	385,200	400,700	

92	248,500	291,400	343,200	385,700	401,200			
93	249,000	291,900	343,700	386,200	401,700			
94		292,400	344,200					
95		292,900	344,700					
96		293,400	345,200					
97		293,900	345,700					
98		294,400	346,200					
99		294,900	346,700					
100		295,400	347,200					
101		295,900	347,700					
102		296,400	348,200					
103		296,900	348,700					
104		297,400	349,200					
105		297,900	349,700					
106		298,400	350,200					
107		298,900	350,700					
108		299,400	351,200					
109		299,900	351,700					
110		300,400	352,200					
111		300,900	352,700					
112		301,400	353,200					
113		301,900	353,700					
114		302,400						
115		302,900						
116		303,400						
117		303,900						
118		304,400						
119		304,900						
120		305,400						
121		305,900						
122		306,400						
123		306,900						
124		307,400						

	125		307,900						
再 任 用 職 員		189,700	213,300	256,600	276,100	290,900	318,000	381,100	432,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 (第 2 条関係)

病院事業医療職員給料表

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
27	333,700	405,500	459,800	523,300		

28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900

61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		

	94		483,900			
	95		484,500			
	96		485,100			
	97		485,600			
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第 3 (第 2 条関係)

病院事業看護職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任		円	円	円	円	円	円	円
用職	1	157,400	185,700	228,100	251,700	284,300	334,000	377,000
員以	2	158,900	188,200	229,600	253,200	286,300	336,000	379,500
外の	3	160,400	190,700	231,100	254,700	288,300	338,000	382,000
職員	4	161,900	193,200	232,600	256,200	290,300	340,000	384,500
	5	163,400	195,700	234,100	257,700	292,300	342,000	387,000
	6	164,900	197,700	235,600	259,200	294,300	344,000	389,500
	7	166,400	199,700	237,100	260,700	296,300	346,000	392,000
	8	167,900	201,700	238,600	262,200	298,300	348,000	394,500
	9	169,400	203,700	240,100	263,700	300,300	350,000	397,000
	10	170,900	205,200	241,600	265,200	302,300	352,000	399,500
	11	172,400	206,700	243,100	266,700	304,300	354,000	402,000
	12	173,900	208,200	244,600	268,200	306,300	356,000	404,500
	13	175,400	209,700	246,100	269,700	308,300	358,000	407,000
	14	176,900	210,900	247,600	271,200	310,300	360,000	409,000
	15	178,400	212,100	249,100	272,700	312,300	362,000	411,000
	16	179,900	213,300	250,600	274,200	314,300	364,000	413,000
	17	181,400	214,500	252,100	275,700	316,300	366,000	415,000
	18	182,900	215,700	253,600	277,200	317,800	368,000	417,000
	19	184,400	216,900	255,100	278,700	319,300	370,000	419,000
	20	185,900	218,100	256,600	280,200	320,800	372,000	421,000
	21	187,400	219,300	258,100	281,700	322,300	374,000	423,000
	22	188,900	220,500	259,600	283,200	323,800	376,000	425,000
	23	190,400	221,700	261,100	284,700	325,300	378,000	427,000
	24	191,900	222,900	262,600	286,200	326,800	380,000	429,000
	25	193,400	224,100	264,100	287,700	328,300	382,000	431,000
	26	194,900	225,300	265,600	289,200	329,800	384,000	432,500
	27	196,400	226,500	267,100	290,700	331,300	386,000	434,000

28	197,900	227,700	268,600	292,200	332,800	388,000	435,500
29	199,400	228,900	270,100	293,700	334,300	390,000	437,000
30	200,900	230,100	271,600	295,200	335,800	392,000	438,500
31	202,400	231,300	273,100	296,700	337,300	394,000	440,000
32	203,900	232,500	274,600	298,200	338,800	396,000	441,500
33	205,400	233,700	276,100	299,700	340,300	398,000	443,000
34	206,900	234,900	277,600	301,200	341,800	399,500	444,000
35	208,400	236,100	279,100	302,700	343,300	401,000	445,000
36	209,900	237,300	280,600	304,200	344,800	402,500	446,000
37	211,400	238,500	282,100	305,700	346,300	404,000	447,000
38	212,900	239,700	283,600	307,200	347,800	405,500	448,000
39	214,400	240,900	285,100	308,700	349,300	407,000	449,000
40	215,900	242,100	286,600	310,200	350,800	408,500	450,000
41	217,400	243,300	288,100	311,700	352,300	410,000	451,000
42	218,900	244,500	289,600	313,200	353,800	411,500	451,500
43	220,400	245,700	291,100	314,700	355,300	413,000	452,000
44	221,900	246,900	292,600	316,200	356,800	414,500	452,500
45	223,400	248,100	294,100	317,700	358,300	416,000	453,000
46	224,900	249,300	295,600	319,200	359,800	417,500	453,500
47	226,400	250,500	297,100	320,700	361,300	419,000	454,000
48	227,900	251,700	298,600	322,200	362,800	420,500	454,500
49	229,400	252,900	300,100	323,700	364,300	422,000	455,000
50	230,900	254,100	301,600	325,200	365,800	423,500	455,500
51	232,400	255,300	303,100	326,700	367,300	425,000	456,000
52	233,900	256,500	304,600	328,200	368,800	426,500	456,500
53	235,400	257,700	306,100	329,700	370,300	428,000	457,000
54	236,900	258,900	307,600	331,200	371,300	429,000	457,500
55	238,400	260,100	309,100	332,700	372,300	430,000	458,000
56	239,900	261,300	310,600	334,200	373,300	431,000	458,500
57	241,400	262,500	312,100	335,700	374,300	432,000	459,000
58	242,900	263,700	313,300	337,200	375,300	433,000	
59	244,400	264,900	314,500	338,700	376,300	434,000	
60	245,900	266,100	315,700	340,200	377,300	435,000	

61	247,400	267,300	316,900	341,700	378,300	436,000
62	248,400	268,500	318,100	343,200	379,100	436,500
63	249,400	269,700	319,300	344,700	379,900	437,000
64	250,400	270,900	320,500	346,200	380,700	437,500
65	251,400	272,100	321,700	347,700	381,500	438,000
66	252,400	273,300	322,700	348,700	382,300	438,500
67	253,400	274,500	323,700	349,700	383,100	439,000
68	254,400	275,700	324,700	350,700	383,900	439,500
69	255,400	276,900	325,700	351,700	384,700	440,000
70	256,400	277,900	326,700	352,700	385,500	
71	257,400	278,900	327,700	353,700	386,300	
72	258,400	279,900	328,700	354,700	387,100	
73	259,400	280,900	329,700	355,700	387,900	
74	260,400	281,900	330,700	356,700	388,700	
75	261,400	282,900	331,700	357,700	389,500	
76	262,400	283,900	332,700	358,700	390,300	
77	263,400	284,900	333,700	359,700	391,100	
78	264,400	285,900	334,700	360,500	391,600	
79	265,400	286,900	335,700	361,300	392,100	
80	266,400	287,900	336,700	362,100	392,600	
81	267,400	288,900	337,700	362,900	393,100	
82	267,900	289,900	338,700	363,700	393,600	
83	268,400	290,900	339,700	364,500	394,100	
84	268,900	291,900	340,700	365,300	394,600	
85	269,400	292,900	341,700	366,100	395,100	
86	269,900	293,900	342,700	366,600	395,600	
87	270,400	294,900	343,700	367,100	396,100	
88	270,900	295,900	344,700	367,600	396,600	
89	271,400	296,900	345,700	368,100	397,100	
90	271,900	297,900	346,500	368,600	397,600	
91	272,400	298,900	347,300	369,100	398,100	
92	272,900	299,900	348,100	369,600	398,600	
93	273,400	300,900	348,900	370,100	399,100	

94	273,900	301,900	349,700	370,600			
95	274,400	302,900	350,500	371,100			
96	274,900	303,900	351,300	371,600			
97	275,400	304,900	352,100	372,100			
98	275,900	305,900	352,600	372,600			
99	276,400	306,900	353,100	373,100			
100	276,900	307,900	353,600	373,600			
101	277,400	308,900	354,100	374,100			
102	277,900	309,900	354,600	374,600			
103	278,400	310,900	355,100	375,100			
104	278,900	311,900	355,600	375,600			
105	279,400	312,900	356,100	376,100			
106	279,900	313,700	356,600	376,600			
107	280,400	314,500	357,100	377,100			
108	280,900	315,300	357,600	377,600			
109	281,400	316,100	358,100	378,100			
110	281,900	316,600	358,600	378,600			
111	282,400	317,100	359,100	379,100			
112	282,900	317,600	359,600	379,600			
113	283,400	318,100	360,100	380,100			
114	283,900	318,600	360,600				
115	284,400	319,100	361,100				
116	284,900	319,600	361,600				
117	285,400	320,100	362,100				
118	285,900	320,600	362,600				
119	286,400	321,100	363,100				
120	286,900	321,600	363,600				
121	287,400	322,100	364,100				
122	287,900	322,600	364,600				
123	288,400	323,100	365,100				
124	288,900	323,600	365,600				
125	289,400	324,100	366,100				
126	289,900	324,600					

127	290,400	325,100					
128	290,900	325,600					
129	291,400	326,100					
130	291,900	326,600					
131	292,400	327,100					
132	292,900	327,600					
133	293,400	328,100					
134	293,900	328,600					
135	294,400	329,100					
136	294,900	329,600					
137	295,400	330,100					
138	295,900	330,600					
139	296,400	331,100					
140	296,900	331,600					
141	297,400	332,100					
142	297,900	332,600					
143	298,400	333,100					
144	298,900	333,600					
145	299,400	334,100					
146	299,900	334,600					
147	300,400	335,100					
148	300,900	335,600					
149	301,400	336,100					
150	301,900	336,600					
151	302,400	337,100					
152	302,900	337,600					
153	303,400	338,100					
154	303,900						
155	304,400						
156	304,900						
157	305,400						
158	305,900						
159	306,400						

	160	306,900						
	161	307,400						
	162	307,900						
	163	308,400						
	164	308,900						
	165	309,400						
	166	309,900						
	167	310,400						
	168	310,900						
	169	311,400						
再任 用職 員		230,900	254,700	263,900	274,700	291,700	325,700	366,600

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第 4 (第 2 条関係)

病院事業業務職員給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	号給					
	1	128,600	174,600	196,600	249,200	286,000
	2	129,600	176,100	198,100	250,700	287,900
	3	130,600	177,600	199,600	252,200	289,800
	4	131,600	179,100	201,100	253,700	291,700
	5	132,600	180,600	202,600	255,200	293,600
	6	133,600	182,100	204,100	256,700	295,400
	7	134,600	183,600	205,600	258,200	297,200
	8	135,600	185,100	207,100	259,700	299,000
	9	136,600	186,600	208,600	261,200	300,800
	10	137,600	187,800	210,100	262,400	302,500
	11	138,600	189,000	211,600	263,600	304,200
	12	139,600	190,200	213,100	264,800	305,900
	13	140,600	191,400	214,600	266,000	307,600
	14	141,600	192,600	216,100	267,200	309,200
	15	142,600	193,800	217,600	268,400	310,800
	16	143,600	195,000	219,100	269,600	312,400
	17	144,600	196,200	220,600	270,800	314,000
	18	145,800	197,400	222,000	271,800	315,500
	19	147,000	198,600	223,400	272,800	317,000
	20	148,200	199,800	224,800	273,800	318,500
	21	149,400	201,000	226,200	274,800	320,000
	22	150,600	202,200	227,600	275,800	321,400
	23	151,800	203,400	229,000	276,800	322,800
	24	153,000	204,600	230,400	277,800	324,200
	25	154,200	205,800	231,800	278,800	325,600
	26	155,700	206,800	233,200	279,800	326,900
27	157,200	207,800	234,600	280,800	328,200	
28	158,700	208,800	236,000	281,800	329,500	

29	160,200	209,800	237,400	282,800	330,800
30	161,700	210,800	238,800	283,800	332,000
31	163,200	211,800	240,200	284,800	333,200
32	164,700	212,800	241,600	285,800	334,400
33	166,200	213,800	243,000	286,800	335,600
34	167,700	214,800	244,300	287,800	336,700
35	169,200	215,800	245,600	288,800	337,800
36	170,700	216,800	246,900	289,800	338,900
37	172,200	217,800	248,200	290,800	340,000
38	173,700	218,800	249,500	291,800	341,000
39	175,200	219,800	250,800	292,800	342,000
40	176,700	220,800	252,100	293,800	343,000
41	178,200	221,800	253,400	294,800	344,000
42	179,700	222,800	254,700	295,800	345,000
43	181,200	223,800	256,000	296,800	346,000
44	182,700	224,800	257,300	297,800	347,000
45	184,200	225,800	258,600	298,800	348,000
46	185,400	226,800	259,900	299,800	349,000
47	186,600	227,800	261,200	300,800	350,000
48	187,800	228,800	262,500	301,800	351,000
49	189,000	229,800	263,800	302,800	352,000
50	190,200	230,800	265,000	303,800	353,000
51	191,400	231,800	266,200	304,800	354,000
52	192,600	232,800	267,400	305,800	355,000
53	193,800	233,800	268,600	306,800	356,000
54	194,900	234,800	269,800	307,300	357,000
55	196,000	235,800	271,000	307,800	358,000
56	197,100	236,800	272,200	308,300	359,000
57	198,200	237,800	273,400	308,800	360,000
58	199,200	238,800	274,400	309,300	361,000
59	200,200	239,800	275,400	309,800	362,000
60	201,200	240,800	276,400	310,300	363,000
61	202,200	241,800	277,400	310,800	364,000
62	203,100	242,300	278,400	311,300	365,000

63	204,000	242,800	279,400	311,800	366,000
64	204,900	243,300	280,400	312,300	367,000
65	205,800	243,800	281,400	312,800	368,000
66	206,600	244,300	282,200	313,300	368,500
67	207,400	244,800	283,000	313,800	369,000
68	208,200	245,300	283,800	314,300	369,500
69	209,000	245,800	284,600	314,800	370,000
70	209,700	246,300	285,400	315,300	
71	210,400	246,800	286,200	315,800	
72	211,100	247,300	287,000	316,300	
73	211,800	247,800	287,800	316,800	
74	212,500	248,300	288,300	317,300	
75	213,200	248,800	288,800	317,800	
76	213,900	249,300	289,300	318,300	
77	214,600	249,800	289,800	318,800	
78	215,300	250,300	290,300	319,300	
79	216,000	250,800	290,800	319,800	
80	216,700	251,300	291,300	320,300	
81	217,400	251,800	291,800	320,800	
82	218,100	252,300	292,300	321,300	
83	218,800	252,800	292,800	321,800	
84	219,500	253,300	293,300	322,300	
85	220,200	253,800	293,800	322,800	
86	220,800	254,300	294,300	323,300	
87	221,400	254,800	294,800	323,800	
88	222,000	255,300	295,300	324,300	
89	222,600	255,800	295,800	324,800	
90	223,200	256,300	296,300	325,300	
91	223,800	256,800	296,800	325,800	
92	224,400	257,300	297,300	326,300	
93	225,000	257,800	297,800	326,800	
94	225,600	258,300	298,300	327,300	
95	226,200	258,800	298,800	327,800	
96	226,800	259,300	299,300	328,300	

97	227,400	259,800	299,800	328,800
98	228,000	260,300	300,300	329,300
99	228,600	260,800	300,800	329,800
100	229,200	261,300	301,300	330,300
101	229,800	261,800	301,800	330,800
102	230,300	262,300	302,300	
103	230,800	262,800	302,800	
104	231,300	263,300	303,300	
105	231,800	263,800	303,800	
106	232,300	264,300	304,300	
107	232,800	264,800	304,800	
108	233,300	265,300	305,300	
109	233,800	265,800	305,800	
110	234,300	266,300	306,300	
111	234,800	266,800	306,800	
112	235,300	267,300	307,300	
113	235,800	267,800	307,800	
114	236,300	268,300	308,300	
115	236,800	268,800	308,800	
116	237,300	269,300	309,300	
117	237,800	269,800	309,800	
118	238,300	270,300	310,300	
119	238,800	270,800	310,800	
120	239,300	271,300	311,300	
121	239,800	271,800	311,800	
122		272,300	312,300	
123		272,800	312,800	
124		273,300	313,300	
125		273,800	313,800	
126		274,300	314,300	
127		274,800	314,800	
128		275,300	315,300	
129		275,800	315,800	
130		276,300	316,300	

	131		276,800	316,800		
	132		277,300	317,300		
	133		277,800	317,800		
	134		278,300			
	135		278,800			
	136		279,300			
	137		279,800			
再任用職員		197,500	206,600	228,200	249,100	280,600

備考 この表は、地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員に適用する。

別表第 5 (第 2 条関係)

級別基準職務表

(1) 病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務
3 級	主任主事及び主任技師の職務
4 級	主査の職務
5 級	主幹の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務
8 級	事務局長の職務

(2) 病院事業医療職員給料表の適用を受ける職員

職務の級	標準的な職務
1 級	医師又は歯科医師である技師の職務
2 級	(1) 医長の職務の職務 (2) 高度の知識、技術又は経験を必要とする医師又は歯科医師である技師の職務
3 級	科部長の職務
4 級	副院長又は植木病院の院長の職務
5 級	院長の職務

(3) 病院事業看護職員給料表の適用を受ける職員

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師である技師の職務
2 級	(1) 看護師である技師の職務 (2) 相当の知識又は経験を有する准看護師である技師の職務
3 級	主任技師の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	相当の知識又は経験を有する看護師長の職務
6 級	副看護部長又は植木病院の看護部長の職務
7 級	看護部長の職務

(4) 病院事業業務職員給料表の適用を受ける職員

職務の級	標準的な職務
1 級	定例的な業務を行う技師の職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする技師の職務

3 級	高度の技能又は経験を必要とする技師の職務
4 級	副主任の職務
5 級	(1) 業務長及び主任の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う副主任の職務

別表第 6 (第 10 条関係)

(1) 病院事業行政職員給料表

支給を受ける職員の職		手当額
職務の級が8級の 職員の職	管理者が定める職員	113,600円
	管理者が定める職員以外の職員	103,700円
職務の級が7級の 職員の職	管理者が定める職員	90,800円
	管理者が定める職員以外の職員	81,800円
職務の級が6級の 職員の職	管理者が定める職員	71,100円
	管理者が定める職員以外の職員	62,700円
職務の級が5級の 職員の職	管理者が定める職員	51,700円

(2) 病院事業医療職員給料表

支給を受ける職員の職	手当額
職務の級が5級の職員	137,700円
職務の級が4級の職員	110,100円
職務の級が3級の職員で科部長及び管理者が別に定める職員	82,600円

(3) 病院事業看護職員給料表

支給を受ける職員の職	手当額
職務の級が7級の職員	90,800円
職務の級が6級の職員	71,100円

別表第 7 (第 11 条関係)

期間の区分	支給額	期間の区分	支給額
	円		円
1年未満	307,800	18年以上19年未満	297,900
1年以上2年未満	307,800	19年以上20年未満	294,600
2年以上3年未満	307,800	20年以上21年未満	291,300
3年以上4年未満	307,800	21年以上22年未満	277,500
4年以上5年未満	307,800	22年以上23年未満	263,500
5年以上6年未満	307,800	23年以上24年未満	250,000
6年以上7年未満	307,800	24年以上25年未満	236,100
7年以上8年未満	307,800	25年以上26年未満	222,400
8年以上9年未満	307,800	26年以上27年未満	204,800
9年以上10年未満	307,800	27年以上28年未満	187,700
10年以上11年未満	307,800	28年以上29年未満	170,400
11年以上12年未満	307,800	29年以上30年未満	152,800
12年以上13年未満	307,800	30年以上31年未満	134,800
13年以上14年未満	307,800	31年以上32年未満	116,500
14年以上15年未満	307,800	32年以上33年未満	98,600
15年以上16年未満	307,800	33年以上34年未満	72,600
16年以上17年未満	304,500	34年以上35年未満	48,300
17年以上18年未満	301,200		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 11 条第 3 項の職員となった日以後の期間を示す。

別表第 9 (第 3 4 条関係)

適用給料表	支給を受ける職員	勤務1回の額
病院事業行政職員給料表	職務の級が8級の職員	10,000円
	職務の級が7級の職員	8,000円
	職務の級が6級の職員	6,000円
病院事業医療職員給料表	職務の級が4級及び5級の職員	10,000円
	職務の級が3級の職員	6,000円
病院事業看護職員給料表	職務の級が7級の職員	8,000円
	職務の級が6級の職員	6,000円

別表第 10 (第 34 条関係)

適用給料表	支給を受ける職員	勤務1回の額
病院事業行政職員給料表	職務の級が8級の職員	5,000円
	職務の級が7級の職員	4,000円
	職務の級が6級の職員	3,000円
病院事業医療職員給料表	職務の級が4級及び5級の職員	5,000円
	職務の級が3級の職員	3,000円
病院事業看護職員給料表	職務の級が7級の職員	4,000円
	職務の級が6級の職員	3,000円

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 平成 28 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において、この規程による改正前の熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程(以下「改正前の規程」という。)別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員で、その属していた職務の級(以下「旧級」という。)が 7 級、8 級及び 9 級であったものの切替日における職務の級は、それぞれ 6 級、7 級及び 8 級とする。
(号給の切替え)
- 前項の適用を受ける職員の切替日における号給は、旧級が 8 級及び 9 級であった職員の号給については切替日の前日においてその者が受けていた号給とし、旧級が 7 級であった職員の号給については管理者が定める。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(切替えに伴う経過措置)
- 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額(切替日の前日においてその者が受けていた号給における給料月額と改正前の規程附則第 5 項若しくは第 10 項の規定又はこの規程による改正前の熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成 23 年病院局規程第 4 号)附則第 13 項から第 15 項までの規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。)に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、平成 31 年 3 月 31 日までの間に限り、給料月額のほか、その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては、この規程による改正後の熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)附則第 10 項の規定の適用を受ける職員又はこの規程による改正後の熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成 23 年病院局規程第 4 号)附則第 13 項の規定の適用を受ける職員にあっては、3,200 円(差額相当額が 3,200 円未満の場合にあっては、当該差額相当額)を差額相当額から減じて得た額)を給料として支給する。
- 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、

管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 7 切替日以後新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に対する熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和28年条例第6号）第8条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（昇給に関する経過措置）
- 9 改正後の規程第4条第5項の規定の適用を受ける職員については、平成30年3月31日までの間に限り、同項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、昇給させることができる。
（管理職手当に関する経過措置）
- 10 改正後の規程別表第6の病院事業行政職員給料表、病院事業医療職員給料表及び病院事業看護職員給料表の適用については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、「113,600円」とあるのは「102,200円」と、「103,700円」とあるのは「92,900円」と、「90,800円」とあるのは「85,500円」と、「81,800円」とあるのは「76,500円」と、「71,100円」とあるのは「64,400円」と、「62,700円」とあるのは「56,000円」と、「51,700円」とあるのは「46,900円」と、「137,700円」とあるのは「125,500円」と、「110,100円」とあるのは「101,500円」と、「82,600円」とあるのは「79,900円」とする。
- 11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、職務の級の切替えによりその者の受ける管理職手当の月額が同日に受けていた管理職手当の月額に達しないこととなるもの（切替日において降格された職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間に限り、管理職手当の月額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。
- 12 熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成23年規程第4号）の一部を次のように改正する。
附則第13項中「相当する額」の次に「（以下この項において「差額相当額」という。）（平成30年4月1日から平成31年3月31日までにあっては3,200円（差額相当額が3,200円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成31年4月1日から平成32年3月31日までにあっては6,400円（差額相当額が6,400円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成32年4月1日から平成33年3月31日までにあっては9,600円（差額相当額が9,600円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成33年4月1日から平成34年3月31日までにあっては12,800円（差額相当額が12,800円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成34年4月1日以降にあっては16,000円（差額相当額が16,000円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を差額相当額から減じて得た額）」を加える。
- 13 熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成24年病院局規程第7号）の一部を次のように改正する。
附則第2項見出し中「経過措置」を「平成28年3月31日までの間における経過措置」に改め、同項中「当分の間」を「平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間」に改める。
- 14 熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年規程第5号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

監 査 事 務 局

監 委 公 告 第 5 号

平 成 2 8 年 3 月 3 0 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から平成 27 年度包括外部監査の結果につき、次のとおり報告があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により公表する。

熊本市監査委員	家 入 安 弘
熊本市監査委員	坂 田 誠 二
熊本市監査委員	飯 銅 芳 明
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について

3. 事件を選定した理由

熊本市の平成 27 年度当初予算の市税収入は、982 億円で一般会計歳入予算全体 2,962 億円の 33.2% を占めており、市政を推進していく上で重要な財源となっている。平成 26 年度当初予算の市税収入 971 億円と比較すると 11 億円の増加となっており、歳入構成比は前年度比で 0.4% の減少となっている。

ところで、少子高齢化等による社会保障関連の歳出増加が続く中、他都市同様熊本市においても財源の確保が厳しい状況にある。このような環境において、財源の確保を行う上で、市民の税負担の公平性を確保し、市税の適切な収納対策を実施することは熊本市の重要な課題である。

以上を踏まえ、熊本市の市税に関する財務事務の執行が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは市民の利益に有効であると判断し、本テーマを選定した。

4. 監査対象部署及び監査対象税目

（監査対象部署）

税制課、課税管理課、納税課、中央税務課、東税務課、西税務課、南税務課、北税務課

（監査対象税目）

個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税

5. 監査の着眼点及び主な監査手続

登載省略

6. 監査の対象年度

主として平成 26 年度

（必要に応じて平成 25 年度以前の各年度及び平成 27 年度も対象とする。）

7. 監査の実施期間

平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

8. 監査の結果の区分

監査の結果の区分は、以下のとおりである。

【指摘】：合規性、正確性等に問題があり、速やかに是正措置が必要と思われるものである。

【意見】：合規性、正確性等に問題があるとまでは言えないが、是正を検討することが市税に関する財務事務の適切な運用に資すると考えるものである。

【参考意見】：合規性、正確性等に問題はないが、市税に関する財務事務のより適切な運用を行う上で、参考になると考えるものである。

9. 包括外部監査人および補助者の氏名、資格

登載省略

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 章 監査の結果と意見（総論）

近年、少子高齢化等による社会保障関連の歳出増加が続く中、他の都市と同じく市においても財源の確保が厳しい状況にある。このような状況の中、平成 27 年度当初予算の市税収入は 982 億円で、一般会計歳入予算全体の 33.2%、自主財源においてはその大部分を占めており、財源の確保を行う上で市民の税負担の公平性を保ちながら適切な収納対策を実施することは極めて重要な課題である。

ところで、平成 26 年度の市税の収入率（現滞計）は 94.9% であるが、他の政令指定都市 19 市の平均収入率（現滞計）96.9% に対しマイナス 2 ポイントと大きく下回っており、収入率の順位においても 20 市中 20 位と低迷している。

市は、政令指定都市に移行した平成 24 年度の前年（平成 23 年度）より他の政令指定都市との比較を行っている。平成 23 年度以降の市の収入率は、平成 23 年度 91.9%、平成 24 年度 92.8%、平成 25 年度 94.1%、平成 26 年度 94.9% と毎年上向いてはいるが、他の政令指定都市と比較すると未だ低い収入率となっている。例えば、市の収入率を 2 ポイント引き上げることで、平成 26 年度ベースで調定額（現滞計）103,593 百万円に対し 2,071 百万円の税収増となり、市の財源の確保に大いに貢献できると思われる。

このような状況を踏まえ、課税事務においては、課税額の正確性の検証、未申告者・無申告者の把握の検証等をサンプルテストの実施などにより重点的に監査を実施した。収納事務においては、収納額の正確性の検証、収納率向上のための納付方法等の検討等をサンプルテストの実施、他都市との比較などにより重点的に監査を実施した。滞納整理事務においては、滞納整理の効率性の検証、不納欠損処理の合規性の検証等をサンプルテストの実施などにより重点的に監査を実施した。

なお、主な監査の結果と意見は、以下のとおりである。

1. 課税事務について

(1) 課税額の正確性の確保について

個人市民税においては、各種控除の適用誤り、所得の入力漏れなどによる課税額の算定誤りが検出されている。法人市民税においては、無申告法人のうち支店等の従業員が派遣社員として申告をしない法人の例がある。

固定資産税においては、固定資産台帳への地目又は面積の登録誤り、非課税面積の登録誤り等による課税額の算定誤りが検出されている。

事業所税に関しては、従業者割に関して課税漏れの可能性が検出されている。

【意見】

課税事務は、多岐にわたる税務に関する知識が要求されるため通常の事務作業より難易度の高い事務作業といえる。よって、課税事務職員には、経験と税務に関する理解力が要求される。

そこで、課税誤りを無くすための対策として、担当職員以外の上司などによるダブルチェックの徹底、誤りやすいポイントは定期的な情報交換の実施、事務職員のレベルアップを図るため適時な研修（税法の改正等）等により課税誤りが発生しない環境を構築することが望まれる。

また、現在、本庁及び各区税務課に分かれている所管課を 1 か所の市税事務所に集約することにより、課税事務における職員間の情報共有化、適切な作業の進捗管理、適切な人員配置、新人の教育等をより効率的に実施できるものと思われる（詳細については「（5）税務事務（課税事務・収納事務）の集約化について」で記載している）。

(2) 未申告者（法人を含む）の把握について

個人市民税については、給与支払報告書の提出が必要と思われる事業所リストを作成し督促状

を発送したが、事業所から給与支払報告書の提出がなくとも特段の手続きを実施していない。

法人市民税については、法人市民税の申告をしない法人に対して未申告法人調査票を作成し、未申告法人の調査と申告を促すための督促状送付をしているが、その後は未申告法人に対し特段の手続きを実施していない。

固定資産税については、特に償却資産は個人事業者の未申告者を把握するためサンプルテストを実施した。その結果、多数の未申告者が検出された。

【意見】

市は、未申告者に対し、個人市民税は給与支払報告書の提出が必要な事業所リストの作成、法人市民税は未申告調査票の作成、償却資産税は所得税申告書・決算書の入手等により未申告者の把握に努め、未申告者に督促状や申告書を送付し申告を促している。

ところが、督促状や申告書を送付しても申告しない者に対しては、その後の特段の調査・納税指導等は行われていない。本来、催告をしてもなお申告しない者に対する対応が重要と思われる。まず、申告しない者に対して、直接電話等により申告が必要かどうかの調査を行い、その結果、申告が必要と思われる者に対しては、来庁にて納税指導を行うことが必要と思われる。

今回の監査で、特に償却資産を申告すべき未申告者が多数存在している状況が検出された。申告すべき者を長年に渡り未申告の状況で放置することは、適切に申告している者と比較した場合、課税上極めて不公平である。

(3) 無申告者(法人を含む)の発掘について

個人市民税については、無申告者に対し一定の基準を設けて市民税・県民税申告書を送付しているが、その後、申告をしない者に対して更なる手続きを実施していない。

法人市民税については、税務署や県税事務所等から資料の収集は行っているが、市中の複合商業施設等(ショッピングセンター、ショッピングモール、デパート等を含む)や電話帳等からの無申告法人を発掘するための実態調査は実施されていない。今回の監査において、1か所のショッピングセンターをサンプリングとして選択し、テナントの申告状況の調査を行った。また、NTTの電話帳を用いて、市に支店(営業所)を置く事業所の無申告法人を発掘するための実態調査を実施した。その結果、ブティックや飲食店等のテナントとして入店している場合は、開設届出書等の提出がなく無申告状態の法人が散見された。また、電話帳のサンプリングテストにおいても無申告状態の法人が散見された。

事業所税については、固定資産税の課税データからのサンプリングにより建物の床面積が1,000㎡を超えてはいるが、比較的床面積の狭い事業所において無申告者がいると推測される。

【意見】

無申告者の発掘において、特に法人市民税の無申告者の発掘調査が不十分であると思われる。市内には多数の複合商業施設等が存在しているが、定期的に現地へ足を運び入店しているテナントごとに法人市民税等の申告が適正に行われているかの実態調査を実施する必要があると思われる。今回の調査結果において、1か所のショッピングセンターで56法人中5法人が無申告法人という実態を考えると、市内全体では相当数の無申告法人が存在する可能性があると思われる。

個人市民税については、市民税・県民税申告書を送付したが、その後も申告をしない者に対して申告すべき者が含まれていないかの追加手続きが必要と思われる。

事業所税については、固定資産税の課税データ等の庁内にあるデータを利用、「事業所等の貸付に係る申告書」の提出を徹底する等により無申告者の発掘に積極的に努めるべきと思われる。

市税の無申告者を見逃すことは、課税の公平性の観点から不適切である。市は、無申告者を無くすよう定期的に無申告者の発掘に努める必要があると思われる。

(4) 減免処理の合規性について

個人住民税においては、減免割合の適用誤りや減免決裁書の記載方法の不適切性が検出されている。

固定資産税においては、減免対象固定資産の定期的な現地確認の怠りや減免対象の根拠資料不

足が検出されている。

事業所税においては、提出期限を過ぎているにもかかわらず減免申請書が受理された事例が検出されている。

【意見】

減免処理に関しては、何れの検出事項も単純な誤りと思われる。誤りを無くするための対策として、担当職員以外の上司などによるダブルチェックの徹底、事務職員のレベルアップを図るための研修等により課税誤りが発生しない環境を構築することが望まれる。

(5) 税務事務（課税事務・収納事務）の集約化について

市においては、厳しい財政状況の中、自主性を発揮し行政サービスを効率よく行うために自主財源確保に向けた徴収体制の強化が必要となっている。そこで、重要な自主財源である市税の収入率の向上を図るとともに市税収入を安定的に確保するため、税務事務に対して効率的かつ経済的な組織を構築することが求められている。

現在、市の税務事務は市民の利便性等を考慮し、本庁、中央区、東区、西区、南区、北区の6か所に分かれて行われている。しかし、現状のように各区に分散して少人数で税務事務を行うことにより、税務職員の専門知識が分散し、専門知識の共有や承継が円滑に行われず、単純な課税誤りが発生する要因ともなっている。また、税務事務全般に関しても、区役所ごとに分散して行うことは、情報の共有化や人員体制等の点から効率的かつ経済的な組織体制とは言えない。

【意見】

現在、本庁及び各区役所で行っている税務事務を集約し、新たに市税事務所を設置するなど再編を行い効率的かつ経済的な組織を構築することが求められる。

ただし、市民のニーズが高い所得証明等の税務証明の発行や申告書の受付などの窓口業務については、市民の利便性及びサービス向上を考慮し集約化には馴染まないと思われる。

<集約化による期待される効果>

効率的かつ経済的な組織運営

税務事務を集約することにより課税・徴収の連携による税務組織の機能強化が図られるとともに、情報の共有化及び適正な人員配置を図ることにより、税務事務の効率性を高めコスト削減の効果も期待できる。

専門知識の蓄積

広域的に税務事務を行う結果、市税事務所に税務職員の専門知識や経験が集積し、専門知識の共有や承継が容易になり人材育成に役立ち、さらに専門知識の蓄積が図られる。税務職員の専門知識が向上すれば課税事務に対するサービス向上に繋がり、また市税の収入増及び収入率の向上も期待できる。

<参考>

登載省略

2. 収納事務について

(1) 収納方法の選択枝の拡大について

市税の主な収納方法は、市の窓口払い、金融機関窓口払い、口座振替払い、コンビニエンス払いである。平成19年度にコンビニエンス収納を開始して以来、収納方法の選択枝は拡大していない。また、コンビニエンス収納の収納割合は毎年増加傾向にあるが、口座振替払いの利用率は伸び悩みの傾向となっている。

【意見】

市は、市民が市税を納付する場合の利便性を向上するために、市税の収納方法の選択枝を拡大する対策を検討すべきと思われる。

現在、普及している収納方法としては、ペイジー収納、モバイルレジ収納、eLTAX 電子収納、クレジットカード収納等がある。税目により利用できる収納方法の違いはあるにしても、収納方法の選択枝を広げることで収入率の向上に繋がるものと思われる。

<参考>

登載省略

(2) 収入率向上に向けた取り組みについて

市は、平成 24 年度に政令指定都市に移行して現在に至るまで、毎年、市税の収入率（現年度 + 滞納繰越合計）が政令指定都市の中で最下位となっている。

市は、収入率の改善のため諸対策を実施し、その結果として収入率は毎年改善しているものの、他の政令指定都市と比較すると低い。収入率の向上に向けて更なる検討が必要と思われる。

今回の監査において、口座振替納付が収納率向上に有効であるかを調査する ために、平成 26 年度の政令指定都市 18 都市の固定資産税の口座振替利用率と収入率の相関関係について調査した（下図参照）。調査の結果、例えば名古屋市は収入率 99.5% と最も高いが振替利用率は 32.7% と 4 番目に低く、他の都市も同様に一般的に口座振替利用率が高いと収入率も高いと思われるが、相関関係は認められなかった。同様の調査を、個人市民税も実施したが結果は同じであった。ただし、口座振替納付は、効率性、経済性等を考慮し有力な市税収納方法であることには変わりなく、引き続き口座振替納付の勧奨は行うべきである。

図 登載省略

【意見】

市税の収入率は、単に口座振替利用率を上げれば、収入率も向上するという単純なものではなく、総合的な税務事務に対する取り組みの結果が収入率として数値化されたものと思われる。収入率の向上は、市民の利便性を考慮した収納事務は勿論ではあるが、市税に関する広報活動、専門性を発揮した公平及び正確な課税事務、効率性を考慮した適時な滞納整理事務等の総合的な日頃の努力の成果が結果として表れるものと思われる。

市税に対する広報活動

市税に関する課税のしくみや、市税の社会的に与える役割を市民に広報し、納税道義の高揚や納税義務の認識を深め、税収の確保を図る必要がある。そこで、現在実施している市税に対する広報活動を体系化し、有効な広報活動を検討する必要があると思われる。

< 広報活動の体系化例 > 登載省略

< 他都市の広報活動例 > 登載省略

専門性を発揮した公平かつ正確な課税事務

専門性を発揮した公平かつ正確な課税事務については、「1. 課税事務について」を参照

効率性を考慮した適時な滞納整理事務

効率性を考慮した適時な滞納整理事務については、「3. 滞納整理事務について」「4. 適正な債権管理について」を参照

3. 滞納整理事務について

(1) 滞納処分の方針の明確化及び迅速化について

監査を実施した結果、交渉経過記事に案件ごとの滞納処分の方針の記載がなく、今後の方向性が不明確な案件が多く見受けられた。滞納処分の執行停止にかかる方針についても同様である。

【意見】

案件ごとに滞納処分の方針を立案し、交渉経過記事に記録すべきである。特に重要な案件については、課ないしは班としての滞納処分の方針を立案する必要がある。

当該対応方針に従い適時に滞納処分を実施していく必要があるとともに、その実施状況を交渉経過記事に記録し、上司が進捗状況を確認すべきである。

また、案件ごとの滞納処分の執行停止の方針についても、当該対応方針に含めて立案する必要がある。滞納処分を実施してもなお滞納があり、執行停止の要件を満たす場合には、当該対応方針に従い、速やかに執行停止の手続きを行うことで、管理すべき債権を適切に減少させることが必要である。

(2) 適時な滞納整理事務について

監査を実施した結果、滞納者との折衝が長期間行われておらず、滞納処分が迅速に行われていない案件（滞納者が死亡した場合において適時に相続人調査等の必要な手続きが行われていない）

案件を含む)、分割納付計画の指導等が十分でなく場当たりの納付状況となっている案件、差押えた物件の換価等の滞納処分が適時になされていないと考えられる案件など、滞納整理事務が適時になされておらず、その結果、効率的かつ効果的に実施されていないと考えられる案件が数多く見受けられた。

【意見】

滞納整理事務が適時になされない原因とその対応策については、次のようなことが考えられる。

原因	対応策
職員が担当する案件の中から優先順位を決めるため、優先順位が低いと判断された案件について、長期間滞納整理事務が実施されない可能性がある。	担当職員は多数の案件を受け持つため、対応する案件に優先順位を付けたうえで効率的に業務を実施することに異論はないが、長期間にわたり一切対応しない案件があるのは課税の公平性の観点から問題がある。 優先順位が低いと判断された案件についても、定期的にフォローを行い、滞納処分を迅速に行う必要がある。 一定期間以上未対応の案件の洗い出しについては、担当職員のみならず課または班としても定期的に実施し、担当職員に適時対応するよう指導することが望まれる。
滞納者の意思を必要以上に尊重する結果、必要な滞納処分が後手に回り、迅速な対応ができない可能性がある。	滞納者の生活状況や資力等については十分に配慮することは当然のことであるが、課税の公平性を確保し、かつ、迅速な滞納処分を実施するため、法令等や各種対応方針等に従った上で、徴収に対する強い意思をもって適時に対応する必要がある。

4. 適正な債権管理について

(1) 債権管理の一元化の検討について

滞納整理事務を効率的及び効果的に実施するために、徴収を行う職員の経験等の蓄積及び集約が必要不可欠である。この点、市は「第5次行財政改革計画」に従い、市の有する主な債権を一元的に管理する「債権管理の一元化」の検討を進めている。

具体的には、市は平成27年度中に「熊本市債権管理に関する基本方針」の策定を行うとともに、「債権管理条例」の施行及び債権管理の統括部署の設置に向けて検討を進めている。

【意見】

市は、平成28年1月に「熊本市債権管理に関する基本方針」を策定し、債権管理の適正化を図るため、より効率的かつ効果的な未収債権額の縮減に向けた、全庁的な基本的方向性や課題に対する取り組みを開始した。

「熊本市債権管理に関する基本方針」において、「効率的かつ効果的な債権管理体制を構築するために、全庁的な総合調整や、債権保有課に対する助言や指導、債権の一部の引継ぎとその整理などを行う、債権管理の総括部署としての組織の設置を検討する。」としている。

今後は、債権管理の総括部署を早急に設置し、市の収入の確保及び課税の公平性の確保のため、債権管理の一元化により、市税を含めた債権の徴収に関するノウハウの蓄積及び集約を行い、徴収体制をより強化していくことが強く求められる。

(2) 全庁的な債権管理計画について

「第5次行財政改革計画」(平成26年4月策定)の2年目となる平成27年度実施計画において、主な取り組みの一つとして「市税をはじめとする各種収納率の向上」を挙げている。また、具体的な取り組み内容として「庁内の債権管理対応会議において「債権管理の基本方針」等について

決定し、債権保有各課への周知を図るとともに、債権管理条例や債権管理一元化の組織体制の構築に向けて準備を行う。」としている。

【意見】

「熊本市債権管理に関する基本方針」において、平成 25 年度に設置された熊本市債権管理対応会議が「全庁的な債権管理に関する情報共有や意思統一を行うとともに、取り組みなどの進行管理を行う。」としている。

今後は、熊本市債権管理対応会議において、早急に各債権保有課の年度ごとの未収債権の縮減数値目標や債権回収実績を含めた全庁的な債権管理計画を策定し、各債権保有課の債権回収の進行管理を徹底して行う事が求められる。

第 3 章 監査の結果と意見（各論）

以下、登載省略

公報の内容に誤りがあったので、次のように訂正する。

号	ページ	行	誤	正
1392	2035	2及び3	第6条の適用を受ける職員については、初任給規則第12条から第15条まで及び第18条から第22条までの規定は適用しない。	第6条の適用を受ける職員については、初任給規則第12条から第15条までの規定は適用しない。